

令和5年度 東京都教育委員会の権限
に属する事務の管理及び執行の状況の
点検及び評価（令和4年度分）報告書

東京都教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について……	1
第 2	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価 実施要綱（概要）について……………	1
第 3	東京都教育委員会の令和 4 年度の主な活動概要……………	2
第 4	東京都教育ビジョン（第 4 次）について……………	3
第 5	東京都教育ビジョン（第 4 次）に基づく令和 4 年度点検及び評価……………	9
第 6	点検・評価に関する有識者からの意見 ……………	271
<資料>	東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価実施要綱 ……………	274

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、令和3年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第2 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱について（概要）

（平成20年6月12日 東京都教育長決定）

1 点検及び評価の目的

東京都教育委員会が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

2 点検及び評価の対象

東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

3 点検及び評価の実施方法

- (1) 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (2) 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- (3) 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- (4) 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第3 東京都教育委員会の令和4年度の主な活動概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した教育長と5人の委員により組織される合議制の執行機関である。教育長の任期は3年、委員の任期は4年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第2及び第4木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会を行っている。令和4年度は、定例会18回を開催し、議案73件、報告事項59件について審議等を行い、審議の過程において、委員から出された様々な意見を内容に反映した。

東京都教育委員会の活動は、学校の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育施策を都民にとって分かりやすいものにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な活動を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第4 東京都教育ビジョン(第4次)について

1 「東京都教育ビジョン(第4次)」とは

「東京都教育ビジョン(第4次)」は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」(教育基本法第17条第2項)として策定された。学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開するため、都内公立学校教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として位置付けられている。

2 「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要である。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければならない。「東京都教育ビジョン(第4次)」策定に係る主な社会的背景として、同ビジョンでは以下の五つを示している。

(1) 情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0 などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能(AI)や Internet of Things(IoT)といったICTの発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されている。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えている。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になった。情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はAIなどで代替されるのではないかと、との予測もある。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるAIが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってくる。

(2) 超高齢社会の到来

東京都の人口は、令和7(2025)年をピークに減少傾向となることが予測されている。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースである。一方で、東京都では高齢化が加速し、65歳以上の割合が、令和7(2025)年には23.3%、令和12

(2030)年には24.3%となり、約4人に1人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されている。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できる。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要がある。

(3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にある。東京都の総人口が20年前と比較して約15%増加している中で、外国人人口は20年前と比較して約70%も増加している。

東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約20%が東京都で暮らしている。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にある。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示している。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれる。

子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠である。

(4) 就業・就労状況の変化

東京都の労働力人口に占める34歳以下の割合が近年低下している。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いている。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の3～4割が3年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化している。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にある。女性が職業に就くことへの意識も変化している。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成28(2016)年には男女ともに50%を大きく超えた。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成29(2017)年には過去最高の約18万1千人となった。

子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要がある。

(5) 経済・産業の変化

世界各国の名目GDP(国内総生産)の総計は、1980年から2016年までの間に約

6 倍に増加した。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は 1980 年と比べて 30 倍以上に増加している。

日本の名目 GDP は、伸びに陰りが生じているものの、2016 年には世界の約 6.5% を占め、世界第 3 位にある。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有している。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けている。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が 2017 年 5 月に発表した「2016 年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は 3 年連続で回復傾向にある。

しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002 年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の 2 番手であったが、この 10 年で国際競争力の低下が見受けられる。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析している。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できているが、これも楽観視できない状況である。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となる。

また、「2016 年版ものづくり白書」では、次のように指摘している。

「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要がある。

3 「次代を担う東京の子供の姿」とその考え方

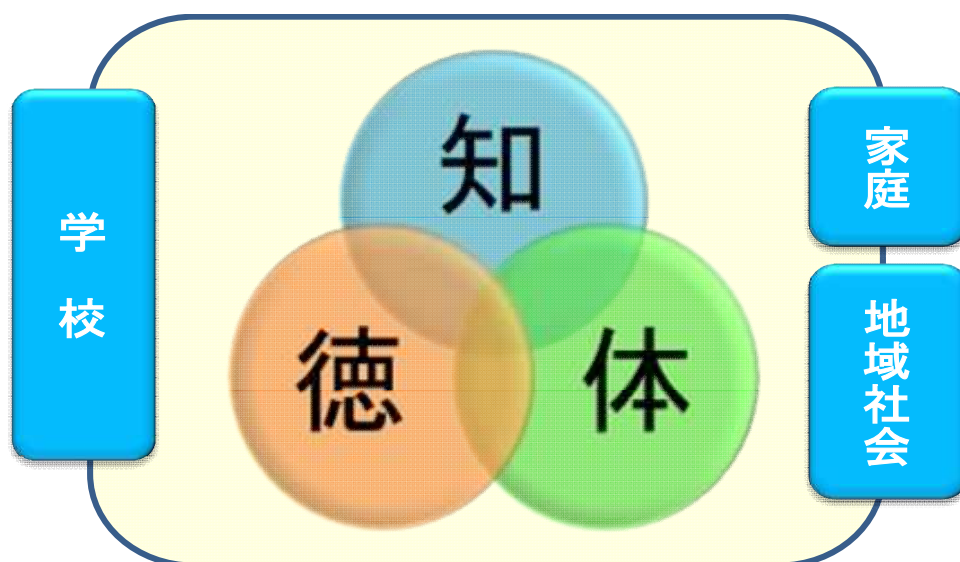
「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「次代を担う東京の子供の姿」を以下に記載の考え方の下、次のように定める。

情報化や国際化など急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供

≪「次代を担う東京の子供の姿」に向けた主な考え方と「東京都教育ビジョン（第4次）」の概念図≫

- 情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければならない。そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要。
- 社会を牽引する専門的な力を育む教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていく必要がある。
- 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠。
- 学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代にあって、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていかなければならない。
- 学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成していくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていく。

東京都教育ビジョン（第4次）の概念図



東京都教育ビジョン(第4次)の体系

基本的な方針

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

今後5か年の施策展開の方向性

- ① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
- ③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します
- ④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します
- ⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
- ⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します
- ⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します
- ⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
- ⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します
- ⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します
- ⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
- ⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します
- ⑬ 生命を大切にする心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します
- ⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

基本的な方針

今後5か年の施策展開の方向性

貢献する力を培う

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します

⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します

⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します

⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します

㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します

㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります

㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します

㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します

11 質の高い教育を支える環境の整備

㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります

㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します

㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

第5 東京都教育ビジョン(第4次)に基づく令和4年度点検及び評価

柱	基本的な方針	今後5か年の施策展開の方向性	ページ
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う。	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	1 きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります	11
		2 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します	29
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	3 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します	36
		4 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します	45
		5 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します	56
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	6 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します	70
		7 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します	82
		8 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します	87
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	9 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します	93
		10 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します	101
		11 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します	113
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	12 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します	137
		13 生命を大切にすることや他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します	141
		14 いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します	146
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	15 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します	162
		16 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します	169
		17 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します	174
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	18 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します	183
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	19 次代を担う社会的に自立した人間を育成します	189
		20 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します	193
		21 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます	197
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	22 優れた教員志望者を養成・確保します	204
		23 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります	210
		24 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します	223
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上する「働き方改革」	25 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します	228
		26 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します	236
	11 質の高い教育を支える環境の整備	27 教員一人一人の健康保持の実現を図ります	240
		28 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します	244
12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	29 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します	261	
	30 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します	267	

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
--------	---	---------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
全国学力・学習状況調査において、平均正答率が全国平均を上回っている設問の割合★ <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：91.5% 中：83.7%	—	全教科・全質問で、 全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査における平均無解答率 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：5.1% 中：5.4%	令和4年度 小：4.2% 中：5.8%	全教科・全質問で、 全国平均を下回る
全国学力・学習状況調査における全国の平均正答率以下の児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小国語：40.5% 小算数：40.6% 小理科：36.6% 中国語：37.8% 中数学：46.7% 中理科：48.9%	令和4年度 小国語：47.2% 小算数：48.1% 小理科：41.4% 中国語：40.3% 中数学：50.8% 中理科：51.5%	全国平均を下回る

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性1：きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります		
1	小学校・中学校における基礎学力の定着	11
2	就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進	14
3	高等学校における学力の確実な定着	16
4	高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実	19
5	特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実	20
6	小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実	21
7	島しょにおける教育活動の充実	24
8	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実	25
施策展開の方向性2：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します		
1	課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進	29
2	授業改善に資する研究・研修の推進	30
3	高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進	32

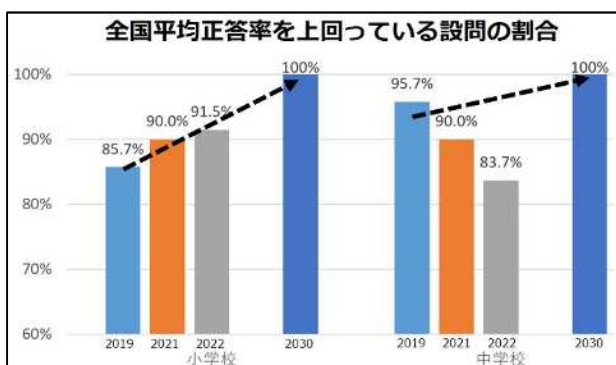
<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	1	きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります
予算額：28,041,558千円		決算額：27,351,067千円

1 小学校・中学校における基礎学力の定着（指導部・人事部）

目 標

2030年までに全国学力・学習状況調査の全教科・全設問で、全国水準を上回る。



※全ての教科の正答数を合計して割合を算出

※実施教科は、国語、算数・数学、英語（中学校のみ。話すこと調査の結果は除く。）(2019)、国語、算数・数学(2021)、国語、算数・数学、理科(2022)

取組状況

(1) 児童・生徒の学力向上を図るための調査

ア 対象とした学校

都内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）

イ 対象とした児童・生徒

- ・小学校第4学年から第6学年までの児童
- ・中学校及び中等教育学校第1学年から第3学年までの生徒
- ・義務教育学校第4学年から第9学年までの児童・生徒

ウ 調査内容・調査方法

調査名	調査内容	調査方法
児童・生徒調査	児童・生徒の学びに向かう力等に関する意識を調査	児童・生徒が児童・生徒用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答
学校調査	学校の指導方法等を調査	学校管理職等が教師用パソコンやタブレット端末等を用いてウェブシステムを通じて回答

エ 調査実施期間

- ・児童・生徒調査 令和4年5月16日（月）から6月24日（金）まで
- ・学校調査 令和4年5月16日（月）から6月10日（金）まで

オ 調査に回答した学校数及び児童・生徒数

学校種別	学校数（校）	児童・生徒数（人）			
		第4学年	第5学年	第6学年	合計
小学校	1,277	92,135	92,368	93,539	278,042
		第1学年	第2学年	第3学年	合計
中学校	622	71,485	70,278	70,281	212,044

※小学校には、義務教育学校（前期課程）を含む。

※中学校には、義務教育学校（後期課程）及び中等教育学校（前期課程）を含む。

(2) 「東京都学力向上施策検討委員会」の設置

都の学力向上施策に関する検討を行う委員会（有識者、区市町村教育委員会の代表、校長会の代表、PTA協議会の代表などから構成）を開催し、都教育委員会と区市町村教育委員会との連携を強化した。

(3) 都及び国の学力調査結果を生かした授業改善推進プラン等を活用した授業改善の推進

都内の全公立小・中学校等において、都や国の学力調査の結果及び報告書等を生かして児童・生徒の学力の実態を分析し、課題を明らかにするとともに、課題に応じた具体的な方策を示した授業改善推進プラン等を各区市町村教育委員会の指導の下に作成し、その実施・評価・改善のサイクルの確立を図ることで授業改善の取組をより一層、充実させた。

(4) 小学校教科担任制等推進事業

都内公立小学校 10 校を「小学校教科担任制等推進校」に指定し、中学校教員を専科教員として配置し、学級担任が他の教科を分担して指導することとし、教材研究や授業の質の向上、教員の指導体制の強化を図った。

(5) エデュケーション・アシスタント配置支援事業

授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員（エデュケーション・アシスタント）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助 1 / 3、都費 2 / 3）。

(6) 算数・数学における習熟度別指導、英語における少人数・習熟度別指導の推進

小学校では令和 2 年度から、中学校では令和 3 年度から全面实施となった学習指導要領（平成 29 年告示）の内容を踏まえて改訂した「東京方式 習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《小学校 算数、中学校 数学》」及び「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン（改訂版）《中学校 英語》」に沿った指導方法の工夫・改善を推進する教員を配置した。

(7) 授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供

児童・生徒一人一人の「確かな学力の定着と伸長」を目指して、都教育委員会が有する先進情報等を定期的に配信して、学校や教員の教育活動を支援した。

(8) 「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの改訂（活用）

新学習指導要領の全面实施に向けて改訂した「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトを、放課後の補習や家庭学習でも活用し、一人一人の学習状況に応じた支援の一層の充実を図った。

(9) 学力格差解消に向けた取組

児童・生徒の学力に課題を抱える公立小・中学校を対象に、学力向上に関する取組を活性化するために教科指導や補習などを行う教員を配置した。

成 果

(1) 令和 4 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から

小学校において約 9 割の児童、中学校において約 8 割の生徒が、「授業の内容はどのくらい分かりますか」の調査項目に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をしている。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

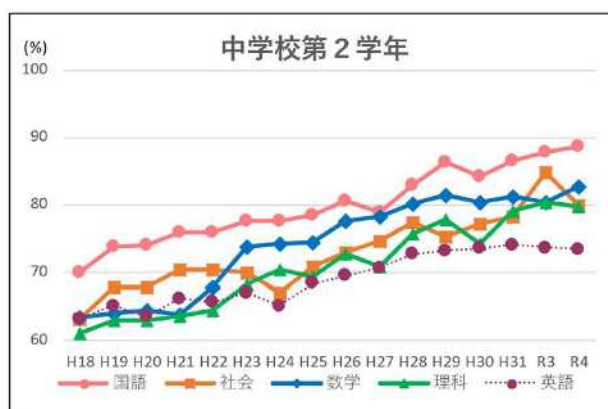
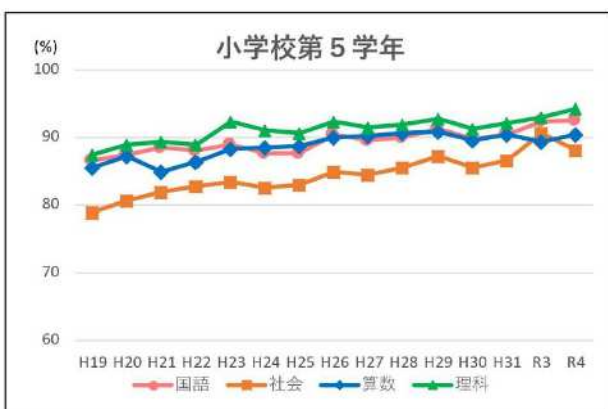
「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合 (%)

小学校				
学年	国語	社会	算数	理科
第4学年	92.4	89.1	91.0	94.5
第5学年	92.6	88.0	90.4	94.2
第6学年	93.7	91.2	91.6	92.5

中学校					
学年	国語	社会	数学	理科	英語
第1学年	90.5	82.8	88.0	86.9	82.3
第2学年	88.7	80.0	82.8	79.6	73.3
第3学年	89.3	85.3	84.8	76.3	75.8

(参考)平成 19 年度 (中学校第 2 学年は平成 18 年度) から令和 4 年度までの経年変化

「授業の内容はどのくらい分かりますか」に「よく分かる」、「どちらかといえば分かる」と肯定的な回答をした児童・生徒の割合



※平成 31 年度以前は、小学校第 5 学年、中学校第 2 学年のみを対象として、本質問を調査している。
 ※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の影響を考慮し、調査を実施していない。

(2) 令和 4 年度「全国学力・学習状況調査」の結果から

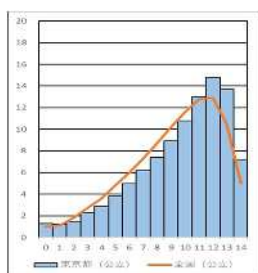
各教科の平均正答率は全国平均正答率を上回るとともに、正答数の分布においても全国に比べて正答数の少ない児童・生徒の割合が低く、正答数の多い児童・生徒の割合が高い傾向がみられた。

ア 各教科の平均正答率

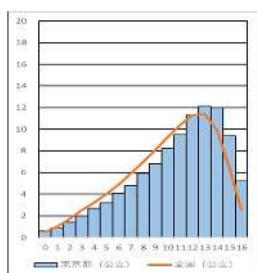
校種	教科	東京都	全国
小学校	国語	69	65.6
	算数	67	63.2
	理科	65	63.3
中学校	国語	70	69.0
	数学	54	51.4
	理科	51	49.3

イ 各教科における正答数の分布

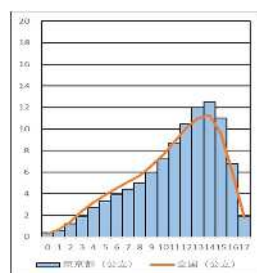
〔小学校国語〕



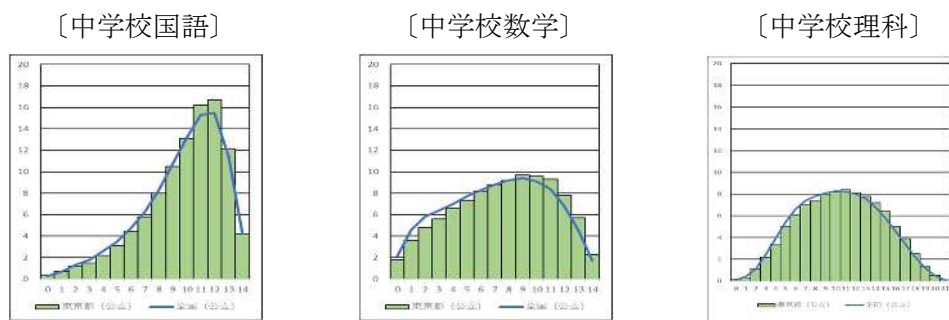
〔小学校算数〕



〔小学校理科〕



基本的な方針1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育



課題

- (1) 令和4年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果から
教科共通の学習の進め方に関する調査項目のうち、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と肯定的に回答した児童・生徒の割合が最も低かったのは、「自分が考えたことを、積極的に他の人や先生に伝えようとしている。」であり、小学校では56.9%、中学校では47.8%であった。
- (2) 令和4年度「全国学力・学習状況調査」の結果から
全国平均正答数を上回っている設問数は、小学校で91.5%、中学校で83.7%であった。

校種	教科	設問数(問)	全国平均正答数を上回っている設問数(問)	割合 (%)	校種別の割合 (%)
小学校	国語	14	13	92.9	91.5
	算数	16	15	93.8	
	理科	17	15	88.2	
中学校	国語	14	11	78.6	83.7
	数学	14	13	92.9	
	理科	21	17	81.0	

今後の取組の方向性

「全国学力・学習状況調査」の結果から、一定の成果が認められる習熟度別指導等、改訂版「東京ベーシック・ドリル」等の活用、学力格差解消に向けた取組を引き続き実施していく。

また、「全国学力・学習状況調査」及び「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果分析や教科担任制の効果検証等に基づいた教育施策の検討を行う。あわせて、令和4年度の結果分析に基づき、知識及び技能の確実な定着や思考力、判断力、表現力等の一層の伸長を図るため、各学校において、理解したり考えたりしたことを工夫しながら伝え合う学習活動を充実することができるよう、授業改善や学習指導に関わる先進情報の提供等を通じ、区市町村教育委員会と連携しながら各学校に指導・助言していく。

さらに、各学校が、「全国学力・学習状況調査」の結果において全国平均正答率を下回っている設問等に着目し、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の結果と関連付けながら児童・生徒の学習状況を分析し、その分析を基に効果的な授業改善推進プラン等を策定して授業改善を進められるよう、調査結果の活用に関する研修の実施や効果的な取組を行っている学校の事例を動画配信等で都内公立小・中学校全校に対して発信する等の取組を行う。

2 就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組の推進 (指導部)

目標

就学前施設の保育者及び小学校教員を対象として、就学前教育カンファレンスを開催し、就学前教育と

小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、保育・教育関係者に広く啓発を図る。

また、幼児・児童の資質・能力を更に育成するために、モデルとなる地区を指定し、5歳児から小学校低学年における指導内容や指導方法など、新たな教育課程の研究・開発を共同で進める。

取組状況

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催し、都教育委員会から「就学前教育と小学校教育との円滑な接続について」の説明を行うとともに、実践報告として、「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発事業（荒川区教育委員会）」及び「国立市における幼保小連携推進事業の取組について」を行った。実施後には動画配信も行った。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

荒川区では、「荒川区就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」を設置し、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程の研究・開発、児童・幼児の資質・能力に関する調査、保育者及び教員対象の研修を行うとともに、研究・開発委員会において、モデル園・校版「5歳児から小学校低学年までを連続した時期として捉えた指導計画」及びモデル園5歳児の「個人の見取表」の記載内容等についての検討を行った。

福生市では、「幼保小連携推進委員会」を設置し、「学びに向かう力」の育成に重点を置いた、就学前施設における教育・保育実践を共有した。また、慶應義塾大学と連携し、市内就学前施設を対象に、保育環境評価スケールに基づいた保育の質に関わる調査を実施した。

国立市では、市教育委員会と子ども家庭部が連携して「国立市幼保小連携推進委員会」を設置し、モデルとなる小学校における「スタートカリキュラム」の実践について検証を行い、改善点について、就学前施設の保育者とともに議論をし、整理した。また、小学校ごとにグループを立ち上げ、保育者及び教員間での研修や交流会を年3回実施した。

成果

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

就学前教育カンファレンスの参加者数は約500名、配信動画の視聴回数は約2,000回（令和5年3月時点）であり、令和3年度と同等の周知を図ることができている。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

- 荒川区では、指導計画を「文字・言葉」、「数量・図形」及び「自然」の三つの視点で記載内容を整理し、併せて5歳児の各期で育てほしい姿と、小学校第1・2学年で身に付けさせたい資質・能力のつながりを可視化したことにより、就学前施設の保育者と小学校教員それぞれが保育・学習内容のつながりを踏まえた教育活動が行われるようにした。また、モデル園5歳児の「個人の見取表」について、「文字・言葉」、「数量・図形」及び「自然」の視点から幼児の活動を見取り、小学校の「国語」「算数」及び「生活」につながる部分に下線を引くなど記載方法を統一することで、5歳児の見取りを確実に引継ぎ、小学校での指導へと生かせるようにした。
- 福生市では、5歳児を対象にした教育・保育実践事例集を作成し、就学前施設同士で、各園が目指す「ふっさっ子像」、「ふしぎをふくらます子」をどのように育成しているのかを共有することができた。また、保育環境評価スケールの結果を基に、就学前施設において、環境の配慮を中心として改善

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

が図られるようになった。

- ・ 国立市では、小学校教員が就学前施設の指導の実態を把握することができ、入学当初のスタートカリキュラム時期における、就学前施設の経験を踏まえた具体的な指導方法について検討することができた。

課 題

就学前教育と小学校教育とのより一層の円滑な接続を図るための取組を促進するため、就学前教育と小学校教育との接続の意義について、就学前施設及び小学校へ普及させる必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実

小学校との連続性を踏まえた就学前教育の一層の充実について、保育・教育関係者に広く啓発するとともに、都教育委員会が作成した「就学前教育カリキュラム改訂版」及び「就学前教育カリキュラム改訂版ハンドブック【新幼稚園教育要領等対応】」等の指導資料の活用を促進する。

(2) 就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続

就学前教育と小学校教育の一層の円滑な接続について、各モデル地区（研究開発地区、研究指定地区、研究協力地区）における研究の成果報告会を、都内の就学前施設及び公立小学校を対象として開催することで、全都へ広く周知し、就学前教育と小学校教育の一層の充実を図っていく。

3 高等学校における学力の確実な定着（指導部）

(1) 「都立高校学カスタンダード」活用事業の推進

目 標

各学校が具体的な学習目標を明示し、校内で組織的・効果的な指導と評価を行い、その評価に基づいて次の指導を行うことにより、指導内容・方法の改善を図る。さらに生徒の学力を正確に把握し、繰り返し指導することで、学力を確実に定着させる。

取組状況

ア 「各高等学校における独自の学カスタンダード」の作成

進学指導重点校、中高一貫教育校及び夜間定時制高等学校以外の全ての都立高等学校において、「基礎」・「応用」・「発展」の3段階の「都立高校学カスタンダード」に基づき、対象科目の内容・項目ごとに学校独自の学カスタンダードを作成した。

【対象科目】 普通科目 6 教科 19 科目、専門科目 3 教科 3 科目

国語総合・現代文B・数学Ⅰ・数学Ⅱ・コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・世界史A・世界史B・日本史A・日本史B・地理A・地理B・現代社会・倫理・政治・経済・物理基礎・化学基礎・生物基礎・地学基礎・農業と環境・工業技術基礎・ビジネス基礎

イ 学カスタンダードに基づく学習指導の実施

- (ア) 学カスタンダード推進委員会、教科会などからなる組織的な学習指導体制の確立
- (イ) 学カスタンダードに基づく各教科の指導計画及び報告書の作成
- (ウ) 指導と評価のPDCAサイクルによる授業改善の実施
- (エ) 各学校において作成した自校の学カスタンダードのホームページへの掲載

ウ 学力向上データバンクの構築

各教科で組織的な指導を効果的に実施していくことを支援するため、各校が作成した学力調査問

題を共通で利用することができるデータバンクに保存・登録

成 果

令和4年度学力スタンダードに関するアンケート結果の分析から、授業進度が統一されている学校の割合は95.7%であり、ほとんどの学校で統一された授業及び評価等に関する教科の体制が構築されている。義務教育段階の生徒の学習の定着状況に応じて習熟度授業を実施している学校が一定数ある。

学力スタンダード対象科目における定期考査問題の共通化について、全ての科目で、完全又は一部で共通化して実施している割合は91.7%（令和3年度は89.8%、令和2年度は90.2%、令和元年度は88.6%）であり、定期考査の共通化が図られつつある。

課 題

授業進度が統一されている学校においても、一部で考査問題が統一されていない学校の割合が8.3%あり、組織的な校内体制が整っていない学校がある。

今後の取組の方向性

令和4年度のアンケート結果を分析するとともに、令和4年度から年次進行で実施されている新学習指導要領の目指す生徒の資質・能力の育成に向けて、学力スタンダードの在り方を検討する。

(2)「学びの基盤」プロジェクトの実施

目 標

「A I時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から3か年で、研究協力校6校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等を高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト1年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、事業全体の見直しを図った。

見直し後のプロジェクトは、当初計画していた調査の枠組みを令和3年度入学生を対象として実施し、同一集団を3年間定点観測する形に変更し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和3年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、8月：ワーキンググループ会議、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、3月：ワーキンググループ会議

令和4年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、10月～11月：ワーキンググループ会議（計6回）

成 果

研究協力校 6 校の担当者が集まり、以下のように研究授業・協議及びワーキンググループ会議を行い、授業改善を図るとともに、教育プログラムについて検討した。

学校	月日	研究授業	協議テーマ
秋留台高校	10月5日	世界史A	意図的・計画的な言語活動について
南葛飾高校	10月12日	数学A	研究授業・研究協議の工夫について
東村山高校	10月27日	コミュニケーション 英語Ⅱ	見通しをもち振り返りができる授業について
板橋高校	10月31日	現代の国語	学校の特色等を生かして全校で取り組む言語活動について
足立東高校	11月18日	数学Ⅰ	教科・科目の本質に迫る「問い」の設定について
光丘高校	11月22日	世界史A	受容的な学習環境の整備について

課 題

調査結果の分析をさらに精緻に行い、生徒の読解力等の向上を図る各学校の取組と関連付けていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は、プログラムを改善、検証し、「学びの基盤」教育プログラムとして完成し、令和6年度から他の都立学校にも展開する。

(3) 「校内寺子屋」の推進

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和4・5年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和4年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.1%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	82.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	74.8%

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

4 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（都立学校教育部）

目 標

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

取組状況

令和3年度から、校務支援システム及び学習管理システムで構成される都立通信制高校運営総合情報システムの本格運用を開始した。

また、WEB学習コースの実施に向け、同システム改修等を行った。

成 果

学習管理システムにより、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上につなげた。

また、令和4年度に、新宿山吹高等学校において、WEB学習コースの試行実施を行い、令和5年度には本格的な実施を開始した。

課 題

WEB学習コースの検証と一橋高等学校及び砂川高等学校での実施に向けた課題の整理

今後の取組の方向性

令和4年度からの新宿山吹高等学校によるWEB学習コースの実施状況を検証するとともに、令和6年度以降の、一橋高等学校及び砂川高等学校へのWEB学習コース展開に向け、各校と調整を行っていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

目 標

NPO等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常の生活の中で心のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内4か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学びのセーフティネット事業の参加者数	238名	287名	567名

成 果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。

NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課 題

通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。

居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。

参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

5 特別支援学校における「準ずる教育課程」の教育内容・方法の充実（指導部）

目 標

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

各特別支援学校の準ずる教育課程における授業改善に向けた視点を明確にした授業改善推進プランの作成と効果的な活用を推進する。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

地域の小学校、中学校及び都立高等学校等を「授業研究連携校」に指定し、オンライン会議等を活用しながら小学校、中学校及び都立高等学校等と連携した授業研究及び授業改善の取組を推進する。

さらに、特別支援学校の準ずる教育課程の教科担当教員が、小学校、中学校及び高等学校の各教科等の教育研究員に参加し、小学校、中学校及び高等学校の教科指導の実践に触れる機会を充実させる。

取組状況

(1) 特別支援学校の授業改善推進プランの効果的な活用推進

準ずる教育課程を編成する特別支援学校に対して、教育課程編成・実施・管理説明会や令和3年3月に作成した指導資料等を通じて、授業改善推進プラン策定の意義や作成方法を周知し、本プランの作成及び効果的な活用について理解啓発を行った。

(2) 特別支援学校の教員の指導技術や授業力の向上

準ずる教育課程を編成する特別支援学校3校と地域の小学校・中学校及び都立高等学校等が連携して授業改善・授業研究を行う「授業研究連携校」のモデル実施を行った成果を踏まえ、特別支援学校が授業改善推進プランに基づき、区市町村教育委員会や都立高等学校等と連携し、「授業研究連携校」の取組を推進させるよう周知した。

成果

特別支援学校の準ずる教育課程における教科指導力の向上への意識が高まった。

課題

授業改善推進プランの活用状況及び「授業研究連携校」の指定による成果検証が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる授業力向上に向けた各学校の取組を推進する。

6 小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の充実（都立学校教育部・指導部）

(1) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）

目標

ア 公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮等について、区市町村に対する支援を行う。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築する。

取組状況

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介等により、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実を図った。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(7) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和4年度は、遠隔地等により通うことが困難な生徒のため、一部講座をオンラインにより実施した。

(4) 都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から令和2年度まではパイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施し、その検討結果などを踏まえて、令和3年度からは教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。令和4年度からは、発達障害のある都立高校生の支援のため、専門性を有する都立特別支援学校のセンター的機能により都立高等学校を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の運用を新たに開始している。

成 果

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：1,270名（令和4年4月1日）

イ 中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：601名（令和4年4月1日）

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：114校
中学校訪問校数：57校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

- (7) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数75人
通年短期講座：6月から2月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数67人
短期集中講座：7月（オンライン講座）・8月（対面講座）、各講座5回実施。受講生徒数56人
- (4) 都立高等学校において、41校（41課程）の134人に通級による指導を実施

課 題

ア 公立小・中学校における特別支援教室の運営

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が必要である。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営

特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。

イ 特別支援教室の適切な運営に対する指導・助言

区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとった適切な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。

ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施

(ア) 令和5年度についても、引き続き、受講を希望する生徒が、可能な限り受講できる実施方法を検討していく。

(イ) 「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の適切な運用により、通級による指導が必要な生徒を含め、都立高等学校も在籍する発達障害のある生徒への支援を実施していく。

(2) 学校におけるインクルージョンに関する研究（都立学校教育部・指導部）

目 標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットの作成等により、特別支援教育についての普及啓発を図る。

取組状況

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和2年度に公募により決定した実践的研究事業実施地区（2区市）において、引き続き実践的研究を行った。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、PTA代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和4年度中に3回の協議会を開催した。また、研究事業実施地区の教員、保護者、児童・

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

- 生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査を実施し、交流及び共同学習の現状把握に努めた。
- ウ 普及啓発リーフレットの作成等
- 幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

成 果

- 開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。また、それらの報告内容等を取りまとめた本事業の報告書を策定し、都内区市町村立小・中学校及び都立特別支援学校等に配布するとともに、報告会を実施して成果の普及に努めた。
- 研究事業実施地区の教員、保護者、児童・生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査の実施により、現状を把握することができた。本調査結果は、報告書に記載するとともに、今後の事業展開の基礎資料として活用していく。
- 障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

課 題

研究事業の成果を都内区市町村に広く普及していく必要がある。

今後の取組の方向性

研究事業の成果を生かして、区市町村等と連携しながら交流及び共同学習の機会を拡充していく。

7 島しょにおける教育活動の充実（都立学校教育部）

(1) デジタル環境の更なる活用による教育活動の充実

目 標

島しょ高校において、ICT等を活用した教育活動の充実に向けた取組を実施する。

取組状況

島しょの都立高校は、豊かな自然環境に恵まれている一方、島外とは海を隔てていることから、学校外における学習活動の機会が制約されてしまうことなど、地理的制約を抱えている。こうしたことから、ICT機器の活用を促進するため、島しょ高校の一部をモデル校として指定し、web会議システム等の活用に関する実証実験を実施した。

成 果

モデル校3校（新島・神津・八丈）において、タブレット端末を貸与し、MSTeams等のアプリケーションを活用しながら学習活動を展開することができた。

課 題

島しょ高校全校での更なる活用を検討していく必要がある。

今後の取組の方向性

島しょ高校全校で、ICT等を活用した教育活動を展開していく。

(2) 島外生徒の受入れの促進

目 標

島しょ以外の地域に居住する都内の中学生を、寮への入居やホームステイにより島しょの高校へ進学できるようにする。

取組状況

島しょの都立高校（大島海洋国際高校除く。）は、在籍する生徒が減少する中、生徒同士が切磋琢磨(せつさたくま)する環境が生まれにくい状況があることなどから、平成28年度から神津島村・神津高校、平成29年度から八丈町・八丈高校において、島外に住む生徒の島しょの高校への受入れを開始した。

成 果

これまでの受入実績は以下のとおり。

【神津島村（神津高校）】

入学年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	男	女	男	女	男	女
募集人数	4名程度	1名程度	5名程度		5名程度	
合格者	3名	2名	2名	2名	2名	2名

【八丈町（八丈高校）】

入学年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	男	女	男	女	男	女
募集人数	未実施		2名		2名	
合格者	未実施		0名		2名	

課 題

継続して実施していくための地元理解と受入先の開拓、規模の拡大などの検討

今後の取組の方向性

令和5年度から新島村・新島高校において受入れを開始する。受入れを継続していくため、引き続き各町村と連携していく。また、規模の拡大について検討する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 「地域未来塾」の促進（地域教育支援部）

目 標

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	29 地区	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	640 校	659 校	652 校	658 校	704 校

・新型コロナウイルス感染症の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。

・取組内容

大学生や教員 0B 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとっては学力向上に大きく役立っている。「大学生や教員 0B、保護者や地域住民が学習支援員として活動しており、学力の向上に寄与している。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

年度	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	652 校	658 校	704 校

課 題

地域人材の学習支援員の協力を得て実施する「地域未来塾」は、コロナ禍により令和 2・3 年度に続き令和 4 年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、参考となる取組事例の情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（地域教育支援部）

目 標

平成 30 年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和 2・3 年度は実施地区を拡充し実施し、以上

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

のモデル実施の効果や効果的な運営方法等を踏まえ、令和4年度から本格実施とした。

取組状況

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2地区 計 13 中学校、中学3年生 83 名が参加
- ・ 数学、英語、国語、理科、社会等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 8 月から 2 月にかけて 54 回

成果

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し 4 地区、令和 3 年度は 5 地区でモデル実施し、令和 4 年度は 2 地区で行われた。

生徒対象のアンケートには、「今まで勉強方法や計画の立て方など何をすべきかわからない状態で始まったのに、スタディ・アシストを受講して勉強をする意味や楽しさを学ぶことができた。」「課題にメッセージを添えて頂いたり褒めちぎってくれたりしたので第一志望に余裕をもって合格でき、不安なことがすべて消えた気がします。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	A 地区	B 地区
【志望校への進学】 第 1 志望に合格	94.2%	82.7%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回） と事後テスト（最終回）の結果	英語+18	英語+4.9
	数学+10.5	数学+20.4

課題

各モデル実施地区における成果と課題を踏まえ、令和 4 年度から本格実施としたが、実施地区は 2 地区に留まった。中学 3 年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育委員会が、より活用しやすい実施方法に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 平成 30 年度、令和元・2・3 年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和 4 年度に引き続き令和 5 年度以降も事業を継続して実施する。
- ・ モデル地区における成果や課題を踏まえ、既に中学 3 年生を対象に実施している取組を充実する観点も組み入れ、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3)「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を 30 校、2 年間（令和 4・5 年度）指定した。

- ・ 国語、数学、英語において高校 1 年生 20 名程度の生徒を対象
- ・ 各教科週 2 回程度、放課後に 2 時間程度
- ・ 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和 4 年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.1%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	82.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	74.8%

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	1	全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育
施策展開の方向性	2	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
予算額：101,269千円		決算額：38,319千円

1 課題の解決に向けた実践力を育成する教育の推進（指導部）

(1) 環境教育の推進

目 標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

- 児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的としてカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、配布した。
- 都内公立幼・小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小学部・中学部を含む。）で環境教育を指導する教員を対象に、環境教育の課題や、国や都の先進事例、先進的な取組を行う学校の指導実践を共有し、指導の改善・充実を図るカーボンハーフスタイル推進教育フォーラムを開催した。

成 果

- カーボンハーフスタイル推進資料
 - ・ 都内全公立小・中・高等学校等を対象に、教材・ワークシート・指導資料を年3回作成し、配布
- カーボンハーフスタイル推進教育フォーラム
 - ・ 参加人数 412名
 - ・ 内訳：幼稚園籍6名、小学校籍231名、中学校籍133名、都立学校籍12名、指導主事等30名

課 題

- ・ カーボンハーフスタイル推進資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成
- ・ 「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

- ・ 2030年カーボンハーフ（2050年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。
- ・ 「深刻化する気候危機」や「食品ロスの発生抑制」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を継続して作成し、都内全公立小・中・高等学校等に一人1台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。
- ・ 関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実

実践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。より多くの環境教育を指導する教員の指導の改善・充実を図る。

2 授業改善に資する研究・研修の推進（指導部）

(1) 「教育研究員」の実施

目 標

所属校（幼稚園を含む。）における教育活動を通して、各教科等の内容、指導方法等を研究し、様々な課題の解決と指導力の向上を図り、当該地区等における教育研究活動の指導者など中核となる教員としての資質・能力を養成する。

取組状況

各教科等の分科会を校種毎に設置し、教員経験 10 年～15 年程度の教員を研究員として募集し、教科の研究を進めた。令和 4 年度は、各部会月例会を、集合型・オンライン型・ハイブリッド型を併用して実施した。

年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
研究員数	325 人	323 人	342 人	228 人	206 人	142 人

成 果

集合型・オンライン型・ハイブリッド型を併用した運営により、年間を通して、各部会の研究を推進することができた。また、宿泊研究会においては、事前の PCR 検査の実施、換気や消毒の徹底、オンライン会議システムの活用等により、感染症拡大防止と教師の学びとの両立を図ることができた。

課 題

令和 4 年度より、改正された設置要項に基づいて事業が実施されている。設置要項に基づいて定められる募集要項について、都立学校及び区市町村教育委員会に周知を徹底していく。

今後の取組の方向性

研究員数の確保のため、教職員研修センター主催の「研究推進団体支援事業説明会」、及び校長連絡会等において、研究員の推薦の依頼を継続する。また、教員数自体が少ない校種・教科等によっては、部会設立条件の人数について検討する。

月例会運営では、状況に応じて集合型・オンライン型・ハイブリッド型を適切に使い分けるとともに、各区市町村のオンライン環境を把握し、実態に応じた開催方法が選択できるようにする。

(2) 「東京都教育委員会研究推進団体」認定事業の実施

目 標

東京都の教員が組織する教科等の研究団体による教育に関する研究の成果を、都内公立学校の全ての教員が共有できるように、普及する事業の円滑な運営を図る。

取組状況

東京都教育委員会の教育目標を踏まえ、教員の教科等の専門性を育成するための研究活動等を通して教員の指導力向上に資するため、東京都教育委員会研究推進団体を認定し、研究活動の促進、研究成果の普及等の支援を行う。

ア 団体数

年度	R2年度	R3年度	R4年度
団体数	139 団体	141 団体	142 団体

イ 取組

学習指導要領等に従い、それぞれの教科等の特性を踏まえ、研究活動、発表会、研修会等を実施し、教科等の研究を進める。

成果

実績報告書に基づく研修会等を実施した研究推進団体の割合

アンケート結果	R4年度
研修会等の実施を報告した割合	100%

課題

研究推進団体の活動は、自主的・自発的に教員が参加しており、主体的に研究活動を行っているが、新しい教育課題への対応等が日々求められることから、活動の実態を十分把握できるよう、事務局との連携を強化していく。

今後の取組の方向性

活動の実態把握については、教職員研修センターとの情報共有を密にするとともに、必要に応じて、各団体から研究の具体等を聞き取る。

(3) 地域人材・資源活用推進事業

目標

これからの時代に求められる資質・能力を育むために、外部人材・地域資源を有効に活用しながらカリキュラム・マネジメントを推進するとともに、社会や地域と連携してよりよい学校教育を目指す「地域人材・資源活用推進校」を指定し、その取組について普及・啓発する。

取組状況

令和4年度の1年間を指定期間として、「地域人材・資源活用推進校」を17校（小・中学校15校、都立特別支援学校2校）指定し、以下の取組を行った。

1 各推進校での取組

外部人材・地域資源を活用しながら多様な教育課題に取り組み、持続可能な社会の創り手となる資質・能力を育む教育活動を実施するため、以下の取組を実践し、その成果を教育通信等により他校や保護者・地域等へ発信した。

(1) 教科等横断的な視点によるカリキュラム・マネジメント

各教科等の関連付けを図った教育課程の編成や、各教科等・学年を越えた組織運営の改善等、教科等横断的な視点で組織的に取り組んだ。

基本的な方針 1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

(2) 多様な教育課題への取組

小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編、中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説総則編に示された現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容を参考に各校の実態に合わせて取り組んだ。

(3) 授業改善の取組

各教科等の見方・考え方を働かせ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に取り組みとともに、学習指導要領を踏まえた体系的な指導計画を立案し、授業を行った。

2 都教育委員会の取組

地域人材や資源を効果的に活用したカリキュラム・マネジメントについて、推進校の取組等をまとめた資料を作成し、都内全ての公立学校に配布するとともに都教育委員会のウェブページに掲載した。

成 果

児童・生徒や学校及び地域の実態に即して、外部人材・地域資源の効果的な活用の促進や多様な教育課題に対応する取組が図られた。

課 題

児童・生徒や学校及び地域の実態に即して、育成したい資質・能力を明確にしたカリキュラムの編成・実施をすること。また、授業改善の取組状況に係る成果の普及を図り、各学校の取組の普及・啓発を一層図っていくこと。

今後の取組の方向性

これからの時代に求められる資質・能力を育てていくため、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図っていく。児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容等を教科等横断的な視点で組み立てるなどのカリキュラム・マネジメントを推進し、各校の特色を生かした教育活動の一層の充実を図る。

3 高等学校における新しい価値を創造する力を育む教育の推進（指導部）

(1) 地域探究推進事業

目 標

探究的な学びを通じて、地域の課題を発見しその解決を図ることにより、新しい時代に求められる資質・能力を育み、将来、地域で活躍する人材の育成を目指す。自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築し、探究学習と各教科の学習を関連付けた特色ある教育活動を実践する。

取組状況

- ア 指定校を中心とした自治体や大学、企業等によるコンソーシアム等を構築
- イ 地域の課題の発見・解決に向け、大学や企業のノウハウや専門的な知見を活用した探究活動の推進
- ウ 地域に開かれた成果発表会等を開催し、得られた助言等から、新たな視点による探究活動の継続
- エ 探究フォーラムにおける成果発表

成 果

- ア 「探究的な学習」を進めるに当たり、各推進校における地域の特色に着目し、自校の探究活動の取組や在り方の見直しを図るとともに、「探究的な学習」を教育課程に位置付けた。
- イ 探究フォーラムでの実践発表を行い、各校独自のプログラムや校内体制、特色ある外部連携方法等、実践的な取組をまとめた「実践事例集」を作成し、都立学校総合掲示板に掲載することで取組の普及を図った。

課 題

- ア 「探究的な学習」の充実に向けた校内体制の構築と外部連携の強化
教職員全員で取り組むための教育課程の編成や、より適切な校内体制について研究するとともに、地域や外部機関と連携し、「探究的な学習」の指導を充実させる必要がある。
- イ 推進校の「探究的な学習」の取組を組織的に一層推進するとともに、全都立高等学校に具体的な年間授業計画の立て方、指導方法等に関する指定校の成果について普及し、各校の「探究的な学習」の指導の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各校で「探究的な学習」の充実に向けて、プログラムや教育課程の編成等について組織的に研究を継続するとともに、開発した教育課程及び実践的な取組方法を普及することで、都立高等学校における「探究的な学習」を推進していく。また、本事業の成果を踏まえ、探究活動を通じて、新しい時代に求められる資質・能力の育成を更に図る取組を行っていく。

- ア 推進校である都立篠崎高等学校、第一商業高等学校、町田総合高等学校、八王子北高等学校、八王子拓真高等学校、五日市高等学校の6校は、地域や外部機関との連携や外部講師による講演会を開催し、探究的な学習を更に推進し、地域を課題として探究を推進する。
- イ 推進校には都立学校への探究的な学びを推進させるために、探究フォーラム等で発表させることで、探究活動の推進に資する。

(2) 都立高校等における探究的な学びの推進事業

目 標

都立高等学校等における「総合的な探究の時間」を中心とした探究的な学びにおいて、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図るため、各学校における外部人材を活用した指導体制の確立を支援する。

取組状況

探究的な学びに対する指導の一層の充実を図るために必要な外部人材の報償費を、申請のあった学校に配付し、各学校の探究的な学びの推進に関わる取組を支援している。

【外部人材活用の場面】

- ア 身近な社会の諸問題に対し、どのような課題があるのかを考え、発見する場面
- イ 探究課題(リサーチクエスト)を設定する場面
- ウ 課題解決に向けて集めた情報を整理・分析する場面
- エ 成果発表に向けた資料作成やまとめを行う場面

成 果

申請のあった学校 22 校に対し、予算配付を行った。また、探究フォーラムで事業活用校による実践発表を行い、外部人材の活用事例を共有するとともに、「実践事例集」を作成し、ポータルサイトに掲載することで事業の普及を図った。

課 題

- ア 外部人材の確保に苦勞している学校があり、外部人材の確保に向けた支援が必要である。
- イ 外部人材を活用した指導体制が整っていない学校に対し、指導体制の構築に向けた支援を行う必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 東京近郊の大学に対し、探究アドバイザーの募集周知を行い、「公益財団法人東京学校支援機構 TEPRO Supporter Bank」への登録を働きかけることで、外部人材の確保を図る。
- イ 事業活用校に探究フォーラム等で活用事例を発表させることで、本事業の普及を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
--------	---	-----------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「授業では、各教科などで学んだことを生かしながら、自分の考えをまとめたり、思いや考えをもとに新しいものを作り出したりする活動を行っていた」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和3年度 小：69.3% 中：60.4%	令和3年度 小：67.2% 中：59.5%	全国平均を上回る・ 年々上昇
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：50.2% (52.3%) 中：39.1% (41.4%)	令和4年度 小：51.3% 中：40.7%	全国平均を上回る・ 年々上昇
都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ <公立学校統計調査 公立学校卒業者の進路状況調査編（東京都）>	令和3年度 32.8%	—	35%
授業でのICTの活用頻度（2日に1回以上活用）	令和5年3月 60.2%	—	令和6年度までに 100%

★東京都長期戦略に位置付けられている指標
括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性3：我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します		
1	都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成	36
2	ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進	37
3	東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成	41
4	ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進	43
施策展開の方向性4：「科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します		
1	小学校・中学校における理数教育の推進	45
2	高等学校における理数教育の充実	46
3	高大連携の推進	52
施策展開の方向性5：高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します		
1	「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進	56
2	プログラミング教育の着実な推進	62
3	情報モラル教育の着実な推進	64
4	デジタル利活用の着実な推進	66
5	情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成	67
6	社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成	68

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	3	我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します
予算額：2,541,746千円		決算額：2,107,853千円

1 都市型農業教育において東京の食を支える人材の育成（都立学校教育部）

(1) 農業高校におけるGAPに関する取組の推進

目 標

農業高校におけるGAPに関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組むGAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAPの認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校においてJGAP又は東京都GAPの認証を取得し、令和4年3月までに認証の更新等を実施した。

成 果

都立農業系高校全8校において、令和2年度末までにGAP認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

課 題

GAP認証を取得していない農産物で、GAPと同様の取組を推進することや、GAPの意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。」

今後の取組の方向性

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討。GAPの意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校PRの実施等。

(2) 農業系高校における企業と連携した学習の推進

目 標

農業高校における外部と連携した教育を推進する。

取組状況

東京都農林水産振興財団と連携し、東京の就農体験学習について実施した。

成 果

農業系高校の一部において、地元農家ででの体験研修や生徒が就農体験を行い、東京都の農業の実施状況や生產品の費用対効果等について学習を実施した。

課 題

東京都農林水産振興財団と円滑に事業が実施できるよう調整を行っていく。

今後の取組の方向性

東京都農林水産振興財団との連携を深め、東京の農業に関する理解や就農につながるような体験学習等を実施していく。

2 ものづくりへの興味・関心を高める教育の推進（指導部、都立学校教育部）

(1) ものづくり立志事業の実施

目 標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

成 果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」、「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課 題

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

今後の取組の方向性

主に2年次の生徒が参加する「東京未来ファクトリー」と関連付け、同年代で他の工科高校に通う生徒と交流することや、企業が求める技術・技能を体感することで、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培う取組を推進する。

(2) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成

目 標

工業高校において、IT人材を育成する取組を推進する。

取組状況

工業高校及びIT企業等と連携して、IT人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」を町田工業高校で本格的に実施。

あわせて、荒川工業高校及び府中工業高校においても、試行実施を開始。

成 果

追加の2校について試行実施を開始するとともに、新規企業の開拓を実施した。

課 題

効果検証を適切に行い、必要に応じて内容や実施体制を改善していく。

今後の取組の方向性

拡大した2校について本格実施を行う。

(3) 工業科教員の先端技術研究モデル事業（都立学校教育部）

目 標

工業高校の教員が、今後の教育内容の充実や企業連携の方法などについて、先端技術を有する企業や研究団体等（以下「企業等」という。）を視察し、意見交換するなどの研究活動を実施することで、授業改善を図る機会につなげる。

取組状況

工業高校各校の校長から推薦された教員17名が、先端技術を有する企業等計24団体の視察を実施した。東京近郊だけでなく、中部・関西方面など遠方の企業等にも実際に赴き、普段の教育活動では関わることができない国内の最先端技術を有する企業等の取組や理念を学んだ。

成 果

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

各教員が、以上の取組を通じて、企業等との連携方策について、導入に当たっての所属校における課題や対応策を含めて検討した。さらに、所属校への還元内容について校内で検討し、授業改善を図る機会を確保した。

課 題

これまでのモデル事業においては、参加教員による企業へのアポイント取りが難航し、研究活動に注力できないことがあった。

今後の取組の方向性

モデル事業における課題や成果を踏まえて、令和5年度以降については、研究活動に注力し、充実した視察等を実現できる実施体制を構築していく。

(4) 工業系高校PRワークショップ（指導部）

目 標

都立工業系高校が、新しい時代に対応した知識や技術を学べる学校であることを、広く中学生や保護者、中学校教員等に周知することで、進学先の一つとして検討してもらい、都立工業系高校への進学者数の増加を図る。また、企業や大学等にも周知することで、都立工業系高校の生徒の学びを周知する。

取組状況

工業系高校の生徒による運営委員会を実施し、生徒たちで企画・運営のアイデアを出し合うなど、生徒主体での形式とした。運営委員の生徒が考えたテーマ「日本、世界、地球の未来をつくる工業高校の技術力～私たちが伝える工業高校の魅力～」の下、様々な工夫を凝らして来場者へ工業高校の魅力を伝えた。

成 果

620名が来場し、生徒が主体的に広く都民に対して都立工業系高校の魅力を発信することができた。

課 題

より多くの来場者が期待できる会場の確保及び企画の充実が必要である。

今後の取組の方向性

引き続き、工業系高校の生徒による運営委員会で企画・運営する。

(5) 東京未来ファクトリーの実施（指導部）

目 標

本事業は、高度ものづくり技術者の素養を育成するため、都立工業高校で社会課題を解決できる人材を目指し、高度な知識・技術や工学的思考力・発想力のある未来の「スペシャリスト」を育成するとともに、東京の課題を解決し得る次代のトップランナーを育成する。

取組状況

主に2年次の都立工業系高校生22名を対象として、先端技術施設における探究活動、技能五輪全国大会出場者や企業等で活躍するエンジニアとの交流、IoTに関する講義・演習等を実施した。

成 果

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

プログラム体験後、「IoTは想像以上に楽しい。」「他校の生徒と一緒に取り組めたのがよかった。」といった感想のほか、「工業高校で学んだ技術で誰かの役に立てる人になりたい。」「新しいアイデアを生み出せる人になりたい。」等、参加生徒のキャリア意識やものづくりへの興味・関心を高めることができた。

課題

他校の生徒との交流、協働学習の内容や方法、プログラム体験後の継続的な探究活動の支援について検討が必要である。

今後の取組の方向性

ものづくりへの興味・関心を高めるとともに、キャリア意識を育成するため参加生徒同士、講師と生徒の交流や協働学習の機会を設定する。

また、プログラム体験後に、引き続き先端技術に触れながら課題研究等を進められるよう、ソフトや機器の継続的な貸出等を調整する。

(6) デジタル化に対応した産業教育設備の充実（都立学校教育部）

目標

技術の進展を見極めつつ、各学校の将来像に合わせて、実践的な学習に向けたスマートな実習機材の導入や老朽化した実習機材の更新等を推進していく。

取組状況

デザイン分野において、最新技術による表現手法を学ぶことができる実習機材の導入を進めた。また、既存の老朽化した実習機材を、産業界で実際に使用されている最新機能を備えた機材に更新した。

成果

デザイン分野の学習を行う学校に対し、各学校の特色に合わせたデジタルサイネージ等を導入した（6校）。また、機材の老朽化が進んでいる学校に対し、最新のレーザー加工機などの実習機材に更新した（13校25品目）。

課題

産業界における実践的な技術等については、実際に機材を活用している企業等との連携により習得していくことが必要である。

今後の取組の方向性

実践的技術等の習得に向け、コンソーシアムの仕組みなどを活用しながら、企業等との連携を推進していく。

(7) 専門高校の外部人材活用事業（指導部）

目標

社会の変化と期待に応える人材の育成を目指すとともに、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、民間企業の社員・OB等を都立専門高校に派遣し、授業だけでなく、昼休みや放課後等において生徒との交

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

流を通じて、生徒に社会のつながりを強く感じさせ、専門高校が推進する系統的・継続的なキャリア教育を支援する。

取組状況

指定校においては、探究学習等の推進、課題別研究並びに進路ガイダンス等による新たな取組の開発を行うとともに、成果を全都立専門高校等に普及するために報告会で発表した。

成果

進路指導室に専門家を常駐することにより進路相談の利用者が増加し、専門家のアドバイスや講演等を通じて、生徒が自分自身の進路について具体的に考えるきっかけを創出したことにより、就職・進学の実績が上がった。また、授業力向上に向けた研修会や専門家とのカリキュラム検討により、教員の意識改革にもつながった。

課題

各学校の特色や状況に応じた取組となるよう、外部人材の確保が必要である。

今後の取組の方向性

各学校が必要な外部人材を活用できるよう、東京学校支援機構等と連携を強化する。

(8) 専門高校のDX推進に向けた教員育成（都立学校教育部）

目標

東京都商工会議所や大学等と連携し、デジタル技術・知識に加え、実際に企業等が開発・提供している製品やサービスを学ぶ研修を実施する。

取組状況

東京都商工会議所や大学等と連携し、研修や事例研究を実施した。

成果

専門高校の教員に対し、デジタル技術・知識に加え、実際に企業等が開発・提供している製品やサービスを学ぶ研修を実施した。

課題

各学校の特色や状況に応じた取組となるよう、専門高校と企業・大学等と連携を強化する。

今後の取組の方向性

東京都商工会議所や大学等との連携を深め、教員のデジタルリテラシーを向上させる。

3 東京の匠の技術を守り育てていく人材の育成（都立学校教育部）

(1) 産業高校における新たな類型の設置検討

目 標

産業科高校（橘高校）における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備を行った。

成 果

伝統工芸が実施できるように機材等を整備し、授業を実施する体制が概ね整った。

課 題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

(2) 地域の教育資源を活用した教育活動の推進

目 標

東京の教育資源である森林、林業等を一つの素材として、地域連携や探究学習の指導法や教材等を充実させるとともに、生徒の勤労観、職業観の醸成や社会や生活の場における課題解決、東京の産業を担う意欲をもつ人材の育成を図る。

取組状況

- ア 森林研究室
- イ 林業体験
- ウ 施設見学
- エ 森林探索
- オ 指導計画・教材の研究開発
- カ インターンシップ

成 果

95名の生徒が参加し、生徒アンケートからは、「林業はただ木を切って加工する単純な仕事ではなく、出荷した後のその先や森の未来をデザインする仕事であるという事を学んだ」、「林業そのものだけでなく、森林の持続的な生産計画を立てる側にもなってみたいと思ったので、大学でそういった植生の勉強もしたい」などの肯定的な感想が見られた。

課 題

プログラムの多くが夏季休業中の実施となったため、熱中症対策を講じる必要があった。
また、参加者が分散し、参加人数が募集人数に満たないプログラムがあった。

今後の取組の方向性

課題の解決に向けて、プログラムの実施時期の点を改善しながら、引き続き取組を推進していく。

4 ビジネスを実地に学ぶ新たな商業教育の推進（指導部）

- (1) 実地に学ぶ商業教育の推進
- (2) 商業教育コンソーシアム東京の推進

目 標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1学年「東京のビジネス」の活用

平成30年度から、ビジネス科7校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和3年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科7校の「ビジネスアイデア」の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の支援を受けながら、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

エ 「商業教育コンソーシアム東京」の設置

平成30年度から、学校設定科目「ビジネスアイデア」等において、企業、地域、地元商店街でのフィールドワークや外部講師等の活用等の取組を円滑に進めるため、「商業教育コンソーシアム東京」を設置し、ビジネス科7校の教育活動を支援した。

成 果

ア ビジネス科7校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ ビジネス科7校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

エ ビジネス科7校の授業において、「商業教育コンソーシアム東京」の協力企業等の支援によって、業界の歴史や仕組みを学び、商品企画や販売戦略を考えるなど、ビジネスを実地に学ぶ機会を創出した。

課 題

ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ ビジネス科7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ア 「商業教育コンソーシアム東京」理事会の開催

イ 「商業教育コンソーシアム東京」協力企業等連絡会の開催

ウ ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(3) 社会の人材を活用した教育を実現するための授業支援

目 標

協力企業等と連携したビジネスを実地に学ぶ授業を通して、商品開発や地域産業の振興方策を調査・研究し、知識や技能の他、生徒の社会的・職業的自立意識を醸成する都立商業高校の取組等を拡充し、全ての専門高校への普及・展開を図る。

取組状況

令和4年度は、探究的な学習やアントレプレナーシップ教育等を推進するため、実際のビジネス活動を体験する機会を設けるなどの新たな取組の開発や研究のために「社会の人材を活用した教育を実現するための授業支援研究指定校」を8校指定し、研究開発に向けた支援を行った。

成 果

研究指定校は、協力企業等と連携し、専門家等による講演や演習の実施、若手社員等と市場調査やフィールドワーク等を行うことで、これまで制作してきた製品や商品の価値を高めたり、実際に商品の販売を目指す取組を行ったりすることで、生徒に自分の力で人生や社会をよりよくできることを実感させることができた。

課 題

ア 企業との交渉や校内での調整等

イ 各学校に適した企業や人材の確保

今後の取組の方向性

令和5年度は、研究指定校を16校指定し、取組を一層充実させる。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	4	科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します
予算額：198,084千円		決算額：173,928千円

1 小学校・中学校における理数教育の推進（指導部）

目 標

全ての児童・生徒一人一人が、理科や算数・数学の学習を通して、学習指導要領で求められている資質や能力を身に付けることができるようにする。

また、理科や算数・数学に高い関心をもつ児童・生徒の意欲・能力を更に伸ばし、将来、理数系や科学技術の世界で活躍できる人材を育てる。

(1) 「小学生科学展」の開催

取組状況

小学生が、自ら決めたテーマについて深く研究した成果を、4日間にわたり展示発表するとともに口頭発表を行う予定であったが、感染拡大防止の観点から口頭発表を中止とし、展示発表のみで開催した。

成 果

出品点数 65点（各区市町村から代表1点、都立特別支援学校小学部から2点、都立小学校から1点）

課 題

- ・各区市町村教育委員会における本事業の更なる活用推進
- ・学校への本事業の周知

今後の取組の方向性

- ・区市町村教育委員会における本事業活用例の調査及び更なる周知
- ・各種説明会、ホームページ、ツイッター等を活用した本事業の周知

(2) 「東京ジュニア科学塾」の開催

取組状況

小学校第6学年及び中学校第1・2学年の児童・生徒が科学の専門家等から指導を受け、科学への興味や関心を高めることを目的に、「東京ジュニア科学塾」を開催した。

- ・参加人数 3回で延べ411名（令和3年度は3回をオンライン開催で728名、令和2年度は1回をオンライン開催で327名、令和元年度は3回で延べ556名）

成 果

受講者を対象としたアンケート調査では、「自然科学に対する興味が深まった」と回答する参加児童・生徒の割合が、令和4年度が97%、令和3年度が92%、令和2年度が92%と、いずれも90%を超えている。

(3) 「中学生科学コンテスト」の開催

取組状況

都内の中学生が理科・数学等の能力を競い合い切磋琢磨する場を提供することで、中学生の理科・数学等に対する意欲・能力を更に伸ばし、科学好きの生徒の裾野を広げるとともに、「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場する都代表チームを筆記競技と実技競技により選考を行った。

成果

148チーム（46校）で実施した。上位2チームが「科学の甲子園ジュニア全国大会」に出場した。

課題

参加学校数の拡大

今後の取組の方向性

- ・各自治体や関係団体及び学校を通じた開催の周知
- ・全国大会の開催状況を見ながら実技競技の時間短縮等開催方法を決定

2 高等学校における理数教育の充実（指導部、都立学校教育部）

(1) 「理数教育重点校」事業の充実

目標

理数に係る高度な探究活動及び教科等横断的な学習の充実を図ることで、生徒の興味・関心を更に向上させ、将来のデジタルトランスフォーメーションを担い、新たな社会を創造していくために必要な資質・能力を身に付けた人材を育成する。

取組状況

理数教育重点校 晴海総合高等学校・豊島高等学校・国分寺高等学校

- ア 探究活動に関する研究開発
- イ 高等学校や大学等の先進校の視察
- ウ 大学や研究機関等と連携した探究活動の充実
- エ 研究開発のため研究開発委員会の設置
- オ Tokyoサイエンスフェア（「科学の甲子園東京都大会」及び「研究発表会」）、各種コンテスト等への参加

成果

- ア 探究活動に活用できる特色ある教材を開発した。
- イ 各種の理数系コンテストに参加し、生徒が入賞した。
- ウ 大学や研究機関等と連携し、探究的な活動に関する助言・指導や生徒向け講演等を実施した。
- エ 取組の成果をホームページや研究発表会等で発信した。
- オ 校内の指導体制を整え、教員の指導力向上を推進した。

課題

- ア SSHの指定、新学習指導要領の共通教科「理数」の設置を見据え、理数教育の充実を図る教育課程の検討を進める必要がある。

イ 探究活動の時間の十分な確保、外部機関との積極的な連携を図るとともに、生徒の多様な進路につなげる指導体制を構築する必要がある。

今後の取組の方向性

新学習指導要領を見据え、探究活動の充実に向けて、科学技術、数学・理科における探究活動を充実させるとともに、数学や理科における「見方・考え方」を活用しながら、教科等横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を育成するため、数学と理科の知識・技能を総合的に活用して主体的な探究活動を行う新たな選択科目の学習内容や学習方法、指導法等の研究開発を先進的に行っていく。

(2) 「理数研究校」事業の充実

目 標

理数に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、優れた資質・能力をもつ生徒の発掘とその才能を伸ばすための支援を行い、都の理数教育の更なる充実を図る。

取組状況

理数研究校 (24 校)

都立農産高等学校	都立竹早高等学校	都立六本木高等学校
都立向丘高等学校	都立白鷗高等学校	都立小松川高等学校
都立西高等学校	都立調布北高等学校	都立小笠原高等学校
都立三鷹中等教育学校	都立田園調布高等学校	都立目黒高等学校
都立新宿高等学校	都立桜修館中等教育学校	都立農芸高等学校
都立町田高等学校	都立成瀬高等学校	都立八王子東高等学校
都立府中東高等学校	都立国立高等学校	都立武蔵高等学校
都立武蔵野北高等学校	都立小金井北高等学校	都立清瀬高等学校

ア 研究活動の実施

イ 各種コンテスト、理数推進事業等への参加

ウ フィールドワーク・観察の実施

成 果

5年間連続で指定してきた豊島高等学校を、令和3年度から「理数教育重点校」に指定した。

ア 「Tokyo サイエンスフェア」研究発表会のポスター発表は、全ての指定校が作品を出品し、日頃の研究成果について交流した。

イ 積極的に各種の科学コンテストに参加し、複数の生徒が入賞した。

課 題

各学校とも理数分野に興味・関心の高い生徒が集まる部活動での活動が多かった。より活動の輪を広げていくためにも、共通教科「理数」を教育課程上に位置付けるなど、探究活動において学校全体で取り組む指導体制を整えていくとともに、広く都立高等学校で取組を共有する必要がある。

今後の取組の方向性

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

各指定校における生徒の実態に合わせた研究活動を広く共有し、理数好きの生徒の裾野拡大を図る。令和5年度は、以下の24校を指定する。

都立竹早高等学校	都立六本木高等学校	都立向丘高等学校	都立白鷗高等学校
都立小松川高等学校	都立本所高等学校	都立西高等学校	都立調布北高等学校
都立小笠原高等学校	都立三鷹中等教育学校	都立田園調布高等学校	都立新宿高等学校
都立桜修館中等教育学校	都立駒場高等学校	都立北園高等学校	都立町田高等学校
都立成瀬高等学校	都立八王子東高等学校	都立府中東高等学校	都立国立高等学校
都立日野台高等学校	都立日野高等学校	都立武蔵高等学校	都立小金井北高等学校

(3) 「チーム・メディカル」による医学部進学への支援（都立学校教育部）

目 標

本取組を通じて、理数教育のさらなる充実を図り、我が国の技術進歩や産業発展に貢献できる人材の素地を育成する。

取組状況

生徒の多様な進学ニーズに対応するため、戸山高等学校において、医学部等への進学を希望する生徒同士で互いに切磋琢磨し^{せつさくたくま}支え合うチームを結成し、進学指導を充実させるとともに、医療への理解を深め医師になる志を育む、3年間一貫した以下に掲げる育成プログラムを実施している。

- ・医学部や病院等への見学・体験の実施
- ・最先端医療に関する講演会
- ・医学部大学教授による模擬授業
- ・医科学系論文指導、小論文指導
- ・個人面談、個別学習管理等

成 果

令和5年度入試では、目標としている国公立大学医学部医学科への現役合格者数に達した。（目標8名：実績8）。学校全体で医学部を目指すことが特別なことでなくなっている。

大学入試年度	29	30	31	2	3	4	5	6	7
			第1期生	第2期生	第3期生	第4期生	第5期生	第6期生	第7期生
			28年度入学生	29年度入学生	30年度入学生	31年度入学生	2年度入学生	3年度入学生	4年度入学生
国公立医学部医学科合格者数目標値	1	2	4	6	8	8			
実績	2	3	6	5	6	2	8		
参加生徒数			10	20	22	25	31	23	30

課 題

チーム・メディカルへの参加希望者が増加している一方で、国公立大学医学部医学科への合格実績が安定しない。

今後の取組の方向性

実地での体験が難しいことを踏まえた育成プログラムへと改編しながら、キャリア教育と学習支援を

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

2本の柱とし、さらに、医療分野の課題研究、論文作成により医師に必要な主体性の向上と、他者と協力して課題解決を図るコミュニケーション能力の育成に取り組んでいく。

(4) 理数科の設置（都立学校教育部）

目 標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せ持ち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成31年2月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和2年3月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

対象校	内容	改編予定年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和4年度
科学技術高等学校	科学技術科の一部を理数科に改編	令和6年度

成 果

検討委員会報告書に基づき、令和4年度に、立川高校に創造理数科を開設した。
また、科学技術高校の一部を理数科に改編するための準備を進めた。

課 題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和5年度は、令和6年度に科学技術高校の一部を理数科に改編するため、準備を進める。

(5) 高度な理数科教育実践システムの構築（指導部）

目 標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せ持ち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

対象校：立川高等学校

- ア 生徒を対象とした先駆的な研究に取り組んでいる大学や企業等の研究職や芸術家等による講演会、特別講座等の実施
- イ 大学院生による生徒の研究活動、論文作成等の継続的な指導の実施
- ウ 教員、生徒を対象とした、研究室・企業訪問、先進校視察、ワークショップ等の実施
- エ 学識経験者、大学教授等による、教員の見識・指導力の向上に向けた教員研修、授業研究、教材開発の実施
- オ 学校と教育庁との定期的な打ち合わせの実施

成 果

先駆的な研究に取り組んでいる大学や企業等の研究職や芸術家等による講演会、特別講座等を実施し、ノウハウを蓄積した。

課 題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

特色となる探究活動等の実現に向けて継続して支援を行う。蓄積したノウハウと成果を、第2の理数科設置に活用するとともに、都立高校の理数教育を強力に推進する。

(6) 「Tokyo サイエンスフェア」(科学の甲子園東京都大会、表彰式及び研究成果発表会)の実施(指導部)

目 標

- ア 科学分野に興味・関心をもつ生徒の裾野を拡大するとともに、トップ層を拡大
- イ 生徒同士の競い合いや活躍できる場の設定により、ものづくりの能力、コミュニケーション能力等により課題を解決する力の伸長
- ウ 研究成果を発表することにより、コミュニケーション・プレゼンテーションの能力を育成

取組状況

- ア 科学の甲子園東京都大会
 - ・理科・数学等に関わる筆記競技(120分間)と実技競技(製作50分間)
 - ・筆記競技と実技競技の合計得点で順位を決定
- イ 表彰式及び研究成果発表会
 - ・ポスター発表(展示のみ)42校63件
 - ・口頭発表 6校

成 果

感染症対策を実施した上で、ポスター発表を含め対面にて開催することができた。

課 題

私立、国立高校の参加校数が少ない。

今後の取組の方向性

私立高校を所管する生活文化スポーツ局や国立高校と連携し、HP等を活用して周知に努める。

(7) 「観察実験アシスタント(PASEO)」の配置(指導部)

目 標

理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う補助員として、観察実験アシスタントを配置する。

取組状況

- ア 理科室及び理科準備室などの理科教育に使用する特別教室の環境整備
- イ 理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け
(例)・観察・実験活動に使用する設備等の準備、調整、片付け
・観察・実験活動に使用する試薬等の調整、調合
- ウ その他、理科の観察・実験活動の充実に資すること
- エ 観察実験アシスタントの配置調整、職務能率や安全の確保等のための情報交換、会議等への参加

成果

実験・観察の質の向上を推進することで、理数に興味・関心をもち、探究活動に取り組もうとする生徒の裾野を拡大することができた。

課題

申請段階での年間計画が抽象的である。また、実施後の各学校での検証内容を集約し、今後の取組に反映させていく必要がある。

今後の取組の方向性

年間事業計画の具体化を推進すると同時に、実施後の効果の検証とその集約を実施していく。

(8) Scientific Inquiry Program(SIP) (指導部)

目標

都立高等学校4校を拠点校とし、理数分野に興味・関心のある生徒に探究活動の機会の提供と、継続的な指導を支援し、生徒の意欲の向上と進路実現に資するとともに、学校としてのノウハウとネットワークの構築を図る。また、拠点校における取組を全都立高等学校にオンラインで配信するなどして裾野の拡大を図る。

取組状況

- 令和4年度拠点校4校（2年間指定）
葛飾野高等学校 紅葉川高等学校 大山高等学校 田無高等学校
- ア 課題発見、課題解決や視野を広げるための講演会や講義の実施
 - イ 研究室・企業等の見学やフィールドワークの実施
 - ウ 研究成果発表会の実施
 - エ 大学生等による課題研究の継続的な指導の実施
 - オ 拠点校4校の生徒による意見交換の実施
 - カ T o k y oサイエンスフェアへの参加
 - キ 拠点校の取組を全都立高等学校にオンデマンド配信

成果

- ア 理数分野に興味・関心のある生徒の意欲と進路意識の向上
- イ 各校のノウハウ蓄積と拠点校間とのネットワークの構築

課 題

生徒の理数分野の視野を広げる講演会や施設見学等の実施、生徒の実態に応じた継続的な探究活動の支援に努める。

今後の取組の方向性

- ア 令和4年度指定の4校（2年目）を含め、令和5年度に、以下の4校を新たに指定する。
青井高等学校 浅草高等学校 荻窪高等学校 南平高等学校
- イ 理数に興味・関心を持つ生徒を学校単位で継続的に支援し、よりよい進路実現を目指す。

(9) 得意な才能を伸ばす教育（理数）（指導部）

目 標

理数分野に得意な才能をもつ生徒に対する高度な理数分野の教育プログラムを構築するとともに、生徒一人一人の理数分野の才能を伸ばし、世界を牽引するトップ層の科学者・研究者の育成を目指す。

取組状況

参加生徒 25 名（2年間指定）

- ア 科学者や研究者による指導を実施
- イ 著名人による講演を実施
- ウ 研究機関探訪・見学、フィールドワークを実施
- エ 一人1台端末を活用したオンライン学習を実施

成 果

- ア 理数分野に得意な才能をもつ生徒一人一人の資質・能力を伸ばしてきた。
- イ 世界を牽引するトップ層の科学者・研究者の育成を目指す高度な理数分野の教育プログラムを構築できた。

課 題

多種多様な理数分野の科学者や研究者による指導と幅広い分野の研究機関探訪、フィールドワークの実施が必要である。

今後の取組の方向性

- ア 令和4年度 25 名（2年目）を含め、令和5年度に、20 名を募集する。
- イ 理数分野に資質・能力が高い生徒への多様で高度な学びの場を提供する。

3 高大連携の推進（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京都立大学との高大連携

目 標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造する

ことができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和4年度は、コロナ禍の状況を鑑み、対面型及びオンライン型による都立大ゼミを10校対象に10回、集中ゼミを9校対象に2回実施した。

ア 都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週1回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ 集中ゼミ

参加者は二つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの政治学や作業療法に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成果

オンライン学習支援システムを活用し、短期間で生徒への周知を実現できた。また、参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課題

興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

今後の取組の方向性

- ・連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。
- ・感染症対策を講じ、全て会場集合型で実施できるよう検討する。

(2) 東京農工大学との高大連携の推進

目標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和3年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プログラムを開始した。

ア 都立多摩科学技術高等学校との連携事業

(ア) 卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

(イ) イノベーションワークショップ

イ 都立農業高等学校との連携事業

(ア) 作物の生育と光合成についての講義

(イ) 東京農工大学広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアムにおける見学、実習

成 果

高大接続プログラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課 題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(3) 「志」育成事業の推進

目 標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和4年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンラインによる講演等を5回実施した。

ア 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム

イ 東京都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム

ウ サイエンスカフェ in 上北沢

エ 東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義 ～Meet the Young Scientist!～

オ コスモス国際賞受賞記念講演会（一般公開）

成 果

オンラインによるフォーラムを中心として事業を実施（一部対面でのフォーラムを実施）し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課 題

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

- ・ フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・ 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- ・ 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。
- ・ 各フォーラムの参加者増加に向けて、開催時期の検討が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・ 他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・ 会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- ・ 進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	2	社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育
施策展開の方向性	5	高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
予算額：18,878,107千円		決算額：15,962,192千円

1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（総務部）

目 標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の3つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるGIGAスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】GIGAスクール運営支援センター整備支援事業 42地区

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人一台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活用支援員の配置経費の一部を都独自で補助した。

【補助実績】デジタル利活用支援員配置支援事業 48地区

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) AI教材やデジタル教科書等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、学習履歴や校務系データ等の蓄積・分析・指導等への活用における実証研究を行う推進校（TOKYO教育DX推進校）を19校（高等学校及び中等教育学校）指定した。

(イ) 子供たちの学びへの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、先端技術（センシング、VR、AR）を活用した実践的な研究を行う推進校（先端技術推進校）を3校（高等学校）指定した。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

令和3年度に都立高校全校に導入した定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) 都立学校への校内無線LAN整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改

善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT支援員）を引き続き都立学校全校へ常駐配置した。

- (イ) 未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより、教育イノベーションを実現するため「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施した。

【実施実績】教育イノベーション研修 120回実施 延べ約2,200人参加

エ 教育用ダッシュボードの構築

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及びデータ分析の有用性について検証を進め、統合型校務支援システムと統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードの実現に向けて、その分析基盤を構築した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

- (ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。

- (イ) 各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進めた。

カ 校内無線LAN環境の整備

- (ア) 令和3年度中に都立学校全校の校内無線LAN環境の整備が完了した。

- (イ) 令和4年度は高校一人1台端末の導入やオンラインを活用した双方向型授業等の実施機会の増加による通信量増を見据え、全都立学校（島しょを除く。）の通信環境の増強を行った。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度入学生の生徒所有一人1台端末についても、端末調達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進めた。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和4年4月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DX支援

統合型校務支援システムなどの導入に向け、各町村教育委員会や学校など関係者と共同調達に係る調整及び検討を行った。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

- (ア) 在校生の進路希望の実現に向け、大学に進学した卒業生をチューターとして募集し、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る枠組み（オンラインチューター制度）を構築した。

- (イ) 教員の学習機会の確保に向け、指導教諭の授業を撮影・映像化し、島しょ地域の教員を対象にオンラインで配信した。

成 果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

国及び都の補助を活用し、GIGA スクール運営支援センターを整備することで、端末等の円滑な運用を支援した。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

都の補助を活用しデジタル利活用支援員を配置することで、端末等の実践的な利活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) AI教材やデジタル教科書を導入し、AI教材やデジタル教科書を活用するための課題や効果的な活用方法について整理した。また、学習履歴や校務系データを校内で分析し、課題の把握や指導改善につなげる活用事例を蓄積した。

(イ) 子供たちの学びの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、教育課程内で先端技術（センシング機器等・VR機器等）を活用し、教科等学習内容の理解を深めるための実践的な研究を行った。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

令和4年4月から全都立高校等で本格運用を開始した。教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施し、働き方改革や授業改善を促進させた。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターにより、統合型学習支援サービスの年度更新及びID管理支援、学習者用端末、ICT教育用機器などのICT環境保守運用支援、校内無線LAN接続及び活用支援、ICTを利活用した授業の準備、授業での端末操作支援、ICT利活用を推進するための校内研修等が行われ、都立学校におけるデジタルの利活用を推進した。

(イ) 「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員の育成を図った。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のための検証シナリオを作成し、データ分析を有効に行うための事例を収集できた。また、教育ダッシュボードの実現に向けて分析基盤を構築し、データの蓄積開始に向けた基盤の整備を実施した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

カ 校内無線LAN環境の整備

令和4年度中に全都立学校（島しょを除く）の通信環境を2Gbpsの帯域保証型にアップデートし、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和2年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

令和4年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和5年2月から端末の販売を開始した。

(3) 統合型校務支援システムの整備

基本的な方針2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

令和4年4月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DXの推進

島しょ地域の7自治体と東京都が統合型校務支援システムを共同調達し、各自治体の小学校及び中学校に導入することを決定した。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

(ア) オンラインチューターが八丈高校及び大島高校の在校生との面談を、両校で延べ85人と実施し、在校生の進路実現を支援した。

(イ) 島しょ地域の教員の学習機会の一つとして、指導教諭の授業映像のオンデマンド配信を開始し、3授業を配信した。

課 題

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

端末等の円滑な運用を確保するために必要な支援体制を検討する必要がある。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

一人1台端末の授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) TOKYO教育DX推進校

AI教材やデジタル教科書をより効果的に利用できるよう、AI教材やデジタル教科書の特徴を理解し学びの全体をデザインする必要がある。また、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴や校務系データ等の活用を組織的に行う必要がある。

(イ) 先端技術推進校

授業を行う全ての教員が、機器の特性をよく理解し、積極的に使用していくよう研修体制を整える必要がある。また、主体的・日常的に機器を活用するための仕様環境を整備し、教材研究を組織的に行っていく必要がある。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムの利用をより一層促進するため、引き続き、教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施する必要がある。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターの配置

都立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、引き続き全校常駐の配置を継続する必要がある。また、教員の負担軽減のため、業務内容に統合型校務支援システムや定期考査採点・分析システムの設定支援や入力支援等を追加する必要がある。

(イ) イノベーション研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報活用能力育成担当者向け研修を引き続き実施する必要がある。

エ 教育ダッシュボードの構築

教育ダッシュボードの設計、開発に当たり、連携するシステム等と調整を図ると共に、利用の開始に向けて、利活用の方針やマニュアル等の整備を進める必要がある。

オ 教育用ICTネットワークの更改

高校段階における一人1台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

カ 校内無線LANの整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するため、PDCAサイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

導入した一人1台端末の活用を促進していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DXの推進

令和5年度途中からの統合型校務支援システムの試行運用開始に向けて、各自治体の小・中学校の校務等の整理を行い、学校運営に支障のないように導入する必要がある。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

(ア) 在校生の進路実現の支援に向け、希望する高校がオンラインチューター制度を実施できるように制度改正の必要がある。

(イ) 配信されている授業の教科、科目などが限定されているため、配信対象の授業を拡充し、教員の学習機会を充実していく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

国の「GIGAスクール運営支援センター整備事業」に上乘せ補助を行うとともに、各区市町村の支援体制における課題等を把握し、端末等の円滑な運用を支えていくために必要な支援を検討していく。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費の一部を補助するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) TOKYO教育DX推進校

AI教材やデジタル教科書の特徴や利用する教科の特性を踏まえた学び全体のデザインについて研究する。また、学習履歴や校務系データ等を活用した実践事例を事業連絡会で共有するなど、TOKYO教育DX推進校の取組を充実させる。

(イ) 先端技術推進校

各推進校の教科研究組織を中心とした実践事例を蓄積するとともに、地域や民間企業との連携による、発展的な取組を模索していく。また、蓄積した実践例は成果と課題とともに公開授業等で都立学校に共有し、先端技術を活用した取組を充実させる。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修において、採点業務効率化の効果や授業改善事例等を示すなど、定期考査採点・分析システムの活用を推進する。

ウ デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターの配置

引き続き、全校常駐配置を継続するとともに、業務内容の範囲を拡大に向けて検討を進める。

(イ) イノベーション研修

引き続き、各校の情報活用能力育成担当者向け研修を引き続き実施する。

エ 教育ダッシュボードの構築

統合型学習支援サービスのログデータと統合型校務支援システムのデータを分析・可視化する教育ダッシュボードについて、段階的開発を行うとともに、段階的に対象校を拡大し、教育データの利活用を推進していく。

オ 教育用 I C T ネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ 校内無線 L A N の整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

P D C A サイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度及び令和5年度に引き続き、令和6年度入学生についても生徒所有一人1台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育 D X 推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育 D X の推進

令和5年度の統合型校務支援システムの導入及び試行運用の状況を整理し、令和6年度の本格運用につなげていく。

イ 島しょ地域の高校における教育 D X の推進

(ア) オンラインチューター制度の実施対象を島しょ地域の高校全体に拡大し、多様な生徒に向けて必要な支援を検討していく。

(イ) 配信する指導教諭の授業の教科、科目などを拡充し、教員の様々な学習機会を確保していく。

2 プログラミング教育の着実な推進（総務部）

目 標

これからの社会を生きる子供たちが、グローバル化やデジタル化する予測不可能な社会で幸せに生きることができるよう、プログラミングの働きの理解やよさに気づき、コンピュータ等を活用して問題解決に取り組む態度を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（7校）におけるプログラミング教育の研究

- ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各6校、特別支援学校1校）し、各校種においてプログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、専門家の助言を取り入れるなどして、研究した。
- イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。
- ウ プログラミング教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、ワークシート、評価シート、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。
- エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小・中学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

児童・生徒の論理的思考力（プログラミング的思考）の育成を図るため、外部専門家を派遣し、プログラミング教育に関する講座（55校）を実施した。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していたプログラミング教育推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

(4) 教科「情報」における指導体制の充実

- ア 外部人材の一層の活用
全都立学校における授業の質向上を図るため、民間企業でプログラミングやデータサイエンス等の仕事をしている専門家にオンライン等による授業（13校・全72回）を行ってもらい、アーカイブ化して全都立学校に展開した。
- イ 民間補助教材の活用
各校における教材選択に活用するため、教科「情報」の指導内容に準拠した民間のデジタル教材をモデル校で検証し、教材を活用することの効果や教師用管理画面の使い勝手等を取りまとめ、全都立学校に展開した。
- ウ 情報I学習支援アプリの活用
WEBデザインや映像編集等の統合アプリを導入し、情報I等の学習における活用法をモデル校で検証し、アプリを活用することの効果やアプリの使い勝手等を取りまとめ、全都立学校に展開した。
- エ 教員の受験指導スキルの育成
進学指導重点校などで受験指導スキルの高い他教科の教員による助言等をオンデマンドで配信し、情報科教員の受験指導スキル向上を図った。

成 果

(1) 情報教育研究校（7校）における研究

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

	デジタル利活用	プログラミング教育	情報モラル教育
開発した指導事例数	16	1	7

(2) 小・中学校対象「プログラミングキャラバン」の実施

プログラミング教育が全面実施されたことと、GIGA スクール構想に基づく一人1台端末が配備されたことを受け、校内の多くの教員が関心をもち、多くの学校で、授業者以外の教員が本講座を見学する様子が見られたり、講座終了後に校内全体で研修会を行ったりするなど、各学校におけるプログラミング教育の推進に寄与することができた。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営

12年間で身に付けるべき情報活用能力を発達段階に応じて示した「情報活用能力 #東京モデル」（以下「東京モデル」という。）を作成し、公開した。

この「東京モデル」は、情報活用能力について165の資質・能力を一覧形式で示したものであり、「基本的操作」、「情報活用」、「プログラミング」、「情報モラル・情報セキュリティ」の各カテゴリで分類している。この「東京モデル」を基に、都内公立学校に対し、各学校の実態に応じて学校ごとのモデルを作成するよう通知した。

また、情報教育研究校が開発した指導事例を「東京モデル」の該当する資質・能力と併せて掲載し、学校の情報活用能力の育成を支援した。165の資質・能力のうち、106の事例を掲載した。

(4) 教科「情報」における指導体制の充実

ア 外部人材の一層の活用

民間で活動しているプログラマーやデータサイエンスの専門家等にオンライン等による授業を35本の動画としてアーカイブ化して全都立学校に展開した。

イ 民間補助教材の活用

教科「情報」の指導内容に準拠した民間のデジタル教材をモデル校で検証し、教材を活用することの効果や教師用管理画面の使い勝手等をレポートに取りまとめ、全都立学校に展開した。

ウ 情報I学習支援アプリの活用

WEBデザインや映像編集等の統合アプリを導入し、情報I等の学習における活用法をモデル校で検証し、アプリを活用することの効果やアプリの使い勝手等をレポートに取りまとめ、全都立学校に展開した。

エ 教員の受験指導スキルの育成

進学指導重点校などで受験指導スキルの高い他教科の教員による助言等を2本の動画としてオンデマンドで配信し、情報科教員の受験指導スキル向上を図った。

課 題

(1) プログラミング教育の研究・普及

プログラミングに関する指導事例等について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

より使いやすいデザイン・構成とすること。

(3) 教科「情報」における指導体制の充実

令和5年度から設置される「情報Ⅱ」の指導力向上及び情報科教員の受験指導力向上を図ること。

今後の取組の方向性

(1) プログラミング教育の研究・普及

デジタル教材開発委員会にて更なる教材の充実を図るとともに、情報教育ポータルサイトにてプログラミング教育の指導事例や教材等を公開・普及していく。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力#東京モデル」を活用して、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

(3) 教科「情報」における指導体制の充実

情報科教員向け情報Ⅱ指導力向上研修及び受験指導力向上研修を実施していく。

3 情報モラル教育の着実な推進（総務部）

目 標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「SNS東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各6校、特別支援学校1校）し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究した。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。

ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校100校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子スマホ教室を実施した。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し一人1台学習者用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの方針状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の公開

有害情報から子供を守るための取組として、学校非公式サイト等の検索・監視の結果や監視で得られた最新の事例等を基に作成した情報モラル啓発用動画教材を情報教育ポータルサイトに掲載し、都内公立学校における情報モラル講座の実施を推進した

(6) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（7校）における研究（再掲）

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

	デジタル利活用	プログラミング教育	情報モラル教育
開発した指導事例数	16	1	7

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて97.0%と高い評価を得た。講座の内容について興味をもつことができたかという質問についても、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて87.5%と肯定的評価を得た。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の3.1%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の公開

情報モラル啓発用動画教材を情報教育ポータルサイトに掲載するとともに、SNS等での発信を行い各学校における利用を促した（令和4年度再生回数：2,263回）。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

課 題

(1) 情報モラル教育の研究・普及

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報モラル教育の研究・普及

デジタル教材開発委員会にて更なる教材の充実を図るとともに、情報教育ポータルサイトにて情報モラル教育の指導事例や教材等を公開・普及していく。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」を踏まえ、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力#東京モデル」を活用して各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

4 デジタル利活用の着実な推進 (総務部)

目 標

デジタルを活用することにより、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含め、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力を身に付けさせることを推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校(7校)におけるデジタル利活用の研究

ア 情報教育研究校を指定(小・中・高各6校、特別支援学校1校)し、各校種における一人1台環境を生かしたデジタル利活用に関する実践的な指導方法を研究した。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。

ウ デジタル利活用の効果的な指導事例・実践動画を情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営

都内公立小・中学校等のGIGAスクール構想の着実な推進や都立学校のスマスク端末の活用に向けて、先進的な事例を収集し、公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（7校）における研究（再掲）

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

	デジタル利活用	プログラミング教育	情報モラル教育
開発した指導事例数	16	1	7

(2) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

課 題

(1) デジタル利活用の研究・普及

デジタル利活用に関する指導事例について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) デジタル利活用の研究・普及

学習者用端末を活用する教材の開発を図るとともに、情報教育ポータルサイトにて学習者用端末の効果的な活用事例を公開・普及していく。

(2) 情報教育ポータルサイトの運営（再掲）

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力#東京モデル」を活用して、計画的に情報活用能力を育成できるよう、各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

5 情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代を牽引する理数系人材の育成（都立学校教育部）

(1) 「理数科」の設置（再掲）

目 標

理数系分野の幅広い素養と情報活用能力等を高いレベルで併せもち、それらを生かして新しい価値（イノベーション）を生み出すことのできる人材の育成

取組状況

「都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）」（平成31年2月）及び「都立高校における理数科の在り方に関する検討委員会報告書」（令和2年3月）に基づき、理数科の設置に向けた準備を行った。

対象校	内容	改編予定年度
立川高等学校	普通科の一部を理数科に改編	令和4年度
科学技術高等学校	科学技術科の一部を理数科に改編	令和6年度

成 果

検討委員会報告書に基づき、令和4年度に、立川高校に創造理数科を開設した。

課 題

教育活動計画の検討において、特色となる探究活動等の実現に当たり、多様な分野の外部機関等からの支援が必要となっている。

今後の取組の方向性

令和5年度は、令和6年度に科学技術高校の一部を理数科に改編するため、準備を進める。

6 社会の変化に対応した実践力あるIT人材の育成

(1) 企業、専門学校と連携したIT人材の育成（再掲）（都立学校教育部）

目 標

工業高校において、IT人材を育成する取組を推進する。

取組状況

工業高校及びIT企業等と連携して、IT人材の育成を目指す、「Tokyo P-TECH」を町田工業高校で本格的に実施。

あわせて、荒川工業高校及び府中工業高校においても、試行実施を開始。

成 果

追加の2校について試行実施を開始するとともに、新規企業の開拓を実施した。

課 題

効果検証を適切に行い、必要に応じて内容や実施体制を改善していく。

今後の取組の方向性

拡大した2校について本格実施を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
--------	---	---------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
生徒の英語力の向上（中学校 CEFR A1レベル（英検3級）以上、高等学校 CEFR A2レベル（英検準2級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞※2020年度は都独自調査	令和4年度 中：59.5% 高：55.9%	令和4年度 中：49.2% 高：48.7%	令和12年度までに 中：80% 高：80%
生徒の英語を「話す力」の向上 ＜中学校英語スピーキングテスト＞	令和4年度 平均スコア 60.5(53.7)	—	年々上昇
「英語の授業では、英語で話したり書いたりして、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことができていた」と回答する児童・生徒の割合 ＜全国学力・学習状況調査（文部科学省）＞	令和3年度 小：72.7% 中：67.7%	令和3年度 小：74.6% 中：67.7%	年々上昇・全国より多い

★東京都長期戦略に位置付けられている指標
括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性6：生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します		
1	小学校における英語教育の充実	70
2	中学校における英語教育の充実	72
3	高等学校における英語教育の充実	75
4	学校外における英語に触れる環境の充実	77
5	高度で創造的な探究学習の提供	81
施策展開の方向性7：我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します		
1	国際社会に生きる日本人の育成	82
2	優れた芸術文化に対する理解の促進	83
3	高等学校における「江戸から東京へ」の活用推進	84
4	特別支援学校における文化部活動の推進	85
施策展開の方向性8：文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します		
1	国際交流の推進	87
2	高校生の留学・海外大学進学への支援	88
3	豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備	90

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	6	生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します
予算額：6,869,334千円		決算額：5,778,644千円

1 小学校における英語教育の充実（人事部・指導部・グローバル人材育成部）

(1) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（指導部・人事部）

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員等（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員等の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員等の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和4年度実績】

- これまで作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレット等について、上記連絡協議会や指導主事連絡協議会、学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を上記連絡協議会において周知するとともに、協議・演習の場面を設定することで、理解の深化を図った。
- 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導・助言を行った。

成 果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ28.6%、20.4%、42.8%減少した。

課 題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、引き続き、上記連絡協議会を行うことで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

(2) 英語教育を推進する教員の採用（人事部）

目 標

英語の専門性の高い小学校の教員を確保する。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置

成 果

英語教育を推進する教員の採用（令和4年度）

	採用見込数	応募者数	受験者数	名簿登載者数	倍率
小学校全科（英語コース）	30人	12人	10人	4人	2.5

課 題

小学校全科（英語コース）の受験資格を、小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を有する者としているため、受験者拡大に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

小学校（全科）教諭免許状と中学校又は高等学校教諭の「英語」免許状の両方を取得可能な大学へのPR活動を引き続き実施する。

(3) 小学校教員の海外派遣研修（グローバル人材育成部）

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る講義等を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資する。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

なお、令和4年度も令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣を中止し、オンラインを活用した代替研修を実施した。

成 果

小学校教員49名がオンラインで代替研修を受講した。

課 題

新型コロナウイルス感染症の影響により、渡航が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に、小学校英語教科化に関して、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、海外渡航による研修を実施する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

2 中学校における英語教育の充実（グローバル人材育成部・指導部）

(1) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の実施（グローバル人材育成部）

目 標

中学校における英語4技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内公立中学校第3学年生徒を対象に、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施する。

取組状況

都内公立中学校第3学年生徒を対象として中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を実施し、約71,000人が受験した。また、都立高校入学者選抜において、その結果を活用した。

成 果

令和4年度の実施状況を取りまとめ、令和5年度実施に向けた分析を行った。

ESAT-Jの結果

年度	結果
令和4年度	平均スコア 60.5

ESAT-J GRADEの分布

ESAT-J GRADE	結果 (%)	<参考>CEFR
A	16.8	A 2
B	25.6	
C	31.4	A 1
D	16.9	
E	8.3	Pre-A 1
F	0.9	

結果分析

段階別評価（ESAT-J GRADE）において、参考 CEFR A1 レベル以上を取得した生徒は全体の9割を超える。

課題

中学校英語スピーキングテストの実施に当たり、中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、公平で公正なスピーキングテストを引き続き実施するため、更なる良問の作成や、採点方法や点検方法の維持・向上に努めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動及び教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度の実施状況を踏まえ、改善を図るとともに、都内公立中学校生徒全員へのリーフレットの配布やホームページの掲載内容の充実等により、生徒・保護者や学校関係者に対し、事業の趣旨理解及び本事業の活用に向けた周知を行っていく。

また、小学校において身に付けた英語「話すこと」の力を把握し、中学校における円滑な接続を図ることを目的として、中1及び中2においてもスピーキングテストを実施する。

全学年で、スピーキングテストを実施することにより、生徒に「どのような力が身に付いているのか」を的確に評価し、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、学習意欲の更なる向上を図るとともに、授業における生徒の学習状況を把握し、教師による指導改善や学校全体の教育課程の改善等に生かす。

- (2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実（指導部）
- (3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置（指導部）
- (4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（指導部）

目標

生徒の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

- (2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図っている。

- (3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、全3回の委員会の開催を通じて、学習指導要領を踏まえた具体的な取組について検討した。

- (4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや活動の観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレットを作成した。令和4年度は、これらの資料の紹介を通じて活用を促すとともに、指導教諭等による授業実践等を公開する「授業力向上セミナー」を、中学校英語科教員を対象として全3回実施し、優れた実践や学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方を学ぶ機会とした。

成 果

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づき、生徒一人一人に対して、きめ細やかな指導を行うことができている。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

特に学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善の方策等について検討し、検討結果を「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の内容に反映させた。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の受講者に対するアンケート集計結果より

項 目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①中学校外国語科の目標や学習評価などについて理解することができた。	99.7%	0.3%
②授業者や授業者・講師の説明等を通じて、テーマについて理解を深めることができた。	100%	0%
③自身の指導と評価の改善につながる内容だった。	99.1%	0.9%

課 題

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るため、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価に関して、教員の理解を深め、指導力の向上を図るための研修を充実させる必要がある。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善の方策等について検討していくとともに、デジタル教科書（一人1台端末）の活用方法、令和5年度実施の国の全国学力・学習状況調査中学校英語の分析を基にした授業改善の方策等についても検討していく必要がある。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を学ぶことのできる機会を提供するとともに、令和5年度実施の国の全国学力・学習状況調査中学校英語の分析を基にした授業改善についても研修内容に含めていくことで、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

(2) 中学校英語科授業における効果的な少人数・習熟度別指導の充実

引き続き、中学校英語において「東京方式少人数・習熟度別指導ガイドライン」に基づいた効果的な少人数・習熟度別指導を推進し、生徒一人一人の「使える英語力」の定着と伸長を図るための英語教育の充実を図る。

(3) 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための検討委員会」の設置

引き続き、都の中学校英語教育の充実に向けて行う取組を検討するための委員会を設置し、学習指導要領の趣旨を踏まえた指導と評価の改善の方策等について検討していくとともに、デジタル教科書（一人1台端末）の活用方法、令和5年度実施の国の全国学力・学習状況調査中学校英語の分析を基にした授業改善の方策等、新たな課題について検討していく。

(4) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施

引き続き、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、年2回実施する。令和5年度には国の全国学力・学習状況調査において中学校英語が実施されることを踏まえ、2回のセミナーのうち1回を、同調査の分析を基にした授業改善について扱う連絡協議会として実施する。

3 高等学校における英語教育の充実（グローバル人材育成部）

(1) JETプログラムによる外国人英語指導者の活用

(2) Global Education Network 20 指定校の指定

(3) 「英語教育研究推進校」事業の実施

目 標

JETプログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）の配置、都立高等学校における「Global Education Network 20 指定校」及び「英語教育研究推進校」の指定、オンライン英会話をはじめとするICTを活用した授業や外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備により、異文化理解、英語授業の改善、国際理解教育の推進、英語4技能の育成を図る。

取組状況

生徒にコミュニケーションツールとして使える英語力を身に付けさせ、国際理解教育の推進を図るため、引き続き全ての都立高等学校（夜間定時制課程単独校は除く。）及び中高一貫教育校にJETプログラムによる外国人指導者（以下「JET 青年」という。）を配置し、授業でのティーム・ティーチングの実施や部活動等での日常的な交流を促進させた。また、英語教育の改善を図るために、JET 青年の指導力を向上させ効果的に活用した授業の実践例を共有し、生徒が英語で発信する力の向上を図った。

さらに、「東京グローバル人材育成指針」に基づく先進的な取組を推進する「Global Education Network 20 指定校」を新たに指定し、外国語によるコミュニケーション能力、創造的・論理的思考力、多文化共生の精神、など、将来、国際社会の様々な分野・組織で活躍できるグローバル人材の育成に資する取組を行った。あわせて、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する「英語教育研究推進校」を新たに30校指定した。これら、「Global Education Network 20 指定校」及び

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

「英語教育研究推進校」では、JET 青年の複数配置をするとともに、外部検定試験受験支援を行うなど、教育環境の整備を行った。

また、「Global Education Network 20 指定校」では、授業でのオンライン英会話を実施した。一部の学校では授業だけでなく、生徒の自宅での在宅レッスンも可能とし、活用の範囲を拡大した。

・JET プログラムによる外国人英語指導者の配置人数

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R 2	R 3	R 4
実績	5人	5人	100人	200人	200人	220人	239人	239人	239人	241人	241人

・「Global Education Network 20 指定校」(20校)

日比谷高等学校、白鷗高等学校、深川高等学校、富士高等学校、西高等学校、戸山高等学校、大泉高等学校、八王子東高等学校、南多摩中等教育学校、武蔵野北高等学校、小石川中等教育学校、三田高等学校、三鷹中等教育学校、国際高等学校、飛鳥高等学校、立川国際中等教育学校、小平高等学校、大田桜台高等学校、千早高等学校、町田工科高等学校

・「英語教育研究推進校」(30校)

江北高等学校、青山高等学校、竹早高等学校、上野高等学校、両国高等学校、城東高等学校、小松川高等学校、小岩高等学校、杉並高等学校、調布北高等学校、狛江高等学校、小山台高等学校、田園調布高等学校、駒場高等学校、目黒高等学校、新宿高等学校、桜修館中等教育学校、町田高等学校、成瀬高等学校、松が谷高等学校、日野台高等学校、翔陽高等学校、立川高等学校、昭和高等学校、国立高等学校、小金井北高等学校、保谷高等学校、多摩科学技術高等学校、福生高等学校、国分寺高等学校

成 果

JET 青年は学校に配属された後、日本人教員と協力しながら指導計画を考えたり、自作の教材を開発したりするなど、積極的に生徒の指導に関わっている。また、英語部等で英語劇やディベートの指導に当たったり、ランチタイム英会話を設けて交流を図ったりするなど、授業以外の活動にも取り組んでいる。これらの交流により、全ての都立高等学校及び中高一貫教育校において、生徒が日常的に生きた英語に触れる機会が増え、異文化理解を深めることができた。

「Global Education Network 20 指定校」の指定においては、指定校に重点配置された JET 青年等を活用した効果的な授業を実践するなど、英語科教員の指導力が向上するとともに、発信力を高める指導を強化するなど英語授業の改善が進んだ。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、例年、指定校で実施していた海外語学研修の実施や留学生の受け入れは中止となったが、オンラインによる海外との学校の交流を行うなど、ICT 機器を活用した国際理解教育の推進を図った。

また、「英語教育研究推進校」の指定においては、外部検定試験支援、「CAN-DO リスト」の作成と「CAN-DO リスト」を活用した英語の指導を行うことなどにより、「聞く」「話す」技能も含めた 4 技能をバランス良く育成することができた。

課 題

世界各国から来日している JET 青年は、日本の文化や学校教育に順応し、効果的な指導を身に付けるまでに一定の時間を要する。また、JET プログラムによる外国人英語指導者を効果的に活用している学校が多数ある一方で、活用方法を模索している学校もある。4 技能をバランス良く育成することが一層重要であり、生徒の「聞く」「話す」能力の育成に重点的に取り組む必要がある。

今後の取組の方向性

全都立高等学校等に配置されている JET 青年を全校 2 名以上配置となるよう順次拡大し、授業内外に

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

おける国際理解を促進する。加えて、JET 青年を効果的に活用した授業の実践例や指導案、授業以外での活用事例などを積極的に収集し、全都立高等学校及び中高一貫教育校で共有し、英語の授業改善を図る。また JET 青年が配置校において、より効果的な指導を行えるよう到来日時研修や指導力向上研修の改善を図るとともに、JET と英語科教員に対する研修を設定するなどして、効果的な指導法等についての周知を図る。

令和5年度は外部検定試験支援やオンライン英会話の対象拡大等各校の取組の支援をさらに強化し、引き続き「聞く」「話す」技能も含めた4技能をバランス良く育成し、生徒の使える英語力の向上に向けて取り組んでいく。

4 学校外における英語に触れる環境の充実（グローバル人材育成部）

(1) 「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」の運営支援

目 標

「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」の利用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上 利用者の80%以上

取組状況

児童・生徒が英語を使用する楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上のきっかけ作りとなる環境を整備するための体験的で実践的な学習を行う場として「TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN」(TGG)を平成30年9月に開設し、運営している。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用が大幅に落ち込んだ期間があったが、令和4年度は回復傾向で推移し、利用者数は12万となった。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
約5万人	約8万人	約3万人	約8万人	約12万人

成 果

利用した児童・生徒の約9割が「楽しかった」「今後の英語学習の刺激になった」と回答している。

課 題

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。

今後の取組の方向性

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

(2) 多摩地域における体験型英語学習施設の整備

目 標

多摩地域における体験型英語学習施設を令和5年1月（令和4年度中）に開設

取組状況

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

事業者と連携し開設準備を進めた。また、開設に当たり、各種連絡会や学校関係者向けの説明会、施設内覧会、訪問等により周知を行った。

成 果

計画どおり、令和5年1月立川に、「TOKYO GLOBAL GATEWAY GREEN SPRINGS」として開設し、開設後2か月半で約8,000人が利用した。

課 題

今後、多くの学校が利用し有意義な体験ができるよう、事業者とともに内容の充実を図る。また、利用者拡大に向け、教育関係者に加え保護者に対しても、施設の意義やメリットを分かりやすく発信することが必要である。また、開設後間もないため、一定期間は運営状況を注視する必要がある。

今後の取組の方向性

事業者と連携しながら、充実したプログラムの提供・改善や、都内外の学校や教育委員会、保護者等に対する広報を引き続き行う。

(3) 島しょ地域におけるバーチャルTGGの提供

目 標

島しょ地域の児童・生徒が、学校にいながら TOKYO GLOBAL GATEWAY BLUE OCEAN (TGG) での実践的でグローバルな英語学習を体験できるよう、VRを活用したバーチャルによるTGGの特別プログラムを開発し、提供する。

取組状況

事業者と連携しながら、町村教育委員会や学校との調整やプログラム開発を行い、島しょ地域の小・中・高校に対し、バーチャルによるTGG特別プログラムを、令和4年9月から提供している。

成 果

島しょ地域の学校の約9割が当該プログラムを体験し、実施後のアンケート調査で児童・生徒の約9割が「楽しかった」と回答している。

課 題

地域や学校により通信環境や使用機材が異なる状況下で、安定的にプログラムを提供するためには各校の状況を踏まえた対応が必要である。また、実際の施設利用とバーチャル空間における体験では環境が異なり、充実した英語体験を行うためには、バーチャル空間の特徴を踏まえたプログラムの提供が重要である。

今後の取組の方向性

令和4年度の試行の実施状況を踏まえ、バーチャル空間でより多くの英語の発話体験ができるよう、プログラムの充実・改善、提供方法の工夫などを行うとともに、技術面や操作方法、教員の負担軽減のための支援をきめ細かに行う。

また、より多くの児童・生徒にTGGの英語体験を提供できるよう、学校等に対して事業やプログラムについて丁寧に説明し利用を促進していく。

(4) TOKYO ENGLISH CHANNEL 教材の作成・イベントの実施

目 標

いつでもどこでも生きた英語に触れられるウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を創設し、オンライン上で、英語で議論する場を設定するなど、児童・生徒が英語を主体的に学び、使う機会を創出する。

取組状況

ア ウェブサイト

令和3年9月にウェブサイト TOKYO ENGLISH CHANNEL を開設し、独自教材等のオンライン化や新規の動画教材掲載により内容を充実した。

イ オンラインイベント

イベント名	内容	回数・時期
LIVE TALK	世界で活躍する人々から、世界で生き抜く術を英語で聞き、自分ごととして将来の展望をもつ。	3回 令和4年7月以降順次
バーチャル留学	多様な国・地域の生徒と共に英語でディスカッションを行いながら、海外・国内の大学等の講義を受講	1回 令和4年11月
高校生国際会議	分科会形式で英語で議論を行い多様な意見を融合させ、全体で一つの提言を導き出し発表	1回 令和5年2月

成 果

ア ウェブサイト

年度	R 4
アクセス数	約 14 万

イ オンラインイベント（※バーチャル留学及び高校生国際会議は海外からの参加者を含む）

イベント名	参加人数	アンケート結果
LIVE TALK	149 人	プレゼンターの話聞いて英語をもっと勉強したいと思うようになった…3回平均で約97%
バーチャル留学	233 人	英語を使って外国人とも積極的にコミュニケーションを取ろうと思うようになった…96%
高校生国際会議	166 人	今回のイベントを通じて英語をもっと勉強したいと思うようになった…99%

課 題

教材の活用方法やオンラインイベントの魅力などについてよりよく知ってもらうなど、事業の認知度を高め、より多くの児童・生徒に英語の学習機会を提供する必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度の実施結果を踏まえて内容や実施方法の改善・充実を図るとともに、ウェブサイト及び動画教材の活用方法やオンラインイベントの告知など、学校や教育委員会、保護者等に対する周知を、各種連絡会等を通じて積極的に行う。

(5) Tokyo GLOBAL Student Navi

目 標

- 変化の激しいグローバル社会において、能力を発揮し、東京・日本を牽引していくため、
- ・小中高一貫した学習により、使える英語力を身に付けるために、学びを継続する

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

- ・DXによる「いつでもどこでもだれでも」個別最適な学びにアクセスし、主体的に学ぶ
- ・東京2020大会のレガシーとして、多様な人々と協働する機会に参画する
- ・日頃から、地球規模の諸課題を自らの課題として考え、解決しようとする態度を育む

これらを目指す施策・取組を加速化し、効果を更に高めるため、DXを活用した複合的機能をもつツールとして展開していく。

取組状況

令和4年12月に「Tokyo GLOBAL Student Navi」を立ち上げた。

成果

様々なオンライン英語学習教材、グローバル人材育成に関する特色ある施策及びイベント情報等を紹介するとともに、都立高校の取組等を紹介する動画を公開した。

課題

多様な取組への認知度を高め、施策への需要を喚起していく。

今後の取組の方向性

動画等のコンテンツをより一層充実させ、Twitterや東京都公式LINE等を活用して周知していくとともに、認知度を高めるための戦略的な発信方法を検討する。

(6) 専門高校生海外派遣研修

目標

都立専門高校に在籍する生徒を海外に派遣し、専門高校の学びに関連した海外での取組や技術を見聞し、自らの学びをよりよい社会づくりと結び付ける機会とするとともに、海外で体験及び見聞したことを在籍校における課題解決的な学びに還元する。

取組状況

工業コースとして、アラブ首長国連邦に令和4年12月15日から12月21日まで、都立専門高校生6名の派遣を行った。また、工業・農業・商業コースとして、オーストラリア・クイーンズランド州に、令和5年3月13日から3月20日まで都立専門高校生39名の派遣を行った。

成果

アラブ首長国連邦では、世界最大級の太陽光発電施設や大規模廃棄物処理発電施設、オーストラリア・クイーンズランド州ではAIテクノロジー活用農業等を訪問し、海外の先進的な取組や技術を見聞するとともに、現地高校生との交流や現地でのプレゼンテーション等を行った。

課題

都におけるグローバル人材を育成するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

本研修を継続実施するとともに、充実したプログラムの提供・改善を行う。

5 高度で創造的な探究学習の提供（グローバル人材育成部）

(1) Diverse Link Tokyo Edu の構築

目 標

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見いだし分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成するため、高度で創造的な探究学習を社会・世界と連携して提供する都独自の「学びのプラットフォーム」の構築を目指す。

取組状況

令和元年度は、学校における教育課程におけるきめ細かかつ継続的な取組と、学校の特色を生かした取組を支援したほか、14校を主な対象校として、学校同士の連携の場の提供、アウトプットの場の提供、外部リソースの開拓等を行った。

令和2年度は、事業に協力いただける外部機関を登録する制度「協力機関バンク」を発足した。また、生徒同士の学び合いを活性化するため、各校から優秀な論文を募集し、ホームページ上に新たに設ける「グローバル論文レポジトリ」に掲載して公開する仕組みを構築した。

令和3年度は、本事業の連携先である東京大学先端科学技術研究センターの協力により、特別講座「Tokyo Leading Academy」、都立高校生の個別指導「高校生研究員プロジェクト」を実施した。事業実施に当たっては、外部有識者から専門的見地より指導助言、成果検証をしていただく運営指導委員会・検証委員会を実施した。

令和4年度は、都立高校生の個別指導「高校生研究員プロジェクト」を実施した。また、事業の最終年度として、成果報告会を実施するとともに、これまでの成果を最終報告書として取りまとめた。

成 果

令和4年度「高校生研究員プロジェクト」には都立高校生14名が参加した。

今後の各学校における取組に資することができるよう、成果報告会や最終報告書により、広くこれまでの成果の還元を行った。

今後の取組の方向性

令和4年度で事業終了し、これまでの取組で培ったノウハウを活用しながら、各校において実施していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	7	我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します
予算額：1,203,392千円		決算額：768,834千円

1 国際社会に生きる日本人の育成（指導部）

(1) 日本の伝統芸能鑑賞教室

目 標

都立高等学校に在籍する生徒が、在学中に一度は古典芸能の第一人者による本物の演技を鑑賞し、体験する機会を創出することを通して、日本の伝統・文化への興味・関心を高めるとともに、価値に気付かせ、日本文化についての発信者としての資質・能力を育成する。

取組状況

都立高校生一人一人が、日本の伝統・文化に興味や関心を持つとともに、我が国の伝統芸能に親しみ、理解を深め、その内容を他者に発信していく力を身に付けることを目的とする。平成28年度から平成30年度までに第一期として、全ての都立高等学校（全日制）、都立中等教育学校（後期課程）に通う生徒が、在学中に一度は日本の伝統芸能に触れる機会を設定した。また、希望する定時制・通信制及び都立中等教育学校の前期課程の生徒が日本の伝統芸能に触れる機会も設定した。

令和元年度から令和4年度までの期間で、第二期日本の伝統芸能鑑賞教室を実施した。

（令和4年度伝統芸能鑑賞教室）

【雅楽】東儀秀樹「雅楽の世界」

- ・ 日程：令和4年11月10日（木）11日（金）午前・午後
- ・ 会場：ルネこだいら 大ホール
- ・ 参加校：17校（17課程）
- ・ 参加数：4,062名

【狂言】野村万作・萬斎「狂言の世界」

- ・ 日程：令和4年11月18日（金）午前・午後
- ・ 会場：ルネこだいら 大ホール
- ・ 参加校：9校（10課程）
- ・ 参加数：1,868名

【邦楽】吉田兄弟「ようこそ邦楽の世界へ」

- ・ 日程：令和4年11月1日（火）午前・午後
- ・ 会場：なかのZERO 大ホール
- ・ 参加校：12校（12課程）
- ・ 参加数：2,165名

【オンデマンド配信】（令和5年1月10日（火）～3月16日（木））

- ・ 19校（19課程） 2,937人が視聴

成 果

日本の伝統芸能の第一人者による本物の演技を視聴することで、参加した高校生が伝統・文化のすばらしさを実感するとともに、理解を深めることができた。また、オンデマンド配信では、字幕や説明のある映像を提供することで、生徒は分かりやすく学習できた。

課 題

会場実施の際、十分な感染症対策を講じるとともに、オンラインを活用した実施方法や配信期間について工夫・改善を図る必要がある。集合型での実施に当たり、感染症対策を徹底するため、事前に参加する学校への丁寧な説明を行う必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度をもって事業終了

2 優れた芸術文化に対する理解の促進（指導部）

(1) 東京都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

目 標

オリンピック・パラリンピック教育のテーマの一つである「文化」について、今まで各学校が行ってきた「伝統・文化」、「国際理解」に関する教育に加え、様々な文化に対する理解を深めるため、文化プログラム・学校連携事業の実施校を指定する。

取組状況

「文化プログラム・学校連携事業」指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 128 校を指定した。指定を受けた学校は、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

ア 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

(例) オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

イ ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

(例) 民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

成 果

指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験、地域に伝承される伝統芸能の鑑賞・体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。

課 題

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、今後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた様々な芸術・文化の鑑賞・体験を継続、発展できるように、学校の希望により、多様な芸術文化体験の機会を提供するなどの支援を行う。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

目 標

令和4年度に開催が決定している第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進する。

取組状況

東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校18校及び文化部新設置推進校4校を指定した。また、文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

成 果

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に、都立高等学校が延べ147校出場した。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ40校以上	延べ147校

前年度に比べ、全国高等学校総合文化祭への出場校が112校増加した。また、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じながら交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

課 題

- ・外部人材を効果的に活用し、生徒の取組意識及び技能の一層の向上を図ること。
- ・推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の一層の活性化を図ること。
- ・第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の成果を普及し、部門内組織を更に強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

今後の取組の方向性

全国高等学校総合文化祭東京大会の取組や成果を普及し、都立高校全体の文化部活動の活性化につなげる。

3 高等学校における「江戸から東京へ」の活用推進（指導部）

(1) 「江戸から東京へ」の普及啓発

目 標

日本人としてのアイデンティティを育むため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるという都教育委員会の基本的な考えに基づき、都立高等学校の日本史教育の一層の充実を図る。

取組状況

日本人としての自覚を高めるため、高校生が日本史を継続して学ぶことが重要であるとの基本的な考えに基づき、平成24年度から日本史必修化を推進している。あわせて、全都立高等学校へ都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の教科書を配布し、普及・啓発を図っている。

成 果

令和4年度から「歴史総合」が必修となり、日本の近現代史を都立高校生全員が学んでおり、「江戸から東京へ」の教科書を新入生全員に配布した。

課 題

教科書の巻末の写真等に関して、最新版に差替え可能な部分については対応する必要がある。

今後の取組の方向性

都独自科目「江戸から東京へ」については、引き続き、学校設定科目として設置できるようにするとともに、「江戸から東京へ」の教科書を今後も新入生全員に配布する。

4 特別支援学校における文化部活動の推進（指導部）

目 標

(1) 文化部活動への専門家の招へい

ア 部活動指導員の配置

都立高等学校及び公立中学校並びに都立特別支援学校における教員の勤務負担軽減と部活動の充実を図り、学校の教育体制の整備・充実に資するため、部活動指導員を配置する。

イ 都立特別支援学校の部活動振興事業

特別支援教育の充実に資するため、都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長する。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を行い、広く都民等に向けた展覧会を開催する。

イ 「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」公式webサイト（令和4年12月公開開始）過去の展覧会の様子を展示しているWeb美術館を開設し、広く都民等に向けて発信する。

ウ 東京都特別支援学校総合文化祭

音楽・演劇・造形美術等、全9部門での文化・芸術活動を発表する部門別発表会を都内各会場で開催する。実施に当たっては、感染症予防対策を検討して開催方法を工夫する。

取組状況

(1) 文化部活動への専門家の招へい

都立特別支援学校における文化部活動の教育体制の整備・充実のため、部活動指導員及び外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力を一層伸長した。

(2) 文化芸術活動の成果を発表する取組推進

ア 第7回東京都特別支援学校アートプロジェクト展

都立特別支援学校及び都内国公立特別支援学校から美術作品を募集し、芸術系大学との連携による審査を経て選ばれた51作品を展示し、広く都民等に向けた展覧会を開催した。

【会期】令和5年1月5日（木）から1月15日（日）までの11日間

【会場】東京藝術大学大学美術館 陳列館

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

イ Web 美術館「東京都特別支援学校アートプロジェクト特別展」

令和3年2月に公開し、令和4年3月までの約1年間で2.3万回の閲覧があり、特別支援学校の児童・生徒の作品群が長期間にわたり広く鑑賞された。本サイトを通じて、特別支援学校の児童・生徒が作りだした作品に内在する芸術的価値を啓発することができた。

ウ 東京都特別支援学校総合文化祭

令和4年度は、感染症対策を講じた上で、音楽祭、舞台芸術・演劇祭、オセロ大会、将棋大会、5部門作品展、書道作品展を都内各会場で開催した。

成 果

「第7回東京都特別支援学校アートプロジェクト展」の参観者からは、「どの作品も自由に自分の描きたいものを表現できていることが感じられ、とても素晴らしい。」「障害の有無を感じることなく素敵な作品ばかりで楽しく鑑賞できた。」など、都内外を問わず、多くの方々が本展覧会を通して、児童・生徒の作品に出会う機会を創出することができた。

また、出品者の関係者からも「美術館で展示され、多くの方々に御覧いただき光栄だった。」等の意見があり、次の作品づくりへの意欲につながっている。

課 題

今後も引き続き、広く都民に鑑賞してもらうための展示機会の確保やオンラインを活用した取組の検討が必要である。

今後の取組の方向性

各学校での取組状況を把握し、更なる文化芸術活動の充実に向けた各学校の取組を推進する。

基本的な方針	3	グローバルに活躍する人材を育成する教育
施策展開の方向性	8	文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
予算額：1,191,767千円		決算額：1,102,389千円

1 国際交流の推進（グローバル人材育成部）

(1) 都立学校における海外との学校間交流の拡充

目 標

海外との学校間交流活動を通じて国際感覚を醸成し、同年代の生徒間交流による異文化理解の促進を図るとともに、実践的な語学力の向上を図る。

取組状況

グローバル人材育成の一層の促進を図るため、姉妹校をはじめとする海外の学校との交流を積極的に推進する先導的 school 72校を「海外学校間交流推進校」として指定し、交流活動に必要な教育環境の整備等の支援を実施した。

成 果

多くの国と地域との間で海外学校間交流が実現できた。

課 題

国際交流の方法について、様々な事例を共有するなどしながら、推進校を増加させていく必要がある。

今後の取組の方向性

今後も引き続き、新規指定校を開拓するとともに、継続指定校での海外学校間交流を支援する。

また、平成30年度に創設した国際交流コンシェルジュを活用し、新たな交流校・交流地域の開拓やマッチング支援、相談対応等を行うほか、都教育委員会と海外の教育行政機関との連携等を通して、各学校の交流を支援していく。

(2) 国際交流コンシェルジュの運営

目 標

都内公立学校における国際交流について、学校間の交流活動のマッチング支援や相談対応、実施支援を通し、「自校らしい国際交流」を選べる、創れる機会を提供し、都内公立学校全校で国際交流を恒常化させていくことを目指す。

取組状況

都内公立学校の国際交流を促進するため、交流可能先（海外の学校等）の情報の一元化や、学校からの相談対応等を行う「国際交流コンシェルジュ」を通じて、各学校のニーズに応じてきめ細やかな支援を行った。

成 果

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

平成30年10月に創設し、データベース機能を有する「国際交流支援システム」の運用と併せ、多くのマッチング支援や相談対応等を行った。令和3年度より、本事業を東京学校支援機構に移管し、業務内容の充実を図っている。

課題

国際交流を実施する学校の裾野を広げるため、「国際交流コンシェルジュ」の活用を一層促進する必要がある。

今後の取組の方向性

都内公立学校へのマッチング支援や相談対応等を引き続き実施していくとともに、国際交流未実施校を中心として、気軽に始めることができる国際交流の実施方法の普及を図り、国際交流の裾野を広げていく。

2 高校生の留学・海外大学進学への支援（グローバル人材育成部・都立学校教育部）

(1) 次世代リーダー育成道場の実施（グローバル人材育成部）

目標

国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことができる資質・能力を育むための教育を推進する。

取組状況

ア 取組概要

(ア) ねらい

本事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組みであり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う人材になろうという高い志をもった都立高校生等を、研修・留学を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(イ) 育てたい人物像

グローバル社会において、自立し、リーダーとして活躍できる広い視野や的確に自分の考えを表現できるなどの高い英語力、チャレンジ精神や使命感など、新しい時代が求めている資質・能力を身に付けている人物

(ウ) 令和4年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

令和4年度の「次世代リーダー育成道場」は、「①国内事前研修、②留学、③国内事後研修」から構成される。留学の開始時期により、A、B二つのコースを設定

A（冬出発）コース：約6か月の事前研修の後、冬に約1年間の留学に出発

B（夏出発）コース：約1年間の事前研修の後、翌年度の夏に、約1年間の留学に出発

イ 実施状況 募集人数・応募状況

(ア) 令和4年度実績（第11期生）

合格者数（応募者数）	Aコース	Bコース
150人(225人)	66人	84人

(イ) 事前研修

英語研修（英語実践演習、英語による講義、在京留学生との交流、英語オンライン学習）、各界のリーダーによる講義、個人研究、日本の歴史、見学・体験（日本の伝統・文化、先端技術施設見

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

学)等を実施。実施の際には、オンライン研修(海外在住の講師招へい等)を適宜取り入れた。

(ウ) 留学プログラム(第11期生)

Aコース:

オーストラリア・南オーストラリア州(20名) 令和5年1月から同年11月まで
オーストラリア・クイーンズランド州(24名) 令和5年1月から同年11月まで
ニュージーランド(20名) 令和5年1月から令和5年11月まで

Bコース:

アメリカ合衆国(33名) 令和5年8月から令和6年6月まで(予定)
カナダ(50名) 令和5年9月から令和6年6月まで(予定)

(エ) 事後研修

帰国オリエンテーション、成果報告会、成果発表会、交流研修、還元プログラム

(オ) 留学フェア、フォーラム及びウェブページによる普及・啓発

令和4年度留学フェアはオンデマンド配信をした。公開プログラムであるフォーラムについては、研修生は対面で参加、一般参加者には動画配信を実施した。

成 果

令和3年度にプログラムを修了した第8期生を対象として、グローバル人材として必要な資質・能力等八つの観点について成果検証を行い、次の成果を得た(新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響で第9期生の留学事業は中止した。)

①英語力

留学前と留学後の英語能力試験において、留学後のテストで総合点が上昇した修了生の割合 97%

②コミュニケーション能力

コミュニケーション能力が高まった修了生の割合 92%

③主体性・積極性

主体性や積極性が高まった修了生の割合 89%

④協調性・柔軟性

協調性や柔軟性が高まった修了生の割合 98%

⑤責任感・使命感

責任感や使命感が高まった修了生の割合 84%

⑥異文化に対する理解

異文化に対する理解が深まった修了生の割合 95%

⑦日本人としてのアイデンティティ

日本人としてのアイデンティティが高まった修了生の割合 82%

⑧将来の展望

「将来の夢や方向性、就きたい職業や進路等が明確になった」と回答した割合 87%

- 英語以外の七つの観点のうち、90%以上の修了生が肯定的に回答した観点が三観点あった。「誰とでも分け隔てなく、接することができるようになった」、「広い視野で物事を捉えるようになった」、「日本と諸外国との生活や文化の違いを理解し、尊重するようになった」、「自分で考え判断し、行動することが多くなった」等において、肯定的回答が顕著に見られた。留学を通して、様々な困難を乗り越え、異文化理解や他者を尊重する感情、そして自立心や自尊感情が育まれたことが見受け

基本的な方針3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

られる。

- ・ 「責任感・使命感」及び「日本人としてのアイデンティティ」の肯定的回答率が80%前半にとどまった。前者は、「地域のイベントなど、コロナウイルスの影響で中止になったものが多い。」と複数の研修生からの自由記述にあるように、留学後の活躍の機会が限られたことが原因の一つと考えられる。後者は、「日本のよさについてもっと知りたいと思うようになった」という研修生が多い一方、前述と同様の理由により、実際に行動する機会は不足していることが理由の一つとなっている。

課 題

- ア 研修生の資質・能力をより高める研修の工夫及び成果還元の様子の構築
- イ 研修生及び現地機関等からの報告を踏まえた留学生活のサポート
- ウ 事業の趣旨に合致した研修生の確保

今後の取組の方向性

- ア 資質・能力をより高められるよう、内容を充実させていくとともに、留学中の研修生や修了生の成果の還元を計画的に行っていく。
- イ 本事業の求める資質・能力を研修生が身に付けられる事業スキームの実現を図る。

(2) 都立国際高等学校における国際バカロレアの取組の推進（都立学校教育部）

目 標

将来、世界を舞台に活躍し、東京や日本の未来を担うとともに、東京の発展を支え、リードしていく人材を育成するため、高校生の海外大学進学を支援

取組状況

公立高校初となる国際バカロレアの認定を取得（平成27年5月）した都立国際高等学校において、国際バカロレアの教育プログラム（ディプロマ・プログラム）を実施し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得とともに、それを用いた海外大学進学を支援している。

成 果

- ・ 令和5年3月に卒業した第6期生のフルディプロマ取得率100%
- ・ 令和5年度入学者選抜（第9期生）は、募集人員20名に対して82名の応募があった（応募倍率4.10倍）。

課 題

英語で授業を行える教員の安定的な確保

今後の取組の方向性

引き続き、英語で授業を行える教員の安定的な確保に努めていく。

3 豊かな国際感覚を醸成する都立学校の整備（都立学校教育部）

(1) 都立新国際高等学校（仮称）の設置準備

目 標

豊かな教養と論理的思考力、高いコミュニケーション能力を有し、国際社会において他者と強調しながら課題解決に取り組むことができる人材を育成

取組状況

令和4年度に校舎等新築工事の実施設計に着手した。

成 果

令和4年度に実施設計の契約を締結・着手するなど、開校に向けた準備を進めた。

課 題

実施設計の進捗等を踏まえ、開校に向けた準備を着実に進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度に引き続き実施設計を進め、開校に向けた準備を着実に進めていく。

(2) 都立小中高一貫教育校の設置準備

目 標

小学校第1学年からの英語教育等を通じて、高い語学力と豊かな国際感覚を備え、世界で活躍できる人材を育成する。

取組状況

都立小中高一貫教育校を令和4年度に開校し、安定的な運営のための支援を行った。

成 果

- ・小学校3、4年生の英語教科書を作成した。
- ・令和5年度入学者決定（一般枠）は、募集人員58名に対して応募人員1,416人（応募倍率24.41倍）

課 題

小学校における英語や12年間を見通した授業体系を踏まえて指導できる教員の確保

今後の取組の方向性

都立小中高一貫教育校については、小学校5、6年生以降の英語教科書の作成や施設整備に係る諸調整等、安定的な運営のため支援を行う。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
--------	---	---------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「将来の夢や目標を持っている」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：78.5% (78.6%) 中：65.4% (66.5%)	令和4年度 小：79.8% 中：67.3%	全国平均を上回る・年々上昇
副籍制度の利用率（直接交流または間接交流実施率）	令和2年度 小：57.0% 中：30.0%	—	令和9年度 小：80%以上 中：50%以上
特別支援学校高等部生徒の企業就労率の向上	令和2年度卒 49.4%	平成27年度卒 29.4%	令和9年度卒 55%以上
都立学校における在京募集枠	令和4年度 在京外国人生徒募集枠設置校 8校・160人	—	在京外国人生徒数、入選の応募状況等を踏まえ、検討

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性9：自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します		
1	キャリア教育の推進	93
2	主権者として社会に参画する能力の育成	97
3	高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施	98
4	将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保	99
5	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	99
施策展開の方向性10：障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します		
1	「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進	101
2	医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供	110
3	インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施	111
施策展開の方向性11：社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します		
1	給付型奨学金による支援	113
2	学校と家庭との連携を図る取組の充実	114
3	都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実	115
4	区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援	117
5	チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実	122
6	高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）	123
7	区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進	124
8	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）	126
9	病院内教育におけるデジタル機器の活用	130
10	高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備	131

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	9	自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します
予算額：369,125千円		決算額：274,875千円

1 キャリア教育の推進（指導部・都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 義務教育段階におけるキャリア教育の推進（指導部）

目 標

- ・ 公立中学校等の生徒に五日間程度の職場体験をさせることにより、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成する。
- ・ 社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する教員の理解を促し、キャリア・パスポートの活用を推進することを通してキャリア教育の一層の充実を図る。

取組状況

- ・ 全ての中学校で職場体験活動の取組を計画
- ・ 令和2年4月から実施している「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の周知

成 果

- ・ 中学生の職場体験
令和元年度 100%実施
令和2年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校を除き中止
令和3年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校で代替の活動を実施
令和4年度 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一部の学校で代替の活動を実施
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレットの活用や、校種間での引継ぎ、職場体験活動が中止になった際の代替処置について、指導主事連絡協議会や校長会で計5回説明を行った。
- ・ 令和4年度全国キャリア教育・進路指導担当者等研究協議会、キャリア教育シンポジウムに、都から指導主事や、学校管理職らがオンラインで計50名が参加し、各地区の取組を共有した。

課 題

- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の実施の徹底
- ・ 「キャリア・パスポート」の校種間の引継ぎの徹底

今後の取組の方向性

- ・ 中学生の職場体験を引き続き実施する。
- ・ 「キャリア・パスポート」を活用したキャリア教育の充実に向けたリーフレット等について、更に周知を行い、系統的なキャリア教育を推進する。
- ・ 特に、中学校と高等学校間の引継ぎを着実に行う。

(2) インターンシップ事業の推進（指導部）

目 標

国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業を通して、生徒が望ましい勤労観、職業観を身に付けるとともに、主体的に進路を選択決定する能力や態度を育むキャリア教育を支援する。

取組状況

ア 都立高校生に望ましい勤労観、職業観を育成するため、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を平成19年度から実施しているが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況や国際ロータリーの受け入れ態勢の状況に鑑み、対面又はオンライン形式による講演会（一部で実地でのインターンシップを開催）を中心として実施した。

- ・国際ロータリー第2580地区との連携による参加校 0校
- ・国際ロータリー第2750地区との連携による参加校 4校

イ 都立高等学校における優れた取組を周知するため、進路指導資料を全校に配布した。

成 果

3校で講演会、1校で実地でのインターンシップを実施し、生徒の将来の進路に対する視野を広げたり、進路活動に対する意欲を高めたりすることができた。

課 題

各校における生徒の変容を把握し、指導と評価の改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

報告書から現状と課題を分析し、進学指導研究協議会や「人間と社会」推進者研修等において情報提供を行うなどして、各学校の取組の一層の充実を図る。

(3) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）（指導部）

目 標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1学年「東京のビジネス」の活用

平成30年度から、ビジネス科7校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和3年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科7校の「ビジネスアイデア」の授業において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

成 果

ア ビジネス科7校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ ビジネス科7校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

課 題

ア ビジネス科7校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

ウ ビジネス科7校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ビジネス科7校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(4) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施 (地域教育支援部)

目 標

- ・企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等と連携し、生徒が社会や職業について実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる教育プログラムを新たに開発し、普通科高校を中心に順次展開する。
- ・実施に当たっては、プログラムを効果的かつ継続的に指導することができる外部人材を社会人講師として派遣するなど、事業内容の充実を図っていく。

取組状況

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携により、普通科高校を中心に、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる多様な参加体験型の教育プログラムを実施した。

年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実施校	138校	142校※	142校※	138校	138校	138校	139校
協力団体数	55団体	58団体	58団体	56団体	51団体	59団体	54団体

※ H29・30年度専門学科高校(4校) 試行実施

成 果

- ・生徒が社会人・職業人の経験等に学ぶことにより、学校で学習することや働くことの意義を実感するとともに、自己理解・自己管理能力や課題解決能力の向上等を図るなど、学校ニーズに対応した多様な内容の教育プログラムを用意することで、学校が系統的・継続的なキャリア教育を実施する条件を整えることができた。
- ・普段と違う生徒の様子を見て、生徒への指導方法について考えるきっかけやアクティブラーニング等の手法を学ぶことができたという声が教員から寄せられた。
- ・成年年齢引下げを見据え、「金銭基礎教育プログラム」「金融経済教育」「模擬投票」「知っておきたい労働法規」などの社会人としての素養を養い主権者意識を醸成するプログラムや、懸念されている消費者被害の未然防止の観点から、「金融トラブル」「ローン・クレジット」などの消費者教育プログラムを専門家の支援の下、実施することができた。

課 題

- ・教育プログラムを単発的に導入するに留まっている学校が少なくないため、授業内容を深める系統的・継続的な活用を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

- ・令和4年度から高等学校で実施されている「総合的な探究の時間」に対応した内容にするため、引き続きプログラムの質を高めながら実施する。

(5) 専門高校の外部人材活用事業（再掲）（指導部）

目 標

社会の変化と期待に応える人材の育成を目指すとともに、生徒の能力の伸長と進路実現を図るため、民間企業の社員・OB等を都立専門高校に派遣し、授業だけでなく、昼休みや放課後等において生徒との交流を通じて、生徒に社会のつながりを強く感じさせ、専門高校が推進する系統的・継続的なキャリア教育を支援する。

取組状況

指定校においては、探究学習等の推進、課題別研究並びに進路ガイダンス等による新たな取組の開発を行うとともに、成果を全都立専門高校等に普及するために報告会で発表した。

成 果

進路指導室に専門家を常駐することにより進路相談の利用者が増加し、専門家のアドバイスや講演等を通じて、生徒が自分自身の進路について具体的に考えるきっかけを創出したことにより、就職・進学の実績が上がった。また、授業力向上に向けた研修会や専門家とのカリキュラム検討により、教員の意識改革にもつながった。

課 題

各学校の特色や状況に応じた取組となるよう、外部人材の確保が必要である。

今後の取組の方向性

各学校が必要な外部人材を活用できるよう、東京学校支援機構等と連携を強化する。

2 主権者として社会に参画する能力の育成（指導部）

(1) 全都立学校への全国紙等配布

目 標

公職選挙法の改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成する。

取組状況

全都立学校へ新聞（全国紙等6紙）等の学校図書館への配備と活用を図る。

成 果

新聞（全国紙等6紙）を活用することで、指導の政治的中立性を確保するとともに、生徒の政治的教養を育むことができた。

課 題

全国紙を活用した効果的な授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、継続的に生徒の意志決定力を育成していくことが大切である。

今後の取組の方向性

学校における取組の更なる充実を図るために、全都立学校の図書館に主権者教育における資料として新聞（全国紙等6紙）や関連書籍等を配置する等教育環境を整える。

(2) 主権者意識の醸成

目 標

論理的思考力や多面的・多角的な考察力、判断力、課題解決能力等を育むとともに、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付け、有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、各学校の主権者教育を充実させる。

取組状況

ア 令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、3年ぶりに対面型の研修会を実施し、授業実践事例発表等を共有した。

イ 公職選挙法改正に伴い、高校生に政治的教養を学ばせることが重要であるとの基本的な考え方に基づき、都独自の教材として主権者教育リーフレット及び民主主義リーフレット、選挙啓発カードを全都立高等学校に配布した。

成 果

ア 学校の教育活動全体を通じて、主権者教育担当教員を中心とした主権者教育を実施することができた。

イ リーフレットや選挙啓発カードの活用を通して、主権者として社会に参画するための政治的教養を育むことができた。

課 題

- ア 主権者教育における優れた授業実践事例を集約し、主権者教育推進者研修等の機会で伝達するなどして、主権者教育の一層の充実を図る必要がある。
- イ リーフレットや選挙啓発カードの内容を更に充実したものに改善し、継続的に生徒の意志決定力を育成していく必要がある。

今後の取組の方向性

感染症対策を講じた主権者教育推進者研修の実施について検討する。衆議院解散等による突発的な選挙への対応も考慮しながら、高校生に政治的教養を学ばせるための効果的な指導法や学習教材を引き続き開発していく。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（指導部）

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

目 標

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成 27 年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成 28 年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施（平成 30 年度 1 回、令和元年度 1 回、令和 2 年度 1 回、令和 3 年度 1 回（オンデマンド式）、令和 4 年度 1 回）
- イ 全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施（令和 4 年度末）

成 果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びができるようにした。

教員を対象に、「指導と評価の一体化」に基づく学習評価の在り方や、教科書の各章の学習を通して、「課題（リサーチ・クエスチョン）」を設定する方法等を掲載した指導資料（増補版）を配布し、各学校における「人間と社会」の更なる充実に向けた取組を推進した。

課 題

感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料（増補版）の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推

進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

目 標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成31年3月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア 特別セミナー

生徒は各HRにて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、セミナーを実施

イ チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、東京学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

ウ 教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成 果

令和4年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課 題

感染症対策を徹底した上で、大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施方法を工夫したりする。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、参加生徒が地元の小中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして積極的に関わる機会を増やし、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実（都立学校教育部）

(1) 就業技術科と職能開発科における職業教育の展開

目 標

生徒の障害の状態や程度に応じて、障害のある生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、生徒の多様な進路選択や企業就労の希望に応え、社会的自立を促進していく。

取組状況

知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、将来の自立に向けた基礎的な職業教育を行う高等部職能開発科の増設について、平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）において今後の計画を示した。

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校に、知的障害軽度から中度までの生徒を対象とした職能開発科を4校に設置し、生徒の企業就労を促進している。

<就業技術科設置校（設置年度）>

永福学園（平成19年度）

青峰学園（平成21年度）

南大沢学園（平成22年度）

志村学園（平成25年度）

水元小合学園（平成27年度）

<職能開発科（設置年度）>

足立特別支援学校（平成26年度）

港特別支援学校（平成28年度）

江東特別支援学校（平成30年度）

東久留米特別支援学校（令和3年度）

成果

都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科・職能開発科の企業就労率

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
就業技術科	96.1%	93.8%	96.3%	96.3%	91.6%
職能開発科	90.0%	97.4%	100.0%	93.2%	89.5%

課題

将来の生徒数の増加、就業技術科・職能開発科の受入人数の割合や地域バランスに配慮しながら設置を進める必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、高等部職能開発科の設置を今後も進めていく。

<今後の職能開発科の設置予定校>

青鳥特別支援学校（令和5年度）

練馬特別支援学校（令和6年度）

南多摩地区特別支援学校（仮称）（令和6年度）

北多摩地区特別支援学校（仮称）（令和9年度）

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	10	障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を実現します
予算額：36,706,657千円		決算額：33,095,339千円

1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進（都立学校教育部、指導部）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進（都立学校教育部）

目 標

都立知的障害特別支援学校の在籍者数の増加傾向は続いており、今後も在籍者数が増加していくことが見込まれることから、教育環境の充実を図る。

取組状況

平成29年2月に策定した東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法により教育環境の充実を図ることとしている。

成 果

これまでの新設校

平成31年4月1日	都立王子特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立臨海青海特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部）
令和2年4月1日	都立花畑学園 肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部）
令和3年4月1日	都立八王子西特別支援学校 知的障害教育部門（小学部・中学部・高等部） 都立東久留米特別支援学校 知的障害教育部門（高等部）
令和4年4月1日	都立立川学園 聴覚障害教育部門（幼稚部・小学部・中学部・高等部） 知的障害教育部門（小学部・中学部）

課 題

知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にあり、また、今後の将来推計によっても、この傾向が続くことが見込まれている。

これまでも、特別支援学校の適正規模・適正配置の取組を着実に進め、教育環境の充実に努めてきたが、今なお、特別教室を転用したり、一つの教室を間仕切りしたりして普通教室を確保している学校が残されている。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、学校の新設や校舎の増改築をはじめとして、多様な方法を用いて迅速かつ効果的に教育環境の改善を図っていく。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）（都立学校教育部）

目 標

肢体不自由のある児童・生徒の中には、体温調節が困難な者もあり、長時間の乗車は可能な限り避けることが望ましいことから、肢体不自由特別支援学校のスクールバスの平均運行時間は、60分以内とする。

取組状況

特別支援学校では、学校教育法第78条に規定された寄宿舎設置義務の代替手段として、児童・生徒の登下校に必要なスクールバスを運行している。令和4年4月1日時点の配車状況は、53校・543コースである。肢体不自由のある児童・生徒の身体的負担を軽減するため、バスの小型化やコース設定の工夫を行った。

成 果

スクールバスの平均運行時間は、平成27年度には60分にまで短縮され、東京都特別支援教育推進計画で設定した目標を達成した。更なる運行乗車時間の短縮を図るため、引き続き、バスの小型化等に取り組んだことから、令和4年度の平均運行時間は、54分となった。

課 題

個別の運行コースをみると、運行時間が60分を超えるものがある。

今後の取組の方向性

引き続き、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均運行時間の短縮に努める。

(3) 都立知的特別支援学校における就労支援の取組の推進（指導部）

目 標

特別支援学校高等部卒業生の企業就労率：50%以上（令和8年度）

知的障害特別支援学校高等部卒業生の企業就労率：55%以上（令和8年度）

取組状況

ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

(ア) 特別支援学校高等部生徒の企業就労を一層促進するため、現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託した。

【参考：委託企業が現場実習先を開拓した事業所数】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	314事業所	193事業所	112事業所	146事業所	170事業所

(イ) 進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進した。

【参考：就労支援アドバイザー委嘱者数】

年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	29人	28人	24人	24人	22人

イ 特別支援学校就労支援体制

基本的な方針 4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行うため、「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置した。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

- (7) 動画配信及び個別相談会による企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼した。

【参考：企業向けセミナーに参加した会社数(企業関係参加人数)】

年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
実績	122 社 (166 人)	117 社 (142 人)	130 社 (159 人)	新型コロナウイルス感染症拡大のため休止	動画再生回数：600 回 個別相談：28 社	動画再生回数：587 回 個別相談：44 社

- (4) 特別支援学校生徒の企業就労に向けて、企業等に対し、障害者雇用についての理解推進及び雇用促進を図ることを目的に平成 27 年度に制作した DVD を活用した。

エ 職業教育の充実

- (7) 特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けた。
- (4) 就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習に際して、実習先への謝礼を確保し、実習の実施の促進を図った。
- (7) 特別支援学校就労支援委員会企業開拓部会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路担当者の力量の向上を図った。

成 果

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和 3 年度は、都立特別支援学校高等部生徒の企業における現場実習の機会が縮小し、就職者数も減少した。

卒業年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度
就業者数	774 人	854 人	843 人	809 人	703 人
卒業生数	1,550 人	1,926 人	1,897 人	1,883 人	1699 人
就職率	49.9%	44.3%	44.4%	43.0%	41.9%

課 題

今後、新たに都立特別支援学校高等部職能開発科の設置が計画されており、生徒の在籍者数が増加することを見込まれる。そのため、更なる現場実習先の確保が必要である。また、就職をした卒業生に対して、継続して就労生活を送ることができるよう、福祉・労働等の関係機関と強固な連携が必要である。

今後の取組の方向性

現場実習先の確保に向けては、今まで開催してきた企業向けセミナーを動画配信及び個別相談会として継続するとともに、その内容を充実させ、企業関係者へ更なる理解啓発を図る。一方、各特別支援学校においては、外部の専門家等を活用し職業教育の改善を図っていく。

卒業生の就労生活を支援するために、各特別支援学校が「個別移行支援計画」作成し、関係機関との連携を図る。さらに、都教育委員会が各都立特別支援学校と協力し、卒業生の職場定着状況についての調査を継続的に実施し、都立特別支援学校における進路指導・職業教育の在り方について検討していく。

(4) 医療的ケアの充実（都立学校教育部）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和4年度は都立肢体不自由特別支援学校13校で人工呼吸器の管理を実施した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和2年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和4年度は肢体不自由特別支援学校17校で、初期食の注入による給食の提供を実施した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習「医療的ケア講習会」を年7回、緊急時対応の実技研修「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を年4回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした。

成 果

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

校内管理体制の整った児童・生徒から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

各学校が食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校17校で、安全かつ適切に初期食を注入できた。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

緊急時も迅速かつ的確に対応するなど、毎日の医療的ケアを事故なく安全に実施するとともに、医療的ケア児に係る保護者付添い期間を一層短縮することができた。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

令和4年度は22人の区市町村立小・中学校の教員が参加し、たんの吸引等を安全かつ適切に実施するために必要な基礎知識を習得した。

課 題

人工呼吸器の管理等の高度なケアが必要な児童・生徒は、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

個別の状況に応じた学校による人工呼吸器の管理の開始に向け、入学前から健康観察を行うことを保護者等に丁寧に説明し、協力を得ること等により、人工呼吸器を使用する児童・生徒等の保護者付添い期間の短縮を図っていく。

(5) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（都立学校教育部）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和4年度は、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校をモデル校に指定した上で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮するモデル事業に取り組んだ。

成 果

令和4年度は、次年度入学予定の全ての医療的ケア児がモデル事業に参加した。

モデル校の看護師や教員は、令和4年11月に策定した「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化モデル事業実施のためのガイドライン」に基づき、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、幼児の健康観察や対処方法等の引継ぎを実施した。

課 題

看護師が施設等を訪問し学校を離れている間も、校内における在校生の医療的ケアを安全に実施できる体制を確保することが必要となっている。

今後の取組の方向性

令和5年度は、必要となる非常勤看護師を追加配置することで体制を整え、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を本格実施していく。

(6) 通常の学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援（都立学校教育部）

目 標

ア 公立小・中学校に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援

特別支援教室の円滑な運営と在籍学級における工夫や配慮等について、区市町村に対する支援を行う。

イ 都立高等学校における指導・支援

都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築する。

取組状況

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ア 小・中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

令和3年4月に全公立小・中学校に設置が完了した特別支援教室の運営に関する区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置及び臨床発達心理士等の巡回を行った。

イ 小・中学校の通常の学級における支援の充実

区市町村において、発達障害のある児童・生徒が、通常の学級で学ぶ際の支援を行う発達障害教育支援員の配置を充実する場合や、特別支援教育コーディネーターを補助する人材を配置する場合に、都教育委員会が財政的な支援を行うことで、発達障害のある児童・生徒が安心して学べる環境づくりを促進した。

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

都教育委員会の特別支援教室巡回運営指導員が、特別支援教室を設置する学校に直接訪問して各校の取組や運営状況を把握し、「特別支援教室の運営ガイドライン」に基づく具体的な指導・助言や好事例の収集・紹介等により、特別支援教室の適切な運営を支援するなど発達障害教育のより一層の充実に図った。

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

(ア) 平成29年度から、中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が高校でも引き続き特別な指導・支援を必要とする場合、学校外において、放課後や土曜日などにソーシャルスキルの学習等、教育課程外での特別な指導・支援を受けられる講座を実施している。なお、令和4年度は、遠隔地等により通うことが困難な生徒のため、一部講座をオンラインにより実施した。

(イ) 都立高等学校における発達障害のある生徒の通級指導の仕組み等を検討するため、平成30年度から令和2年度まではパイロット校である都立秋留台高等学校において通級による指導を実施し、その検討結果などを踏まえて、令和3年度からは教員が外部の専門人材とともにティームティーチングにより指導する通級による指導の仕組みを都立高等学校において導入し、実施している。令和4年度からは、発達障害のある都立高校生の支援のため、専門性を有する都立特別支援学校のセンター的機能により都立高等学校を支援する「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の運用を新たに開始している。

成 果

ア 小学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：1,270名（令和4年4月1日）

イ 中学校における特別支援教室の円滑な運営に向けた支援

- ・特別支援教室の設置：全校
- ・特別支援教室専門員配置：601名（令和4年4月1日）

ウ 特別支援教室の運営に対する指導・助言

小学校訪問校数：114校
中学校訪問校数：57校

エ 都立高等学校等における発達障害のある生徒への支援

- (ア) 通年長期講座：6月から2月まで毎週土曜日、計30回実施。受講生徒数75人
通年短期講座：6月から2月までの期間を三期に分け、各期10回実施。受講生徒数67人
短期集中講座：7月（オンライン講座）・8月（対面講座）、各講座5回実施。受講生徒数56人
- (イ) 都立高等学校において、41校（41課程）の134人に通級による指導を実施

課 題

- ア 公立小・中学校における特別支援教室の運営
特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けて、引き続き、区市町村に対する支援が必要である。
- イ 都立高等学校における指導・支援
都立高等学校における発達障害のある生徒の在籍状況を踏まえ、「教育課程外での特別な指導・支援」及び「通級による指導」それぞれに対する生徒のニーズ把握等により、適切な支援体制を構築していく必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 公立小・中学校における特別支援教室の適切な運営
特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実に向けた区市町村への支援として、引き続き、特別支援教室専門員の配置と臨床発達心理士等の巡回を行っていく。
- イ 特別支援教室の適切な運営に対する指導・助言
区市町村教育委員会に対する説明会や学校への直接訪問等を通じて、引き続き、「特別支援教室の運営ガイドライン」にのっとり適切な運営の徹底に向けた指導・助言を行っていく。
- ウ 都立高等学校等における教育課程外での特別な指導・支援及び通級による指導の実施
 - (7) 令和5年度についても、引き続き、受講を希望する生徒が、可能な限り受講できる実施方法を検討していく。
 - (4) 「都立学校発達障害教育推進エリアネットワーク」の適切な運用により、通級による指導が必要な生徒を含め、都立高等学校も在籍する発達障害のある生徒への支援を実施していく。

(7) 特別支援学校八丈分教室の設置（都立学校教育部）

目 標

都立八丈高校内に知的障害特別支援学校高等部の分教室を設置し、3年間のモデル事業を実施する。モデル事業を通し、分教室における特色ある教育内容や適切な規模の在り方等を検討し、その効果を検証する。

取組状況

令和3年度は3名、令和4年度は2名が入学し、都立八丈高等学校の生徒との交流・共同学習や、島内の団体・企業等と連携した進路指導を実施している。

成 果

- ア 教育課程／高校との連携
実技科目及び総合的な探究の時間等の授業や、文化祭・校外学習といった学校行事において、八丈高等学校との共同学習を実施しながら、集団による教育活動を実施することができた。
- イ 進路指導
島内企業・店舗や特例子会社の理解・協力を得て就業体験や現場実習を実施することができた。

課 題

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

ア 教育課程／高校との連携

高校と分教室で体力面や活動スピードの差が大きい。

イ 進路指導

ハローワーク等での情報収集が困難など島独自の就労環境があり、障害者が就労機会を得にくい。

今後の取組の方向性

ア 教育課程／高校との連携

高校と合同で実施する授業や行事について、活動内容や方法の工夫や改善を検討し、集団による教育活動の充実を図る。

イ 進路指導

島の青少年育成・産業発展において中心的役割を担う団体や関係者との関係を強化するとともに、障害者雇用を理解のある企業開拓が重要であり、今後、官公庁チャレンジ雇用やソーシャルファーム、オンラインを活用した就労等も促進していく。

(8) デジタルを活用した特別支援教育の充実（指導部）

目 標

ア 文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を開発する。

イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

芸術に関わる専門家との連携による授業実践を通して、写真・映像等のデジタル表現に関わる芸術教育を推進する。

取組状況

ア 文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

文部科学省著作教科書「さんすう」のデジタル教材を都独自に開発し、研究指定校6校で延べ14回の検証授業を実施した。

イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

デジタル芸術に関わる専門家との連携による授業実践を、研究指定校3校で延べ30回実施した。

成 果

ア 文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

指定校での検証授業を受け、文部科学省著作教科書「さんすう☆☆（1）」のデジタル教材を作成した。

イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

制作した作品について、東京都特別支援学校第31回総合文化祭や、第72回東京都公立学校美術展覧会で展示するとともに、各校の実践をまとめた。

課 題

ア 文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒への活用に向けた

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

検証をしていく必要がある。

イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

研究指定校3校の成果を広く都立特別支援学校に普及し、指導内容や指導方法の充実を図る。

今後の取組の方向性

ア 文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材の開発

研究指定校と連携しながら、引き続きデジタル教材の開発を実施する。

イ 芸術系大学等と連携したデジタル芸術の推進

研究指定校と連携しながら、引き続き、指導内容や指導方法の研修・開発を行っていく。

(9) 聴覚障害特別支援学校における情報保障のデジタル化（都立学校教育部）

目 標

都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システム及び音声文字変換ソフトを導入し、児童・生徒等一人一人の障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図る。

取組状況

ア デジタル式の集団補聴システム

立川学園で令和4年4月から使用を開始、中央ろう学校、大塚ろう学校、葛飾ろう学校では令和4年度中に配備完了

イ 音声文字変換ソフト

令和4年度から都立聴覚障害特別支援学校全校で利用開始

成 果

ア デジタル式の集団補聴システム

授業や講演会など、話し手との距離が離れている場合、赤外線を利用した既設の集団補聴システムでは十分に話し手の声が拾えない、又は周囲の雑音にかき消され聞き取るのが困難という課題があった。一方、デジタル式のシステムは高音質・高出力であるため、音の減衰や反響、残響を抑えてより明瞭な聞き取りを実現することができた。

イ 音声文字変換ソフト

音声や手話は、一瞬の聞き逃し、見逃しにより意味を理解できないことが起こるが、文字も併せて活用することで聴覚に障害のある児童・生徒に情報をより正確かつ確実に伝えることが可能となった。

課 題

音声文字変換ソフトは誤認識・誤変換を起こす場合があり、活用方法の工夫が必要である。

今後の取組の方向性

引き続きデジタル機器を活用した情報保障の充実を図り、機器の更新が必要になった場合には、デジタル化の進展の動向を踏まえ適切に対応していく。

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供（都立学校教育部）

(1) 医療的ケアの充実（再掲）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

令和元年度末に策定した「都立学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、令和4年度は都立肢体不自由特別支援学校13校で人工呼吸器の管理を実施した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

令和2年度末に策定した「胃ろうからの初期食シリンジ注入に関するガイドライン」に基づき、令和4年度は肢体不自由特別支援学校17校で、初期食の注入による給食の提供を実施した。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

専門的な知見を有する医師を講師に招き、最新の動向を踏まえた医療及び看護技術等についての講習「医療的ケア講習会」を年7回、緊急時対応の実技研修「気管カニューレ再挿入等実技研修会」を年4回開催した。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

小・中学校における医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、都教育委員会主催の研修等に小・中学校教職員が参加できるようにした。

成 果

ア 特別支援学校における人工呼吸器の管理

校内管理体制の整った児童・生徒から保護者の付添日数を徐々に減らすなど、保護者負担を段階的に軽減した。

イ 特別支援学校における胃ろうからの初期食の注入による給食の提供

各学校が食物アレルギー対応や注入方法、緊急時対応等の実施手順を検討し、準備を進めた結果、注入希望者が在籍する全ての都立肢体不自由特別支援学校17校で、安全かつ適切に初期食を注入できた。

ウ 特別支援学校における看護師の専門性向上

緊急時も迅速かつ的確に対応するなど、毎日の医療的ケアを事故なく安全に実施するとともに、医療的ケア児に係る保護者付添い期間を一層短縮することができた。

エ 区市町村立小・中学校における医療的ケア実施のための支援

令和4年度は22人の区市町村立小・中学校の教員が参加し、たんの吸引等を安全かつ適切に実施するために必要な基礎知識を習得した。

課 題

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

人工呼吸器の管理等の高度なケアが必要な児童・生徒は、入学後の保護者付添い期間が長期化するケースが生じている。

今後の取組の方向性

個別の状況に応じた学校による人工呼吸器の管理の開始に向け、入学前から健康観察を行うことを保護者等に丁寧に説明し、協力を得ること等により、人工呼吸器を使用する児童・生徒等の保護者付添い期間の短縮を図っていく。

(2) 医療的ケア児に係る保護者付添い期間の短縮化（再掲）

目 標

医療技術の進歩や在宅医療の普及を背景に、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒は増加傾向にあり、これらの児童・生徒等に安全な教育環境を適切に提供するため、医療的ケアの実施体制を整備する。

取組状況

医療的ケア児は、体調が変化しやすいことから、入学後、学校看護師に対処方法等の引継ぎを行うまでの間、保護者に付添いを依頼している。特に、人工呼吸器など高度なケアが必要な場合には、付添い期間が長期化するケースが生じていることから、令和4年度は、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校をモデル校に指定した上で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮するモデル事業に取り組んだ。

成 果

令和4年度は、次年度入学予定の全ての医療的ケア児がモデル事業に参加した。

モデル校の看護師や教員は、令和4年11月に策定した「都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化モデル事業実施のためのガイドライン」に基づき、対象となる幼児が通う施設等に協力を依頼した上で、幼児の健康観察や対処方法等の引継ぎを実施した。

課 題

看護師が施設等を訪問し学校を離れている間も、校内における在校生の医療的ケアを安全に実施できる体制を確保することが必要となっている。

今後の取組の方向性

令和5年度は、必要となる非常勤看護師を追加配置することで体制を整え、次年度に医療的ケア児が入学する予定の全ての都立特別支援学校で、入学後の医療的ケア実施のための一連の手続を入学前から開始し、入学後の付添い期間を短縮する事業を本格実施していく。

3 インクルーシブ教育システムの調査・研究の実施（都立学校教育部・指導部）

(1) 学校におけるインクルージョンに関する研究

目 標

共生社会の実現に向け、社会全体で互いに共生する意識を高める教育が必要であることから、区市町村

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

と連携し次の取組を行う。

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流・共同学習や早期からの就学支援など、先駆的な取組を行う区市町村を支援し実践的研究を行う。

イ 区市町村等との協議会の設置

協議会を設置し、実践的研究の情報を共有するとともに、障害のある児童・生徒の教育環境の在り方について検討する。

ウ 普及啓発リーフレットの作成

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットの作成等により、特別支援教育についての普及啓発を図る。

取組状況

ア 区市町村における実践的研究事業の実施

障害の有無にかかわらず、個々の教育的ニーズに的確に応え、多様な学びの場を備えた教育の促進に向けた取組を行う都内区市町村教育委員会の中から、令和2年度に公募により決定した実践的研究事業実施地区（2区市）において、引き続き実践的研究を行った。

イ 区市町村等との協議会の設置

実践的研究事業実施地区のほか、学識経験者、PTA代表、療育機関等を構成員として、協議会を立ち上げ、令和4年度中に3回の協議会を開催した。また、研究事業実施地区の教員、保護者、児童・生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査を実施し、交流及び共同学習の現状把握に努めた。

ウ 普及啓発リーフレットの作成等

幼稚園・保育園の年中児の保護者や関係機関等を対象に、障害のある子供の教育に関するリーフレットを作成・配布した。

成果

- 開催した協議会において、実践的研究事業実施地区の事業計画の内容について共有するとともに、これまでの実践的研究の実施状況について報告を受けた。また、それらの報告内容等を取りまとめた本事業の報告書を策定し、都内区市町村立小・中学校及び都立特別支援学校等に配布するとともに、報告会を実施して成果の普及に努めた。
- 研究事業実施地区の教員、保護者、児童・生徒を対象とした交流及び共同学習に関する調査の実施により、現状を把握することができた。本調査結果は、報告書に記載するとともに、今後の事業展開の基礎資料として活用していく。
- 障害のある子供の教育に関するリーフレットの配布を通じて、特別支援教育についての普及啓発を図った。

課題

研究事業の成果を都内区市町村に広く普及していく必要がある。

今後の取組の方向性

研究事業の成果を生かして、区市町村等と連携しながら交流及び共同学習の機会を拡充していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	4	夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育
施策展開の方向性	11	社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
予算額：7,002,768千円		決算額：5,453,485千円

1 給付型奨学金による支援（都立学校教育部）

(1) 給付型奨学金による支援の実施

目 標

家庭の経済状況にかかわらず、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の多様な教育活動に参加するために必要な経費を、現物給付により支援する。

取組状況

平成29年度から制度を開始し、TOKYO GLOBAL GATEWAYの利用料（平成30年度）、コミュニケーションアシスト講座事業（令和元年度）、修学旅行や校外学習（令和4年度）等、対象経費を順次拡大してきている。また、新型コロナウイルスの影響により収入が激減した世帯もあったことから、令和2年度に制度改正し、新たに家計急変世帯を支援対象に加え、令和4年度も引き続き実施している。

ア 認定者数

- ・ 5万円対象者 14,732人
- ・ 3万円対象者 9,909人

イ 交付決定額

1,034,629千円

ウ 実績額

579,648千円

成 果

これまで経済的負担を理由に参加を見送っていた生徒が、この制度を活用することにより、模擬試験や資格試験、勉強合宿等、希望する教育活動に参加できるようになった。

課 題

認定者は8割（交付決定額／予算額、令和4年度）に達しており、対象経費の拡大により執行率は一定程度改善したが、依然として低い執行率となっている。

今後の取組の方向性

令和4年度の執行状況について、詳細な分析を行い、低執行率の原因を探るとともに、原因に応じた対応策を検討する。認定を受けた生徒が給付限度額まで活用できるよう、制度活用の促進を図っていく。

(2) 多子世帯に対する授業料支援

目 標

所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で子供を3人以上扶養している世帯に対して、経済的支援及び少子対策を目的として、当該世帯の都立学校の生徒の授業料等を1/2に減額する。

取組状況

令和2年度から制度を開始し、令和3年度から都立学校以外の国公立高等学校に子が通学する世帯（都民）を支援対象に追加した。

成 果

多子世帯の教育に係る経済的負担の軽減を図ることができた。

課 題

都立学校以外の国公立高等学校において、制度周知の方法を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

都立学校以外の国公立高等学校を中心に、引き続き制度周知に努め、活用を促していく。施状況等を踏まえ、支援の充実を図っていく。

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

目 標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及びその保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業） 国 1/3、都（委託料） 2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業） 国 1/3、都（負担金補助及び交付金） 1/3、 区市町村 1/3

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区 33 区市町村（13 区 19 市 1 町）

(イ) 実施校 411 校（小学校 265 校、中学校 146 校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数 848 人

(エ) スーパーバイザー数 124 人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 29,149 日

成 果

令和2年度から令和4年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることが伺える。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	244 校	251 校	265 校
中学校	140 校	146 校	146 校
計	394 校	397 校	411 校

課 題

区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題への今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、対応前後についての成果と課題を検証することが、本事業の活用を推進することにつながると考える。

今後の取組の方向性

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、効果的な支援を行うことができる体制を、一層充実させることが必要である。そこでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実（地域教育支援部・指導部）

(1) 都立学校における不登校・中途退学対応（地域教育支援部・指導部）

目 標

学校における不登校や中途退学への対応について、担任のみならず、学校内の教職員が適切な役割分担の下、協力するとともに、関連機関と連携を図るなど、組織的な取組を推進する。

取組状況

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

「自立支援チーム」や関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の整備に中心的な役割を担う自立支援担当教員を、各都立学校で指定した。さらに、養護教諭が自立支援チームに適切に関与できるよう、養護教諭を補助する任用職員を配置した。

成 果

自立支援担当教員連絡会を年2回実施し、自立支援担当教員の資質向上を図った。

(5月)事業内容と役割の説明、専門家によるヤングケアラーに関する講演、地区別協議における情報共有を実施した。

(12月)事故等の未然防止に向けた説明、学校による事例報告、専門家によるインターネット依存等に関する講演、タイプ別協議における情報共有を実施した。

課 題

継続派遣校においては、支援困難なケースがあり、派遣しているユースソーシャルワーカー等だけでは対応が難しくなっている。また、12月頃まで自立支援担当教員の職務内容を十分認識していない教員がいた。

今後の取組の方向性

年度当初に自立支援担当教員連絡会を実施し、担当教員が職務内容を把握するとともに、地域の関係機関との連携についても理解を深めさせ、切れ目のない円滑な支援に向けた校内外の組織体制の調整を図る。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組（地域教育支援部）

目 標

不登校等へのきめ細かな対応や、高校の中途退学の未然防止の取組を通じて、生徒の社会的・職業的自立を支援するため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣する。

取組状況

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校を都教育委員会が継続派遣校として指定するとともに、継続派遣校以外の都立学校に対しては、要請に応じた対応をしている。

また、支援にあたっては、学校経営支援センターや関係機関と連携しながら対応している。

成 果

事 項	令和4度末時点における成果
継続派遣校における「自立支援チーム」の対応人数	3 2 1 3
要請派遣における「自立支援チーム」の対応人数	6 6 6

課 題

- 継続派遣校以外の学校での生徒の多様かつ複雑な課題に対応するために、ユースソーシャルワーカーの活用を周知していく必要がある。
- 外国にルーツのある生徒の入学が増えており、学校生活を円滑に送っていただけるよう、様々な対応が必要となっている。

今後の取組の方向性

- ・引続き、ユースソーシャルワーカーの派遣を実施するとともに、研修など通じて、一人一人の課題対応力等のスキルアップを図っていく。
- ・継続派遣校以外の学校において、ユースソーシャルワーカーの活用が進むよう、改めて活用方法等の周知を図っていく。
- ・外国にルーツのある生徒への支援について、学校と連携し、生徒一人一人の状況等を把握しながら行っていく。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置（地域教育支援部）

目 標

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

取組状況

ユースソーシャルワーカー（主任）は、ユースソーシャルワーカーへの助言を実施するほか、学校だけでは対応が困難なケースに対して、関係機関と連携し、適切な支援を行っている。

成 果

ユースソーシャルワーカー（主任）の配置拡大により、困難ケースへの対応が迅速かつ着実に行えるようになった。

課 題

経済状況悪化による就労系支援の需要が増加することが予想されることから、普通科高校をはじめとした進路指導體制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する必要がある。就労系ユースソーシャルワーカー（主任）の役割は今後ますます重要となるため、学校側の積極的活用が課題である。

今後の取組の方向性

ヤングケアラー対策として、ユースソーシャルワーカーの専門性強化を図るため、ユースソーシャルワーカー（主任）の対応力を向上させる。

引き続き、在学中の進路決定の支援や高卒就職指導體制の強化を目指す学校へのコンサルテーションなどを行っていく。

4 区市町村教育委員会における不登校対応に関する取組への支援（指導部）

(1) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

目 標

教職員に対し、本ガイドブックの活用を促し、全ての教職員が、不登校の要因や背景を正しく理解した上で、児童・生徒の状況に応じた適切な支援を行えるようにする。

取組状況

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会、教育支援センターに配布した「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用を、区市町村教育委員会の研修担当指導主事等に呼びかけるとともに、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施した。また、区市町村教育委員会や各学校で、ガイドブックの内容等について理解を深めることができる研修キットを開発し、配布した。

成 果

令和3年度、都内区市町村立学校において、不登校の早期支援に係る以下の取組状況について、「できている」及び「どちらかといえばできている」と回答のあった学校が、高い割合となっている。

(不登校の早期支援に係る以下の取組状況について、「できている」及び「どちらかといえばできている」と回答のあった学校の割合) (%)

ア 個々の児童・生徒の心や身体、環境面など、多面的に児童・生徒の状況を捉え、情報の収集や分析（アセスメント）を行い、必要な支援を行っている。			
	できている	どちらかといえばできている	合計
小学校	56.4	40.5	96.9
中学校	59.2	37.7	96.9

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

イ 個別の支援シート等(国、都、区市町村で作成したものを含む)を活用し、組織的な支援に活用している。			
	できている	どちらかといえばできている	合計
小学校	54.2	38.2	92.4
中学校	47.2	41.8	89.0

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

課 題

令和元年10月25日付「不登校児童生徒への支援の在り方について」(文部科学省通知)を踏まえ、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の内容を一部見直す必要がある。

今後の取組の方向性

ガイドブックのデジタル化や内容を検討し、改訂に向けた研究を進める。

(2) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

目 標

区市町村の設置する教育支援センターの機能を強化し、不登校児童・生徒一人一人の多様な状況に対応した支援を行えるようにすることで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようにする。

取組状況

教育支援センターの機能強化に向け、令和元年度まで実施してきたモデル事業の成果を踏まえ、都が提示する複数の区分の中から、希望する区市町村が選択し、申請する方式により、教育支援センターの新規設置や機能強化に向けた対象となる経費の一部を支援する事業を実施した。

選択に当たっては、複数区分の選択を可とし、以下のとおり、教育支援センターの新規設置に係る事業

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

を区分1、既存の教育支援センターの機能強化に係る事業を区分2とした。

- ア 区分1 教育支援センター（分室含む）の新規設置
- イ 区分2の1 教育支援センターへの人材の配置
- ウ 区分2の2 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- エ 区分2の3 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実

(実施規模) 本事業の実施地区数 (地区)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施地区数	17	30	37

成果

本事業が始まった令和2年度以降、教育支援センターの施設数が増加を続けている。

(都内区市町村の設置する教育支援センターの設置数) (施設)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
設置数	84	92	97	99

(「教育相談実態調査結果報告書」(東京都教育相談センター)より)

課題

教育支援センターの機能は強化されてきているが、不登校児童・生徒数の増加に伴って、学校内外のどこの施設等でも相談・指導を受けていない人数も増加しているため、更なる対策が必要である。

(都内公立小・中学校の不登校児童・生徒数及びそのうち学校内外のどこの機関等にも相談・指導を受けていない人数) (人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
不登校児童・生徒数	16,068	17,688	21,536
相談・指導を受けていない人数	3,171	4,119	5,100

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)

今後の取組の方向性

本補助事業の活用促進及び成果の普及・啓発を図る。

(3) 教育支援センター支援員等連絡会の実施

目標

各教育支援センターで行われている不登校児童・生徒一人一人の多様な状況に対する効果的な取組等の共有や不登校児童・生徒への支援に係る有識者等の講演を実施し、その内容を自分の所属する教育支援センターの取組等に生かすことで支援の充実を図る。

取組状況

都内区市町村が設置する教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒の支援に当たる支援員、相談員及び心理職等を対象として、有識者等の講演地区の事例報告及び分科会協議を行った。

成果

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

参加者からのアンケートによると、連絡会の内容が自地区の取組に生かされると回答のあった割合が高い。

ア 参加者アンケート「講演の内容は、自身の不登校児童・生徒への支援や教育支援センター等での取組に生かせるものであった」という質問への回答結果

(人、%)

	(ア)とてもそう思う	(イ)そう思う	(ウ)そうは思わない	(エ)全くそうは思わない	ア、イの割合
第1回	27	39	1	0	98.5
第2回	79	71	5	0	96.8
第3回	38	72	8	0	93.2

イ 参加者アンケート「分科会協議の内容は、自身の不登校児童・生徒への支援や教育支援センター等での取組に生かせるものであった」という質問への回答結果

(人、%)

	(ア)とてもそう思う	(イ)そう思う	(ウ)そうは思わない	(エ)全くそうは思わない	ア、イの割合
第1回	33	33	1	0	98.5
第2回	75	75	5	0	96.8
第3回	53	61	4	0	96.6

課 題

不登校児童・生徒一人一人の状況に応じた支援について、より一層対応できるようにするため、学校及び学校外の支援機関等との連携を強化することが必要である。

今後の取組の方向性

中学校に配置している不登校対応加配教員や不登校特例校の教職員、フリースクール関係者との協議会と合同開催し、教育支援センターの支援員との連携を図る機会を設定する。

(4) 不登校特例校の設置支援

目 標

不登校児童・生徒への多様な教育の機会の確保に向け、区市町村教育委員会による不登校特例校の設置を促進する。

取組状況

「不登校特例校（分教室型）」の設置を希望する地区が作成する、文部科学省への提出書類に関する助言や、他地区の実践等の情報提供を行った。

成 果

平成30年度以降、以下のとおり、不登校特例校が開校・開設している。

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

名 称	形 態	開校・開設年月
調布市立第七中学校「はしうち教室」	分教室	平成30年4月
福生市立福生第一中学校「7組」	分教室	令和2年4月
大田区立御園中学校「みらい教室」	分教室	令和3年4月
世田谷区立世田谷中学校「ねいろ学級」	分教室	令和4年4月

課 題

文部科学省への申請手続に当たっては、各地区の状況に応じた計画等が必要なため、地区の実情に応じた継続的な支援が必要である。

今後の取組の方向性

設置を検討している地区の実情に応じ、文部科学省への申請手続に係る助言等の支援や、設置に係る経費を一部補助するなど、継続して設置支援を行う。

(5) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

目 標

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方や小学校で登校しぶりや不登校の状態にある方やその保護者を対象に、就学に向けて支援をする。

取組状況

ア 電話相談・来所相談

都立高等学校への進学・転学・編入学、高等学校中途退学後のことについて相談に応じている。

イ 進路相談会

進路についての情報や助言を得にくい状況にある方やその保護者に対して、専門の相談員が都立高等学校への就学に向けた具体的な進路情報の提供や個別の相談に応じた助言を行っている。

ウ 思春期サポートプレイス

学校復帰、社会参加に向けて、心理や医療の専門家を交えともに考える場として、思春期サポートプレイス講演会と思春期サポートプレイスグループミーティングを行っている。

エ 青少年リスタートプレイス

(ア) リスタート登録・通信の発行

継続的な支援を希望する方には、登録（リスタート登録）を受け付け、進路に関する情報や事業案内等（リスタート通信）を定期的に発信している。

(イ) 就学サポート

リスタート登録をした方に対して、都立高等学校への就学に向けた具体的な支援に加え、進路に関する不安や悩みに対し心理職による面接を実施するなど、個に応じて計画的、継続的に支援を行っている。

(ウ) リスタートのための学校説明会

リスタート登録をした方に対して、特色のある教育課程（チャレンジスクール、昼夜間定時制、通信制等）の学校説明会を実施している。

成 果

ア 電話相談・来所相談

【令和4年度の実績】電話相談4480回、来所相談470回

イ 進路相談会

【令和4年度の実績】実施回数16回、参加者数75組128名

ウ 思春期サポートプレイス

【令和4年度の実績】講演会の実施回数3回、参加者数168名

グループミーティングの実施回数5回、参加者数16名

エ 青少年リスタートプレイス

(ア) リスタート登録・通信の発行

【令和4年度の実績】登録者数93人、リスタート通信発行回数5回

(イ) 就学サポート

【令和4年度の実績】就学支援対象者数7名、就学支援回数87回（延べ数）

(ウ) リスタートのための学校説明会

【令和4年度の実績】実施回数1回 参加者数40名

課 題

都における不登校者数が増加傾向にあるため、今後とも取組を強化していく必要がある。

今後の取組の方向性

不登校・中途退学者及びその保護者の支援につながるよう、事業の広報活動等の在り方について検討していく。

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実（都立学校教育部）

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

目 標

小学校・中学校時代に不登校経験がある生徒や、長期欠席等が原因で高等学校を中途退学した生徒が、自分の目標を見付け、挑戦するための学校である「チャレンジスクール」の適正な規模と配置に向けた整備を進める。

また、生徒の個々の状況に合わせ、柔軟に授業が選択できる昼夜間定時制高等学校において、社会的に自立できる力の育成を図る。

取組状況

小台橋高等学校（足立地区チャレンジスクール）を令和4年度に開校した。また、立川地区チャレンジスクール（令和7年度開校予定）の新設に向け、学校や関係部署と調整し、必要となる施設・設備等の整備を実施

成 果

小台橋高等学校については、令和2年度に引き続き旧荒川商業高等学校内に開設準備室を設置し、令和4年度に開校した。

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

立川地区チャレンジスクールについては、地下構造物の解体等の工事に着手し、開設準備室に係る準備を終えた。

課 題

令和7年度開校予定の立川地区チャレンジスクール開校に係る準備

今後の取組の方向性

令和7年度開校予定の立川地区チャレンジスクールについて、関係部署と調整を行っていく。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 通信制高校におけるデジタル環境の整備（都立学校教育部）

目 標

通信制高等学校に在籍する生徒が、時間や場所の制約なく、インターネットを通じて、様々な学習コンテンツを活用しながらeラーニングや学習相談等を行えるようにするなど、学習方法の多様化を図るため、デジタルを活用した学習環境を整備する。

取組状況

令和3年度から、校務支援システム及び学習管理システムで構成される都立通信制高校運営総合情報システムの本格運用を開始した。

また、WEB学習コースの実施に向け、同システム改修等を行った。

成 果

学習管理システムにより、生徒がスマートフォン等から学習状況の確認や学習相談等を行えるようになり、生徒の自学自習への支援の充実と学習意欲の向上につなげた。

また、令和4年度に、新宿山吹高等学校において、WEB学習コースの試行実施を行い、令和5年度には本格的な実施を開始した。

課 題

WEB学習コースの検証と一橋高等学校及び砂川高等学校での実施に向けた課題の整理

今後の取組の方向性

令和4年度からの新宿山吹高等学校によるWEB学習コースの実施状況を検証するとともに、令和6年度以降の、一橋高等学校及び砂川高等学校へのWEB学習コース展開に向け、各校と調整を行っていく。

(2) 学びのセーフティネット事業（NPO等と連携した居場所づくり）（地域教育支援部）

目 標

NPO等の外部機関と連携して、不登校等の課題を抱える都立高校生等に対して、日常の生活の中で心身のよりどころとなる居場所を提供するとともに、①生徒同士の交流の機会の提供、②進路相談・生活相談

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

の実施、③学習支援、④就労に向けた支援等を通じて、個々の生徒に応じたきめ細かい対応を実施し、学校への復帰や卒業を目指す。

取組状況

通信制高等学校に在籍する生徒に対するアウトリーチを実施し、学校生活に不安のある生徒に対する支援を行っている。

また、都内4か所で日常生活の中でよりどころとなる居場所（支援場所）を提供するとともに、その場において、生徒同士の交流の機会の提供、進路相談・生活相談の実施、学習支援、就労に向けた支援等をNPO等の外部機関と連携するなど、個々の生徒等に応じたきめ細かい対応を行っている。

なお、通信制以外の都立高等学校においては、不登校や中途退学などにより、支援を必要としている生徒等にも対応している。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
学びのセーフティネット事業の参加者数	238名	287名	567名

成果

中途退学した生徒や学校生活に不安を抱えている生徒に対して、自立支援チームが働き掛けることにより、NPO等の外部機関につなげることができた。

NPO等の外部機関が通信制課程のスクーリング時にアウトリーチを実施したことにより、支援者と生徒との良好な関係を築くことができ、その後の支援を円滑に行うことができた。

課題

通信制高等学校でスクーリングに出席しない生徒をNPO等の外部機関の支援につなげていくことが難しい。

居場所（支援場所）に参加する生徒等が社会的に自立をしていけるようになるまでには時間がかかるため、継続的な支援を実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

学校生活に不安を抱えている生徒に対し、よりきめ細かな支援ができるよう、自立支援チームと緊密に連携していく。

参加者にアンケート等を実施するなどして、成果や課題等について様々な視点から検証し、支援の充実を図っていく。

7 区市町村教育委員会とフリースクール等との連携の推進（指導部）

(1) 東京都学校・フリースクール等協議会等の実施

目標

学校や教育関係機関と、不登校児童・生徒の多様な教育の機会の一つであるフリースクール等民間施設・団体が連携し、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を行えるようにする。

取組状況

区市町村教育委員会の不登校対策担当者と本会の基本理念に賛同するフリースクール等の関係者が、

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

不登校児童・生徒の社会的自立に向け、連携した支援を行えるようにするため、情報共有や課題解決に向けた協議等を行った。

成 果

ア 本会の基本理念に賛同し、以下のとおり、フリースクール団体が、参加した。

(団体)

第1回	40
第2回	30
第3回	38

イ 令和4年度に都教育委員会が実施した調査の結果によると、都内区市町村教育委員会において、「フリースクール等に通う児童・生徒の出席の扱いに関する基準や指針を設けている」割合が令和2年度と比較して増加している。

(「フリースクール等に通う児童・生徒の出席の扱いに関する基準や指針を設けている」割合) (%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	30.6	43.5	38.7

(「ふれあい月間(11月)実施後の調査(不登校)」集計結果より)

課 題

ア 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校等とフリースクール等の一層の連携に向け、継続した協議が必要である。

イ 地区内にフリースクール等が存在しない地区があるなど、地区により状況が大きく異なるため、それぞれの地区の実態に応じた協議が行えるよう検討する必要がある。

今後の取組の方向性

各地区の実態に応じた効果的な連携について検討し、協議会の改善を図る。

(2) 資料「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」の活用推進

目 標

不登校の児童・生徒に対する支援の在り方について、教職員及び保護者の理解を促進し、児童・生徒が社会的自立に向け、個々の状況に応じた支援を受けることができるようにする。

取組状況

様々な連絡会を通じて、区市町村教育委員会の不登校施策担当指導主事、都内公立学校の校長や生活指導主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等対して、本冊子の概要を説明し、活用を促した。

成 果

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、「不登校児童生徒への支援の在り方」(令和元年10月25日 文部科学省)通知の趣旨等について、教職員や不登校の児童・生徒の保護者などへの周知を推進した。

課 題

ア 不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援を実現するために、学校と民間施設・団体が、一層の

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

連携を図る。

イ 不登校児童・生徒の保護者に対して、相談先に関する情報提供などを充実する。

今後の取組の方向性

区市町村教育委員会の不登校対策担当者等に対して、本冊子について繰り返し周知し、より一層の活用を図る。

(3) フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の実施

目 標

都内公立小・中学校に在籍する不登校児童・生徒のうち、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容や分類、調査協力金の支給による効果等を把握し、東京都教育委員会の今後の施策立案に生かす。

取組状況

フリースクール等に通う不登校児童・生徒及びその保護者を対象として、アンケート調査を実施した。令和4年度の調査協力者は、526人であった。

成 果

令和4年4月から9月までの調査結果から、学校や教育支援センター、フリースクール等から受けた支援のうち、有効であったことについて、以下のとおり保護者の回答例があった。

ア 学校に対して

- ・ 子供が希望するプリントを用意して、自宅で学習できるようにしてくれる。
- ・ オンラインで教室とつながることができ、登校できない時のフォローが手厚い。

イ 教育支援センターに対して

- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣があり、子供の心のケアや情報交換をしてくれる。
- ・ 本人の好きなことをさせてもらっており、担当者も替わらず、安心である。

ウ フリースクール等に対して

- ・ 子供の心に寄り添った対応をしてもらい、安心して通所できるようになっている。
- ・ ごく少ない人数で、安心できる居場所があることがとても有効である。

課 題

ア 児童・生徒の変容等を把握し、分析するために、引き続き調査を実施する必要がある。

イ 調査結果については、有識者会議を設置し、結果分析を行う必要がある。

今後の取組の方向性

ア 令和4年度調査の全体結果については、今後取りまとめ、公表する。

イ 令和5年度は、引き続き調査を実施するとともに、結果分析のための有識者会議を設置する。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部・総務部）

(1) 「地域未来塾」の促進（再掲）（地域教育支援部）

目 標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	29 地区	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	640 校	659 校	652 校	658 校	704 校

・新型コロナウイルス感染症の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとっては学力向上に大きく役立っている。「大学生や教員 OB、保護者や地域住民が学習支援員として活動しており、学力の向上に寄与している。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

年度	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	652 校	658 校	704 校

課 題

地域人材の学習支援員の協力を得て実施する「地域未来塾」は、コロナ禍により令和 2・3 年度に続き令和 4 年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、参考となる取組事例の情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）（地域教育支援部）

目 標

平成 30 年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和 2・3 年度は実施地区を拡充し実施し、以上のモデル実施の効果や効果的な運営方法等を踏まえ、令和 4 年度から本格実施とした。

取組状況

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2地区 計 13 中学校、中学 3 年生 83 名が参加
- ・ 数学、英語、国語、理科、社会等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 8 月から 2 月にかけて 54 回

成果

平成 30 年度、令和元年度の 2 年間のモデル実施（2 地区）を経て、令和 2 年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し 4 地区、令和 3 年度は 5 地区でモデル実施し、令和 4 年度は 2 地区で行われた。

生徒対象のアンケートには、「今まで勉強方法や計画の立て方など何をするべきかわからない状態で始まったのに、スタディ・アシストを受講して勉強をする意味や楽しさを学ぶことができた。」「課題にメッセージを添えて頂いたり褒めちぎってくれたりしたので第一志望に余裕をもって合格でき、不安なことがすべて消えた気がします。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	A 地区	B 地区
【志望校への進学】 第 1 志望に合格	94. 2%	82. 7%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回） と事後テスト（最終回）の結果	英語+18	英語+4. 9
	数学+10. 5	数学+20. 4

課題

各モデル実施地区における成果と課題を踏まえ、令和 4 年度から本格実施としたが、実施地区は 2 地区に留まった。中学 3 年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育委員会が、より活用しやすい実施方法に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 平成 30 年度、令和元・2・3 年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和 4 年度に引き続き令和 5 年度以降も事業を継続して実施する。
- ・ モデル地区における成果や課題を踏まえ、既に中学 3 年生を対象に実施している取組を充実する観点も組み入れ、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・ 他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和4・5年度）指定した。

- ・ 国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・ 各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・ 元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和4年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.1%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	82.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	74.8%

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

(4) バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（総務部）

目 標

日本語指導が必要な児童・生徒、学校や教育機関等につながるできていない児童・生徒に向け、各自治体がオンライン上の仮想空間を活用した学習支援等を行うことができるよう都がプラットフォームを提供する。

取組状況

ア バーチャル・ラーニング・プラットフォームの構築

アバター等を活用した学習環境・相談環境の整備に向けた調査研究を実施した。

イ 実証実験等の実施

仮想空間内における自動・生徒への学習支援等に関する実証実験を新宿区と連携して実施した。

成 果

ア バーチャル・ラーニング・プラットフォームの構築

調査研究を通して、様々なプラットフォームについて比較・検討し、実証実験で活用するサービスを精査するとともに、本事業を円滑に行うための事業スキームの方向性を成果報告書にまとめた。

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

イ 実証実験等の実施

新宿区と協定を結び、バーチャル・ラーニング・プラットフォームの実証実験（デモ運用）を行い、実際に自治体がプラットフォームを活用する際の留意点等を成果報告書にまとめた。

課 題

ア バーチャル・ラーニング・プラットフォームの構築

様々なプラットフォームがローンチされる中で、子供たちの声に応えるプラットフォームを構築し、サービスを提供し続けること。

イ 実証実験等の実施

支援が必要な子供たちが継続してプラットフォームを活用できるようにすること。また、より多くの子供がプラットフォームを活用できるようサービスを改善していくこと。

今後の取組の方向性

ア バーチャル・ラーニング・プラットフォームの構築

調査研究及び実証実験（デモ運用）の取組を通して得た知見を生かし、令和5年度に利用するプラットフォームの選定を行い、9月から本格運用を開始する。

イ 実証実験等の実施

令和5年4月から8月まで、新宿区におけるデモ運用を継続し、引き続き日本語指導及び不登校児童・生徒支援に向けた情報収集を実施する。また、9月から開始される本格運用では、年度内にユーザーテストを実施し、プラットフォーム等の評価を行い、サービスの改善を行う。

9 病院内教育におけるデジタル機器の活用（都立学校教育部）

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

目 標

平成29年度より、都内の病院に入院中の児童・生徒の学習の遅れを回避し、前籍校へ円滑に復帰するという観点から、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備することで、入院中の学習機会を週3日・1回2時間から週5日・1回2時間に充実させた。

令和4年度は引き続き、病弱教育支援員・デジタル機器を活用した学習支援を実施するとともに、病弱教育支援員を対象とした研修の実施、タブレット端末の活用事例の共有等により、病弱教育支援員の資質向上・デジタル機器の一層の有効活用を図り、入院中の児童・生徒への学習支援を更に充実させる。

取組状況

平成29年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なデジタル機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

成 果

病弱教育支援員の派遣とタブレット端末の活用により、入院中の児童・生徒の学習機会を週5日・1回2時間実施した。

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

なお、病弱教育支援員全員を対象として夏期に実施している集合形式での研修については、新型コロナウイルス感染防止の観点から令和2年度及び令和3年度は中止したが、令和4年度は再開した。

課 題

病弱教育支援員は年度ごとに任用される会計年度任用職員であり、入れ替わりが激しいことから、継続的な研修実施による専門性の維持と向上が必要である。

今後の取組の方向性

入院中の児童・生徒に対して、週5日・1回2時間の指導・学習支援を継続する。病弱教育支援員全員を対象とした研修を継続して実施し、専門性の維持と向上を図る。

(2) 病院内教育における分身ロボットの活用

目 標

病院内分教室を設置する特別支援学校5校に分身ロボットを配備し、分教室での授業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図る。

取組状況

病弱特別支援学校5校において、訪問教育等を受ける児童・生徒を対象として、病室にしながら、分身ロボットを通じて教室での授業や学校行事等に参加できる環境を整備し、分身ロボットの活用による遠隔教育を実施している。

成 果

分身ロボットの活用により、治療や体調等を理由に病室から出ることのできない児童・生徒と分教室等をつなげ、授業や社会見学等に参加することができるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの充実において効果があることが確認できた。

課 題

児童・生徒の治療状況により、学習の進度が異なる場合には、教科指導に工夫が必要となる。

今後の取組の方向性

引き続きデジタル機器を活用し、児童・生徒の状況に応じた学習支援を継続する。

10 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（グローバル人材育成部）

(1) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（グローバル人材育成部）

目 標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高まりを背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。令和5年度都立高等学校入学者選抜では、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
募集枠の設置	6校	7校	7校	8校	8校	8校	8校
募集人員	110人	120人	130人	150人	155人	155人	160人

成果

外国人入国者数の回復等により、応募倍率が在京外国人生徒対象枠の応募倍率は、戻りつつあるものの令和5年度入学者選抜以降、一般枠（普通科）倍率（一次/前期）よりも低い水準となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
応募倍率	1.96倍	2.06倍	1.75倍	1.45倍	1.36倍	1.09倍	1.28倍

課題

令和5年度から開始される「特別の教育課程」の実施状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（グローバル人材育成部）

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

目標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和3年度より、予算の増額を行った。

成果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

基本的な方針 4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

年度	決算額	申請人数
H26 年度	9,875,000 円	55 人
H27 年度	10,517,000 円	80 人
H28 年度	14,273,000 円	140 人
H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R 1 年度	26,587,000 円	174 人
R 2 年度	34,338,000 円	230 人
R 3 年度	45,934,000 円	284 人
R 4 年度	30,783,000 円	228 人

課 題

- ・ 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・ 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。

今後の取組の方向性

令和 5 年度、多文化共生スクールサポートセンター事業の拡充に伴い、本事業は令和 4 年度で終了した。

イ 多文化共生スクールサポートセンター事業の実施

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送ることができるようにする。

取組状況

多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習指導や在留資格の相談などの支援の実施を担う多文化共生スクールサポーターの紹介を行い、外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施した。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、弁護士等の専門家の紹介等を行った。

- ・ 多文化共生スクールサポートセンター事業実施対象校

杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・国際高校・飛鳥高校・竹台高校・田柄高校

成 果

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習指導や在留資格の相談などの支援の実施を担う多文化共生スクールサポーターを紹介するとともに対象校に派遣し、日本語学習指導を行い日本語能力の向上につなげられた。

課 題

令和5年度から日本語指導が必要な生徒に対する「特別な教育課程」が開始されることに伴い、日本語指導が必要な生徒が在籍する都立高校全てを本事業の対象とする。そのため、多文化共生スクールサポーター等の人材確保や人材育成が課題となる。

今後の取組の方向性

今後も多文化共生スクールサポーターや専門家等の派遣を確実に行っていく。合わせて、多文化共生スクールサポーターの人材確保や人材育成を行い、支援の充実へとつなげていく。

(3) 公立小・中学校等における外国人の子供の就学促進（グローバル人材育成部）

目 標

外国人の子供の就学機会を確保するため、就学促進に取り組む区市町村に対して支援を行う。

取組状況

外国人の子供に対する日本語教室の開設や地域社会との交流促進などの取組を実施する区市町村に対し、国庫補助に加え、財政支援を実施する。

【令和4年度実績】 3区市

成 果

外国人の子供の就学状況等調査（文部科学省）

・不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数

令和元年度	令和3年度	令和4年度
7,892人	3,870人	2,748人

※令和2年度は調査を実施していない

課 題

不就学の可能性があると考えられる外国人の子供について、就学機会を確保するため、引き続き、就学促進に関する取組を行う区市町村に対して支援を行う必要がある。

今後の取組の方向性

外国人の子供の就学促進に関する取組を行う区市町村に対し、財政支援を実施しているが、令和5年度から、日本語指導教室を新設等した場合、更に上乗せして財政支援を実施する。

(4) 日本語指導教材のデジタル化（グローバル人材育成部）

目 標

基本的な方針4 夢と志を持ち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

東京都教育委員会が作成した日本語教育の充実に関する DVD 教材「東京の学校生活～日本の学校で楽しく学ぶために～」を、児童・生徒が一人1台端末を活用して、家庭等においても必要に応じて繰り返し学習することができるよう、WEB上でストリーミング再生できるようにする。

取組状況

DVD 教材に収録されている音声及び字幕及びウクライナ語版を含めた7音声（日本語、日本語[補助音声付]、英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ウクライナ語）及び8字幕（日本語、日本語[補助字幕付]、英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ウクライナ語、字幕なし）で構成されている22タイトルについて編集等を行い、WEB上でストリーミング再生できるようメディア変換を行った。

令和4年9月に、都教育委員会のウェブページに掲載をするとともに、オンライン配信の開始について周知を行った。

成果

様々な言語の音声・字幕から構成しているとともに、小学校・中学校・高等学校と校種別に章立てされており、児童・生徒の実態に即して内容を選択の上、視聴することができる。

デジタル化を図るとともにウェブページへ掲載したことで、児童・生徒の一人1台端末で視聴することが可能となり、個別最適な学びの実現につながっている。

課題

本教材及び効果的な活用方法の普及・啓発を図ること。

今後の取組の方向性

区市町村教育委員会や学校の担当者との協議等を通して、一人一人の児童・生徒が充実した学校生活を送れるようにする指導の在り方を示すなど、本教材及び効果的な活用方法について、普及・啓発を図っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
--------	---	---------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「自分には、よいところがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：80.1%(77.2%) 中：78.5%(76.3%)	令和4年度 小：79.3% 中：78.5%	年々上昇・全国より多い
「学校に行くのは楽しい」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：84.9%(82.7%) 中：82.4%(80.8%)	令和4年度 小：85.4% 中：82.9%	全国平均を上回る・年々上昇
いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合 <児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）>	令和3年度 小：80.8% 中：80.0% 高：85.7% 特：78.4% 全：80.8%	令和3年度（公立） 小：80.4% 中：79.1% 高：80.0% 特：80.6% 全：80.1%	国と同程度（±1%）の解消率を維持
「インターネット利用時のトラブルや嫌な思いをしたことがある」と回答する児童・生徒の割合 <児童・生徒のインターネット利用状況調査>	令和4年度 全校種 7.7%(7.6%)	—	年々減少

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 12：人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します		
1	人権教育の推進	137
施策展開の方向性 13：生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します		
1	小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進	141
2	高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施（再掲）	143
3	環境保全に向けた取組の推進	144
4	子供を笑顔にするプロジェクト	145
施策展開の方向性 14：いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します		
1	「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進	146
2	SOSの出し方に関する教育の推進	149
3	教育相談の一層の充実	151
4	児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化	156
5	情報モラル教育の着実な推進（再掲）	158

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	12	人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します
予算額：45,108千円		決算額：37,752千円

1 人権教育の推進（総務部・指導部・地域教育支援部）

(1) 人権教育に関する研修・啓発・研究の推進

ア 学校教育

目 標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進し、都内の全公立学校において、人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ア) 指導資料の作成

a 「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

学校教育における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教員及び教育機関に配布した。

- ・年1回配布：67,500部、配布先：公立学校全教員 等

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	64,500部	64,500部	64,500部	67,500部	67,500部

(イ) 人権教育研究推進事業

a 人権教育研究協議会

都内全ての公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催した。

- ・年間開催数：28回、参加者数：6,447人

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	7,288人	7,288人	2,228人	6,826人	6,447人

- ※ 令和2年度は、園長・校長対象のみ実施
- ※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施
- ※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型と動画配信を組み合わせ実施

b 人権教育指導推進委員会

区市町村教育委員会等の指導主事等を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施した。

- ・年間開催数：4回

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	4回	4回	3回	4回	4回

- ※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全ての会を動画配信にて実施

(ウ) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

- a 小学校31校、中学校14校、義務教育学校1校及び都立学校4校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組んだ。
- b 人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行った。

・ブロック別連絡会の年間開催数：29回、参加者数：3,684人

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	26回 4,718人	23回 4,495人	22回 507人	28回 720人	29回 3,684人

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合型と動画配信等を組み合わせて実施（令和3年度の実績は集合型での参加人数）

(エ) 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置している人権教育資料センターに、人権に関する各種資料、教材等を適切に収集・整備した。また、人権教育に関する基礎的研究を実施し、人権教育推進の支援を行った。

・令和4年度に収集・整備したビデオ教材等及び書籍数：ビデオ教材等28本、書籍100冊

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	28本 133冊	30本 125冊	30本 107冊	26本 88冊	28本 100冊

成 果

新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、開催方法や内容等を工夫し、人権教育に関する研修・研究を推進することができた。特に、人権尊重教育推進校の研究・実践に関するブロック別連絡会では、人権課題を取り上げた授業や研究発表等を通して、人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進することができた。

また、人権教育プログラムを作成・配布し、活用を促すことで都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図ることができた。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題に関わるビデオ教材等及び書籍を収集し、東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会などで貸出利用の広報を行った。また、メールによる貸出受付により、貸出し方法の簡略化を図り利用促進を図った。

課 題

学校における人権課題に関する取組の充実を図るために、指導する教員の理解を深める研修等の在り方や人権教育の指導方法等を一層工夫していくことが課題である。

東京都人権施策推進指針に示された人権課題や、学校のニーズに沿ったビデオ教材等や書籍等の資料の収集・整備を更に行っていくことと広報活動の拡大及び広報内容の充実を図ることが課題である。

今後の取組の方向性

人権課題に関わる国や東京都の動向に関する最新情報を収集し、人権課題に関わる講演等や人権教育プログラムの内容を充実させることにより、都内の全公立学校における人権教育の一層の充実を図っていく。

東京都教職員研修センターウェブページや様々な研修会で人権教育資料センターの広報を行い、都内公立学校でのビデオ教材等の貸出利用を推進していく。

イ 社会教育

目 標

同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、啓発学習資料の作成や研修等の事業を推進し、都・区市町村における社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者等による人権教育の一層の充実を図る。

取組状況

(ア) 啓発学習資料の作成

a 人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

社会教育における啓発学習資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布した。

- ・ 年1回発行 105,000部
- ・ 配布先 社会教育関係機関、都内国公立小・中・高等学校（PTA）等

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部	105,000部

b 人権学習教材ビデオの作成（隔年制作）

人権学習教材ビデオ検討委員会を開催し、前年度中に検討したビデオ制作の基本方針やその内容の方向性等を反映させ、人権学習教材ビデオを制作し、区市町村及び都内中学・高等学校等に配布した（隔年制作）。

- ・ 年間開催数：検討委員会 3回 委員7名

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	3回 (企画)	3回 1,650本	3回 (企画)	6回 1,650本	3回 (企画)

(イ) 人権学習指導者研修

社会教育関係指導者等を対象に、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を実施した。全18回実施する予定であったが、1回は講師の当日病欠により実施できなかったため、17回の実施となった。

- ・ 年間開催数：一般研修9回、専門研修8回、合計17回
- ・ 参加者数

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	566名	654名	295名	350名	410名

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

(ウ) 人権学習促進事業

区市町村の人権学習の促進を図るため、前年度に実施した区市町村における人権教育事業のモデルプログラムについて省察し、その成果を報告書として作成して区市町村教育委員会等へ配布した。

- ・ 調査研究委員会（3回実施）
- ・ 報告書（「令和4年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成：500部
- ・ 配布先：区市町村教育委員会、社会教育関係機関等

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	500部	500部	500部	500部	500部

成 果

研修については、対面での開催に加え、インターネットを活用した研修を行った。関係職員向け研修についてはオンライン配信や、教材ビデオをオンデマンドでオンライン視聴を可能にするなどの工夫をした。その結果、学習環境の選択肢を増やし、人権学習事業の拡充を図ることができた。

課 題

各自治体によって人権学習の取組に差があることから、職員等が人権課題に関する理解を深め、より多くの自治体において人権学習が推進されるよう充実させていく必要がある。

また、オンラインの取組は、自治体や機関によりインターネット環境に差があるため、ICTを活用しつつも地域の実情を踏まえた事業を実施し、人権学習の推進に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

各自治体における人権学習事業の実態を把握することとあわせて、自治体相互の情報交流機会を提供するなど、関係職員の力量形成により効果的な研修の場を設定し、都内における人権学習の充実を図っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	13	生命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します
予算額：46,896千円		決算額：43,070千円

1 小学校・中学校における「考え議論する道徳」の推進（指導部）

(1) 「特別の教科 道徳」の指導の充実に向けた取組の推進

目 標

優れた授業実践を公開するとともに、「考え議論する道徳」の実現に向けた指導の在り方や工夫等について周知する『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施し、教員の指導力向上を図る。

指導事例を都教育委員会ホームページで公開し、指導の在り方や評価の考え方について周知を図るとともに、各学校における指導事例の活用を推進する。

取組状況

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーの実施

- ・ 小学校版東京都道徳教育教材集「心あかるく」、「心しなやかに」、「心たくましく」、「心みつめて」を活用した、「考える道徳」、「議論する道徳」の授業を映像と指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校3本・中学校3本実施）
- ・ 指導に役立つ資料をホームページで公開

成 果

- ・ 「考える道徳」、「議論する道徳」の授業と指導教諭等の授業者の解説で公開（小学校3本・中学校3本実施）
 参加人数 計 261 人
 参加教員の声 「本日の授業を見て、生徒たちが活発に意見を出せる発問を工夫することが重要だと実感した。これから日々の授業を改善していこうと思った。」（アンケート結果より）
- ・ 授業力向上セミナーの資料や学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育のカリキュラムの事例等を紹介するリーフレットをホームページで公開し、指導主事連絡協議会や校長会で活用を促した。

課 題

1 単位時間の授業の改善・充実に向けた取組をより一層充実させるとともに、各教科や特別活動等において計画的に道徳教育に取り組んだり、道徳の内容項目同士を関連付けて効果的に指導したりするなど、学校の教育活動全体を通じて取り組む道徳教育の推進・充実を支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

ホームページ等での情報発信を積極的に行う。

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

目 標

児童・生徒の豊かな心の育成に資する都独自の道徳教育教材集等を都内公立小・中学校等に配布し、各学校における道徳教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」、小学校3・4年生版「心しなやかに」、小学校5・6年生版「心たくましく」、中学校版「心みつめて」を都内全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・ 小学校版及び中学校版を、都内全ての公立小・中学校等の新1年生の保護者に配布
- ・ 家庭における道徳教育の充実を図るため、家庭での教材集の活用事例を掲載するなど、リーフレットの内容を改訂

成 果

ア 「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

- ・ 小学校1・2年生版「心あかるく」 122,300部
- ・ 小学校3・4年生版「心しなやかに」 122,300部
- ・ 小学校5・6年生版「心たくましく」 119,100部
- ・ 中学校版「心みつめて」 93,100部
- ・ 都の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校における教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図った。

イ 「東京都道徳教育教材集」の保護者向けリーフレットの印刷及び配布

- ・ 小学校版 122,300部
- ・ 中学校版 93,100部
- ・ 「東京都道徳教育教材集」の家庭での活用を推進し、保護者を啓発するとともに、各家庭における道徳性を育む取組の充実を図った。

課 題

「特別の教科 道徳」の評価の考え方や在り方について、教員の理解をより一層深めるとともに、子供たち一人一人のよさを認め励ます評価が適正に実施されるよう支援していくことが課題である。

今後の取組の方向性

「特別の教科 道徳」授業力向上セミナーを継続して実施するとともに、授業の本数を計6本とする。

(3) 「道徳授業地区公開講座」の充実

目 標

道徳科の授業の活性化を図るとともに学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。道徳授業地区公開講座における意見交換会を活性化し、より一層の充実を図ることで、学校・家庭・地域社会が一体となった道徳教育を推進する。

取組状況

- ・ 学校・家庭・地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道德教育の充実のために、平成14年度から都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内全ての公立小・中学校等で、「道德授業地区公開講座」を実施
- ・ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタルを活用したリモートの取組等を指導主事連絡協議会で紹介

成果

小・中学校、義務教育学校、中等教育学校全校及び特別支援学校で実施した。令和4年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、デジタルを活用したリモートの取組も実施した。

- ・ 令和4年度 授業参観者 30万人 (参集型27万9千人、リモート型2万1千人)
意見交換会参加者 5万4千人 (参集型4万7千人、リモート型7千人)
- ・ 令和3年度 授業参観者 15万3千人 (参集型7万8千人、リモート型7万5千人)
意見交換会参加者 3万人 (参集型1万5千人、リモート型1万5千人)
- ・ 令和2年度 授業参観者 4万8千人 (参集型3万5千人、リモート型1万3千人)
意見交換会参加者 1万人 (参集型 8千人、リモート型 2千人)
- ・ 平成30年3月に作成・配布した保護者向けビデオ資料「道德授業地区公開講座 意見交換会導入ビデオ資料 子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」(DVD)の活用を推進し、意見交換会の充実を図った。

課題

「道德授業地区公開講座」の参加者を増やすとともに、内容の一層の充実を図り、学校・家庭・地域が一体となって取り組む道德教育の更なる推進を支援することが課題である。

今後の取組の方向性

- ・ 令和5年度は、各地域の好取組を指導主事連絡協議会で紹介する。
- ・ 「道德授業地区公開講座」保護者向けビデオ資料(DVD)の活用を推進し、意見交換会の充実を支援する。

2 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施(再掲)(指導部)

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施(再掲)

目標

道德性を養い、判断基準(価値観)を高めることで、社会的現実にはらして、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力の育成に向けて、各校の指導の充実を図る。

取組状況

平成27年度まで都立高等学校で実施していた教科「奉仕」の成果を踏まえ、平成28年度に設置した人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」を全都立高等学校及び全都立中等教育学校で実施した。

- ア 各校の推進者の育成を図るため研修会を実施(平成30年度1回、令和元年度1回、令和2年度1回、令和3年度1回(オンデマンド式)、令和4年度1回)
- イ 全都立高等学校全課程を対象に実施状況調査を実施(令和4年度末)

成 果

実施状況調査により、各校の推進組織、学習内容、体験学習の内容、連携している外部機関について把握することができた。

探究のプロセスにおける「人間と社会」の位置付けを明確にし、各章のテーマを考え、情報を集めたり、話し合ったりする中で生じる「問い」について、更に情報を集めたり、体験活動を行ったりすることで、生徒の中に「新たな問い」が生まれるよう改訂した教科書の使用を開始し、探究的な学びができるようにした。

教員を対象に、「指導と評価の一体化」に基づく学習評価の在り方や、教科書の各章の学習を通して、「課題（リサーチ・クエスチョン）」を設定する方法等を掲載した指導資料（増補版）を配布し、各学校における「人間と社会」の更なる充実に向けた取組を推進した。

課 題

感染症対策を踏まえた体験活動の情報を収集して紹介したり、「人間と社会」改訂版教科書及び指導資料（増補版）の活用方法を研修会の機会等を活用して周知したりするなど、各学校における「人間と社会」の組織的な授業改善を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校における「人間と社会」の演習や体験活動の実施状況を把握し、その成果と課題を踏まえて、推進者研修を実施し、各校の取組の充実を図る。

3 環境保全に向けた取組の推進（指導部）

(1) 環境教育の推進（再掲）

目 標

児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図る。

取組状況

- 児童・生徒に、環境に対する豊かな感受性や探究心、環境に関する思考力や判断力、環境に働きかける実践力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成を図ることを目的としてカーボンハーフスタイル推進資料を作成し、配布した。
- 都内公立幼・小・中学校（義務教育学校、中等教育学校前期課程及び特別支援学校小学部・中学部を含む。）で環境教育を指導する教員を対象に、環境教育の課題や、国や都の先進事例、先進的な取組を行う学校の指導実践を共有し、指導の改善・充実を図るカーボンハーフスタイル推進教育フォーラムを開催した。

成 果

- カーボンハーフスタイル推進資料
 - ・ 都内全公立小・中・高等学校等を対象に、教材・ワークシート・指導資料を年3回作成し、配布
- カーボンハーフスタイル推進教育フォーラム
 - ・ 参加人数 412名
 - ・ 内訳：幼稚園籍6名、小学校籍231名、中学校籍133名、都立学校籍12名、指導主事等30名

課 題

- ・ カーボンハーフスタイル推進資料の趣旨の理解・啓発等による児童・生徒への持続可能な社会を構築していくための資質・能力の育成
- ・ 「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒の育成

今後の取組の方向性

- ・ 2030年カーボンハーフ（2050年カーボンニュートラル）の実現を目指し、児童・生徒が気候危機等に立ち向かう機運を高める取組を展開する。
- ・ 「深刻化する気候危機」や「食品ロスの発生抑制」等の注目されている環境問題を取り上げたカーボンハーフスタイル推進資料を継続して作成し、都内全公立小・中・高等学校等に一人1台端末を活用した授業展開例を示した学習指導案とともに配布する。
- ・ 関係各局と連携してフォーラムを開催し、各小・中学校、各地区の担当者を集め、先進的な指導実践の紹介や最新の環境問題に関わる講演を開くとともに、アンケート等により各地区の取組状況や効果検証を行う。より多くの環境教育を指導する教員の指導の改善・充実を図る。

4 子供を笑顔にするプロジェクト（総務部）

目 標

新型コロナウイルス感染症により、学校行事等、様々な制約のある学校生活を送ってきた子供たちに、「見る・聞く・触れる」多様な体験の機会を提供することにより、子供たちに笑顔になってもらい、前向きで充実した学校生活や豊かな感性の涵養につなげていく。

取組状況

より多くの学校が参加するよう、先行事例等の情報発信、多様な体験プログラムを調整し、メニュー化して分かりやすく学校に提示したほか、学校の独自企画についても実施調整に努めるなど取り組んだ。

成 果

都内公立学校の8割（1,717校/2,136校）の学校から参加申込みがあった。プロジェクト実施後には、参加した生徒から「コロナで辛いこともたくさんあったが元気が出た。今後も前向きに頑張っていきたい」といった声や、教員から「教室では見られない生徒の一面や発見があり、学級づくりや生徒理解の点から、気付きを得る貴重な機会になった」といった声など、プロジェクトに好意的な声が多く見られた。

課 題

学校からは、「年度の途中の周知だったため、年間カリキュラムへの組み入れが難しかった」との声があり、学校が希望する時期に希望する体験活動が実施できるよう、早期の事業周知が必要である。

今後の取組の方向性

本プロジェクトでの実績を踏まえ、学校における体験活動の充実を図るべく、令和5年度も、引き続き全公立学校を対象に、多様な体験機会を児童・生徒に提供する事業を実施していく。

基本的な方針	5	豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育
施策展開の方向性	14	いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します
予算額：6,587,819千円		決算額：5,947,990千円

1 「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】」の着実な推進（指導部）

- (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知の徹底
- (2) 「学校いじめ対策委員会」の機能強化
- (3) 情報サイト及びアプリケーション「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の活用の促進
- (4) 子供たちの主体的な行動を促す指導の充実
- (5) 「学校いじめ防止基本方針」の改訂及び周知・啓発
- (6) 専門家を活用したいじめ問題サポート事業

目 標

都教育委員会、区市町村教育委員会、都内全公立学校におけるいじめ防止等の取組の一層の充実を図る。

取組状況

ア いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底

各学校が、自校の取組状況を確認し、課題の改善に向けた取組を「学校いじめ防止基本方針」に位置付け確実に実施できるようにするため、資料「いじめ対応で改めて留意する事項 10」を作成し、都内全公立学校に配布した。

イ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組の推進

いじめ防止等の取組強化月間である「ふれあい月間」の際に、児童・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え行動できることを目指し、児童・生徒向けリーフレット「学校のみなが安心して過ごせるようにするために」を都内全公立学校に配布し、資料を基に学級で話し合うなど、児童・生徒が、いじめ防止対策推進法の趣旨や学校の取組を理解するとともに、自分自身にできることを考えられるようにした。

ウ 区市町村教育委員会への指導・助言

都内全ての区市町村教育委員会生活指導担当指導主事を対象とした連絡会や、区市町村教育委員会が開催する研修会への指導主事派遣を通して、いじめ防止対策推進法の定義に基づくいじめの認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応の徹底等、いじめ防止対策の実効性を高めるための具体的な取組について周知を図った。

エ 「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」における審議

都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の進捗状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、次のとおり審議を行った。2月の本会においては、都内公立小・中・高等学校の児童・生徒を招き、審議を行った。

日時	審議の概要
令和4年7月27日（水）	第4期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申（案）について
令和4年11月14日（月）	専門家の力を活用したいじめ防止対策の推進について

令和5年2月28日(火)	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について
--------------	--------------------------------------

オ 「東京都いじめ問題対策連絡協議会」における協議

令和4年12月に、東京都いじめ防止対策推進条例に基づく「東京都いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、都、区市町村又は学校におけるいじめ防止等の取組の現状と課題、関係機関及び団体の連携の状況、課題及び改善の方策について協議を行った。

カ 「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」ホームページ・アプリケーションの活用

生活指導担当指導主事連絡会や長期休業日前の指導通知等の機会を捉えて、本アプリケーションの活用について都内全公立学校に周知した。

成 果

ア いじめを確実に認知し、対応しようとする意識の高まり

認知したいじめのうち、学校の教職員等が発見したいじめの割合は、平成27年度は53.6%であったが、令和3年度は75.7%となっており、この7年間で20ポイント以上増加していることから、教職員が見逃しがちな軽微ないじめも認知し、組織的な対応につなげることができるようになったなどの成果が見られている。

【いじめの発見のきっかけ】	平成27年度	令和3年度
学校の教職員等が発見	53.6%	75.7%

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ 児童・生徒がいじめについて考え行動できるようにする取組の充実

児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした学校の割合は、平成27年度と令和3年度を比較すると、約17ポイント増加した。

また、約9割の学校が、日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底していると回答した。

【いじめ問題に対する日常の取組】	平成27年度	令和3年度
児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の間関係や仲間作りを促進したりした	70.5%	87.7%

平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

【話し合いによる合意形成等の場面の設定】	令和4年度
日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	92%

令和4年11月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

ウ 学級担任に相談した件数の割合の増加

被害の子供の相談の状況から、学校が認知したいじめに関して、いじめられた子供が学級担任に相談した件数の割合は、平成27年度と令和3年度を比較すると、約12ポイント増加した。

【いじめられた児童・生徒が学級担任に相談した件数の割合】

(東京都公立学校におけるいじめの認知件数全体に対する、該当件数の割合[複数回答])

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合 計
平成 27 年度	77.5%	79.2%	69.6%	81.8%	78.2%
令和 3 年度	91.2%	79.2%	71.4%	59.5%	90.0%

平成 27 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省
 令和 3 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

エ 学校におけるいじめ防止対策の充実

次の 3 点の項目について、全ての校種で実施校率が 9 割を超えており、取組の充実がうかがえる。

【いじめ防止対策の実施校率】	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	94%	94%	95%	92%
児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼している大人に相談するよう、計画的に指導している。	99%	99%	98%	94%
児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	99%	100%	99%	95%

令和 4 年 11 月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

課 題

以下の 4 点の項目の実施校率が他項目より低い傾向にあり、取組の徹底を図る必要がある。

【いじめ防止対策の実施校率】	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	56%	52%	18%	14%
いじめに関する授業を年 3 回以上計画し、順次実施している。	88%	73%	11%	15%
いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	77%	86%	46%	37%
学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	74%	78%	80%	49%

令和 4 年 11 月「東京都公立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」教育庁指導部

今後の取組の方向性

ア 多様性や互いのよさを認め合う態度の育成を目指し、日常の授業から児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定することを推進

- イ 児童・生徒に、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点を重視した取組の推進
- ウ 学校と保護者等との受け止めに乖離がないか、周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実

2 SOSの出し方に関する教育の推進 (指導部・人事部)

- (1) 自殺予防のための学校の組織的対応の徹底
- (2) 全公立学校の校長を対象とした生活指導等連絡会の開催
- (3) 都教育委員会作成のDVD教材を活用又は参考にしたSOSの出し方に関する教育に係る授業の実施
- (4) 不安や悩みを抱える児童・生徒の早期発見・対応に向けたデジタルの効果的な活用

目 標

都内全ての公立学校において、各人が掛け替えのない個人としてともに尊重し合いながら生きていこうとする意識を涵養する教育や、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合における対処の仕方を身に付けさせる教育を行うこと等を通して、自殺対策の推進を図る。

取組状況

ア 教職員向けデジタルリーフレット「キーワード 自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」の作成・配布、活用

教職員が、自殺予防における学校と医療機関の役割や、自殺直前のサインと対応のポイント等について理解することができるよう、教職員向けデジタルリーフレットを作成し、学校と家庭、関係機関等との連携を強化、児童・生徒への支援体制の充実を図った。

イ 全公立学校の校長を対象にした生活指導等連絡会の開催

- (ア) 開催日 令和4年6月2日(木)から令和4年6月20日(月)まで
- (イ) 対象 都内全ての公立学校長
- (ウ) 実施方法 動画共有サービスによるオンデマンド配信

ウ 各連絡会における「SOSの出し方に関する教育」の推進に係る周知

	開催日及び対象	
生活指導担当指導主事 連絡会	令和4年4月21日(木) 6月14日(火) 11月18日(金) 令和5年2月2日(木)	区市町村教育委員会生活指導担当 指導主事

エ 支援が必要な児童・生徒の早期発見における視点の明確化

学校に対し、自殺予防に係る通知等において、支援が必要な児童・生徒の早期発見に向けた視点として、特に成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等の3点を示した。その上で、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、児童・生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者や医療機関等と連携しながら組織的に対応する

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

よう、徹底を図った。

オ 教員が子供のSOSを受け止め、支援する力を高めるための研修プログラムの活用

学校に対し、教員が子供のSOSを確実に受け止め、適切に支援する力を高めるために新たに開発したロールプレイ形式の研修プログラムを提供し、校内研修での活用を促すなど、対応力の向上を図った。

カ 不安や悩みを抱える児童・生徒の早期発見・対応に向けたデジタルの効果的な活用

個別の児童・生徒の状況を多面的に把握するツールを活用し、自殺の危険がある児童・生徒を早期に発見する仕組みを支援するとともに、デジタルの利活用を通して、教職員の気づきや対応力の向上を図る検証事業を、区立中学校2校、都立特別支援学校2校で実施した。

成 果

ア 通知による周知を繰り返し行い、自殺予防対策及び「SOSの出し方に関する教育」の推進について、校長のリーダーシップによる組織的な対応の強化を図った。

イ 高等学校教育指導課及び特別支援教育指導課と連携し、校長連絡会等において、「自殺対策に資する教育」の中でも、特に、「SOSの出し方に関する教育」の推進に向けた取組等を明確にして、令和5年度の教育課程に位置付けるよう周知を図った。

ウ 教職員向けデジタルリーフレット「キーワード 自殺予防『ケアとキュア』子供のサインを見逃さず、適切な支援につなげるために」や研修プログラム『子供のSOSを受け止め、支援する力』の向上のために」の活用を促進し、教職員が子供のSOSを確実に受け止めることができるよう、対応力の向上を図った。

課 題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。「より実効性のある教育相談体制の構築」に加え、児童・生徒に対し、不安や悩みを抱えたときに信頼できる大人に相談することや、気になる様子が見られる友人への関わり方を学ぶことについて、指導を一層充実させていくことが必要である。

【いじめられた児童・生徒の相談状況（割合）】	令和2年度	令和3年度
学級担任に相談	91.1%	90.0%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く）	4.4%	4.5%
誰にも相談していない	2.0%	2.2%

令和2・3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

- ・ 都内全公立学校における「SOSの出し方に関する教育」の更なる推進
- ・ 教職員の「子供のSOSを受け止め、支援する力」の向上

(5) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止対策事業（人事部）

目 標

児童・生徒性暴力の未然防止や早期発見のための取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童・生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

取組状況

教職員等による児童・生徒性暴力等の未然防止に向けて、事例演習や教職員のセルフチェックの服務事故防止研修を実施している。また、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の開設や都内の全ての公立学校に通う児童・生徒向けの相談シートの配布により早期発見に向けて取組を強化している。

児童・生徒性暴力が発生した際に備え、平時から警察等の関係機関と連携して実効的な対応を行うことができるよう情報共有するほか、区市町村教育委員会が専門家の支援を得られる体制を構築している。

成 果

都内の全公立学校の全ての教職員を対象に防止研修を実施した。

また、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」には、年間を通じ約70件（令和5年3月末現在）の相談が寄せられている。

児童・生徒性暴力が疑われる際には初動の対応が重要であることから、各校種の学校関係者や区市町村教育委員会、警察等の関係機関と意見交換し、専門家の知見を踏まえた「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を策定し、全教職員に周知した。

課 題

児童・生徒性暴力による服務事故の根絶には至っていないため、引き続き未然防止の取組を進めていく必要がある。

第三者相談窓口への相談は、保護者や友人からの相談や、卒業した後に在学時の経験に関する相談が寄せられており、実際に性暴力を受けている児童・生徒が直接相談することが少ない。悩んでいけばまずは相談していいことを繰り返し伝えていく必要がある。

今後の取組の方向性

「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を全ての教職員に浸透させるとともに、事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対応する。

児童・生徒、保護者に対しては、学期の開始時や長期休暇の前等、時機を捉えて第三者相談窓口を周知するとともに、性暴力の悩みがあれば、まずは信頼できる方に相談することを呼び掛ける。

3 教育相談の一層の充実（指導部）

目 標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握、児童・生徒が抱える課題の解決に向けた関係機関等と連携した支援等を通して、学校の教育相談体制の充実を図る。

(1) 東京都教育相談センターにおける相談事業の推進

取組状況

東京都教育相談センターでは、幼児から高校生相当年齢までの子供を対象に、子供、保護者及び学校関係者等から寄せられる教育に関する相談を電話（24 時間対応の教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン）・来所・メール・SNS等に対応している。

成果

	相談総数
令和4年度	38,884 回
令和3年度	34,912 回

課題

いじめ被害や自殺願望に関する相談内容が初期段階からより把握できるようにするため、当センターが有する知見を生かし、総合的に対応していく必要がある。

今後の取組の方向性

当センターの電話・来所・メール・SNS等の担当が連携することで、相談内容に応じた適切な助言を行い、教育相談の一層の充実を図っていく。また、児童・生徒への一人1台学習者用端末等のパソコン・タブレットの整備状況等から、令和5年度より相談対象者を「中学生及び高校生相当年齢の子供本人」に加えて「小学生」まで拡大するとともに、様々な広報ツールを活用し周知していく。

取組状況

(2) スクールカウンセラーを活用した教育相談体制の充実

ア 資格

- (ア) 公認心理師
- (イ) 臨床心理士（資格取得1年以上）
- (ウ) 精神科医
- (エ) 大学・大学院における心理学系の教授等

イ 職務

- (ア) 児童・生徒へのカウンセリング
- (イ) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (ウ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

ウ 配置校数

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計	備考
平成24年度	327 校	631 校	100 校		1,058 校	
平成25年度	1,298 校	630 校	188 校		2,116 校	全校配置
平成26年度	1,295 校	629 校	186 校		2,110 校	
平成27年度	1,292 校	627 校	186 校		2,105 校	
平成28年度	1,286 校	626 校	248 校		2,160 校	高等学校について

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

平成29年度	1,282校	625校	248校		2,155校	て、全日制課程・定 時制課程・通信制 課程にそれぞれ1 人ずつを配置
平成30年度	1,280校	624校	248校		2,152校	
令和元年度	1,278校	623校	248校		2,149校	
令和2年度	1,275校	623校	247校		2,145校	
令和3年度	1,274校	622校	247校		2,143校	
令和4年度	1,274校	622校	246校	12校	2,154校	

エ 配置人数

1,538人（令和4年4月1日現在）

うち、4校勤務1人、3校勤務196人、2校勤392人、1校勤務9人

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回／年

カ スクールカウンセラー連絡会の実施

開催日	対 象
令和4年5月26日（木） ～令和4年6月23日（木） 動画配信	都内公立学校に勤務する東京都公立学校スクールカウンセラー
令和5年3月15日（水） ～令和5年4月14日（金） 動画配信	新規配置スクールカウンセラー

(3) スクールカウンセラーの配置（特別支援学校）

聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして高等部を設置する都立ろう学校、就業技術科及び職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施した。

ア モデル事業の実施期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 資格

- (ア) 公認心理師
- (イ) 臨床心理士（資格取得1年以上）
- (ウ) 精神科医
- (エ) 大学・大学院における心理学系の教授等
- (オ) 聴覚障害のある児童・生徒の障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用し、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者
- (カ) 知的障害のある児童・生徒の知的機能の発達の遅れや適応行動の困難性等に応じて、児童・生徒との的確な意思の相互伝達が可能な者

ウ 職務

- (ア) 児童・生徒へのカウンセリング
- (イ) カウンセリング等に関する教職員、保護者に対する助言・援助
- (ウ) 児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集
- (エ) 児童・生徒のカウンセリング等に関して、配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

エ 配置校数

高等部を設置する都立ろう学校 3校

就業技術科及び職能開発科を設置する都立知的障害特別支援学校 9校

オ 配置時間・日数

1日7時間45分×38回／年

(4) 「シニア・スクールカウンセラー（SSC）の配置」

都立学校におけるスクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制を一層充実させるため、豊富な経験と高い能力を併せもつ人材をシニア・スクールカウンセラーとして指名し、東部、中部、西部地区の学校経営支援センター及び学校経営支援センター支所（計6か所）に各1名ずつ配置し、都立学校における全教職員による教育相談体制の一層の充実、スクールカウンセラーの資質・能力の向上を図った。

ア シニア・スクールカウンセラーの職務

- (ア) スクールカウンセラーが行う日常のカウンセリング業務等に関する指導・助言
- (イ) 重篤な事案の対応等で困難を来たしているスクールカウンセラーへの支援
- (ウ) 新規に配置されたスクールカウンセラーへの支援
- (エ) 学校における教育相談体制の課題把握と改善策の提示
- (オ) スクールカウンセラー連絡会等における指導・助言
- (カ) その他都教育委員会及び支援センターが必要と認める事項

イ シニア・スクールカウンセラー連絡会の開催

シニア・スクールカウンセラー連絡会を開催し、活用状況報告を行うとともに、都立高等学校等の教育相談体制における現状や課題等について情報共有を図った。

回数	開催日時	
第1回	令和4年4月19日（火）	午後2時45分から4時45分まで
第2回	令和4年6月29日（水）	午後2時45分から4時45分まで
第3回	令和4年8月24日（水）	午後2時45分から4時45分まで
第4回	令和4年10月12日（水）	午後2時45分から4時45分まで
第5回	令和4年12月7日（水）	午後2時45分から4時45分まで
第6回	令和5年2月22日（水）	午後2時45分から4時45分まで

ウ シニア・スクールカウンセラーによる連絡会等における指導・助言

開催日	対象
令和4年5月26日（木） ～令和4年6月23日（木）動画配信	都内公立学校に勤務する 東京都公立学校スクールカウンセラー
令和4年11月28日（月）	西部管内スクールカウンセラー
令和4年12月6日（火）	東部管内スクールカウンセラー
令和4年12月9日（金）	中部管内スクールカウンセラー
令和4年12月13日（火）	西部管内スクールカウンセラー
令和4年12月14日（水）	中部管内スクールカウンセラー
令和4年12月15日（木）	東部管内スクールカウンセラー
令和5年3月15日（水） ～令和5年4月14日（金）動画配信	新規配置スクールカウンセラー

(5) スクールカウンセラーの区市町村立小・中学校への追加配置

区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、区市町村教育委員会が一定の条件により選出した学校について、スクールカウンセラーの配置日数を年間 38 回から 76 回に拡充した。

	小学校	中学校	合計
対象学校数	88	84	172

(6) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制検証事業

スクールカウンセラーの適切な派遣回数やスクールソーシャルワーカーの効果的な配置形態、活用方法等について検討し、校内支援体制の在り方を明らかにする検証事業を1市及び都立学校4校で実施した。

成 果

ア 都内全小・中・高等学校がスクールカウンセラーを積極的に活用し、学校教育相談体制の充実に向け取り組んだ。

	小学校	中学校	高等学校
スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	100%	100%	100%

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省

イ スクールカウンセラーを配置した都立特別支援学校では、生徒が主体的に相談を申し込むなど、生徒が安心して悩みを相談できる環境が整った。また、スクールカウンセラーが聴覚障害や知的障害のある生徒の心理に関する専門性を有しているため、生徒の実態や悩みに応じた相談が充実した。

ウ 令和4年度におけるシニア・スクールカウンセラーの対応件数は、2,198件であり、対応した学校(課程)数の合計(延べ数)は、1,792課程であった。

	令和4年度
事業対象校(課程)数	209校(256課程、特支12校)
事業対象スクールカウンセラー数(延べ数)	268人
対応件数	2,198件
対応した学校(課程)数の合計(延べ数)	1,792校(課程)

課 題

いじめられた児童・生徒の相談状況として、90%を超える児童・生徒が学級担任等に相談をしている一方、2%程度の児童・生徒が「誰にも相談していない」と回答している現状がある。スクールカウンセラーの配置拡充のみならず、都内各校におけるスクールカウンセラーを活用した教育相談体制の質的向上が必要である。

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

【配置校数及び相談件数】	平成元年度	令和2年度	令和3年度
スクールカウンセラー配置校数	2,149校	2,143校	2,154校
年間相談件数総計	702,362件	630,155件	689,876件
1校当たり1日の相談件数	8.6件	7.7件	8.4件

(令和元・2年度・3年度スクールカウンセラー活動実績)

【いじめられた児童・生徒の相談状況】	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学級担任に相談	90.1%	91.1%	90.0%
学級担任以外の教職員に相談（養護教諭等を除く。）	5.0%	4.4%	4.5%
誰にも相談していない	2.0%	2.0%	2.2%

令和元・2・3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」文部科学省複数回答可。他項目あり。「割合」は全認知件数に対する該当項目の割合

今後の取組の方向性

- ア 都内公立小学校・中学校及び高等学校全課程にスクールカウンセラーを配置することに加えて、都立特別支援学校においてスクールカウンセラーを配置し相談体制を充実させるモデル事業及びスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な配置形態や活用方法について検討し、校内支援体制の在り方を明らかにする検証事業を継続
- イ 都立特別支援学校におけるスクールカウンセラーによる相談体制の充実
- ウ シニア・スクールカウンセラーを効果的に活用した、都立学校における教育相談体制の充実及びスクールカウンセラーの資質・能力の向上

4 児童・生徒の問題行動等の解決に向けた学校と地域、関係機関等との連携の強化（指導部）

目 標

不登校やいじめ等の未然防止・早期発見・早期対応、自殺予防、児童虐待やヤングケアラー等の早期把握等、児童・生徒が抱える課題の解決に向けて、関係機関等と連携した支援の充実を図る。

取組状況

(1) 「学校サポートチーム」の機能強化

学校サポートチームは、外部の専門家の協力を得て、学校だけでは解決できない子供を取り巻く問題の未然防止や早期解決を図るため、都内全ての公立学校に設置されている。その構成員は、教員に加え、保護者代表、スクールソーシャルワーカー、警察OB、児童相談所の職員、民生・児童委員等となっている。

各学校が「学校サポートチーム」運営計画書を作成し、いじめ、暴力行為等の問題行動の解決と児童・生徒の健全育成に向けて、学校、家庭、地域、関係機関等が専門性を生かしながら役割を分担するとともに、児童・生徒に対して適切に指導や支援を行うことができるようにした。

(2) スクールソーシャルワーカー活用事業の推進

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけ

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

たり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、支援・相談・連携体制を整備した。

・ 事業概要

都は区市町村の事業費の2分の1を補助（国は都の負担額の3分の1を補助）

※ 平成27年度には、都の負担に係る予算額を前年度比の約2.6倍に拡充した。それ以降も予算額を増額したことで、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して、申請額の全額を補助することができるようになった。

・ 資格

社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者のほか、教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技能を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者等

・ 職務

- (7) 問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働き掛け
- (イ) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (ウ) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (エ) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

・ 配置自治体数

年度	区	市	町	村	合計
平成24年度	12区	17市	2町	0村	31自治体
平成25年度	14区	20市	3町	0村	37自治体
平成26年度	17区	22市	3町	0村	42自治体
平成27年度	20区	23市	3町	0村	46自治体
平成28年度	22区	25市	3町	0村	50自治体
平成29年度	22区	25市	3町	0村	50自治体
平成30年度	22区	25市	3町	0村	50自治体
令和元年度	22区	25市	2町	0村	49自治体
令和2年度	23区	25市	2町	0村	50自治体
令和3年度	23区	25市	2町	0村	50自治体
令和4年度	23区	25市	4町	0村	52自治体

・ 配置人数

303人

(3) スクールソーシャルワーカー活用事業【強化モデル】

家庭や生活環境の改善に向けて教育と福祉をつないで援助するスクールソーシャルワーカーを活用できるよう、以下の2点を満たす区市町村に対する補助を拡充し、子供や家庭への支援の充実を図った。

- ・ 課題を抱える児童・生徒への働き掛けに加えて、学校にスクールソーシャルワーカーが週1回3時間以上訪問する体制を構築
- ・ 福祉の専門性を高める取組を実施

(4) 警察や児童相談所等の関係機関との連携の促進

基本的な方針5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

暴力、非行、犯罪及びこれらを伴ういじめなどの行為に対し、適切な指導により構成を図ることができるようになるため、「警察と学校の相互連絡制度」や「警視庁と東京都教育庁の連絡会議申合せ事項」を踏まえ、学校が所轄警察署に迅速に通報することにより、連携して対応できるようにした。

また、令和5年2月24日、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」を区市町村教育委員会及び都立学校長宛て通知し、警察との情報連携、行動連携の一層の推進を図った。

課 題

スクールソーシャルワーカーの配置を拡充しているにもかかわらず、支援対象児童・生徒数が年々増加している傾向にあるため、スクールソーシャルワーカーの資質・能力を高めるとともに、保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校において、多様な人材同士が連携し、児童・生徒に対して、一層効果的な支援を行うことができるようにする体制を構築することが必要である。スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問等を通して教員との連携を強化し、専門的な資格を有する者を任用する自治体への支援を拡充していく。

5 情報モラル教育の着実な推進（総務部）

目 標

都内全ての公立学校の児童・生徒が、インターネット等の利用により、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、長時間利用による学習や生活への悪影響を防ぐため、「SNS東京ルール」に基づき補助教材の活用を促進するとともに、児童・生徒と保護者がともに情報モラルについて学ぶ機会を設定するなど、児童・生徒の発達の段階に応じた指導を推進する。

取組状況

(1) 情報教育研究校（7校）における情報モラル教育の研究

ア 情報教育研究校を指定（小・中・高各6校、特別支援学校1校）し、各校種において情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム及びそれに基づいた実践的な指導方法を、東京都が作成した教材等を活用して、研究した。

イ 研究・実践の成果を、研究授業等により他校へ普及・啓発した。

ウ 情報モラル教育を行うための体系的なカリキュラム、学習指導案、教材、指導の手引等について、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

エ 研究・実践の成果を他校に普及・啓発することに資する動画を制作し、情報教育ポータルサイトにおいて公開した。

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

公立小学校100校を対象に講師を派遣し、児童とその保護者が、スマートフォンやSNS等を適切に活用することについて、一緒に学ぶことを目的とした親子スマホ教室を実施した。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

ア 情報モラル教育を推進する補助教材「SNS東京ノート」を電子コンテンツ化し一人1台学習者用端末での利用を推進するとともに、その活用を図るため、学校が参考となる指導資料動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

イ 家庭におけるルールづくり等について、啓発動画を制作し、情報教育ポータルサイトに掲載した。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

ア 都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行い、不適切な書き込み等については緊急性・危険性に応じて対応し、都立学校や区市町村教育委員会等への情報提供を行った。

イ 子供のインターネット利用における様々な課題が指摘されていることから児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、東京都の児童・生徒のインターネットの利用率やルールの策定状況、インターネット利用によるトラブル等の実態を把握した。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の公開

有害情報から子供を守るための取組として、学校非公式サイト等の検索・監視の結果や監視で得られた最新の事例等を基に作成した情報モラル啓発用動画教材を情報教育ポータルサイトに掲載し、都内公立学校における情報モラル講座の実施を推進した

(6) 情報教育ポータルサイトの運営

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果（効果的な指導事例）及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

成 果

(1) 情報教育研究校（7校）における研究（再掲）

情報モラル教育・デジタル利活用・プログラミング教育の推進に向けて情報教育研究校が開発した指導事例を実践事例及び実践動画により取りまとめ、情報教育ポータルサイトに掲載した。

	デジタル利活用	プログラミング教育	情報モラル教育
開発した指導事例数	16	1	7

(2) 小学校対象「親子スマホ教室」の実施

各講座終了後のアンケートから、講座の内容については、「よくわかった」「少しわかった」の回答は合わせて97.0%と高い評価を得た。講座の内容について興味をもつことができたかという質問についても、「とてももてた」「少しもてた」の回答は合わせて87.5%と肯定的評価を得た。

(3) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット利用時に、トラブルや嫌な思いをしたかという設問に対し、「ある」という回答が前年度並みに留まっており、「SNS東京ルール」の取組が浸透していると捉えることができる。

(4) インターネット等の適正な利用に関する子供を取り巻く実態の把握

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」調査結果によれば、インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがあるかという設問に対し、全体の3.1%が「直接会ったことがある」と回答するなど、トラブルに巻き込まれる危険性がある行動をとっている子供が一定程度存在する実態があることが分かった。

(5) 情報モラル啓発用動画教材の公開

情報モラル啓発用動画教材を情報教育ポータルサイトに掲載するとともに、SNS等での発信を行い各学校における利用を促した（令和4年度再生回数：2,263回）。

(6) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

令和元年度まで指定していた情報モラル推進校の研究成果(効果的な指導事例)及び情報教育研究校の実践事例や動画を公開した。

課 題

(1) 情報モラル教育の研究・普及

情報モラル教育に関する指導事例について、さらに開発・普及を行うこと。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」が、トラブルに巻き込まれないようなネットリテラシーを身に付けること。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

より使いやすいデザイン・構成とすること。

今後の取組の方向性

(1) 情報モラル教育の研究・普及

デジタル教材開発委員会にて更なる教材の充実を図るとともに、情報教育ポータルサイトにて情報モラル教育の指導事例や教材等を公開・普及していく。

(2) SNS等の適正な使い方の啓発強化

「令和4年度 児童・生徒のインターネット利用状況調査」により判明した「インターネット上で知らない人とやりとりをしたことがある児童・生徒」を踏まえ、トラブルに巻き込まれないような指導資料を作成するなど、情報モラル教育に関する指導事例について、更に開発を行う。

(3) 情報教育ポータルサイトの運営(再掲)

掲載した内容を踏まえ、各学校が「情報活用能力#東京モデル」を活用して各教育委員会を通じて指導・助言を行っていく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
--------	---	---------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 91.7%(91.6%) 女子 86.3%(86.7%) 中2：男子 88.1%(87.4%) 女子 77.5%(77.7%) 高2：男子 86.8%(86.0%) 女子 77.3%(75.4%)	小5 男子 92.4% 中2 男子 88.8% 小5 女子 86.0% 中2 女子 77.2%	年々上昇
運動やスポーツをみることが好きな児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 84.0%・女子 75.1% 中2：男子 83.6%・女子 77.5% 高2：男子 84.3%・女子 81.6%	—	年々上昇
運動やスポーツを支えることが好きな児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 74.3%・女子 71.2% 中2：男子 74.2%・女子 73.8% 高2：男子 70.9%・女子 72.6%	—	年々上昇
運動やスポーツを知ることが好きな児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 80.0%・女子 72.7% 中2：男子 77.7%・女子 70.9% 高2：男子 75.6%・女子 69.1%	—	年々上昇
毎日、合計60分以上、運動やスポーツをする児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 92.0%・女子 87.5% 中2：男子 89.4%・女子 80.1% 高2：男子 76.1%・女子 65.9%	小5 男子 91.1% 中2 男子 91.9% 小5 女子 85.5% 中2 女子 81.9%	年々上昇
現在の睡眠時間は十分だと感じている児童・生徒の割合	令和4年度 ※高2は全日制 小5：男子 83.8%・女子 82.9% 中2：男子 74.4%・女子 66.6% 高2：男子 59.0%・女子 50.5%	—	年々上昇

いずれも東京都体力・運動能力、生活・運動習慣等調査から
括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 15：生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します		
1	「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進	162
2	運動部活動の振興	164
3	特別支援学校における取組の充実	167
施策展開の方向性 16：健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します		
1	健康教育の推進	169
2	アレルギー疾患対策の推進	171
3	食育の推進	172
施策展開の方向性 17：危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します		
1	安全教育の推進	174
2	防災教育の推進	176
3	特別支援学校における安全教育の推進	180

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	15	生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します
予算額：2,122,746千円		決算額：1,589,745千円

1 「TOKYO ACTIVE PLAN for students」の推進（指導部）

目 標

運動やスポーツとの多様な関わり方を通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育む。

取組状況

(1) 東京都統一体力テストの実施

都内公立学校の全児童・生徒を対象として全都的な調査を行い、体力・運動能力及び生活・運動習慣等の実態を把握・分析することにより、施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。また、これらの取組を通じて、学校における児童・生徒の体力・運動能力等の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

6月を「体力テスト実施月間」とし、都内の全公立学校が、4・5月に体力テストの意義や目的、学校の体力・運動能力の実態と全体的傾向、児童・生徒一人一人による目標（値）の設定、各種目の実施方法等について確実に指導した上で体力テストを実施する。

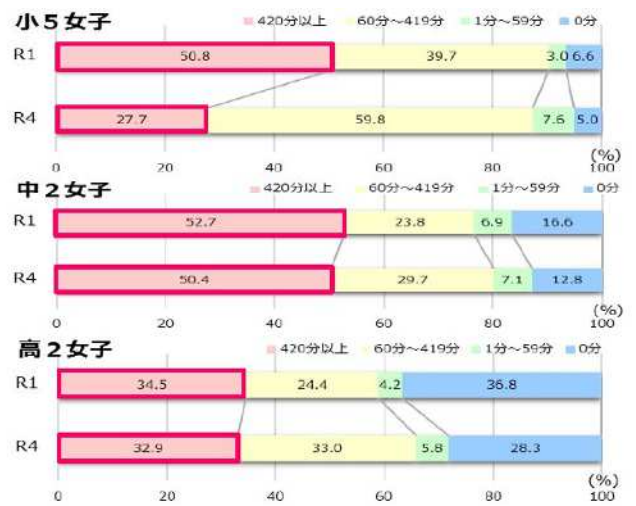
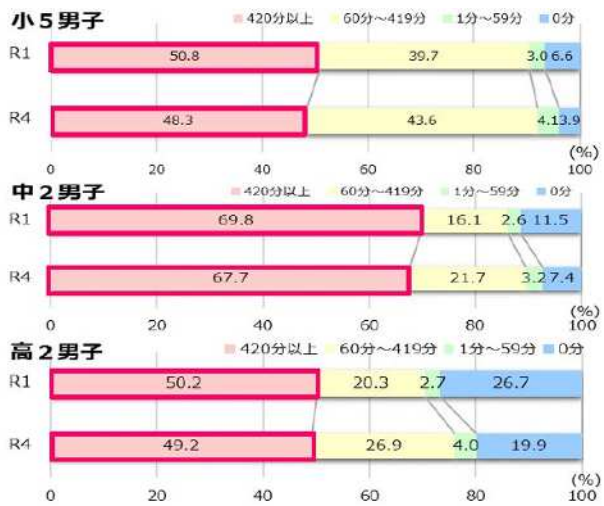
○ 体力・運動能力【体力合計点（平均値）】



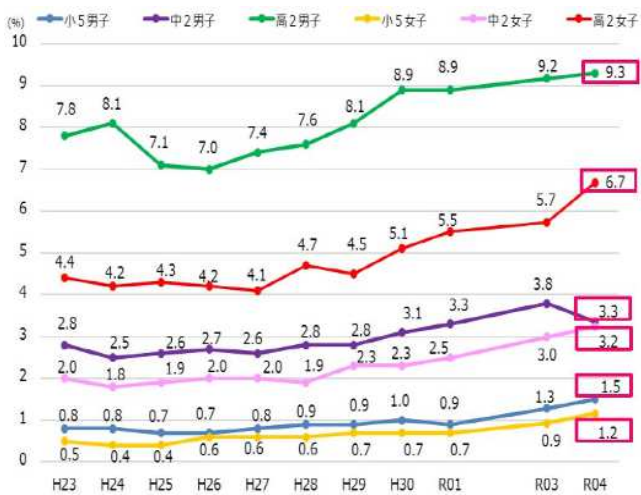
※ 小5男子、小5女子、中2・高2女子で各種目の得点の基準が異なる。

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

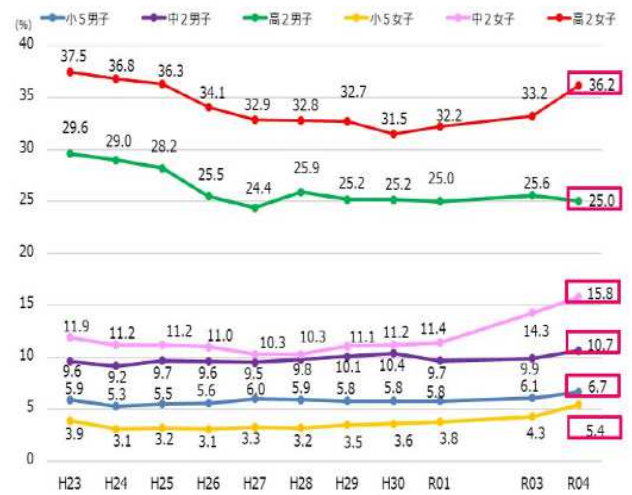
○ 運動習慣【1週間の総運動時間が420分以上（1日平均60分以上）の児童・生徒の割合】



○ 生活習慣【朝食の欠食】



○ 生活習慣【1日の睡眠時間（6時間未満）】



(2) Tokyo 体育健康教育ポータル

都内全ての公立学校における体育健康教育の一層の充実を目指し、学校関係者向けに体育・保健体育の教育課程の適正な実施、体力向上、部活動の振興、事故防止や体罰根絶などについての指導資料や、幼児・児童・生徒及び保護者向けに運動習慣や生活習慣の確立・定着・改善に関する取組等について、利用者が検索しながら容易に必要な情報を入手できるようウェブサイトを構築する。

(3) 東京都統一体力テストのデジタル化

東京都統一体力テストをデジタル化することにより、業務の効率化及び迅速化、業務コストの削減及び分析ツール等の導入による分析結果等を容易に活用可能とすることに対応する（要件定義）。

(4) Tokyo スポーツライフ推進指定地区

学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、地域の実態に応じた運動習慣の定着を図るため、関係機関等との連携を踏まえた取組のモデルを全都に示し、運動習慣の定着に資する取組を推進する（10地区を指定）。

(5) 体育健康教育推進校

学習指導要領及び都教育委員会の教育目標等に基づき、学校において、運動やスポーツとの多様な関わりを通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質や能力を育成するため、効果的な体育健康教育を実践的に研究し、その効果を普及する（30校を指定）。

(6) コーディネーショントレーニングの地域拠点校による普及

脳と体幹を鍛えるコーディネーショントレーニングについて、実施校の一層の拡大に向けて、地域拠点校を定め、実践内容を地域に発信する（30校を指定）。

(7) エンジョイ・スポーツ・プロジェクト事業の実施

専門的な知見を有する外部機関と連携し、生徒の多様なニーズに応える運動機会を設定するとともに、健康的な生活習慣の実践を促すことを通して、豊かなスポーツライフに向けた都立高校生の資質・能力の向上を図る（6校を指定）。

成 果

- ア 東京都統一体力テストにおいて、体育の授業が楽しいと「思う」「やや思う」と回答する児童・生徒の割合及び運動やスポーツをすることは「好き」「やや好き」と回答した児童・生徒の割合が、令和3年度と比較し向上した。
- イ 東京都統一体力テストの結果は、各学校及び区市町村教育委員会が、コロナ禍の影響等による児童・生徒の体力の実態を踏まえながら、各学校における取組や年間指導計画等を見直す中で、児童・生徒の体力の維持・向上に活用した。

課 題

- ア 体育（保健体育）の授業において個に応じた指導の質を更に高めること。
- イ コロナ禍等により、運動やスポーツをする時間が減少したままのスタイルが定着することを避けること。
- ウ 健康的な生活習慣が定着する取組を実行すること。
- エ 多様なニーズに応じた運動の機会を設定すること。
- オ 運動やスポーツとの多様な関わり方を広めていくこと。

今後の取組の方向性

「TOKYO ACTIVE PLAN for students」（令和4年3月 東京都教育委員会）に基づき、運動やスポーツとの多様な関わり方を通して、健康で活力に満ちた生活をデザインする資質・能力を育む取組の推進を図る。

2 運動部活動の振興（指導部）

目 標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

(1) 部活動指導員の配置・活用

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

(2) デジタル技術を活用した部活動の推進

(3)のSport-Science Promotion Clubにおいて、コンディションを管理するアプリを活用することにより、疲労度など、日々変化するデータを蓄積、分析できるようにし、けがの未然防止を図る。

また、屋外競技においては、運動中にGPSを活用することにより、運動量、スピード、加速度等のデータを戦術立案に生かすなど、効率的な活動を促す。

(3) Sport-Science Promotion Club

「東京都教育委員会運動部活動の在り方に関する方針」に則り、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進する「Sport-Science Promotion Club」を指定し、都立高校等運動部活動における一層の競技力向上を図る。

(4) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

区市町村において、専門的な技術指導等により質の向上を図るため、外部指導者の配置を支援する。

(5) 中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組

国の方針を受け、中学校長、保護者代表、関係団体の職員等で構成する部活動検討委員会を開催し、地域連携や移行に向けた区市町村への支援の在り方等について協議し、課題整理を行った。

成 果

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・ 都立学校 185 校に対して 882 名を配置
- ・ 中学校 40 区市村 650 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1/3、都 1/3））

イ 効果

- ・ 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・ 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・ 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。

ウ 東京都「部活動の在り方に関する方針」を策定した。

(2) デジタル技術を活用した部活動の推進

生徒の主体性を促す指導の充実や、科学的な根拠に基づく効率的な取組の推進につながった。

(3) Sport-Science Promotion Club

運動部活動の在り方に関する方針」を遵守した活動を徹底し、短時間で効果が得られるような合理

的でかつ効率的・効果的な活動を部活動について、56部（39校31競技）を指定した。

(4) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

希望する区市町村37地区に対して、外部指導者の配置を支援した。

(5) 中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組

部活動検討委員会の協議の内容を踏まえ、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定した。

課 題

(1) 部活動指導員の配置・活用

ア 人材の側面

- ・部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・国が示す1時間当たりの単価（1,600円）や予算を増額すること。
- ・国の補助事業を継続的に実施すること。

(2) デジタル技術を活用した部活動の推進

科学的トレーニングを導入している部活動の効果的な取組を周知し、より合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進していく。

(3) Sport-Science Promotion Club

令和4年度全国高等学校総合体育大会の都立学校の出場率は、個人種目14.7%、団体種目10%であり、より効率的な活動を推進し、部活動の一層の充実を図り、競技力向上を図ること。

(4) 中学校の部活動における外部指導者の配置支援

外部指導者の配置や指導時間を増大し、学校部活動の地域連携を促進するとともに、地域移行を見据えた指導者の確保に努めること。

(5) 中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組

生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していくため、関係団体、学校関係者などの連携を強化するとともに、地域クラブ活動における指導者の確保に努めること。

今後の取組の方向性

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充する。

（都立学校：800人、公立中学校：612人）

イ 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進する。

ウ 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」に基づき、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の働き方改革に資する取組を推進する。

エ 科学的なトレーニングの積極的な導入により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、更なる技能や記録の向上を目指す。

3 特別支援学校における取組の充実（指導部）

目 標

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

- ア 児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れ、活動の充実を図る。
- イ 児童・生徒が経験を広げるために、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れる。
- ウ 各学校の児童・生徒の実態に応じて取り組めるようルールの変更や用具の調整・工夫などを行い、児童・生徒一人一人の活動を充実させ、楽しめるようにする。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の伸長を図る。実施に当たっては、オンライン等を活用しながら活動方法を工夫する。

(3) 地域の学校の児童・生徒や地域住民と協働した教育活動の充実

障害者スポーツへの理解推進を図ることを通じて、障害者スポーツを通じた小・中学校等の児童・生徒や地域住民との交流を活性化することにより、障害のある児童・生徒への理解を図る。

取組状況

(1) 障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実

児童・生徒が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるようにするため、体育や行事等の体育的活動に多様な障害者スポーツを取り入れるとともに、今まで行っていない新たな障害者スポーツ等を体育的活動に取り入れた。

(2) 運動部活動の振興

都立特別支援学校の部活動に外部指導員を導入し、児童・生徒の個性や能力の一層の伸長を図った。

(3) 地域の学校の児童・生徒や地域住民と協働した教育活動の充実

都立特別支援学校8校を、「スポーツ交流推進校」に指定し、障害者スポーツの体験活動等を通じて、地域の小・中学校や都立高校等との交流を行った。

成 果

新たに取り組んだ障害者スポーツ等（複数回答）

ボッチャ	24校	キックベース	5校
フライングディスク	10校	ゴールボール	4校
カローリング	6校	バスケットボール	4校
陸上（投てき、スラローム走）	5校	ペガーボール	3校
ハンドサッカー	5校	Tボール	3校
シッティングバレーボール	5校	その他	54校

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

各種スポーツ大会における実績

ア 全国大会等

全国障害者スポーツ大会（水泳部門）、全国ろうあ者卓球選手権大会ユースの部（6位）、全国聾学校陸上競技大会、全国ボッチャ選抜甲子園（3位）、全国知的障害特別支援学校高等部選手権「もう一つの高校サッカー選手権」、全国特別支援学校フットサル大会

イ 関東大会

関東地区盲学校陸上大会、関東地区盲学校フロアバレーボール大会（準優勝）、関東聾学校中学部卓球大会、関東聾学校陸上競技大会

スポーツ交流実績（校数は複数回答）

交流先	校数	交流内容の例
小学校	4校	・ボッチャを通じた交流 ・バレーボールを通じた交流 ・ダンスを通じた交流 ・地域のスポーツチームとの交流 ・地域参加型リレー競技を通じた交流
中学校	2校	
高等学校	3校	
特別支援学校	2校	
地域等	2校	

課題

体育の授業等を通して障害のある児童・生徒がスポーツに親しむ取組や、部活動を通して競技力を高める取組を更に推進する。

今後の取組の方向性

- 令和4年度と同様、各校で報償費や旅費等を活用し、外部講師による指導や助言を受け、教職員の指導力向上を図ったり、児童・生徒がスポーツに親しむ教育活動等を展開したりする。
- 各校の実践事例や校内研修等の情報を提供し、各校の良い実践を都立特別支援学校全校で共有できる仕組みを確立させる。

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	16	健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します
予算額：110,802千円		決算額：41,434千円

1 健康教育の推進（指導部・都立学校教育部）

目 標

児童・生徒が自分自身の健康に対する関心を高め、生涯にわたって、主体的に健康を保持・増進しようとする態度を養う。

取組状況

(1) がん教育の推進

国の「がん対策基本法」や「がん対策推進基本計画（第3期）」を踏まえ、平成29年度、東京都がん教育推進協議会を設置して外部講師を活用したがん教育の推進に係る事項を協議し、平成30年5月の教育委員会定例会において、東京都がん教育推進協議会提言を報告した。令和4年度までに、都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育を推進する。

また、平成29年度から毎年度、指導資料としてリーフレット及び活用の手引（教師用）を作成し、全ての公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に配布している。

また、平成27年度から毎年度、教員等を対象とした講演会を開催している。

(2) 性に関する指導の充実

人間尊重の精神を基本とした人格の完成を目指して、学習指導要領に示された内容を全ての児童・生徒に確実に指導するとともに、児童・生徒の実態等に応じた指導を展開できるよう、学習指導要領改訂の機会を捉え、教員用の指導書である「性教育の手引」を改訂し、平成31年度3月に全公立学校に配布した。

教員が本手引を活用して、児童・生徒が、性に関する正しい知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択ができるよう、各学校における性教育を支援していく。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

都立高等学校等において、学習指導要領の内容に基づき、健康管理について生徒の理解を深めるとともに、産婦人科医を招へいた、ライフプランと健康との関わりに関する授業を実施することにより、生涯を通じて生徒が、自らの健康や環境を管理し、改善していくための資質・能力を育成する（都立高校6校指定）。

令和4年10月から都立学校10校において、学校医（専門医）として任用された産婦人科医が、生徒・保護者及び教職員と対面又はオンラインにて個別の健康相談を実施している。

成 果

(1) がん教育の推進

- 健康教育推進委員会を開催（第1回は対面、第2回は書面による。）し、がん教育指導資料の内容等について協議し、リーフレット及び活用の手引を修正した。
- 修正したリーフレット及び活用の手引（教師用）を全公立学校に配布した。
- 教員等を対象とした講演会を開催した。

(2) 性に関する指導の充実

- ・ 都教育委員会は、東京都医師会と連携し平成 30 年度から産婦人科医を招へいした性教育の授業の実施を支援している。令和 4 年度は中学校 30 校で産婦人科医を招へいした授業を実施した。
- ・ 改訂した「性教育の手引」の趣旨や特徴等について、区市町村教育委員会指導主事連絡協議会及び保健体育科主任連絡協議会等で周知した。
- ・ 教員の指導力向上を図るため、改訂した「性教育の手引」に掲載している性教育の目的や指導法等に関する研修動画を作成し、全ての教員を対象に配信した。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

- ・ 都立高校 6 校において、産婦人科医を招へいした、ライフプランと健康との関わりに関する授業を公開した。
- ・ 「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット」を作成し、全都立高校等の全生徒に配布した。また、「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット（活用の手引）」を作成し、全都立高校等に配布した。
- ・ 生涯の健康に関する理解を深めるため、専門家を講師とした教員向け講演会を開催した。
- ・ 令和 4 年 10 月 1 日から都立学校 10 校において思春期特有の健康上の悩みに関する健康相談を実施した。
- ・ 学校医として任用された産婦人科医への個別相談件数 48 件

課 題

(1) がん教育の推進

外部講師を活用したがん教育の実施率を向上する。

(2) 性に関する指導の充実

- ・ 「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知するとともに、産婦人科医を招へいした性教育の授業の充実を図ること。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

- ・ 「生涯の健康の大切さを考えるリーフレット」の活用を促進すること。
- ・ 全ての都立高校生等が相談できる相談体制の整備が必要であるが、学校医（専門医）として任用する産婦人科医の確保が困難な状況である。

今後の取組の方向性

(1) がん教育の推進

都内全ての公立中学校、高等学校、特別支援学校等において、外部講師を活用したがん教育の実施を目指す。

(2) 性に関する指導の充実

- ・ 区市町村教育委員会室課長会及び保健体育科主任連絡協議会等で、「性教育の手引」を活用した指導事例・実践事例を周知する。
- ・ 産婦人科医を活用した性教育の授業の募集枠を 30 校とし、引き続き、東京都医師会との連携を推進する。

(3) 都立高校等での生涯の健康に関する理解促進及び相談支援

- ・ 生涯の健康に関する理解促進事業実施校の募集枠を6校とし、引き続き、東京産婦人科医会との連携を推進する。
- ・ 都内の産婦人科医の人員が限られていることを考慮し、学校のニーズに応じて必要な支援を行える体制を検討していく必要がある。

2 アレルギー疾患対策の推進（都立学校教育部、地域教育支援部）

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

目 標

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患に関わる事故を防止するため、文部科学省監修の「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づいた各学校における組織的な体制により、事故予防の取組と事故発生時の緊急対応を推進する。

取組状況

アレルギー事故予防体制の確保と緊急対応の確立に向けて、全ての養護教諭やエピペン[®]携帯児童・生徒等の担任教諭、栄養教諭・学校栄養職員を対象とした、アレルギー専門医等による研修を実施し、平成27年度からは管理職も対象とした。さらには、アレルギー疾患対応に係る資料等を配布し、活用の周知・徹底を図った。

- ・ アレルギー疾患対応研修実施状況（令和4年度）

対 象	回 数	参加人数
学校教職員（管理職含む）	動画配信	4,005人
学校栄養職員	集合型2回及び動画配信	798人

成 果

- ・ アレルギー疾患の基礎知識やエピペン[®]の使用法の習得など、教職員が食物アレルギーの事故防止や緊急時に適切に対応できるようになっている。
- ・ 「食物アレルギー対応委員会」設置や校内研修の実施等、学校における適切なアレルギー疾患対応が構築されている。

課 題

食物アレルギー対応が必要な児童・生徒等の増加や、食物アレルギーの新規発症に対応するため、全ての教職員がアレルギーへの対応力を身に付ける必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ アレルギー疾患対応研修を継続していくとともに、様々な事例を集めたヒヤリハット・ヒント事例集の活用等により、事故の未然防止や緊急時対応能力の向上を図る。
- ・ 学校における食物アレルギー対応の体制整備や校内研修の実施を推進する。

3 食育の推進（都立学校教育部・地域教育支援部）

(1) 学校における食育の推進

目 標

児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通して地域の産業や文化への理解を深めることができるよう、「生きた教材」として、学校給食を活用した食育を推進する。

また、栄養教諭の配置や食育推進チームの設置、食育リーダーの選任など、中核となる教員を中心とした校内指導体制の整備を行う。さらに、栄養教諭の活用を図り、食に関する指導と給食管理を一体のものとして行う食育の更なる推進を図る。

取組状況

ア 栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員を対象に各種研修を実施し、学校給食を活用した食育の取組を支援した。

・研修実施状況（令和4年度）

研修名	参加人数
学校栄養職員等研修	2,048人
学校栄養職員年次研修（新規採用）	35人
学校栄養職員年次研修（6年次）	38人
学校栄養職員年次研修（10年次）	88人
新規採用栄養教諭等実践研修	11人
食に関する指導研修会	293人

イ 栄養教諭の配置

栄養教諭の職務に、地区内の食育リーダーへの支援や地区内・都立学校の食育推進計画への参画という職務を加え、栄養教諭を活用して都内全体の食育が推進されるよう配置を進めた。

ウ 地場産物の活用

学校給食を「生きた教材」として活用するとともに、教科等間で連携した食に関する指導や地場産物を活用した地産地消に関わる指導などを行った。

成 果

ア 栄養教諭及び学校栄養職員の育成

栄養教諭及び学校栄養職員に対する各種研修会の実施を通じて、栄養管理・衛生管理など栄養士としての専門性や、給食の時間における指導や教科等と連携した食に関する指導力を向上させた。受講者アンケート結果では約98%の受講者が、研修を肯定的に評価した。

イ 栄養教諭の配置

栄養教諭切替特別選考を経て新たに栄養教諭となった者も含め、22区15市及び都立学校3校に栄養教諭を配置し、所属校で学校給食を活用した食に関する指導や、配置地区内・都立学校の食育リーダーの支援を行うなど、食育を推進した。

・栄養教諭配置実績（平成20年度から配置）

年度	H30	R1	R2	R3	R4
配置人数	63人	63人	65人	68人	76人

ウ 地場産物の活用

学校給食に地場産物を積極的に取り入れ、学校給食を活用した食に関する指導や栽培・生産体験などを実施した。

課 題

食育推進の中核となる栄養教諭の配置を更に拡大する必要がある。

また、食に関する指導においては、栄養教諭の専門性を活用するだけでなく、他の教職員や家庭・地域との連携を図る必要がある。

今後の取組の方向性

学校栄養職員に対して栄養教諭の職への理解を促すなどして、栄養教諭の配置拡大を図っていく。

また、新学習指導要領を踏まえ、体育科、家庭科及び特別活動だけでなく、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいても、食育が効果的に行われるよう支援していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	6	健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育
施策展開の方向性	17	危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します
予算額：126,890千円		決算額：75,226千円

1 安全教育の推進（指導部）

(1) 学校における安全教育の推進

目 標

安全教育の三つの領域（生活安全・交通安全・災害安全）においては、児童・生徒の発達の段階に応じた必ず指導する基本的事項などを全教員へ確実に周知し、指導の充実を図る。

また、学校での先進的で優れた実践や効果的な取組を都内全ての公立学校に広め、安全教育の一層の充実を図る。

取組状況

ア 「安全教育プログラム第14集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第15集」の作成

児童・生徒が危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を身に付けられるよう学校における安全教育の推進を図るため、「安全教育プログラム第14集」を都内公立学校全ての教員に配布し、学校において生活安全・交通安全・災害安全の3領域をバランスよく指導できるようにした。また、令和5年度に向け、「安全教育プログラム第15集」を作成した。

「安全教育プログラム第15集」は、各校3冊ずつの送付とし、デジタルブック化した。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
作成	71,500部（第13集）	72,000部（第14集）	8,000部（第15集）
配布	71,500部（第12集）	71,500部（第13集）	72,000部（第14集）

イ 「安全教育推進校」の指定

効果的な安全教育を実践的に研究し、効果を普及させるため、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校12校（園）を指定した。また、指定校（園）が実践した取組を「安全教育プログラム」に掲載することにより、各学校（園）での安全教育の推進を図った。

ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定

自転車の安全運転に関し、都立高等学校等における自転車通学時のヘルメット着用に関するルール化に向けた取組を実践・検証し、その成果を都立高等学校等に普及するため、5校を指定した。また、自転車安全運転指導推進協議会及び自転車安全運転指導推進校の実践を基に指導者用デジタルブック及び保護者用啓発チラシを作成し、自転車の安全運転に関し推進を図った。

エ 関係機関と連携した安全教育の充実

警視庁及び生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、都立高等学校において自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施した。また、警視庁及び消防庁並びに生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、区市町村教育委員会や都立学校へ資料送付等を行うことで、安全教育の充実、徹底を図った。

成 果

- ア 「安全教育プログラム第14集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第15集」の作成
「安全教育プログラム第14集」に掲載されている総合的な安全教育を推進するための考え方や計画、実践事例を活用することで、教職員の安全教育への意識を高め、実践につなげるようにした。
- イ 「安全教育推進校」の指定
安全教育推進校の指定2年目に公開授業を実施することで、実践的に研究した効果的な安全教育を他の公立学校に広めることができた。
- ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定
自転車安全運転指導推進校2校において、自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を開催し、生徒が自転車の安全な利用について意識を高めることができた。
- エ 関係機関と連携した安全教育の充実
自転車シミュレータやスケアード・ストレイト方式による交通安全教室を実施することで、生徒及び教員の交通安全に対する意識を高めることができた。

課 題

都立高等学校等において、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について、推進する必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 「安全教育プログラム第15集」の活用の推進及び「安全教育プログラム第16集」の作成
「安全教育プログラム第15集」を都内公立学校に各校3冊配布するとともに、デジタルブックを配信する。「安全教育プログラム第16集」からデジタルブックの配信とする。
- イ 「安全教育推進校」の指定
「安全教育推進校」において、教科等と連携した問題解決的な学習を取り入れた安全教育、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた計画的な安全教育、学校・家庭・地域（関係機関）が連携した安全教育を中心に引き続き研究を推進し、指導事例等その成果について広く普及・啓発する。
- ウ 「自転車安全運転指導推進校」の指定
自転車安全運転指導推進校3校において、自転車乗車用ヘルメットを第1学年の自転車通学者に貸与し、自転車通学時の自転車用ヘルメットの着用のルール化を含め、自転車の安全な利用について取り組む。各校が取り組んだ内容を事例集にまとめ、各都立高等学校等に周知していく。

エ 関係機関と連携した安全教育の充実

令和5年度においては、警視庁及び生活文化スポーツ局都民安全推進部と連携し、都立高等学校において自転車シミュレータやスタントマンを活用した交通安全教室を自転車安全運転指導推進校3校、安全教育推進校2校で実施し、自転車の安全な利用について推進していく。

2 防災教育の推進（指導部）

(1) 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

目 標

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者とともに防災体験を行う機会等を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図る。

取組状況

- ア 防災教育ポータルサイトを開設し、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の配信等、学校における防災教育をサポートするための環境を整備した。
- イ 7月から9月までを防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」活用促進月間とするとともに、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「行こう、学ぼう、防災体験」（小学生等対象）及び「避難所運営体験講座」（中学校等対象）を実施した。（「行こう、学ぼう、防災体験」及び「避難所運営体験講座」の詳細は、(2) 防災意識啓発事業のとおり）

成 果

防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用促進

- ア 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」について、新型コロナウイルス感染症に鑑みながら、各学校において、避難訓練の事前・事後指導、各教科の授業、学級活動（ホームルーム活動）、朝の会・帰りの会などの日常的な学校生活における様々な場面で活用が図られた。
- イ 「防災教育ポータルサイト」令和4年度実績 229,691 アクセス（令和5年3月末現在）
- ウ 「行こう、学ぼう、防災体験」令和4年度実績 7,431 人（防災体験施設での参加児童数）
- エ 「避難所運営体験講座」令和4年度実績 22 校（26 回）、2,035 人（講座の参加生徒数）

課 題

「防災ノート～災害と安全～」のデジタル化に伴う、活用の促進及び防災体験等の充実により、更に具体的な防災行動につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 令和5年度は、「安全教育プログラム」のデジタル化に伴う防災教育ポータルサイトの環境整備及び防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の更なる活用を図るため、運用中の防災教育ポータルサイトを安全教育・防災教育ポータルサイトへ再構築し、配信する。
- イ 令和5年は、関東大震災から100年の節目となり、「TOKYO強靱化プロジェクト」の一環とし

て、関東大震災復興100年教材等を作成し、安全教育・防災教育ポータルサイト内に特設ページを開設する。

ウ 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用に加え、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育を一層充実させる。

- ・ 都内小学生及び中学1年生を対象とした「行こう、学ぼう、防災体験」の実施
- ・ 都内公立中学校での避難所運営体験講座の実施

(2) 防災意識啓発事業

目 標

発生が予測される首都直下地震などの自然災害発生時において、児童・生徒が「自助」、「共助」の精神に基づき適切に行動できるように、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用を更に促進するとともに、児童・生徒が保護者ととも防災体験を行う機会等を設定するなど、学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図る。また、中学生の防災意識の醸成及び防災行動力の向上を図るため、避難所運営体験講座等の実践的な防災教育を推進する。

取組状況

ア 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」の活用や学校、家庭、地域・社会が一体となった防災教育の一層の充実を図るため、「行こう、学ぼう、防災体験」（小学生等対象）を実施した。

イ 地域防災に積極的に関わろうとする態度を育み、次代の防災リーダーとして活躍できる人材を育成するため、「避難所運営体験講座」を実施した。

	対象	内容
行こう、学ぼう、防災体験	都内の国公私立小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）に在籍する児童並びに都内の国公私立中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）に在籍する第1学年の生徒とその保護者	都内8か所の防災体験施設において、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」及び防災体験促進リーフレットを活用して児童と保護者がともに防災体験（地震体験、消火体験等）を行う。
避難所運営体験講座	都内の中学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（中学部）及び義務教育学校（後期課程）	防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」に触れながら、避難所運営をみんなで考えるためのアプローチとして、コーディネーターによる講義及び静岡県が開発した避難所運営訓練ゲーム（HUG）を実施する。

(行こう、学ぼう、防災体験の実施施設)

○都内8か所の防災体験施設【令和4年7月から令和5年3月まで】

東京消防庁都民防災教育センター（池袋防災館、立川防災館、本所防災館）、
東京消防庁消防博物館、そなエリア東京、しながわ防災体験館、
東京都北区防災センター、練馬区立防災学習センター

成 果

ア 「行こう、学ぼう、防災体験」

- ・ 令和4年度実績7,431人（防災体験施設での参加児童数）
- ・ コロナ禍が続く中、前年度の類似事業（令和3年度親子防災体験）の実績4,616人と比較して、参加児童数は約60%上昇した。
- ・ 参加した児童・生徒からは「全ての防災体験施設で体験した。楽しみながらたくさん学習できた。」「夏休みの自由研究の題材として、取り組んだ。体験して学んだことをいざという時のために役立てたい。」などの声があった。

イ 「避難所運営体験講座」

- ・ 令和4年度実績22校（26回）、2,035人（講座の参加生徒数）
- ・ 参加した生徒からは「避難所で発生する様々な事情に対応することが難しく、避難所生活について深く考えることができた。この経験を生かして自分にできることを見つけ、積極的に行動したい。」「意見を出し合うことの重要性を感じた。災害時には、家族や仲間同士で足りない視点を補い、協力して地域のために行動したい。」などの感想が聞かれた。
- ・ 一部の実施中学校において、講座終了後に実施したアンケートによると、9割以上の参加生徒から「また参加したい」との回答を得た。
- ・ グループワークによる避難所運営ゲーム（HUG）を通して、コミュニケーション力を向上させるとともに、防災に対する関心を深め、災害時に地域防災の中心となって行動する意識を醸成した。

課 題

講座を実施するにあたり、知識や想像と体験を関連付け、より現実的な深い学びを実現するために、参加生徒に対して事前学習を実施する必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 実施予定の中学校に対し、学習効果を高めるために、避難所の基礎的な知識や役割等について、防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用した事前学習の実施を依頼する。
- イ 参加生徒に対し、講座に参加した感想等アンケートを実施し、事業評価の裏付けとなるデータとして収集・分析するとともに、改善点を洗い出し、次年度以降の事業設計や講座内容に反映していく。
- ウ 未実施地域の区市町村教育委員会に対し、近隣地区で開催される講座の視察案内等、事業の概要や期待できる学習効果について説明するとともに、次年度の応募や普及啓発の働きかけを行う。

(3) 「防災士養成講座」の実施

目 標

都立高等学校等の生徒及び教員を対象に、「防災士」の資格取得を通じて、地域防災に積極的に関わる

うとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成する。

取組状況

令和4年度は、実施規模を200人に拡大(100人×2回)し、学校や地域の安全を支え、実際に行動できる防災リーダーの育成を行うため、防災士養成講座に加え、実際の都立高等学校の体育館を活用した避難所設営・運営体験や防災館での防災体験を実施した。

ア 1回目(特別区会場)

- ・実施日時：令和4年8月8日(月)、8月9日(火)、8月10日(水)の3日間
- ・実施場所：都内会場(東京都港区グランパーク田町)、都立両国高等学校及び本所防災館
- ・参加人数：生徒83人・教員17人、計100人

イ 2回目(多摩地区会場)

- ・実施日時：令和4年8月17日(水)、8月18日(木)、8月19日(金)の3日間
- ・実施場所：都内会場(東京都府中市クロスウェーブ府中)、都立砂川高等学校及び立川防災館
- ・参加人数：生徒62人・教員19人、計81人

成果

講座終了後に実施したアンケートによると、9割以上の参加者から「今後活かせる」といった回答が得られるなど、都立高校生及び教員の防災意識の向上を図ることができた。

課題

東京都で大きな災害がいつ発生してもおかしくない状況であり、学校、地域の安全を支え、実際に行動できる防災リーダーの育成がこれまで以上に必要である。そのため、防災士養成講座についてより実践的に学べる内容とする必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は、避難所運営体験等の実践的に学べる内容を充実させるとともに、1回200人3日間の実施(実施会場を1か所)とし、事業の効率化を図る。また、事業の効果を高めるために、希望者に対する事前対策講義、再試験対策講義等を実施する予定である。

(4) 都立高等学校等における「地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練」

目標

体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付ける。

取組状況

ア 体験的・実践的な防災訓練による「自助」の実践力の向上及び「共助」の精神の育成

(ア) 地域と連携した防災訓練

- ・「自助」の実践力を身に付ける訓練(初期消火訓練、土嚢設置訓練、断水体験・給水訓練、防災講話等)
- ・「共助」の精神を育む訓練(上級救命講習、要配慮者支援、避難マップの作成等)
- ・地域の現状や諸課題を捉え、地域連携先と協働しながら主体的に解決する活動(災害図上訓練、ハザードマップによる避難経路の検討等)

(イ) 避難所設営・運営訓練

- ・避難所設営・運営の補助体験（避難者の受付や誘導、地域の方々への備蓄食料の炊き出し等）

イ 防災教育研究指定校の指定

自治体防災課と連携した防災教育の推進や課題別研究による新たな取組の開発

(7) 自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案等

- ・自治体防災課と連携した避難所設営計画の立案
- ・避難所備品や備蓄食料の確認、避難者受入れ体制の確認

(イ) 課題別研究

- ・学校の地域に存在する防災上の課題の解決に向けた研究

(ウ) その他

- ・地元町会とともに共助の防災訓練への参加
- ・「新しい日常」における避難所設営・運営訓練等の疑似体験
- ・自分の居住する地域を支える意識の醸成
- ・新たな取組をまとめた実践事例集を作成し、全都立高校へ普及

成 果

- ア 各校においては、感染症対策を徹底し、消防署、警察署、自衛隊や区市町村の防災担当課等と連携した訓練、地域の町内会、地元消防団や東京防災隣組等、地域と連携した訓練を行った。
- イ 大規模な災害が発生し、多数の帰宅困難者が生じた場合、学校が「避難所」となった場合を想定し、その運営補助ができるよう訓練した。

課 題

- ア 「共助」の精神を育むための防災訓練の実施
- イ 地域との連携の更なる強化と主体的に防災活動に携わる人材の育成に重点化
- ウ 様々な災害を想定した防災教育の更なる充実
- エ 防災活動支援隊を中核とした校内の防災教育の更なる充実

今後の取組の方向性

- ア 避難所設営・運営訓練
- イ 有識者による講話、避難訓練、救命訓練、就寝訓練、備蓄品の利用訓練などを通して、地域との連携を主軸に計画的な実施
- ウ 防災ノートのデジタルコンテンツ化の運用 都立学校において地域と連携した防災訓練の実施

3 特別支援学校における安全教育の推進（指導部）

(1) 全都立特別支援学校での宿泊防災訓練の実施

目 標

首都直下型地震等の大規模災害が発生した際の、長期にわたる避難所の運営及び校内での児童・生徒の

基本的な方針6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

安定した生活の確保と教職員の危機管理体制を点検することを目的として、都立特別支援学校全校で一泊二日の宿泊防災訓練を行う。また、「防災ノート～災害と安全～」を活用して、参加した児童・生徒の防災意識の向上を図る。

- ア 児童・生徒は、障害の状態に応じて、防災学習、備蓄品の利用体験、応急救護訓練などを通じて避難所生活を体験する。
- イ 教職員は、学校の規模や地域の実情に応じて、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避難所設営訓練など行う。
- ウ 事業の検証
 - (ア) 各学校の訓練を地域の消防署、自治会、障害者団体等に公開し、評価を得る。
 - (イ) 宿泊防災訓練の実施結果を集約し、都立特別支援学校全体で共有する。

取組状況

首都直下地震等の大規模災害発生を想定した宿泊防災訓練を、全都立特別支援学校 58 校で実施した。

成果

令和4年度は、防災学習や通信訓練では、ICT機器を活用し、児童・生徒が自ら必要な情報を確認・収集するなど、主体的に取り組むための工夫や学習の中で得た知識や技術を活用する訓練を実施することができた。また、災害備蓄品利用訓練では、これまでは、備蓄品の運搬を中心にした取組が多かったが、実際に備蓄品を使用してみるなど、体験的な活動を通じた訓練の充実を図ることができた。

課題

感染症や熱中症、避難の長期化等の様々な状況を想定し、各学校の実情に応じた効果的な訓練の実施に向けた検討が必要である。

今後の取組の方向性

引き続き、全都立特別支援学校において、宿泊防災訓練を実施する。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
--------	---	---------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「学校 2020 レガシー」の設定（教育課程への位置付け）	オリンピック・パラリンピック教育として全校実施	—	全校設定
「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答する児童・生徒の割合 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：50.2% (52.3%) 中：39.1% (41.4%)	令和4年度 小：51.3% 中：40.7%	全国平均を上回る・年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 18：東京 2020 大会、さらにその先に社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します		
1	ボランティアマインドの醸成	183
2	共生社会の形成	183
3	スポーツ志向の重視	184
4	「学校 2020 レガシー」の継続実施	184
5	優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）	185

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	7	オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育
施策展開の方向性	18	東京 2020 大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
予算額：1,218,067 千円		決算額：749,579 千円

1 ボランティアマインドの醸成（指導部）

(1) 東京ユースボランティア・バンク

目 標

東京都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質であった「ボランティアマインド」の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組の継続・発展を図る。

取組状況

ボランティアの募集情報をワンストップで提供してきた基盤、情報を活用し、児童・生徒のボランティアマインドの実践を促進する。

成 果

都内社会福祉協議会、ボランティアセンター等が提供する、中高生向けのボランティア情報について、調整の上「東京ユースボランティア」サイト上で公開し、ボランティアの募集情報を提供した。

課 題

各学校が取り組んできたボランティアマインドの醸成に関する取組を、大会後も継続・発展できるようにしていく必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきたボランティアに関連した取組を継続、発展できるように、情報提供等を継続する。

2 共生社会の形成（指導部）

(1) パラスポーツ指導者講習会の実施

目 標

東京 2020 大会のレガシーとして子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出するため、教職員がパラスポーツを体験し、歴史・意義・ルール・指導法等を学び、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力を身に付けられるようにする。

取組状況

10月に2回、日本財団パラアリーナにて、都内全公立学校の教員を対象に講師を招へいた講習会（第1回：ボッチャ、第2回：車いすラグビー）を実施した。

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

講習会の内容は、講義（歴史、意義、ルール）、講師によるデモンストレーション、競技体験（指導法、指導上の留意点等）とした。

成 果

公立学校の教員 52 名が参加した。

教職員がパラスポーツを体験し、歴史・意義・ルール・指導法等を学び、学校の教育活動において指導を行うことができる資質・能力を向上した。

課 題

オリンピック・パラリンピック教育におけるレガシーの構築に向けた取組として、子供たちの障害者理解を更に高め、共生社会の形成につなげる必要がある。

今後の取組の方向性

東京 2020 大会のレガシーとして子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出することができるよう、引き続き取組を推進する。

3 スポーツ志向の重視（指導部）

(1) オリンピアン・パラリンピアン等の学校派遣の実施

目 標

オリンピックやパラリンピックに出場したアスリート等との交流や競技体験を通じて、運動・スポーツの特性や楽しさを味わうことで、幼児・児童・生徒の自己実現に向けて努力しようとする意欲やスポーツを通して共生社会の実現に貢献しようとする態度を育成する。

取組状況

子供たちが様々なスポーツを体験するなど、夢・希望・感動との出会いや多様なスポーツへの理解促進や自己実現に向けての努力や困難に立ち向かう意欲等を育む取組を実施した。

成 果

アスリートの派遣事業を公立学校 50 校で実施した。児童・生徒の自己実現に向けて努力しようとする意欲やスポーツを通して共生社会の実現に貢献しようとする態度や理解を深めた。

課 題

学校が取り組んできたスポーツ体験やアスリートとの交流などの取組を、今後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた活動を継続、発展できるように、希望する学校へのアスリート派遣等の支援など取組を推進する。

4 「学校 2020 レガシー」の継続実施（指導部・グローバル人材育成部）

(1) 「学校 2020 レガシー」継続実施の支援

- (2) オリパラ教育継承のための次期開催国への訪問（グローバル人材育成部）
- (3) 東京 2020 大会のレガシーを継承するための映像資料の作成

目 標

東京都のオリンピック・パラリンピック教育における5つの資質であった「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」と環境保全の取組について、各学校がこれまで実践してきた取組の継続・発展を図る。

取組状況

「学校 2020 レガシー」を教育課程に位置付けるとともに、都内全公立学校の「学校 2020 レガシー」の内容を東京都教育委員会ウェブサイトで公開した。

また、「大会後のレガシーを見据えた東京都の取組」を学習できる映像資料をウェブ公開し、都内公立学校の小・中・高等学校へ周知をすることで、各学校においてオリンピック・パラリンピック教育に関する学習を継続的に実施できる支援を行った。

オリパラ教育のレガシーとして、実践的な国際交流による「豊かな国際感覚」の醸成一層推進するとともに、生徒の交流を通して、東京都のオリパラ教育を次期開催都市に継承するため、令和5年1月30日から2月3日まで、都立学校生27名をパリに派遣した。

成 果

都内全公立学校において、「学校 2020 レガシー」の取組が実施された。

パリへの派遣では、都立学校生によるオリパラ教育取組事例の発表や、パリの生徒とのスポーツ交流・文化交流活動を通して、オリパラ教育の取組等を継承するとともに、実践的な国際交流により豊かな国際感覚の醸成一層促進した。また、パリへの派遣を通じ、姉妹校の新たな締結のきっかけを創出し、現在2校が姉妹校締結に向け、調整中である。

課 題

「学校 2020 レガシー」として設定した取組を、大会後も長く続く教育活動として継続・発展を図る必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において設定している「学校 2020 レガシー」の取組を継続、発展できるよう支援する。

パリへの派遣では、特別支援学校の参加者も増やし、より多くの都立学校生を派遣することで、生徒の国際感覚の育成・海外学校間の連携強化・オリパラ教育の継承・共生社会の実現に向けた意識の醸成一層促進していく。

5 優れた芸術文化に対する理解の促進（再掲）（指導部）

- (1) 東京都の文化プログラムの活用による芸術文化の鑑賞・体験

目 標

オリンピック・パラリンピック教育のテーマの一つである「文化」について、今まで各学校が行ってき

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

た「伝統・文化」、「国際理解」に関する教育に加え、様々な文化に対する理解を深めるため、文化プログラム・学校連携事業の実施校を指定する。

取組状況

「文化プログラム・学校連携事業」指定校として、広域活動団体型 30 校、地域連携型 128 校を指定した。指定を受けた学校は、芸術・文化の鑑賞や体験の取組を推進する。

1 巡回公演による芸術文化の鑑賞等

(例) オーケストラ、ミュージカル、オペラ、邦楽、合唱、演劇、歌舞伎・能楽、演芸・寄席、パントマイム、バレエ、ダンス、邦舞等

2 ワークショップ等による体験・参加や作品の制作等

(例) 民族音楽、作曲、染色、漆器、書道アート、文字絵、朗読、俳句、民謡、囲碁・将棋、食文化等

成果

指定校では、オーケストラや歌舞伎の鑑賞、和太鼓体験、地域に伝承される伝統芸能の鑑賞・体験等を行い、優れた文化に対する理解を深めた。

課題

各学校が取り組んできた様々な文化を理解する取組を、大会後も長く続く教育活動として発展させる必要がある。

今後の取組の方向性

各学校において実施してきた様々な芸術・文化の鑑賞・体験を継続、発展できるよう、学校の希望により、多様な芸術文化体験の機会を提供するなどの支援を行う。

(2) 都立高等学校における文化部活動の振興

目標

令和4年度に開催が決定している第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に向けて、都立高等学校の文化部活動の充実を推進する。

取組状況

東京大会で開催が予定されている部門の文化部活動の活性化と部門内の組織強化を目標に、文化部推進校 18 校及び文化部新設置推進校 4 校を指定した。また、文化部活動における全国大会参加旅費等を支給した。

成果

第46回全国高等学校総合文化祭東京大会に、都立高等学校が延べ147校出場した。

項目	成果目標	結果
全国高等学校総合文化祭への都立高等学校の出場校	延べ40校以上	延べ147校

基本的な方針7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

前年度に比べ、全国高等学校総合文化祭への出場校が112校増加した。また、新型コロナウイルス感染症対策を万全に講じながら交流会等を実施することで、他校や他県の高校生との交流を推進することができた。

課 題

- ・ 外部人材を効果的に活用し、生徒の取組意識及び技能の一層の向上を図ること。
- ・ 推進校の取組を他の都立高等学校に普及させ、文化部活動全体の一層の活性化を図ること。
- ・ 第46回全国高等学校総合文化祭東京大会の成果を普及し、部門内組織を更に強化すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた文化部活動を推進すること。

今後の取組の方向性

全国高等学校総合文化祭東京大会の取組や成果を普及し、都立高校全体の文化部活動の活性化につなげる。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
--------	---	-----------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
都立高校における大学の理系学科（理学、工学、農学、保健、家政等）への進学率★ （再掲）	令和3年度 32.8%	—	35%
生徒の英語力の向上（中学校 CEFR A1 レベル（英検3級）以上、高等学校 CEFR A2 レベル（英検準2級）以上の生徒の割合）★ ＜英語教育実施状況調査（文部科学省）＞※2020年度は都独自調査	令和4年度 中：59.5% 高：55.9%	令和4年度 中：49.2% 高：48.8%	令和12年度までに 中：80% 高：80%

★東京都長期戦略に位置付けられている指標

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 19：次代を担う社会的に自立した人間を育成します		
1	「学びの基盤」プロジェクトの実施（再掲）	189
2	東京都立大学との高大連携（再掲）	190
3	東京農工大学との高大連携の推進（再掲）	191
4	「志」育成事業の推進（再掲）	192
施策展開の方向性 20：生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します		
1	農業高校におけるGAPに関する取組の推進（再掲）	193
2	ものづくり立志事業の実施（再掲）	194
3	産業高校における新たな類型の設置検討（再掲）	194
4	実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）	195
5	中高一貫教育校の改善	196
施策展開の方向性 21：質の高い教育を支えるための環境整備を進めます		
1	都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施	197
2	高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備	198
3	高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲）	198
4	在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）	199
5	英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）の導入に向けた確認プレテストの実施（再掲）	201

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	19	次代を担う社会的に自立した人間を育成します
予算額：5,493,826千円		決算額：4,819,845千円

(1)「学びの基盤」プロジェクトの実施（再掲）（指導部）

目 標

「A I時代を見据え、社会人としてよりよく生きていくことができる」力の育成を目標とし、都立高校生の「読解力」及び「自ら学ぶ力」の向上のために必要な調査及び結果分析、教育プログラムの開発、実践・検証を行う。

取組状況

本プロジェクトは、当初の計画では、令和元年度から3か年で、研究協力校6校の高校生を対象として実施した調査・分析を基に、「学びの基盤」としての「読解力」等を高めるための研究プロジェクトであり、令和元年度は、プロジェクト1年目として、読解力、自ら学ぶ力に関する調査、認知特性に応じた支援に関する調査を実施した。

しかし、令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休業等により、実態調査等を計画どおり実施することが不可能となり、事業全体の見直しを図った。

見直し後のプロジェクトは、当初計画していた調査の枠組みを令和3年度入学生を対象として実施し、同一集団を3年間定点観測する形に変更し、各研究協力校で、生徒の「学びの基盤」となる資質・能力を高める授業改善等の在り方について研究することとした。

令和3年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、8月：ワーキンググループ会議、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、3月：ワーキンググループ会議

令和4年度は、主に、次の取組を行うとともに、各学校において研究授業等を実施した。

5月：課題作文、6月：日本語検定（第1回）、10月：日本語検定（第2回）、11月：論理言語力検定（リテラス）、12月：課題作文、10月～11月：ワーキンググループ会議（計6回）

成 果

研究協力校6校の担当者が集まり、以下のように研究授業・協議及びワーキンググループ会議を行い、授業改善を図ると共に、教育プログラムについて検討した。

学校	月日	研究授業	協議テーマ
秋留台高校	10月5日	世界史A	意図的・計画的な言語活動について
南葛飾高校	10月12日	数学A	研究授業・研究協議の工夫について

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

東村山高校	10月27日	コミュニケーション英語Ⅱ	見通しをもち振り返りができる授業について
板橋高校	10月31日	現代の国語	学校の特色等を生かして全校で取り組む言語活動について
足立東高校	11月18日	数学Ⅰ	教科・科目の本質に迫る「問い」の設定について
光丘高校	11月22日	世界史A	受容的な学習環境の整備について

課 題

調査結果の分析を更に精緻に行い、生徒の読解力等の向上を図る各学校の取組と関連付けていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は、プログラムを改善、検証し、「学びの基盤」教育プログラムとして完成し、令和6年度から他の都立学校にも展開する。

(2) 東京都立大学との高大連携（再掲）（指導部）

目 標

大学レベルの課題研究を実地で学ぶとともに、様々な分野の研究内容に関して、最先端の研究等を体験することにより、文理横断的な幅広い視点で物事を捉え、主体的に課題を解決し、新たな価値を創造することができる人材を育成する。

取組状況

希望する都立高校生を対象として、平成29年度から、大学教授が最先端の研究内容を講演する首都大学フォーラム（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止）を、平成30年度から、生徒が大学の研究室で研究を実体験する理数探究ラボを実施してきた。

平成30年9月には、これまでの取組を踏まえ、都立高校生の学問的な探究意欲を喚起し、志を高めるとともに、大学での研究活動に対応できる資質能力の向上を目的として、首都大学東京と連携協定を締結した。

令和4年度は、コロナ禍の状況を鑑み、対面型及びオンライン型による都立大ゼミを10校対象に10回、集中ゼミを9校対象に2回実施した。

ア 都立大ゼミ

参加者は、三つのテーマから講座を選択。週1回程度、オンラインでの講義や講師とのディスカッションを通して研究テーマを決め、最終日に成果発表を実施

イ 集中ゼミ

参加者は二つのテーマから講座を選択。講義・演習を行い、大学レベルの政治学や作業療法に触れ、研究や進学についての関心を高める機会を提供

成 果

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

オンライン学習支援システムを活用し、短期間で生徒への周知を実現できた。また、参加した生徒の興味・関心に応じた丁寧な個別指導により、研究内容の充実が図られた。

課 題

興味・関心の高い生徒を集めるため、活動内容を充実させる必要がある。

今後の取組の方向性

- ・ 連携協定に基づき、考古学、宇宙物理、無線通信の三つのテーマについて、東京都立大学が都立高校生向けに開講するゼミ等において、生徒が大学レベルの研究に継続して取り組むことができるようにしていく。
- ・ 感染症対策を講じ、全て会場集合型で実施できるよう検討する。

(3) 東京農工大学との高大連携の推進（再掲）（指導部・都立学校教育部）

目 標

都立多摩科学技術高等学校及び都立農業高等学校を対象とし、大学が有する教育・研究力を生かして高校教育の改善・充実を図るとともに、高大連携による取組を通じて得た学びの成果を適切に評価し、大学との円滑な接続を図る。

取組状況

東京農工大学の有する高度な教育・研究力を生かして、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校の生徒に大学への進学を見据えた専門的な教育機会を提供するとともに、高校教育から大学院教育までの12年間を一貫したプログラムを開発することを目的として、平成31年3月に連携協定を締結した。

令和2年度は、理数分野（4分野）に関する研究発表会や科学技術に関する講演、イノベーション研修等の連携事業を展開し、加えて令和3年度から、多摩科学技術高等学校及び農業高等学校における高大接続プログラムを開始した。

ア 都立多摩科学技術高等学校との連携事業

(ア) 卒業研究指導アドバイス及び課題研究指導アドバイス

(イ) イノベーションワークショップ

イ 都立農業高等学校との連携事業

(ア) 作物の生育と光合成についての講義

(イ) 東京農工大学広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターフィールドミュージアムにおける見学、実習

成 果

高大接続プログラムを通じて、研究活動への意欲を喚起する講義・授業の実施等により、大学進学希望者への支援を行うことができた。

課 題

大学での学習状況を高校での学びへフィードバックする必要がある。

今後の取組の方向性

高大接続プログラムのうち、高校段階での取組内容の工夫・改善を図る。また、高校段階から大学入学段階、大学入学以降の段階についても検討し、大学との円滑な接続を推進する。

(4) 「志」育成事業の推進（再掲）（指導部）

目 標

難関国公立大学教授等を招へいし、最先端の研究に関わる講師による講演を実施することを通して、生徒自身が大学に進学する目的や大学進学後の在り方、生き方を意識することができるようにする。

取組状況

令和4年度は、コロナ禍の状況を鑑み、オンライン等による講演等を5回実施した。

- ア 東京工業大学 高校生のための先端科学・技術フォーラム
- イ 東京都立大学 都立高校生のための先端研究フォーラム
- ウ サイエンスカフェ in 上北沢
- エ 東京大学 IRCN 東京都立高校生向けオンライン講義 ～Meet the Young Scientist!～
- オ コスモス国際賞受賞記念講演会（一般公開）

成 果

オンラインによるフォーラムを中心として事業を実施（一部対面でのフォーラムを実施）し、研究意欲を喚起するとともに、大学進学への目的意識を高めさせることができた。

課 題

- ・ フォーラムの内容に対する理解をより深め、自己の在り方等の意識を高めるために参加する生徒に予備知識を与えるなどの検討が必要である。
- ・ 開催時期を考慮したり、より早い時期から参加募集を行ったりするなど、より多くの生徒が参加できるような企画とする。
- ・ 「志」育成事業と高大接続事業、理数教育事業、各学校の進路指導等との関連付け、各事業への参加の動機付けが必要である。
- ・ 各フォーラムの参加者増加に向けて、開催時期の検討が必要である。

今後の取組の方向性

- ・ フォーラムの開催時期を集中し、生徒の興味・関心を喚起する。
- ・ 他の高大連携事業への参加の動機付けとする。
- ・ 会場での講演会に加えて、オンラインによる動画配信を行うなど実施形態を検討する。
- ・ 生徒が進学先として検討する選択肢を増やして大学進学希望を喚起するため、協力大学等の拡大を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	20	生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します
予算額：3,208,701千円		決算額：2,817,084千円

(1) 農業高校における GAP に関する取組の推進（再掲）（都立学校教育部）

目 標

農業高校における GAP に関する教育を推進する。

取組状況

農業系高校では、食品安全や環境保全、作業工程の効率化などについて取り組む GAP（Good Agricultural Practice：農業生産工程管理）の取組を通して、より良い農業経営について学習する取組を推進している。

GAP の認証団体による認証の取得については、令和2年3月時点で農業系高校全8校において JGAP 又は東京都 GAP の認証を取得し、令和4年3月までに認証の更新等を実施した。

成 果

都立農業系高校全8校において、令和2年度末までに GAP 認証を取得している。

【農業系高校における認証取得状況（令和2年度末時点）】

学校名	認証取得農産物
園芸高等学校	トマト
農芸高等学校	トマト
農産高等学校	ナス、ピーマン、ダイコン、ブルーベリー、ブロッコリー、カリフラワー、キャベツ、えだまめ、さといも、トマト、ネギ
瑞穂農芸高等学校	メロン
農業高等学校	トマト、緑茶、日本なし、ブドウ
大島高等学校	トマト、ブロッコリー
三宅高等学校	さといも、ナス、緑茶
八丈高等学校	オクラ、トマト、ミニトマト

課 題

GAP 認証を取得していない農産物で、GAP と同様の取組を推進することや、GAP の意義を理解し、授業で教えることができる教員を育成するために、GAP 指導員資格を持つ教員を計画的に育成すること。

今後の取組の方向性

認証を取得した農産物での取組の継続、認証を取得していない農産物の取扱いの検討

GAP の意義を普及啓発することや、地域の農業従事者と連携した取組を推進すること、学校 PR の実施等

(2) ものづくり立志事業の実施(再掲) (指導部)

目 標

ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うことを目的として、工業高校が各校の状況に応じ、熟練技術者による高度な技術の実演や最先端の技術をもつものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を行い、ものづくり人材など、社会の変化と期待に応える人材育成を推進する。

取組状況

工業高校への入学生を対象として、ものづくりへの興味・関心を高め、キャリア意識を培うため、熟練技術者による講演・実演やものづくり企業への現場訪問、基礎的な製作体験等の取組を、導入対策事業として1年次の1学期に実施した。

成 果

本事業に参加した生徒は、「工業科目に力を入れて勉強したいと思うようになった。」「熟練技術者を目指して、頑張りたいと思った。」と感想を述べた生徒が多く、本事業において、新入生のものづくりへの興味・関心を高めることができた。また、「技術者として働くことについて、具体的なイメージをもつことができた。」と感想を述べる生徒もおり、生徒のキャリア意識を高めることができた。

課 題

講演を実施する学校が多く、生徒の意欲を高める取組としては成果を上げることができたが、実践につなげる取組が少なかった。

今後の取組の方向性

次年度は、生徒の学習意欲の更なる向上に加え、思考力と実践力を向上させる取組として、講演だけでなく、実習等を取り入れて実施することにより、都立工業高校に入学した生徒のものづくりへの興味・関心を高める。

(3) 産業高校における新たな類型の設置検討(再掲) (都立学校教育部)

目 標

産業科高校(橘高校)における伝統工芸に関する教育を推進する。

取組状況

東京都独自の学科である「産業科」を設置する橘高校において、東京の伝統工芸等に関する学習の実施に向けて、実習施設や機材の整備を行った。

成 果

伝統工芸が実施できるように機材等を整備し、授業を実施する体制がおおむね整った。

課 題

伝統工芸に関する市民講師等の外部人材の確保

今後の取組の方向性

引き続き、実習室等の機材の整備を進めるとともに、外部講師等の確保に向け、都内伝統工芸関連団体等との調整を実施していく。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）（指導部）

目 標

商業系高等学校においては、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図ることを目的として、都教育委員会が独自に作成した補助教材「東京のビジネス」の活用方法や、企業や地域と連携して市場調査や商品企画を行う学校設定科目「ビジネスアイデア」の効果的な指導方法の開発を行う。

「ビジネスアイデア」においては、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとして実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供するとともに、「ビジネスアイデア実践発表会」を実施する。

取組状況

ア 1 学年「東京のビジネス」の活用

平成 30 年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネス基礎」の授業において、補助教材「東京のビジネス」を活用し、東京や地域のビジネスをはじめ、身近な企業等についての調査・研究を行った。また、令和 3 年度、東京のビジネス検討委員会を設置し、「東京のビジネス」を改訂した。

イ 2 学年「ビジネスアイデア」（学校設定科目）を実施

令和元年度から、ビジネス科 7 校の「ビジネスアイデア」の授業において、企業や地域と連携した市場調査や商品企画、クラウドファンディング等を活用した資金調達法をはじめとした実践的なビジネス手法について学ぶ機会を提供した。

ウ 学習成果発表会の実施

令和元年度から、オンラインを活用するなどして、「ビジネスアイデア実践発表会」を毎年度開催し、各校の取組を共有して指導の充実を図った。

成 果

ア ビジネス科 7 校の生徒が、補助教材「東京のビジネス」を活用することで、東京で日々展開されている様々なビジネスについて知ることができた。また、2 年生以降で学ぶ「ビジネスアイデア」等の授業の中で、ビジネスをより実践的に考える素地を育むことができた。

イ ビジネス科 7 校の生徒が、学校設定科目「ビジネスアイデア」での学習を通して、新たな知識を身に付け、ものの見方や考え方の変化、技術の向上等を実感することができた。

ウ 「ビジネスアイデア実践発表会」において、各学校で「ビジネスアイデア」を学んだ生徒が、独自の発想を生かした新たなビジネスモデルや、地域の身近な課題や環境問題等の社会的な課題を解決するためのビジネスプランを発表する力に加え、学習の成果を的確にまとめる力や分かりやすく伝える力を発揮する機会となった。

課 題

ア ビジネス科 7 校での「ビジネスアイデア」における指導方法等の共有の継続

イ 「ビジネスアイデア実践発表会」の充実

基本的な方針 8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

ウ ビジネス科 7 校以外の商業科教員の本改革の趣旨の理解

今後の取組の方向性

ビジネス科 7 校への企業や大学の講師等の紹介の充実

(5) 中高一貫教育校の改善（都立学校教育部）

目 標

将来のリーダーとなり得る人材の育成に向けて、6 年間一貫した教育をより一層推進

取組状況

都立高校改革推進計画 新実施計画（第二次）（平成 31 年 2 月策定）に基づき、併設型中高一貫教育校について、6 年間一貫した教育をより一層推進するため、高校段階での生徒募集を停止するとともに、中学校段階からの高い教育ニーズを踏まえた、中学校段階での生徒募集の規模拡大を行った。

成 果

改善実施に向けた諸調整を各校と進め、富士、武蔵、両国、大泉及び白鷗高校の高校段階での募集停止を行い、中学校段階での生徒募集規模を拡大した。

課 題

高校段階での募集停止と中学校段階での生徒募集規模拡大後における中高一貫教育校の安定的な運営

今後の取組の方向性

引き続き、中高一貫教育校の安定的な運営のため支援を行う。

＜東京都教育ビジョン（第4次）＞

基本的な方針	8	生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」
施策展開の方向性	21	質の高い教育を支えるための環境整備を進めます
予算額：37,735,463千円		決算額：33,622,737千円

(1) 都立高校魅力発掘・発信プロジェクトの実施（都立学校教育部）

目 標

- ア 都立高等学校ホームページをわかりやすいものにリニューアルする。
- イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」配信作品数及び学校数の増加

取組状況

各校のグランドデザインを学校の特色として戦略的に広報していくため、以下の取組を実施した。

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

外部の専門スキルを活用したホームページの作成

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計
ホームページリニュアル	36校	34校	72校	31校	173校
実施校数 課程	39課程	41課程	88課程	41課程	209課程

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

生徒自身が企画や編集に携わりながら、生徒の視点や感覚で自らが伝えたい学校の魅力が詰まった動画を東京都公式動画チャンネル「東京動画」により配信し、中学生等の同世代に学校の魅力を伝えている。平成30年10月から配信を開始している。

令和5年3月末現在、66校（124作品）が配信されている。

成 果

ア 都立高等学校ホームページのリニューアル

分かりやすく伝える訴求力の高いデザイン、内容に改善された。

また、令和4年度に学校案内パンフレット（102課程分）をデジタルブックにして掲載した。

イ 都立学校魅力PR動画「まなびゅ〜」の配信

動画制作を通して在校生が母校に一層愛着を持つとともに、企画力や協働する力、ICT関連の知識やスキルを主体的に学ぶ機会となっている。また、令和2年1月実施の教育モニターアンケートでも高評価を得ている。

課 題

分かりやすいホームページにした上でのコンテンツ、機能の充実が課題である。

今後の取組の方向性

ホームページのリニューアルは令和4年度をもって終了。今後は、YouTube動画を埋め込む機能を追加するなど、コンテンツの充実を図る。

(2) 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備（グローバル人材育成部）

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和3年度より、予算の増額を行った。

成 果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度		申請人数
H26 年度	9,875,000 円	55 人
H27 年度	10,517,000 円	80 人
H28 年度	14,273,000 円	140 人
H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R 1 年度	26,587,000 円	174 人
R 2 年度	34,338,000 円	230 人
R 3 年度	45,934,000 円	284 人
R 4 年度	30,783,000 円	228 人

課 題

- 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。

今後の取組の方向性

令和5年度、多文化共生スクールサポートセンター事業の拡充に伴い、本事業は令和4年度で終了した。

(3) 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適切な募集枠の設定（再掲）（グローバル人材育成部）

目 標

在京外国人生徒に高等学校教育の場を提供するため、平成元年度開校の国際高校で在京外国人生徒募集枠を初めて設置した。その後、日本国内での労働力としての外国人需要の増大と外国人生徒の都立高校への進学需要の高まりを背景に、在京外国人生徒に十分な就学機会を提供することを目標として、平成23年度入学者選抜以降、募集枠を順次拡大して対応してきている。

取組状況

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、募集枠の設定を行った。令和5年度都立高等学校入学者選抜では、既設の募集枠設置校1校において募集人員を増やした。

・「在京外国人生徒対象」枠の設置状況及び募集人員の推移

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
募集枠の設置	6校	7校	7校	8校	8校	8校	8校
募集人員	110人	120人	130人	150人	155人	155人	160人

成果

外国人入国者数の回復等により、応募倍率が在京外国人生徒対象枠の応募倍率は、戻りつつあるものの令和5年度入学者選抜以降、一般枠（普通科）倍率（一次/前期）よりも低い水準となっている。

・「在京外国人生徒対象」枠の応募倍率

入学年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
応募倍率	1.96倍	2.06倍	1.75倍	1.45倍	1.36倍	1.09倍	1.28倍

課題

令和5年度から開始される日本語指導が必要な生徒に対する「特別の教育課程」の実施状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する必要がある。

今後の取組の方向性

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒等の人数の推移や、居住する地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、引き続き、適切な募集規模を検討する。

(4) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援（再掲）（グローバル人材育成部）

ア 日本語指導外部人材活用事業の実施

目標

日本語指導が必要な外国人生徒に対する指導体制を確立するとともに、日本語指導が必要な外国人生徒の学校生活への適応及び学習意欲の向上を目指す。

取組状況

日本語指導外部人材活用事業により、日本語指導の必要な生徒に対する支援のための予算措置を行っている。在京外国人の人数が増加傾向にあることから、令和3年度より、予算の増額を行った。

成果

日本語指導外部人材活用事業の活用状況の推移

年度		申請人数
H26 年度	9,875,000 円	55 人
H27 年度	10,517,000 円	80 人
H28 年度	14,273,000 円	140 人
H29 年度	22,035,000 円	151 人
H30 年度	30,469,000 円	181 人
R 1 年度	26,587,000 円	174 人
R 2 年度	34,338,000 円	230 人
R 3 年度	45,934,000 円	284 人
R 4 年度	30,783,000 円	228 人

課 題

- ・ 日本語指導のスキルや経験のある教員がほとんどいないため、日本語指導以外の学習指導や生活指導・進路指導等に困難を感じている学校がある。
- ・ 生徒の母語によっては、外部人材の確保が困難である。

今後の取組の方向性

令和 5 年度、多文化共生スクールサポートセンター事業の拡充に伴い、本事業は令和 4 年度で終了した。

イ 多文化共生スクールサポートセンター事業の実施

目 標

日本語指導が必要な外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送ることができるようにする。

取組状況

多文化共生スクールサポートセンターを設置し、日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習指導や在留資格の相談などの支援の実施を担う多文化共生スクールサポーターの紹介を行い、外国人生徒等が学校生活を送る上で必要な日本語や、授業を理解するために必要となる日本語を効果的に習得することを支援するとともに、円滑な学校生活を送るのに必要な取組を実施した。

また、学校や教職員が、言葉や文化の違い、在留資格等、外国人生徒特有の配慮が必要な事項に対して、適切に対応できるよう相談対応や助言、弁護士等の専門家の紹介等を行った。

- ・ 多文化共生スクールサポートセンター事業実施対象校

杉並総合高校・南葛飾高校・府中西高校・六郷工科高校・国際高校・飛鳥高校・竹台高校・田柄高校

成 果

日本語指導が必要な外国人生徒等が在籍する学校からの申請に基づき、日本語学習指導や在留資格の相談などの支援の実施を担う多文化共生スクールサポーターを紹介するとともに対象校に派遣し、日本語学習指導を行い日本語能力の向上につなげられた。

課 題

令和5年度から日本語指導が必要な生徒に対する「特別な教育課程」が開始されることに伴い、日本語指導が必要な生徒が在籍する都立高校全てを本事業の対象とする。そのため、多文化共生スクールサポーター等の人材確保や人材育成が課題となる。

今後の取組の方向性

今後も多文化共生スクールサポーターや専門家等の派遣を確実に行っていく。合わせて、多文化共生スクールサポーターの人材確保や人材育成を行い、支援の充実へとつなげていく。

(5) 英語「話すこと」の評価を行う中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) の実施 (再掲) (グローバル人材育成部)

目 標

中学校における英語4技能育成に向けた英語「話すこと」の指導の充実等を目的とし、都内公立中学校第3学年生徒を対象に、中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) を実施する。

取組状況

都内公立中学校第3学年生徒を対象として中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J) を実施し、約71,000人が受験した。また、都立高校入学者選抜において、その結果を活用した。

成 果

令和4年度の実施状況を取りまとめ、令和5年度実施に向けた分析を行った。

ESAT-Jの結果

年度	結果
令和4年度	平均スコア 60.5

ESAT-J GRADEの分布

ESAT-J GRADE	結果 (%)	<参考>CEFR
A	16.8	A 2
B	25.6	A 1
C	31.4	
D	16.9	
E	8.3	Pre-A 1
F	0.9	

結果分析

段階別評価（ESAT-J GRADE）において、参考 CEFR A1 レベル以上を取得した生徒は全体の 9 割を超える。

課 題

中学校英語スピーキングテストの実施に当たり、中学校における英語 4 技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実が図られるよう、学校関係者に向けた周知を引き続き行っていく必要がある。また、公平で公正なスピーキングテストを引き続き実施するため、更なる良問の作成や、採点方法や点検方法の維持・向上に努めるとともに、生徒・保護者が事業の趣旨についての理解を深めるための広報活動及び教員の授業改善に向けた結果分析及び授業改善の好事例の提供をより一層進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和 4 年度の実施状況を踏まえ、改善を図るとともに、都内公立中学校生徒全員へのリーフレットの配布やホームページの掲載内容の充実等により、生徒・保護者や学校関係者に対し、事業の趣旨理解及び本事業の活用に向けた周知を行っていく。

また、小学校において身に付けた英語「話すこと」の力を把握し、中学校における円滑な接続を図ることを目的として、中 1 及び中 2 においてもスピーキングテストを実施する。

全学年で、スピーキングテストを実施することにより、生徒に「どのような力が身に付いているのか」を的確に評価し、生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、学習意欲の更なる向上を図るとともに、授業における生徒の学習状況を把握し、教師による指導改善や学校全体の教育課程の改善等に生かす。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
--------	---	--------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
教員の ICT 活用指導力に関する設問に、「できる」・「ややできる」と回答した教員の割合 <学校における教育の情報化の実態等に関する調査>	令和3年度 77.8%	令和3年度 75.3%	80%
東京都教員採用選考の倍率	令和4年度選考 (5年度採用) 受験倍率2.1倍 (3.2倍)	—	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 22：優れた教員志望者を養成・確保します		
1	養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成	204
2	優秀な教員志望者の確保	207
3	将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）	208
施策展開の方向性 23：教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります		
1	教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実	210
2	新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上	216
3	特別支援教育を推進する教員の資質向上	218
4	「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進	219
施策展開の方向性 24：教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します		
1	学校のリーダーを育成するための支援の充実	223
2	教育管理職登用の推進	225

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	22	優れた教員志望者を養成・確保します
予算額：238,368千円		決算額：214,303千円

1 養成段階・採用段階における実践的な指導力の育成（指導部）

(1) 「東京都教員育成協議会」における連携促進

目 標

東京都教育委員会が教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有するとともに、調整及び協議を通して、教員の資質・能力の向上に資する。

取組状況

教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、教員の資質・能力の向上に係る事項の協議を行う。令和4年度は特に「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定を中心に取り組んだ。

ア 委員

- ・大学関係者 4名
- ・区市町村教育委員会教育長 3名
- ・学校関係者 4名
- ・教育庁関係者 5名

イ 取組

- ・第1回 教員育成協議会（令和4年9月13日）
- ・第2回 教員育成協議会（令和4年12月23日）
- ・第3回 教員育成協議会（令和5年1月26日）

成 果

法令で定められた協議会を3回にわたって開催し、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の改定案を策定し、教育委員会での決定を経て公表した。

課 題

新しい教育課題への対応など、継続的に教員の育成ビジョンを見直し、大学、学校、教育委員会の連携を一層深め、教員の資質・能力の向上に努める。

今後の取組の方向性

指標と連動する「東京都教職課程カリキュラム」の作成について協議し、教員の研修や資質向上に関係する大学等と教員の育成ビジョンを共有し、連携促進に努める。また、本協議会において検討された内容は、ホームページを通じて広く周知するとともに、必要な事項を区市町村教育委員会、都立学校及び関係各所等に周知する。

(2) 東京教師養成塾の実施

目 標

都の公立小学校及び都立特別支援学校の教員を希望し、連携大学において選抜・推薦された学生に対し、都の教育に求められる教師像にふさわしい人物（実践的な指導力や教職に必要な素養を備え、即戦力として活躍できる教員）を養成する。

取組状況

「特別教育実習」や「教科等指導力養成講座」を実施した。

ア 「特別教育実習」（年間 40 日以上の実習と 40 時間以上の授業）

「教師養成指定校」において、年間を通し、原則として週 1 回の実習及び年 3 回の 5 日間連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を育成した。

イ 「教科等指導力養成講座」（年間 10 回）

「教科等に関する講座」・「教育課題に関する講座」などの講義・演習を通して、教科等の専門性や指導技術及び学級経営における実践的な指導力を身に付けるとともに、今日的な教育課題について理解を深めた。また、動画による「事前課題」を視聴させ、課題を明確にもって講座に臨むことができるようにし、塾生が主体的、協働的に学び課題の解決や学びの深まりにつながるようにした。

ウ 塾生の特別教育実習の状況（塾生の平均）

実習日数	44.9 日	授業実践時数	44 時間	管理職等の講話	14.6 回
------	--------	--------	-------	---------	--------

成 果

授業実践等を経験し実践的な指導力を身に付けた塾生が、都の教員として採用された。

（塾生の採用状況）

年度	H30 年度 (H31 採用)	R 元年度 (R 2 採用)	R 2 年度 (R 3 採用)	R 3 年度 (R 4 採用)	R 4 年度 (R 5 採用)
推薦者数	162 名	147 名	133 名	76 名	80 名
入塾者	112 名	80 名	98 名	60 名	77 名
都採用者	105 名	76 名	90 名	58 名	72 名

課 題

ア 将来の教育管理職候補者につながるような教員としての優れた資質・能力を有する学生を育成する。

イ 講座内容の見直しや講師を精選し、講座の魅力を向上させる必要がある。

ウ 塾生の指導・育成体制の充実を図るため、都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターとの連携を強化する必要がある。

今後の取組の方向性

ア 連携大学等へ事業の趣旨や期待する塾生像等について具体的に周知を図り、優秀な学生を確保していく。

イ 養成塾修了者が、採用後に即戦力として円滑にスタートできるようにするため、講座内容の充実を

図っていく。

ウ 都教育委員会、教師養成指定校、連携大学、区市町村教育委員会や学校経営支援センターの役割を明確化するとともに、連携大学との連携強化を図っていく。

(3) 教職大学院との連携

目 標

連携協力校候補校を確保し、連携協力校における実習を充実する。

取組状況

都教育委員会は、都内五つの教職大学院（創価大学、玉川大学、帝京大学、東京学芸大学、早稲田大学）と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を指定し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。

このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、都教育委員会と教職大学院との連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察や大学及び連携協力校関係者並びに学部新卒学生からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を実施した。

【実績等】・令和5年度の学部新卒学生のために提供した学校数

連携協力校：139校（令和4年度：132校）

・令和4年度評価についての聞き取りをするために訪問した学校数

大学院：5大学院 連携協力校：訪問1校（聞き取りによる代替調査 10校）

・令和4年度 都教育委員会と教職大学院との連携協議会

幹事会：2回開催 連携協議会：2回開催

成 果

教職大学院での学修や連携協力校での実習を通して、学部新卒学生は、教員としての基礎的・基本的な資質・能力を身に付けることができた。

・令和4年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査において、教職大学院での学修を「生かしている」、「ある程度生かしている」と回答した所属長の割合

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の編成・実施	各教科等の実践的な指導方法	生徒指導、教育相談	学級経営、学校経営	学校教育と教員の在り方
76%	91%	82%	82%	88%

【令和4年度 11月調査】

課 題

学部新卒学生の一層の指導の充実を図るため、連携協力校における実習調査や教職大学院修了者への追跡調査などを引き続き行い、連携協議会において協議する必要がある。また、教職大学院修了生と一般採用者との違いを明確にするために、各教科等の実践的な指導力だけでなく、学校における実習において組織貢献力、コミュニケーション力及び教員としての使命を高める必要がある。

今後の取組の方向性

学部新卒学生については、各教科等の実践的な指導方法を身に付けるだけでなく、教育課程の編成・実施、生徒指導・教育相談、学級経営、学校経営などについての理解を深めるため、教職大学院連携協力校連絡会や連携協議会において、各教職大学院のカリキュラムにおける「共通に設定する領域・到達目標」を示す。

また、教職大学院で学ぶ教育理論と実習校での実践の往還させた省察力によって学び続ける教師の育成を教職大学院と連携して行っていく。実習記録を活用し、現職教員等や大学教授、実習校の管理職等との対話を通して、学部新卒学生が自らの実践を省察し、大学院での学びと結び付けて実習に取り組むようにする。

このような取組によって、教職大学院、連携協力校、教育委員会との連携を強化し、新しい学校づくりの有力な一員となり得る優秀な新人教員を養成していく。

2 優秀な教員志望者の確保（人事部）

目 標

教員採用候補者選考における受験者数の確保及び質の向上を図り、高い資質・能力を有する教員を確保する。

取組状況

ア 地方会場における第一次選考の実施

東京会場（3か所）に加え、仙台会場、大阪会場及び福岡会場において、第一次選考を実施した。

イ PRの拡充・拡大

(7) 東京都公立学校教員採用案内の作成・配布

東京都公立学校の教員を目指す方へ、東京都が目指す教育、求める教師像、教育施策、現職教員の声、任用制度、キャリアアップ、研修制度やサポート体制及び福利厚生制度等を掲載した、東京都公立学校教員採用案内を作成・配布するとともに、ホームページにも掲載した。

また、別冊版として、技術科及び工業科の教員を特集した「技術科・工業科編」を配布の他、大学進学前の高校生に対し、将来の職業選択の一つとして教員の魅力を発信するため、「高校生編」を配布するとともに、ホームページにも掲載した。

(i) 各種説明会、相談会

大学別で行う大学説明会の他、東京都の教員を目指している学生等が抱く教育現場への不安や疑問に現職教員が直接答える個別相談会、校種や教科など個別のテーマを設定して行うテーマ別説明会など、対面及びオンラインで実施した。また、高校生を対象とした相談会も実施した。

- ・大学説明会 参加数 44 大学 1,716 人
- ・個別相談会 参加者数 116 人
- ・テーマ別説明会 参加者数 783 人

(ウ) 教員採用セミナー「TOKYO 教育フェスタ」

教職に興味のある方に現職教員が対面で直接東京の教職の魅力を伝える「TOKYO 教育フェスタ」を実施した。

- ・参加者数 571 人

ウ 英語教育を推進する教員の採用

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（英語コース）を設置した。

- ・応募者数 12 人、受験者数 10 人、合格者数 4 人

エ 理科教育を推進する教員の採用

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

小学校における理科教育の充実を図るため、教員採用候補者選考において小学校全科（理科コース）を設置した。

- ・応募者数 26 人、受験者数 22 人、合格者数 13 人

オ 国際貢献活動経験者の採用

グローバル人材を育成するための教育をより効果的なものとするため、教員採用候補者選考において、国際協力機構（JICA）の青年海外協力隊等への派遣経験者及び在学教育施設等経験者を対象とした特別選考を実施した。

- ・JICA 青年海外協力隊等：応募者数 8 人、受験者数 6 人、合格者数 5 人
- ・在学教育施設等経験者：応募者数 5 人、受験者数 5 人、合格者数 5 人

成 果

令和 4 年度教員採用候補者選考（5 年度採用）の実施状況

応募者数 9,438 人、受験者数 7,911 人、合格者数 3,841 人

倍率 2.1 倍（令和 3 年度実施 3.2 倍）

課 題

全国的な教員不足の中、教員の大量採用が継続しており、一定の応募者数を確保するとともに、競争性を担保しつつ、その中から教員としての資質能力を有する者を確実に採用する必要がある。

今後の取組の方向性

教員確保策として、今後、増やす取組（応募人員の増加）、減らさない取組（教育支援体制の充実）、外部人材の更なる活用の観点から、対策を強化していく。

3 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保（再掲）（指導部・都立学校教育部）

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進（再掲）

目 標

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、都立小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

取組状況

教職に興味のある高校生に、教師としての基本的な素養や職業意識を育むため、平成 31 年 3 月に東京学芸大学との連携協定を締結した。

教師に魅力を感じ、教職を志す生徒が取り組むプログラムを、都立小金井北高等学校を拠点校として実施している。

ア 特別セミナー

生徒は各 HR にて、事前課題に基づいた大学教授等からの講義等を受講後、質疑応答等を交え、セミナーを実施

イ チーム・エデュケーション

将来教職を目指す生徒に対し、東京学芸大学等で教職に関する講義、演習等を実施

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

ウ 教職大学院との連携

教職大学院生が高校を訪問し、参加者に対して、特別講義を実施

成 果

令和4年度は、東京学芸大学と事業連携対象の都立小金井北高等学校が、オンライン講座や教職大学院ワークショップ等の連携事業を展開し、参加生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育むことができた。

課 題

感染症対策を徹底した上で、大学キャンパス訪問の機会を増やしたり、「留学生との交流」の実施方法を工夫したりする。

今後の取組の方向性

連携協定に基づき、参加生徒が地元の小・中学校での学習活動や学校行事におけるボランティアスタッフとして積極的に関わる機会を増やし、教師の道を志す生徒の意欲を更に高めていく。

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	23	教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります
予算額：2,204,017千円		決算額：1,682,490千円

1 教員経験等に応じた教員研修及び啓発支援の充実（指導部・人事部）

(1) 「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえた教員研修の実施目標

教員経験等に応じた研修を実施し、各キャリアステージで求められる資質・能力の向上を図る。

取組状況

教員自らが生涯にわたって、キャリアに応じて求められる資質の向上に努められるように策定した「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、「各職層に応じて身に付けるべき能力や成長段階に応じて求められる役割・能力」について、教員のキャリアステージや職層に応じた研修を実施した。

また、教員及び教育管理職に共通して求められる「教育課題に関する対応力」についても研修を実施した。

ア 受講者数

(ア) 経験に応じた研修（悉皆）

種別	都立学校
1年次研修	450人
2年次研修	417人
3年次研修	454人
中堅Ⅰ研修	661人
中堅Ⅱ研修	178人

(イ) 職層に応じた研修（悉皆）

種別	都立学校
主任教諭研修	945人（503人（任用時）、442人（任用前））
4級職研修	258人
主幹教諭研修	257人（155人（任用時）、102人（スキルアップ））
指導教諭研修	1人
教育管理職研修	623人
校長研修	245人
副校長研修	378人

(ウ) 教員の教育課題に関する対応力を高める研修

種別	公立学校
特別支援教育コーディネーター研修	1,096人
教科等に関する専門性の向上	4,964人
教育課題に関する専門性の向上	4,881人

イ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた工夫

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

(7) 経験に応じた研修

	教育センター等における研修
1年次研修	全12回中2回をオンライン研修で実施
2年次研修	全3回中1回をオンライン研修で実施
3年次研修	全2回中1回をオンライン研修で実施
中堅Ⅰ研修	全23回中19回をオンライン研修で実施
中堅Ⅱ研修	全2回中2回をオンライン研修で実施

成果

ア 具体的な成果

経験に応じた研修	受講者アンケートからは、「自分自身が生徒に対してオンライン授業を実施する機会があったため、オンライン研修を通して流れ・組み立てが大変参考になった。」「若手教員への助言を積極的にすることが中堅教諭の大切な使命であると自覚した。」などの感想が見られた。
主任教諭研修	研修用タブレット端末を研修生が一人1台使うことで、協議の時に資料の共有や考えをまとめ、発表のプレゼンテーションに活用することで、協議が深まった。また、e-ラーニング方式で研修を実施することで、研修生のペースで研修を進めることができた。
主幹教諭研修	研修生が研修用タブレット端末を活用し、カリキュラム・マネジメント推進上の課題と解決策について主幹教諭の役割を踏まえた協議・演習をしたことで、カリキュラム・マネジメント及び主幹教諭の職責について理解を深めることができた。
指導教諭研修	研修生が講義を通して指導教諭の職責についての理解を深めたり、現職の指導教諭から指導力の向上に関する取組について話を聞いたり、研修生(受講者)同士での情報交換を行ったりしたことで、指導教諭の職務の実際について理解を深めることができた。
教育管理職研修(校長・副校長)	研修用タブレット端末を活用することで、講師と研修生、研修生同士の考えを共有することができた。また東京における喫緊の教育課題としてハラスメントについての理解や教育DXについての研修を実施することができた。
特別支援教育コーディネーター研修	複数回で実施していた研修を1回ごとの研修に再編し、より多くの教員の受講を促すことができた。
教科等に関する専門性の向上	各校種、各教科に「一人1台端末の各教科における効果的な活用」の研修を新設し、教員が一人1台端末を活用した効果的な指導法を理解する研修を実施した。
教育課題に関する専門性の向上	大規模研修等について、受講者が受講しやすい状況を選択できる形態を工夫するなど、教員の幅広いニーズに応える研修を実施することができた。

イ 効果測定結果

受講者アンケートにおける満足度・理解度や校長評価において、高い評価を得ることができた。

	受講者アンケート		校長評価
	満足度	理解度	成果
	肯定的	肯定的	肯定的
1年次研修	98.1%	98.0%	80.2%
2年次研修	98.0%	98.5%	84.9%
3年次研修	99.0%	98.0%	87.5%
中堅Ⅰ研修	97.8%	97.0%	
中堅Ⅱ研修	98.0%	97.5%	
主任教諭研修	99.0%	99.0%	
主幹教諭研修	98.5%	98.5%	
指導教諭研修	100.0%	96.0%	
校長研修	98.0%	100.0%	
副校長研修	97.0%	97.0%	
特別支援教育コーディネーター研修	96.0%	95.9%	
教科等に関する専門性の向上	96.6%	96.4%	
教育課題に関する専門性の向上	98.5%	98.2%	

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

- ※受講者アンケートは、受講後のアンケートで、4段階中上位2段階の評価を選択した人数の割合
校長評価は、校長が受講者の一年間の成果について、4段階中上位2段階の評価を認定した受講生の人数の割合
- ※特別支援教育コーディネーター研修、教科等に関する専門性の向上、教育課題に関する専門性の向上は、公立学校対象のアンケート調査結果
- ※1年次研修、2年次研修、3年次研修及び中堅Ⅰ研修は、都立学校対象のアンケート調査結果

ウ 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた工夫から得られた成果

緊急事態宣言下等の際には、Web 会議システムや動画配信による研修を実施することで、研修のねらい及び内容に応じた研修形態で代替研修を行うことができた。

課 題

1年次研修	校外における研修では、研修内容について3年次までの系統性をより一層もたせ、受講者が研修を通して学ぶことの必要感を実感し、主体的に学び続ける教員の基盤となる意識や態度を醸成する。
2年次研修	校外における研修では、研修内容について1年次から系統性をより一層もたせ、受講者自身が身に付いた力を、適切に評価できるようにする必要がある。
3年次研修	校外における研修では、研修内容について1年次から系統性をより一層もたせ、受講者が自身の授業改善及び学校運営への参画に努めることができるような工夫が必要である。
中堅Ⅰ研修	校外における研修では、研修内容について若手教員研修や職層に応じた研修との系統性をより一層もたせ、教育公務員としての資質向上と若手教員への適切な助言・支援ができるような工夫が必要である。
中堅Ⅱ研修	校外における研修では、研修内容について中堅教諭等資質向上研修Ⅰとの系統性をより一層もたせ、専門知識や幅広い教養、学校運営に積極的に参画するための企画立案能力、教育課題への対応力等を高めることができるような工夫が必要である。
主任教諭研修	研修報告書の内容を見直し、「サービス事故の防止」の講義にハラスメント防止に関する内容を設定する。
主幹教諭研修	喫緊の教育課題（特別支援教育の充実、ヤングケアラー、日本語指導等）への組織的な対応や教員の働き方改革に向けた主幹教諭の役割について、研修内容に取り上げる。また、研修で身に付けた学びを、自校での課題解決に役立てられるように、事前課題、当日の演習・協議、事後課題との関連を図る。
指導教諭研修	一人1台の学習者用端末の効果的な活用、校内研修・校内研究等の充実等、学び続ける教員の指導力向上に向けて、課題及び解決策を協議する。また、研修で身に付けた学びを、自校での課題解決に役立てられるように、事前課題、当日の演習・協議、事後課題との関連を図る。
教育管理職研修 (校長・副校長)	東京における喫緊の教育課題を踏まえ、研修目標、研修内容、研修手段、研修評価を一体的に改善していくことが課題である。
特別支援教育 コーディネーター研修	協議等で受講者の経験年数等に応じたグループ編成、課題解決に資する実践等の共有だけでなく、実行できるように工夫する必要がある。
教科等に関する 専門性の向上	教員が一人1台の学習者用端末を活用した指導法を理解するだけでなく、模擬授業等を通して実機体験し、研修受講後に校内で活用できる研修を構築する必要がある。
教育課題に関する 専門性の向上	教育課題研修における受講対象者の明確化、実施方法の細分化等により、教員のニーズに応じた研修内容の更なる充実を図る必要がある。

今後の取組の方向性

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

1年次研修	校外における研修において、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
2年次研修	校外における研修において、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図るため、1年次から系統性をもたせた研修を実施する。
3年次研修	校外における研修において、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された基礎形成期に必要な資質・能力の育成を図るため、1・2年次から系統性をもたせた研修を実施する。
中堅Ⅰ研修	校外における研修及び校外における研修について、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された伸長期から充実期までに必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
中堅Ⅱ研修	校外における研修において、「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に示された充実期以降に必要な資質・能力の育成を図る研修を実施する。
主任教諭研修	オンライン研修（オンデマンド）の内容について、研修のねらいに沿った課題を設定していく。
主幹教諭研修	事前課題として、主幹教諭の職責、喫緊の教育課題、カリキュラム・マネジメント及び教員の働き方改革について、資料及び動画を基に理解を深め、自校での取組を振り返る課題を課す。当日は、事前課題を受講者間で共有し、主幹教諭の職責を踏まえた解決策を協議する。事後課題として、一定期間、自校で課題解決に取り組み、成果と課題について報告する課題を課す。
指導教諭研修	事前課題として、指導教諭の職責について、資料及び動画を基に理解を深め、自校での取組を振り返る課題を受講者に課す。研修当日は、持ち寄った事前課題を受講者間で共有し、指導教諭の職責を踏まえた解決策を協議する。事後課題として、半年間程度、自校で課題解決に取り組み、成果と課題について報告する課題を受講者に課す。
教育管理職研修 （校長・副校長）	東京における喫緊の教育課題を研修テーマとして設定するために、教育課題や教育管理職のニーズを分析し、研修のねらいを達成するための手段、行動変容を促す講義演習を構築していく。また、「働き方改革」を推進するために必要な学校マネジメント能力を段階的に育成していく。
特別支援教育 コーディネーター研修	研修受講者の理解度に合った内容が十分に把握して講師との事前打ち合わせ等を行い、校種ごとのグループ編成を行うなど分科会の充実を図っていく。
教科等に関する 専門性の向上	各校種、各教科等に「一人1台の学習者用端末の各教科等における効果的な活用のための研修」を設け、実戦発表で紹介した事例を、端末を活用した模擬授業を通して実機体験し、研修受講後に校内で活用できる研修としていく。
教育課題に関する 専門性の向上	教育課題研修に研修段階【Ⅰ】、【Ⅱ】、【Ⅲ】、【Ⅳ】を示し、受講対象者の明確化を図ることで教員のニーズに応える研修としていく。

(2) オンライン研修

目 標

研修のねらいを効果的に達成するとともに、教員のライフ・ワーク・バランスの実現に向け、通所研修に要する移動時間の短縮及び教員の負担感の軽減を図る。

取組状況

集合研修から、オンライン研修（ライブ配信・オンデマンド配信）へ変更できる研修を整理し、実施した。

成 果

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

- ア ライブ配信による双方向型の研修
WEB上で、リアルタイム双方向の研修を実施
- イ ライブ配信による一方向型の研修
WEB上で、リアルタイム一方向の研修を実施
- ウ オンデマンド配信による研修
収録した動画を一定期間に視聴し、課題等を提出する研修を実施
令和4年度研修動画撮影実績 180本

課 題

- ア 各課で撮影した研修動画の活用が図られていない。
- イ 経験の少ない教員やこれから教員を目指す方を対象とした、基礎的・基本的な内容の研修動画が少ない。

今後の取組の方向性

- ア 各課が実施する研修を録画・編集し、自己啓発動画として、計画的に更新する。
- イ 4月のICT担当者説明会で、必要な動画の内容について周知する。年間を通して計画的に動画を作成し、自己啓発動画の充実を図る。

(3) 人事異動の促進による人材の育成等（人事部）

目 標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和3年度に教員の定期異動実施要綱（以下「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

ウ 短期人事交流の実施

小・中学校の知的障害特別支援学級担当教員に都立特別支援学校での実務を経験させることにより、特別支援教育に係る指導力の向上を図るとともに、都立特別支援学校の教員に区市町村立小・中学校特別支援学級で実務を経験させることで、センター的機能の充実を図ることを目的として、令和5年度か

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

ら短期人事交流（令和5年度はモデル事業）の仕組みを導入する。

エ 特別支援学級中核教員の認定

特別支援教育の専門性を有する小・中学校の教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営等の人材育成、特別支援学級等の経営の中心を担うことを通じて、各校の特別支援教育の推進を図る。そのため、人事異動上、特別な措置を行い、計画的に配置している。

成 果

異動要綱の改正により、特別支援教育に関わる教員に優位性をもたせ、特別支援教育に意欲と熱意をもたせる仕組みを構築した。

また、異校種期限付異動を経験した教員からは、「生徒対応、保護者対応に自信をもてるようになった」、「就学から就労までの指導を見たことで、自身の指導に見通しを立てやすくなった」、「考える視野が広がり、判断材料が増え、小・中学校との交流に当たって円滑にいかないことも、異校種期限付異動した教員がいることで小・中学校の事情をつかみやすくなる」といった前向きな所感を得ている。

課 題

児童・生徒数が将来的に減少する見込みである一方、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者数は増加する見込みとなっており、より多くの教員に対して特別支援教育の専門性を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、令和5年度からモデル事業として実施する小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を一層推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、令和4年度から開始した「特別支援学級中核教員」の認定者数増加を目指すことで安定した人材育成を図り、小・中学校における特別支援学級の組織体制を強化する。

(4) 教職員研修センターの研修環境のデジタル化

目 標

一人1台端末を活用した授業に即した研修を実施するため、学校と同様のデジタル環境を整備する。

取組状況

(1) 研修用タブレット端末配備

タブレット端末を250台配備し、Web会議システム等により受講者と講師、あるいは、受講者同士で協議やグループ討議を行うなど、双方向型の研修に活用した。

(2) インターネット回線の増強

教職員研修センターのインターネット回線を増強し、研修中に一度に多数の端末が接続しても安定した操作が可能な環境を整えた。

成 果

タブレット端末を活用することで、資料の共有や作成を効率よく進めることができ、受講者同士の協議等の時間が充実するとともに、研修のペーパーレス化が促進された。

また、学校と同様のデジタル環境の整備が進んだことで、一人1台端末を活用した授業に関する指導内容や方法を、受講者が実践的に学ぶことができる研修を実施できた。

課 題

タブレット端末やインターネット接続機器（スイッチングハブ、アクセスポイント等）は、標準的な耐用年数を踏まえて計画的に更新していく必要がある。

今後の取組の方向性

研修の実実施計画を踏まえ、タブレット端末等の電子機器を必要な台数配備するとともに、快適なインターネット接続環境を維持・管理していく。

2 新たな教育課題に対応する教員の資質・能力の向上（グローバル人材育成部・指導部）

(1) 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修の実施（グローバル人材育成部）

目 標

都内公立中学校及び高等学校等の外国語（英語）科教員（以下「英語科教員」という。）及び都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る講義等を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資する。

また、都内公立高等学校の国際バカロレア（以下「IB」という。）コース等で英語による指導を行う教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営するIBに係る講義等を受講させ、最新のIBに係る教授法を習得させることを通して、都内公立学校におけるIBディプロマプログラムを充実させる。

さらに都内公立中学校、高等学校及び特別支援学校等の国際交流担当教員を、英語を母語又は公用語とする国へ派遣すること及びオンデマンド型研修を受講させることにより、大学等の高等教育機関が運営する国際交流に係るプログラムや実習等を受講させることを通して、都内公立学校の国際交流を充実させる。

取組状況

グローバル人材育成のための英語教育の充実と令和2年度からの小学校の英語教科化への対応を図るため、120名を定員として、外国語（英語）科教員及び小学校全科教員を英語圏の大学に派遣し、英語の4技能に優れ専門性の高い教員の育成に向けて集中的に研修を実施している。都教育委員会と覚書を締結している国・地域（カナダ ブリティッシュ・コロンビア州、オーストラリア ニュー・サウス・ウェールズ州、クイーンズランド州及びニュージーランド）を中心に、これまでに734名の教員を派遣している。

なお、令和4年度も令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で海外派遣を中止し、オンラインを活用した代替研修を実施した。

成 果

38名がオンラインで代替研修を受講した。

課 題

新型コロナウイルス感染症の影響により、海外派遣が困難な状況が続いている。

また、派遣教員を中心に指導力の向上が図られているものの、東京都における英語教育の改善を実現するには、研修内容の更なる充実を図りながら、引き続き本研修を実施していく必要がある。特に小学校英語教科化に関して、円滑な移行を実現するため、教員の指導力の更なる向上を図り、児童・生徒へ還元することが求められている。

今後の取組の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響を見極めつつ、海外渡航による研修を実施する。また、本研修を継続実施するとともに、学校現場のニーズに合致した研修内容の更なる精選を通して、より高い指導力や豊かな国際感覚を身に付けた教員を更に多く養成し、英語授業等の改善を図っていく。さらに、覚書を最大限活用し現地教育機関と連携することで、より効果的な派遣事業の在り方等の検討を進める。

(2) 中学校英語科教員を対象とした研修の実施（再掲）

目 標

生徒の4技能を統合的に活用できるコミュニケーション能力を育成するための授業改善を推進する。

取組状況

学習指導要領の趣旨を踏まえ、平成29年度から3か年で中学校英語科全教員を対象に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」を実施した。その効果を更に高め、スピーチやインタビューテスト等のパフォーマンステストや活動の観察等を授業に取り入れていくことができるよう、令和元年度に「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」を作成した。また、令和2年度に小・中接続の事例や学習評価に関する情報を掲載したリーフレットを作成した。令和4年度は、これらの資料の紹介を通じて活用を促すとともに、指導教諭等による授業実践等を公開する「授業力向上セミナー」を、中学校英語科教員を対象として全3回実施し、優れた実践や学習指導要領の趣旨を踏まえた学習評価の在り方を学ぶ機会とした。

成 果

「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」の受講者に対するアンケート集計結果より

項 目	「よくあてはまる」 「ややあてはまる」の合計	「あまりあてはまらない」 「あてはまらない」の合計
①中学校外国語科の目標や学習評価などについて理解することができた。	99.7%	0.3%
②授業者や授業者・講師の説明等を通じて、テーマについて理解を深めることができた。	100%	0%
③自身の指導と評価の改善につながる内容だった。	99.1%	0.9%

課 題

アンケート集計結果から、受講者のニーズに合った研修内容とすることができたと考えられる。引き続き、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業を学ぶことのできる機会を提供するとともに、令和5年度実施の国の全国学力・学習状況調査中学校英語の分析を基にした授業改善についても研修内容に含めていくことで、更に指導と評価の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

引き続き、学習指導要領における指導のポイントとなる項目を研修テーマとして設定した「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための授業力向上セミナー」を、年2回実施する。令和5年度には国の全国学力・学習状況調査において中学校英語が実施されることを踏まえ、2回のセミナーのうち1回を、同調査の分析を基にした授業改善について扱う連絡協議会として実施する。

3 特別支援教育を推進する教員の資質向上（人事部）

(1) 人事異動の促進による人材の育成等（再掲）

目 標

全体の教育水準の向上を目指して、適材適所の配置を行い、教育活動の活性化を図るとともに、学校における望ましい教員構成を確保する。また、教員に多様な経験を積ませることにより、資質能力の向上と人材育成を図る。

取組状況

教員が特別支援教育の専門性を継続して発揮でき、力量を更に高めることができる観点から、令和3年度に教員の定期異動実施要綱（以下「異動要綱」という。）を改正し、以下の取組を含めた教員異動を実施した。

ア 特別支援教育の専門性の向上

教員異動において、より多くの教員が特別支援教育の専門性を高めることができるよう、通常学級と特別支援学級間の異動・交流を促進した。また、自ら特別支援教育の専門性を高めることができるよう、区部と市部の特別支援学級間での異動を緩和した。

イ 異校種期限付異動の促進

特別支援教育を担う専門性の高い教員の育成や確保、児童・生徒の発達段階に応じた教科指導や生活指導の向上等を図ることを目的として、小・中学校、高等学校、特別支援学校の間で、期限を定めた人事交流を行い、期間終了後は元の校種に戻り成果を還元することができるよう、異校種期限付異動の仕組みを導入している。

ウ 短期人事交流の実施

小・中学校の知的障害特別支援学級担当教員に都立特別支援学校での実務を経験させることにより、特別支援教育に係る指導力の向上を図るとともに、都立特別支援学校の教員に区市町村立小・中学校特別支援学級で実務を経験させることで、センター的機能の充実を図ることを目的として、令和5年度から短期人事交流（令和5年度はモデル事業）の仕組みを導入する。

エ 特別支援学級中核教員の認定

特別支援教育の専門性を有する小・中学校の教員を「特別支援学級中核教員」として認定し、特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営等の人材育成、特別支援学級等の経営の中心を担うことを通じて、各校の特別支援教育の推進を図る。そのため、人事異動上、特別な措置を行い、計画的に配置して

いる。

成 果

異動要綱の改正により、特別支援教育に関わる教員に優位性をもたせ、特別支援教育に意欲と熱意をもたせる仕組みを構築した。

また、異校種期限付異動を経験した教員からは、「生徒対応、保護者対応に自信をもてるようになった」、「就学から就労までの指導を見たことで、自身の指導に見通しを立てやすくなった」、「考える視野が広がり、判断材料が増え、小・中学校との交流に当たって円滑にいかないことも、異校種期限付異動した教員がいることで小・中学校の事情をつかみやすくなる」といった前向きな所感を得ている。

課 題

児童・生徒数が将来的に減少する見込みである一方、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の在籍者数は増加する見込みとなっており、より多くの教員に対して特別支援教育の専門性を高めていく必要がある。

今後の取組の方向性

東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画に示した、「異校種期限付異動」と、令和5年度からモデル事業として実施する小・中学校と特別支援学校間で教員が実務経験する「短期人事交流」を一層推進することで、障害特性や一人一人の教育的ニーズに応じた支援や指導を行い、特別支援教育の本質を理解した教員を育成する。

さらに、令和4年度から開始した「特別支援学級中核教員」の認定者数増加を目指すことで安定した人材育成を図り、小・中学校における特別支援学級の組織体制を強化する。

4 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

(1) 「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づく取組の推進（指導部・人事部）

目 標

平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を徹底する。全ての職層において個々の児童・生徒の特性や課題に応じた指導力を身に付けさせ、体罰等を防止していく。

取組状況

- ア 平成26年1月に策定した「体罰根絶に向けた総合的な対策」に基づき、全ての公立学校から体罰等を一掃するための取組を推進する。経験年数や職層に応じた体系的な研修や、服務事故再発防止研修としてアンガーマネジメント等の特別研修プログラムを実施する。また、体罰を指導の手段とする誤った認識のある服務事故者を対象として「指導方法・意識改善プログラム」を実施する。（指導部）
- イ 体罰等の定義やガイドラインに基づき、実際の指導場面を映像化したDVDを、服務事故防止月間等で積極的に活用し、体罰根絶に向けた共通認識を深める。（指導部）
- ウ 体罰のない、生徒の意欲を高める部活動を推進・普及するため、全ての顧問や外部指導者等を対象とする指導者講習会を開催するとともに、Good Coach賞により、優れた指導を実践した顧問を顕彰する。（指導部）

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

エ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和2年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果を取りまとめ、令和3年6月24日に、「令和2年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について」を公表した。

また、都内公立学校における令和3年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、令和3年11月30日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「令和3年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

オ サービス事故防止月間における体罰事故に係る研修等の実施（人事部）

サービス事故防止月間（7・8月、12月）のうち、7・8月を体罰防止月間として位置付け、パワーポイントと実際の体罰事件事例を基にしたワークシートを活用した校内研修を全ての都内公立学校で実施するとともに、管理職と教員との個別面談を実施し、個別の教員が抱える状況を踏まえてサービス事故防止の指導を行い、体罰根絶に向けて取り組んでいる。

成 果

ア 教員の意識改革を図る研修の展開（指導部）

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を行った。

イ 運動部活動顧問に対する講習の実施（指導部）

東京都中学校体育連盟や東京都高等学校体育連盟等のスポーツ団体と連携を図り、全ての顧問や外部指導者等を対象に、種目別にスポーツ指導の在り方などの指導者講習を実施した。

ウ 特別研修プログラムの実施（指導部）

感情を抑えられずに衝動的に体罰を振るう教員に対しては、怒りの感情を抑え、言葉で指導する力を高める特別研修プログラムを実施した。また、体罰を指導の手段と考え、繰り返し行う教員に対しては、暴力への依存性が強く、本人の自覚のみでは改善が見込まれないため、心理職を含めた専門家による指導方法・意識改善プログラムを実施した。

エ Good Coach 賞の顕彰（指導部）

生徒の発育・発達や能力・志向に応じて、生き生きとした学校生活につながるような部活動指導を実践している顧問を「Good Coach 賞」として広く顕彰することにより、優れた指導方法を普及した。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、表彰式を中止した。

	中学校 義務教育学校後期課程含む。	高等学校	特別支援学校
令和3年度	23人	9人	1人

オ 外部指導者バッジ・資格証の配布（指導部）

都立学校の校長が認めた外部指導者に対し、体罰等を行わない部活動指導の自覚を高めるため、資格証及びバッジを配布した。

カ 都内公立学校における体罰の実態把握（人事部）

令和3年6月に公表した令和2年度の実態調査では、体罰を行った者は前年度比で12名減少して7名となり、体罰実態調査を開始した平成24年度との比較では26分の1に減少している。本調査を開始した平成24年度以来、初めて一桁の人数となった。

課 題

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

- ア 体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、学校において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。
- イ 体罰根絶に対する考え方の学校経営計画への明記を徹底する。
- ウ 正規教員だけではなく、産休・育休代替教員や時間講師等の会計年度任用職員による体罰に関する服務事故が発生していることから、産休・育休代替教員や会計年度任用職員を対象とした体罰根絶に向けた取組等が必要である。
- エ 体罰を行った者は、体罰実態調査を開始した平成24年度以来、初めて一桁の7人となり、また体罰には至らない不適切な行為についても、前年度と比較して減少しているものの、いまだ体罰及び不適切な行為の根絶には至っておらず、今後も引き続き、取組の充実を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

- ア 体罰が行われる要因を分析・周知し、各学校がより積極的に体罰の未然防止に取り組めるようにする。
- イ 学校経営計画に、体罰根絶に対する考え方が示されていない学校があり、改めて明記の徹底を図る。
- ウ 職層研修や必修研修等で、引き続き体罰防止に関連する研修を実施するとともに、会計年度任用職員については、体罰や不適切な指導の防止を含めた自己啓発リーフレットを配布する等、体罰根絶に向けた取組を行っていく。
- エ 体罰はもちろんのこと、体罰につながる不適切な行為の根絶を図るため、令和3年4月に改訂した教職員がとるべき具体的な行動例等をまとめたガイドラインや、直近の服務関連の話題をまとめ全都立学校教職員・全区市町村教育委員会等へ発信している「ふくむニュースレター」及び体罰関連行為の防止に係るセルフチェックシートなどを、服務事故防止研修等あらゆる機会を捉えて活用していく。
- オ サービス事故防止月間に合わせて、各学校において設定した体罰根絶に向けた宣言を、ホームページ等により年間を通じて公表することにより、各学校の姿勢を広く示し、教職員の意識改革をより一層図っていく。
- カ これらの取組に加え、部活動の教育的意義や体罰防止等に関するガイドラインを活用するとともに、区市町村教育委員会等が主催するサービス事故防止研修に管理主事等を講師として派遣し、研修の充実を図る。

(2) 教育職員等による児童・生徒性暴力等の防止対策事業（再掲）（人事部）

目 標

児童・生徒性暴力の未然防止や早期発見のための取組を実施する。関係機関との連携を強化し、実際に児童・生徒性暴力等が疑われる際には、専門家の助言を得ながら調査を進める。

取組状況

教職員等による児童・生徒性暴力等の未然防止に向けて、事例演習や教職員のセルフチェックのサービス事故防止研修を実施している。また、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の開設や都内の全ての公立学校に通う児童・生徒向けの相談シートの配布により早期発見に向けて取組を強化している。

児童・生徒性暴力が発生した際に備え、平時から警察等の関係機関と連携して実効的な対応を行うことができるよう情報共有するほか、区市町村教育委員会が専門家の支援を得られる体制を構築している。

成 果

基本的な方針9 これからの教育を担う優れた教員の育成

都内の全公立学校の全ての教職員を対象に防止研修を実施した。

また、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」には、年間を通じ約 70 件（令和 5 年 3 月末現在）の相談が寄せられている。

児童・生徒性暴力が疑われる際には初動の対応が重要であることから、各校種の学校関係者や区市町村教育委員会、警察等の関係機関と意見交換し、専門家の知見を踏まえた「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を策定し、全教職員に周知した。

課 題

児童・生徒性暴力による服務事故の根絶には至っていないため、引き続き未然防止の取組を進めていく必要がある。

第三者相談窓口への相談は、保護者や友人からの相談や、卒業した後に在学時の経験に関する相談が寄せられており、実際に性暴力を受けている児童・生徒が直接相談することが少ない。悩んでいれば、まずは相談していいことを繰り返し伝えていく必要がある。

今後の取組の方向性

「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」を全ての教職員に浸透させるとともに、事案が発生した場合には、適切かつ迅速に対応する。

児童・生徒、保護者に対しては、学期の開始時や長期休暇の前等、時機を捉えて第三者相談窓口を周知するとともに、性暴力の悩みがあれば、まずは信頼できる方に相談することを呼び掛ける。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	9	これからの教育を担う優れた教員の育成
施策展開の方向性	24	教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
予算額：2,522,685千円		決算額：2,023,870千円

1 学校のリーダーを育成するための支援の充実（人事部）

目 標

(1) 学校マネジメント強化事業

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

(2) 学校リーダー育成プログラム

将来、主幹教諭や教育管理職として活躍する力を有している教員に対する早期段階での学校マネジメント能力の育成

取組状況

(1) 学校マネジメント強化事業

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している（都費10/10）。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置している。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア 学校マネジメント講座

区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した主任教諭相当以上の力を有する者を対象に、キャリア形成や学校マネジメントに関わる講座を実施した。

講座は、「若手教員後期からのキャリア形成」、「主任教諭・主幹教諭の職務」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「サービス管理」、「人材育成」、「指導主事の職務・役割について」等をテーマに参加型講座を実施した。

イ 学校リーダー育成特別講座

人材育成研修に実績のある民間企業に委託し、修了者対象のアドバンスコースを含む全4回を実施した。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、アドバンスコース以外はオンラインによる受講とした。

【第1回】令和4年7月21日実施

・内容：講義「民間企業における組織マネジメント」（理論編）等；オンライン形式

【第2回】令和4年7月27日実施

・内容：グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等；オンライン形式

【第3回】令和4年9月12日実施

- ・内容：講義「DXの実現に向けた企業実践」、グループ協議「自校への具体的な提案『学校マネジメント実行計画』の作成について」等；オンライン形式

成 果

(1) 学校マネジメント強化事業

令和4年度は都内小中学校884校、都立学校122校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施した。本事業により、副校長の勤務時間が全校種平均で約2時間48分減少（小学校で1時間20分の減、中学校で2時間3分の減、高等学校で4時間26分の減、特別支援学校で3時間24分の減。）するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

(2) 学校リーダー育成プログラム

ア 学校マネジメント講座

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を踏まえ、各区市町村及び学校経営支援センターごとに実施した。

※令和4年度実績 50区市町村教育委員会で598名、3学校経営支援センターで115名が受講

イ 学校リーダー育成特別講座

学校リーダー育成特別講座（第1～3回）では、前年度までに各地区の学校マネジメント講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった141名（小学校86名、中学校55名、高等学校26名、特別支援学校15名）が受講した。

学校リーダー育成特別講座（アドバンスコース）では、前年度までに学校リーダー育成特別講座を修了した者で区市町村教育委員会及び学校経営支援センターから推薦のあった58名（小学校45名、中学校13名、高等学校7名、特別支援学校3名）が受講した。

第1回～第3回受講者のアンケート結果では、受講者の95%が自身のマネジメント能力に関する課題を明確にできたと回答し、受講者の80%が管理職になることに対する意識が高まったと回答した。

課 題

(1) 学校マネジメント強化事業

副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させ、新たに支援員を配置する学校でも効果的な活用が行われるよう進めていく必要がある。

(2) 学校リーダー育成プログラム

特別講座の修了者のうち、実際に教育管理職選考受験資格を得るまでの期間が空く者については、引き続きマネジメント力の向上及び教育管理職になるモチベーションを維持するための取組が必要である。

今後の取組の方向性

(1) 学校マネジメント強化事業

令和5年度は、都内小中学校 894 校、都立学校 134 校の規模で実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を充実させていく。

支援員に依頼することで副校長の勤務時間縮減につながった具体的な業務内容等の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指すとともに、副校長の業務負担の軽減や人材育成や学校経営に携われる時間を増やすことにより、副校長職の魅力向上に資する事業であることを更に周知・徹底していく。

(2) 学校リーダー育成プログラム

今後はオンライン形式と集合形式と両方の良さを取り入れた研修方式を企画し、受講者のモチベーションを高め、管理職選考受験候補者のマネジメント力育成に取り組んでいく。また、地区における過去の取組事例の紹介等を行うことにより校長や区市町村教育委員会、学校経営支援センターと連携し、本講座を受講した主任教諭が教育管理職になるまでの間、教育管理職になるという意識や、モチベーションの維持を図っていく。

さらに、区市町村教育委員会や学校経営支援センターによる学校マネジメント講座の充実のため、人事部作成の管理職リーフレット等を生かした研修やOJTの在り方等も示していく。教育管理職選考受験の年齢要件を満たして新たに有資格者となる者に受験を促すための直前講座である「アドバンスコース」を、引き続き次年度以降も実施する。

2 教育管理職登用の推進（人事部）

(1) キャリア形成を意識したジョブローテーションの推進

目 標

教育管理職選考の受験者を増やし、教育管理職の安定的な確保を目指す。

取組状況

教育管理職等への登用を促進するため、管理職選考受験啓発リーフレットの作成及び配布を行った。また、育児・子育て時期における人事異動面での配慮を行うほか、キャリア形成を意識したジョブローテーションを実施している。

また、「教育管理職受験の促進を目的としたロールモデル集」を平成28年度から令和3年度までに合わせて14回発行し、管理職の職務内容や仕事と家庭の両立に関する情報提供を行うことで、女性が教育管理職選考受験の意欲を持つことができるようにした。

さらに、新たな層から優秀な教育管理職を確保するため、平成29年度から教育管理職B選考の受験資格を、従来の主幹教諭・指導教諭だけではなく46歳以上54歳未満の主任教諭（主任教諭歴2年以上）にまで拡大している。

平成30年度から育児休業を取得中の教員も、教育管理職選考を受験できるようにした。

成 果

令和4年度教育管理職選考におけるA選考の倍率は1.6倍、B選考の倍率は1.3倍、C選考の倍率は1.1倍を確保した。

課 題

校種によっては依然として教育管理職の確保が難しい状況が続いており、より一層の受験促進の取組が必要である。

今後の取組の方向性

教育管理職B選考の受験資格拡大について、該当する主任教諭への制度周知を徹底して受験意欲の醸成・喚起を図る。校長が、自己申告面談の機会などに「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質向上に関する指標」を活用しながらキャリアプランを作るよう働き掛けをするほか、受験有資格者に対する個別の働きかけ、学校リーダー育成プログラムでも受験推進に繋がるテーマの選定や、教育管理職登用推進のためのその他の取組についても継続実施し、教育管理職選考受験を促進していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
--------	----	-----------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
教育職員の時間外労働の状況	1 か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合【令和 4 年 10 月】 都立高校 教諭等：63.1% (67.0%) 副校長：43.3% (43.7%) 都立特別支援学校 教諭等：75.5% (78.0%) 副校長：18.0% (23.0%) 都内公立小学校 教諭等：61.0% (55.4%) 副校長：28.1% (27.4%) 都内公立中学校 教諭等：51.3% (48.7%) 副校長：31.5% (26.3%)	—	1 か月当たりの時間外労働 45 時間以内の割合が年々上昇
TEPRO による学校への外部人材の紹介数	令和 5 年 3 月末 9,912 件 (5,436 件)	—	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 25：教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します		
1	学校を支える人員体制の確保	228
2	在校時間の適切な把握と意識改革の推進	233
3	教員業務の見直しと業務改善の推進	234
4	部活動の負担の軽減	234
施策展開の方向性 26：多角的に学校を支援する新たな体制を構築します		
1	公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援	236

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	10	教育の質を向上する「働き方改革」
施策展開の方向性	25	教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します
予算額：20,421,663千円		決算額：16,125,266千円

1 学校を支える人員体制の確保（人事部・指導部）

(1) 教員の校務負担軽減のための時数軽減（拡充分）（人事部）

目 標

小・中学校及び都立学校において、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減して、効果的・効率的な学校運営体制の整備を図る。

取組状況

負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するための時間講師の配置について、従来の教務主任や生活指導主任などに加え、小学校における研究主任（週4時間）や中学校における学年主任（1学年当たり週2時間）などに対象を拡大する取組を進めている。

※カッコ内は、講師時数の算定基準

成 果

時数軽減対象の教員の在校等時間の軽減が図られるとともに、当該教員が他の教員をサポートできるようになることなどにより、学校全体での一人当たりの在校等時間が月に5時間以上減少する効果もあった。

また、実施校からは、子供と向き合う時間の増加、授業準備時間の確保による授業の質の向上、打合せ時間確保による教員間の連携強化、働き方改革に係る機運の醸成などの効果があるとの声も上がっている。

課 題

上記成果が確認されている中で、小・中学校において事業申請校数が予算校数を上回っていることから、学校のニーズに十分に答えられるよう取組を拡充する必要がある。

今後の取組の方向性

令和4年度実施校の成果等を踏まえ、令和5年度は、予算規模を1,133校から1,506校へ拡大し、取組を更に推進していく。

(2) 小学校における英語教育に関する指導体制の整備（再掲）（指導部・人事部）

目 標

都内公立学校の小学校等全科教員で外国語指導を行う教員（以下「小学校教員」という。）及び東京都教育委員会が加配する小学校英語専科教員等（以下「英語専科教員」という。）に対し、学習指導要領の趣旨、

指導と評価の改善の方策等を周知することにより、小学校教員及び英語専科教員等の授業力の向上を図る。

取組状況

指導主事連絡協議会や学校訪問を通して学習指導要領の趣旨等の徹底を図るとともに、英語専科教員等の専門性向上をねらいとして、「小学校英語専科教員連絡協議会」を実施した。また、新規英語専科教員の配置校を指導訪問し、授業の指導・講評等を行い、英語専科教員の授業力向上への支援を行った。

【令和4年度実績】

- ・ これまでに作成・配布した、実際の授業の進め方などを映像から学ぶことのできる「小学校第3・4学年外国語活動指導資料DVD」及び「小学校第5・6学年外国語指導資料DVD」、小・中接続の視点を踏まえた指導の在り方及び評価の具体例等を掲載したリーフレット等について、上記連絡協議会や指導主事連絡協議会、学校訪問において周知し、活用の促進を図った。
- ・ 英語専科教員等に学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を上記連絡協議会において周知するとともに、協議・演習の場面を設定することで、理解の深化を図った。
- ・ 新規英語専科教員の配置校への指導訪問を行い、個々の教員の指導における課題把握とその解決方法について指導・助言を行った。

成果

「小学校英語専科教員連絡協議会」のアンケートにおいて、「言語活動の実施について」、「文字の指導について」、「学習評価について」の各項目に関して不安があると回答した教員の割合が、連絡協議会実施前から実施後にかけて、それぞれ28.6%、20.4%、42.8%減少した。

課題

学習指導要領の趣旨や、外国語の学習評価における留意点等について、引き続き十分な周知を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性

各区市町村における外国語教育の充実を支援するため、引き続き、上記連絡協議会を行うことで、学習指導要領の趣旨や外国語の学習評価における留意点等を周知し、英語専科教員等の専門性向上を図っていく。

(3) 学校マネジメント強化事業（再掲）（人事部）

目標

副校長の負担を軽減し、学校経営に集中できる環境を整備する。

取組状況

校務が集中し、多忙感のある副校長の業務負担を軽減するため、引き続き「学校マネジメント強化事業」を実施。小中学校では、区市町村が「副校長補佐」等の名称で支援員を任用・配置し、都がその費用を補助している（都費10/10）。

都立学校では「都立学校副校長マネジメント支援員」を直接任用・配置している。

成果

令和4年度は、都内小中学校884校、都立学校122校に会計年度任用職員を配置（又はこれに係る任用費用を補助）し、効果検証を実施した。本事業により、副校長の勤務時間が全校種平均で週当たり約2時間48分減少（小学校で1時間20分の減、中学校で2時間3分の減、高等学校で4時間26分の減、特

別支援学校で3時間24分の減。)するとともに、人材育成等の本来業務に集中することができるようになり、副校長のやりがいにもつながっていることを確認できた。

課 題

副校長が人材育成などの本来業務により専念できるよう、また、昇任間もない副校長にあっても業務への円滑な適応に係る支援を受けられるよう、これまでの成果を踏まえ、効果的な副校長の支援の在り方を定着・浸透させ、新たに支援員を配置する学校でも効果的な活用が行われるよう進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は、都内小中学校 894 校、都立学校 134 校の規模で実施し、昇任間もない副校長や時間外労働が常態化している副校長への支援を充実させていく。

支援員に依頼することで副校長の勤務時間縮減につながった具体的な業務内容等の共有を通じて本事業の効果的な活用を定着させ、副校長業務全体の見直しと合わせて更なる負担軽減を目指すとともに、副校長の業務負担の軽減や人材育成や学校経営に携われる時間を増やすことにより、副校長職の魅力向上に資する事業であることを更に周知・徹底していく。

(4) スクール・サポート・スタッフ配置支援事業 (人事部)

目 標

教員の負担軽減を図り、児童・生徒への対応や教材研究等に注力できる体制を整備する。

取組状況

教員の業務負担を軽減するとともに、生徒指導や授業準備などの本来業務に集中できる環境を整備するため、区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校に教員の業務を補助する会計年度任用職員(スクール・サポート・スタッフ)を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している(国庫補助1/3、都費2/3)。

成 果

令和4年度は、都内区市町村立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校のうち54地区1,818人(令和3年度は54地区1,783人)のスタッフ配置に係る任用費用を補助した。

また配置校においては、従来は授業以外の時間に行っていた印刷等をスタッフが授業中に済ませられることや教室の換気・健康観察の記録整理といった感染症対策にもスタッフが活用されており、教員の負担軽減効果が報告されている。具体的には令和4年10月の調査において、実施前後の教員1名あたりの勤務時間が週当たり3時間38分減少するとともに、事務作業をスタッフに任せられることによる心理的な負担軽減や、児童・生徒と関わる時間が増えたとの評価を得ている。

課 題

教員の働き方改革を都全体の取組として進めていくために、地域の実情にも配慮しながら、希望する全ての学校に十分なスタッフが配置できるよう、更なる効果検証を進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は引き続き都内の全区市町村立学校に1人ずつ配置できる規模に加え、時間外労働が多い学校に追加でスタッフを配置できるよう、令和4年度から約100人増の1,971人分の予算を確保し、必要とする学校にスタッフの配置が可能になるよう支援する。また、スタッフの有効な活用例を発信するなどの取組や、スタッフ配置による教員の負担軽減効果の測定・公表により、より一層のスタッフ配置・活用を促進していく。

(5) スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型）モデル事業（人事部）

目 標

学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適応できていない児童へのサポートを行う人材の配置・活用により教員負担を軽減する体制を整備する。

取組状況

学習に集中しにくい児童やその他学校生活に適応できていない児童に対し、休み時間における見守りや、授業における声掛け、学習支援、その他簡易な児童対応を担う会計年度任用職員（スクール・サポート・スタッフ（学校生活支援型））を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助 1／3、都費 2／3）。

令和 3 年度から 2 地区の小学校計 49 校を指定し、各学校 1 名の会計年度任用職員を配置、負担軽減効果の確認やより有効な活用方法の検討を行っている。

成 果

令和 4 年度は、43 校分のスタッフ配置に係る任用費用を補助した。スタッフを配置した学校では、「特別な指導を要する場面や児童への対応が必要な際、サポートがあることでより早く問題解決を図ることができる。」という声や、「もう少し長い時間勤務して欲しい。増員して欲しい。」などの声が上がっている。

課 題

勤務時間の変化を確認しつつも、学校現場での活用や様子の変化を丁寧に探り、有効な活用方法や、勤務時間の縮減以外の効果を確認していく必要がある。

今後の取組の方向性

令和 5 年度は、引き続き 2 地区 49 校においてスタッフを配置し、配置による効果検証を着実に進め、より学校の求める事業のあり方や人材の活用を検討していく。

(6) 社会の力活用事業（人事部）

目 標

小学校において、英語など新たな教育内容が導入される中、専門性の高い外部人材に、特別非常勤講師として一部の授業を任せることにより、教育の質の向上、教員の負担軽減を図る。

取組状況

高い専門性を有する外部人材を特別非常勤講師として任用した区市町村に対し、その人件費を補助している（都費 10／10）。

また、外部人材の活用を検討する区市町村に対しては、都が外国語活動及び体育を指導できる外部人材を公募し、学習指導案の作成等についての研修を受講させた上、紹介している。

成 果

令和 4 年度は、外国語活動や体育に係る指導を中心に、95 校 585 学級で特別非常勤講師が任用された。

区市町村からは、「教科指導に係る負担が軽減されている」、「外部人材の指導を通じ新たな気付きや指導方法を得る機会となった」との評価を得ている。

課 題

区市町村からのニーズが高い体育において、十分な数の特別非常勤講師を確保するため、引き続き都において公募・研修を実施するとともに、教員の指導案作成や授業準備などに係る時間や負担感の変化を検証していく必要がある。

今後の取組の方向性

令和5年度は、950学級において特別非常勤講師を活用した授業を実施する。

また、継続的に高い専門性を有する外部人材を確保し、学校へ紹介していくことを通じ、小学校における特別非常勤講師の活用を定着させていく。

(7) システムの活用による臨時的任用教員の確保支援（人事部）

目 標

任用候補者と各学校の希望条件等を総合的に管理するマッチングシステムを構築し、双方の希望条件に合った人材・学校を抽出することで、学校における人探しや折衝業務の効率を向上させるとともに、副校長等の業務負担の軽減を図る。

取組状況

システム構築に向け、令和4年12月に日本アイ・ビー・エム株式会社と契約した（令和4年7月の契約を目指していたが、契約不調のためスケジュールを変更した）。令和5年7月のシステム稼働を目指してシステム的设计・製造を実施した。また、各区市町村教育委員会の指導室課長連絡会にてマッチング支援システムへの稼働予定について連絡を行った。

成 果

システム構築中のため、本システム導入による成果は今後の把握となる。

課 題

マッチング支援システムの稼働により既存システムと置き換えになるため、利用者が円滑に移行できるよう、各種説明資料を作成する必要がある。また、マッチング支援システムはWEBを介して任用候補者や各学校・教育委員会等の職員がやり取りをする仕組みであるため、情報保護のためのセキュリティ担保が必要となる。そのため、各学校・教育委員会等の職員がシステムにログインする際、多要素認証が必要となる。既存システムでは求めてこなかったログイン方式であるため、導入に当たり丁寧な説明や導入事例の紹介が必要となる。

今後の取組の方向性

令和5年7月のシステム稼働に向けて、引き続きシステム構築業務を進めるとともに、マッチング支援システムの活用に向けた各種資料の作成を行う。加えて、教育に関する知見を有する東京学校支援機構（TEPRO）へ、本システムを活用した学校における人探しや折衝業務を委託することにより、更なる副校長等の業務負担の軽減を図っていく。

(8) エデュケーション・アシスタント配置支援事業（再掲）（人事部）

目 標

副担任相当の業務を担う人材を小学校に配置することにより、教育の質の向上、教員の負担軽減等を図る。

取組状況

授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、副担任相当の業務を担う会計年度任用職員（エデュケーション・アシスタント）を配置する区市町村に対し、その人件費を補助している（国庫補助 1 / 3、都費 2 / 3）。

成果

令和 4 年度は、20 校 57 学年分のアシスタント配置に係る任用費用を補助した。アシスタントを配置した学校からは、「児童対応を任せるとして、教材研究の時間が取れる」、「大人の目が増えることで精神的な負担感が減少した」などの声が上がっている。

課題

アシスタント配置により、教員の負担軽減や教育の質の向上にどのように寄与しているか、更なる効果検証を進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

令和 5 年度は、5 地区 100 校に配置規模を拡大した上で、第三者による授業観察や児童・保護者へのアンケート調査などを実施し、多角的な視点から事業の効果検証を行い、より一層のアシスタント配置・活用を促進していく。

2 在校等時間の適切な把握と意識改革の推進（人事部）

(1) 在校等時間の適切な把握と活用

目標

「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」に基づく時間外在校等時間（月 4 5 時間を上限）の実現

取組状況

都立学校では、登下校時にカードリーダーで打刻を行うこと等により、教育職員の在校等時間を客観的に把握している。令和 2 年 4 月 1 日からの「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の改正を受けて、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正し、都立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、時間外在校等時間の上限（原則 1 か月 45 時間、年間 360 時間）等について、都教育委員会規則で定めた。

成果

都立学校の教育職員に係る時間外在校等時間は、例年 10 月分の実績を調査集計している。時間外在校等時間が 45 時間以下の教育職員の割合について、令和元年度から令和 4 年度までの推移をみると、高等学校の教諭等はほぼ横ばい、副校長はやや増加している。また、特別支援学校の教諭等はほぼ横ばい、副校長はここ 2 年減少しており、区市町村立小・中学校を含めた全校種中最も低い割合となっている。

課題

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底しつつ、行事や部活動等、学校活動の各種制限が

緩和されていった 1 年であった。今後も感染状況や対策の緩和状況等を注視しながら、引き続き学校における働き方改革が推進されるよう支援していく必要がある。

今後の取組の方向性

都立学校において、引き続き、管理職が教育職員の在校等時間を適切に把握し、必要に応じて指導・助言等を行うことを通じて、メンタルケアの更なる充実や、長時間労働の改善を含めたライフ・ワーク・バランスの実現を図っていく。

3 教員業務の見直しと業務改善の推進（総務部）

(1) 統合型校務支援システムの整備（再掲）

目 標

成績や出欠、保健情報等の校務系データなどを一元管理・蓄積するシステムの稼働を開始し、教員の教え方改革・働き方改革を推進する。

取組状況

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和 4 年 4 月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

成 果

令和 4 年 4 月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

課 題

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

今後の取組の方向性

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

4 部活動の負担の軽減（指導部）

(1) 部活動指導員の配置・活用（再掲）

目 標

部活動における教師の負担軽減に加え、外部人材の活用により活動内容を充実させることで、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。

取組状況

部活動において、「部活動指導員」等の外部の指導者を活用し、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導の実現を図り、指導者の減少や学校における「働き方改革」や多様化するニーズ等の課題に対応する。

成 果

ア 部活動指導員の導入状況

部活動の実技指導や学校外での活動の引率等を行う部活動指導員を配置した。

- ・ 都立学校 185 校に対して 882 名を配置
- ・ 中学校 40 区市村 650 名を補助対象に決定（区市町村が任用、国と都が人件費を補助（国 1/3、都 1/3）

イ 効果

- ・ 休日等における対外試合の引率回数の減少により、教員の負担が軽減した。
- ・ 専門的指導を受けたいという生徒、保護者のニーズに応え、技能が向上した。
- ・ 顧問の教材研究や生徒指導等の時間が増加した。
- ・ コロナ禍の部活動中止期間においても、自宅にいる生徒に対しオンラインや書面等による指導の継続を行った。

ウ 東京都「部活動の在り方に関する方針」を策定した。

課 題

ア 人材の側面

- ・ 部活動指導員としての資質を備えた人材を更に多く確保し、紹介する体制を整備すること。
- ・ 適切な部活動運営のための体制整備と研修を充実すること。

イ 財政的な側面

- ・ 国が示す 1 時間当たりの単価（1,600 円）や予算を増額すること。
- ・ 国の補助事業を継続的に実施すること。

今後の取組の方向性

ア 顧問の負担軽減と部活動の質の確保を図るため、部活動指導員の配置事業の規模を拡充すること。 （都立学校：800 人、公立中学校：612 人）

イ 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」を周知し、適切な部活動運営をより一層推進すること。

基本的な方針	10	教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」
施策展開の方向性	26	多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
予算額：854,244 千円		決算額：655,347 千円

1 公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携による学校への支援（総務部）

(1) 公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）との連携

目 標

教員の負担軽減と教育の質の向上の両立を図るため、学校をきめ細かくサポートする。

取組状況

○TEPRO Supporter Bank 事業

- ・ 人材バンクを設置することにより多様な外部人材（サポーター）を確保し、都内の公立学校・教育委員会のニーズに応じた人材を紹介
- ・ サポーターの登録及び学校におけるバンク利用促進に向け、ニュースレターの発行、電車内広告、教育委員会、校長会訪問による活動事例紹介等を実施
- ・ 企業等の社員がボランティアとして学校の授業での端末操作等を支援

○学校法律相談デスク事業

- ・ 都立学校を対象に、日々の現場で生じる懸案事項について、初期段階から気軽に弁護士等に相談できる窓口を設置し、相談を実施
- ・ 「学校法律相談デスク通信」の配信等により学校へ事業を周知
- ・ 学校管理職を対象に、弁護士を講師として、学校で生じる法的課題への対応のポイントについて、事例を用いた研修を実施

○都立学校施設維持管理業務事業

- ・ 都立学校施設の多様な小口・緊急修繕工事を迅速かつ安定的に実施

○国際交流コンシェルジュ事業

- ・ 国際交流の取組内容に関する相談や支援システム(Web)に関する問合せへの対応、教員向けオンライン説明会等、交流活動の実施につながるようフォローアップなどを実施
- ・ 都内公立学校のニーズに沿った海外の学校を紹介し、マッチングするとともに、双方の児童・生徒による交流活動の実施を、準備段階から当日の運営まで総合的にサポート
- ・ 在京大使館やNPO法人等が提供する、大使館職員や留学生による学校訪問・講師派遣等の教育プログラムについて、申込みから実施までコーディネート

成 果

○TEPRO Supporter Bank 事業

	令和3年度	令和4年度
サポーター登録者	10,071 人	12,614 人
個人	5,676 人	7,064 人
団体	4,395 人	5,550 人
団体数	115 団体	157 団体
求人数	2,913 人	4,046 人
サポーター紹介数	5,436 件	9,912 件
学校が採用した人員	1,001 人	1,270 人
個人	745 人	1,104 人
団体	256 人	166 人
団体数	17 団体	18 団体
学校の満足度 (サポーターを採用した公立学校へのアンケートにより調査)	91.7%	84.2%

- ・ 様々な知識や経験等を有するサポーターの活用を促進し、児童・生徒の学習支援や教職員の事務支援等を行うことにより、教職員の負担軽減と教育の質の向上を図った。

○学校法律相談デスク事業

	令和3年度	令和4年度
相談件数	91 件	151 件
学校の満足度 (同デスクを利用した都立学校へのアンケートにより調査)	88.9%	93.6%

- ・ 教職員の負担軽減、トラブルの未然防止及び早期解決、学校の課題解決能力の向上を図った。

○都立学校施設維持管理業務事業

	令和3年度	令和4年度
小口・緊急修繕工事件数	5,064 件	5,193 件

- ・ 施設の安全性維持やバリアフリーの向上等、対象とする工事内容の範囲を拡大し、教育環境整備を推進した。

○国際交流コンシェルジュ事業

	令和3年度	令和4年度
相談件数	536 件	910 件
マッチング件数 (交流活動の実施に向けて都内公立学校と海外の学校とをマッチングした件数)	325 件	687 件
コーディネート件数 (在京大使館やNPO法人等が提供する教育プログラムについて各学校の申込から実施までをコーディネートした件数)	219 件	304 件

課 題

- TEPRO Supporter Bank 事業
 - ・ 個々のサポーターへの活躍の場の一層の提供
 - ・ 事業の更なる活用を促進するための学校への PR や、学校ニーズの把握とマッチング強化
 - ・ 学校を取り巻く環境変化に応じたニーズへの対応
- 学校法律相談デスク事業
 - ・ 法律相談デスクの一層の活用を通じた学校の課題解決能力の向上
- 都立学校施設維持管理業務事業
 - ・ 効率的な修繕発注の一層の推進
- 国際交流コンシェルジュ事業
 - ・ 国際交流コンシェルジュ事業の更なる利用促進
 - ・ 国際交流活動のメニューの充実
- 強固で柔軟な組織体制の強化・推進
 - ・ 組織体制の盤石化、優秀な人材確保に向けた柔軟な働き方を選択できる職場環境の整備

今後の取組の方向性

- TEPRO Supporter Bank 事業
 - ・ 成功事例の紹介等による人材バンクシステム未登録校への外部人材活用促進
 - ・ 多様な学校ニーズに応じた団体開拓等による人材の確保、活用促進
 - ・ 登録前研修や登録後のフォローアップ研修等によるサポーターのスキルアップ及びサポーターに対する定期的な情報提供
- 学校法律相談デスク事業
 - ・ 校長研修・副校長研修において弁護士等による講義・演習を実施
 - ・ 学校法律相談デスクに寄せられた相談事例の学校への周知
- 都立学校施設維持管理業務事業
 - ・ 学校の図面データによる施工方法の事前検討等による修繕工事の効率的実施
- 国際交流コンシェルジュ事業
 - ・ SNS や HP における国際コンシェルジュ事業の情報発信
 - ・ 学校へのアンケートやヒアリング等の実施によるメニュー開発
- 強固で柔軟な組織体制の強化・推進
 - ・ 事業拡大を踏まえた組織体制・制度の見直し・整備
 - ・ 短時間勤務（週 3 日勤務等）の導入やテレワーク等柔軟な働き方の推進

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
--------	----	-----------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
学校の学習用ネットワーク環境（通信の安定・速度など）について、「不満」・「やや不満」と感じている割合	令和5年3月 教員：46.6% 生徒：57.9%	—	30%以下

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 27：教員一人一人の健康保持の実現を図ります		
1	教員のメンタルヘルス対策等の取組の推進	240
施策展開の方向性 28：質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します		
1	学校施設の耐震化の推進	244
2	ブロック塀等の安全対策の推進	245
3	国産木材の利用の促進	247
4	空調設備の整備の促進	248
5	トイレ整備の推進	250
6	環境に配慮した整備の推進	252
7	「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）	253

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	27	教員一人一人の健康保持の実現を図ります
予算額：938,035 千円		決算額：723,057 千円

1 教職員のメンタルヘルス対策等の取組の推進（福利厚生部・人事部）

目 標

「早期自覚」「早期対処」を基本方針として、教職員の精神的健康の保持向上並びに疾病の早期発見及び早期治療を促進し、かつ、円滑な職場復帰の実現を図る。

都立学校教職員の健康の保持増進を図るため健康診断を実施し、受診率向上を目指す。

教職員のメンタルヘルス対策等の事業について、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、感染対策に留意しながら実施する。

取組状況

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

ア 啓発活動

全教職員を対象にメンタルヘルスに関する知識の普及啓発のための冊子を配布し、併せて事業案内リーフレットを作成・配布し、相談窓口の周知を行った。

イ ストレスチェック

都立学校全教職員を対象にストレスチェックを実施するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を基に職場環境改善アドバイザー派遣を実施した。

ウ 相談窓口・訪問相談

臨床心理士等による土日相談、電話相談及びメール相談、管理職を対象としたラインケア、セミナーへの講師派遣及び個別面談を実施した。また、精神科医による面接相談も実施した。

エ 職場復帰支援

医療機関等における職場復帰訓練及びリワークプラザ東京における所属学校における職場復帰訓練を継続して実施、令和3年度からは、医療機関プログラムと学校プログラムを一体とした新たなリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）を医療機関拠点に開始し、復職支援の充実に努めた。

オ 「副校長ベーシックプログラム」の実施

新任副校長を対象に、総合的な人材育成の一環として、こころのケアに関する知見等を深め、心身の健康管理の機会を創出することを目的として、公認心理師が新任副校長の在籍する学校を訪問しカウンセリング等を行った。

カ 教職員向けメンタルヘルス対策出張相談事業（人事部）

教職員が安心して働ける職場環境を整備するため、都内公立学校にメンタルヘルス相談員（臨床心理士等）を派遣し、原則として当該学校に所属する全教職員との面談を実施した。

面談を通じて、メンタルヘルスケアが必要な教職員を早期に発見し、必要に応じて病院等の専門機関との接続を行うとともに、面談結果を分析し、各学校の現状や改善点を各教育委員会へ提供した。

(2) 都立学校教職員の健康診断

一般健康診断（呼吸器系健診、生活習慣病健診、消化器系健診）、採用時及び復職後健診、特定化学

物質・有機溶剤等取扱業務従事者健診を実施した。高気圧業務従事者健診については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により安全を確保した実施方法が確立されていないため、実施できなかった。

特別健診として、女性健診、情報機器健診、腰痛健診、C型肝炎ウイルス検査及び前立腺がん検査を実施した。

いずれの健康診断においても、新型コロナウイルス感染症感染拡大を踏まえ、医療機関と連携を図りながらマスクの装着、消毒液の設置、飛沫対策等を徹底するとともに受診者である都立学校教職員に対しても感染対策の徹底を周知し、感染防止に努めた。

(3) 都立学校の安全衛生管理

都教育委員会は「都立学校安全衛生委員会」を設置し、各都立学校に安全衛生に関する情報を提供するなど、都立学校の安全衛生管理を支援した。

長時間労働による健康障害防止のため、産業医による長時間労働者への面接指導の実施について、都立学校長に対し働きかけを行った。

成 果

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

事業内容	実施件数・成果等
ストレスチェック	18,753件 受検率 85.4%
相談事業	438件
訪問相談事業	309件
職場復帰訓練（所属学校、連携プログラム）	開始承認 125件
復職アドバイザー訪問回数	延べ 382回
職場復帰支援連携プログラム	229件
副校長ベーシックプログラム	399件
教職員向けメンタルヘルス対策出張相談事業	448件（小学校14校326件・中学校5校122件）

セミナーへの講師派遣は、講義、リラクゼーション、ストレスマネジメント、事例検討、個別面談等ニーズに応じて内容を工夫して実施し、利用者からは、「セルフケアやラインケアの方法が分かり、今後の業務に生かせる。」「自信を見つめ直す良い機会であった。」などの意見があった。

また、学校や教育委員会の要望を受け、新型コロナウイルス感染対策のため、一部ではオンラインによる実施をした。

ラインケアとしての安全配慮義務視点での部下のメンタルヘルスマネジメントや良好なコミュニケーションについての講義等を実施した。

所属学校における職場復帰訓練実施者からは、「段階を追ったプログラムを実施することで、スムーズに復帰することができた。」等の意見があった。令和3年度から新たに開始したプレリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）の参加者からは、「職場復帰に向けて何をすべきかよく分かった。」「前向きな気持ちになれてよかった。」「経験者の方のお話が参考になった。」等の意見があった。

副校長ベーシックプログラムは、令和4年度から公認心理士等が、新任副校長の在籍する学校を訪問してカウンセリング等を実施した。

教職員向けメンタルヘルス対策出張相談事業では、面談者から、「自分から相談窓口に行く必要がないのはありがたかった。」「全教員が対象の事業であったため、気軽に相談できるきっかけになった。」等の意見があった。

(2) 都立学校教職員の健康診断

健診受診率

健診種別	受診率
生活習慣病健診	88.0%
呼吸器系健診	88.3%

(3) 都立学校の安全衛生管理

事業内容	実施件数・成果等
都立学校安全衛生委員会	4回

課 題

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

- ア ストレスチェックの受検率の向上
- イ メンタルヘルス対策事業の更なる周知・啓発
- ウ 職場復帰支援事業の利用促進
- エ 出張相談の実施地区・実施校の拡大

(2) 都立学校教職員の健康診断

受診率の更なる向上

(3) 都立学校の安全衛生管理

都立学校における安全衛生委員会のより一層の活性化

今後の取組の方向性

(1) 教職員のメンタルヘルス対策

- ア 引き続きストレスチェックの実施及び活用について周知し、受検率の向上を図る。
- イ 学校・教育委員会宛ての通知のほか、東京都教育委員会ホームページ、啓発冊子及び公立学校共済組合の広報誌への掲載、チラシ・リーフレットの作成・配布等、教職員への事業紹介について周知・啓発を実施していく。
- ウ 令和3年度から開始した新たなリワークプログラム（職場復帰支援連携事業）について、公立学校共済組合広報誌「かがやき」への掲載など多様なツールを生かして周知を行うとともに、医療機関等における職場復帰訓練、所属学校における職場復帰訓練の利用も引き続き案内し、希望者が個々に合った効果的な復職支援を受け、円滑な復職と再休職の防止につながるよう実施していく。
- エ 教職員向けメンタルヘルス対策出張相談事業について、早期周知により、面談を行う学校・教育委員会の拡大を図る。また、新たな環境で働く新規採用教員等に対しては、疲れを感じやすいゴールデンウィーク前後に面談を開始し、より多くの教職員が安心して働ける職場環境を整備する。

(2) 都立学校教職員の健康診断

引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染対策に留意しながら、都立学校教職員が安心して受診できるよう安全な健康診断実施を目指す。あわせて、受診者である都立学校教職員が健診実施に関する情報を適時適切に得られるよう、全都立学校に対してメールや掲示板等を活用しながら受診勧奨を行っていく。

(3) 都立学校の安全衛生管理

都立学校における安全衛生委員会の好事例の取組紹介を行うなど、引き続き安全衛生管理体制の充実を図る。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	11	質の高い教育を支える環境の整備
施策展開の方向性	28	質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します
予算額：17,272,337千円		決算額：14,753,347千円

1 学校施設の耐震化の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

- (1) **公立小・中学校等における耐震化の推進**（地域教育支援部）
都内区市町村立学校施設における非構造部材の耐震化の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。
- (2) **都立学校における震災対策の推進**（都立学校教育部）
天井等の落下防止対策工事により非構造部材の耐震化を進め、災害時における生徒等の安全を確保するとともに、都立高校の防災機能を強化する

取組状況

- (1) **公立小・中学校等における耐震化の推進**（地域教育支援部）
平成25年度から30年度まで非構造部材の耐震対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行ってきた。令和元年度以降も財政支援を継続することとし、令和4年度は非構造部材の耐震対策を行った26区市町村93事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
実績	163事業	146事業	127事業	81事業	55事業	96事業	93事業

- (2) **都立学校における震災対策の推進**（都立学校教育部）
平成24年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査・点検を実施し、調査結果を基に、平成25年度から必要な耐震化工事を実施している。
また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成25年度に調査・点検を実施し、平成26年度から耐震化を進めている。

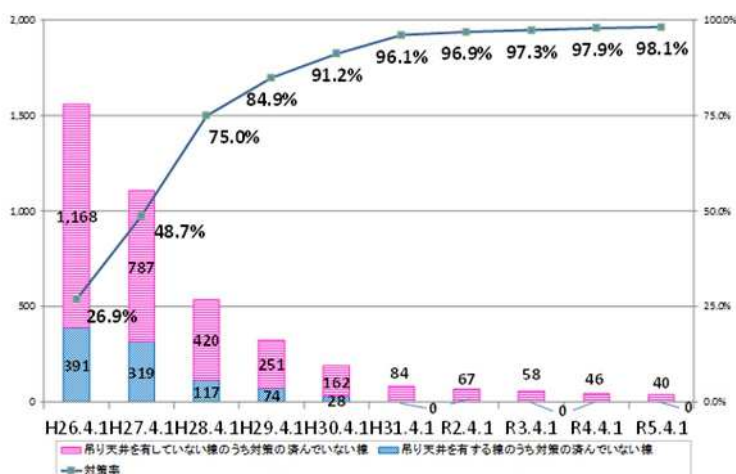
【令和4年度実績】

・つり天井材の撤去、落下防止対策：6校

成 果

- (1) **公立小・中学校等における耐震化の推進**（地域教育支援部）
都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策は、下記のとおり着実に進んでおり、令和5年4月1日現在の対策率は、98.1%である。

都内区市町村立小中学校の屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策の状況



文部科学省調査「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」による

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

- ・ 都立学校 体育館の天井材等の落下防止 平成 28 年度までに全校対策済
- ・ 都立学校 武道場等の天井材等の落下防止 248 校中 246 校対策済 (令和 5 年 3 月 31 日現在)

課 題

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進 (地域教育支援部)

屋内運動場等の吊り天井については対策を完了したものの、吊り天井以外の照明器具やバスケットゴールについて、令和 5 年 4 月 1 日現在、7 区市町村で 40 棟が対策未完了である。

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

都立学校の体育館や武道場等における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり当該施設を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等における耐震化の推進 (地域教育支援部)

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和 3 年度末を終期としていたが、非構造部材の耐震化をはじめとしたさまざまな安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を 2 年間延長し、令和 5 年度を終期とすることとなった。

(2) 都立学校における震災対策の推進 (都立学校教育部)

武道場等の天井材等の落下防止について、令和 5 年度に全校対策完了する予定である。

2 ブロック塀等の安全対策の推進 (地域教育支援部・都立学校教育部)

目 標

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進 (地域教育支援部)

都内区市町村立学校施設における児童・生徒等の安全確保上必要な対策の推進に資することを目的として財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

ブロック塀等について、撤去・新設を中心とした安全対策工事を実施し、事故の未然防止を図る。

取組状況

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

平成 30 年 6 月に発生した大阪北部地震でのブロック塀の倒壊による児童死亡事故を受け、平成 30 年度、ブロック塀等の安全対策を実施する区市町村に対し、財政支援を行った。令和元年度以降も、財政支援を継続することとし、令和 4 年度はブロック塀等の安全対策を行った 3 区市 3 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実績	251 事業	70 事業	14 事業	15 事業	3 事業

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

平成 30 年 6 月に発生した、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、これまでブロック塀等の点検や調査を行ってきた。

その結果を踏まえ、現在はブロック塀等の安全対策工事を実施している。

【令和 3 年度実績】

高等学校 10 校で実施

成 果

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校において、ブロック塀等の安全対策が着実に進んでいる。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

【令和 4 年度実績】

高等学校 5 校で実施

課 題

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

ブロック塀等の安全対策及び安全点検が未完了の区市町村がある。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

ブロック塀等の撤去後の再設置に当たっては計画通知が必要であり、その経費・期間等の確保が必要である。また、隣接地との境界塀については、その撤去・再設置に当たり、十分な調整が必要であり、境界確定が必要な場合、調整が長期間となることも想定される。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等におけるブロック塀等の安全対策の推進（地域教育支援部）

対策の完了していない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、早期の対策完了を働き掛けていく。

なお、本件に係る補助事業については、令和3年度末を終期としていたが、ブロック塀等をはじめとしたさまざまな安全対策等における状況や国の動向等を考慮し、事業期間を2年間延長し、令和5年度を終期とすることとなった。

(2) 都立学校におけるブロック塀等の安全対策の推進（都立学校教育部）

隣接地との調整等が必要な学校と改築工事に対応する学校を除き、令和5年度末の完了を目指す。

3 国産木材の利用の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産材の活用促進のため、学校施設の木質化にあたり国産材を使用し、財政支援を希望する区市町村に対して、着実に支援を行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

国産木材の利用推進に資するため、都立学校の塀等に国産木材を活用する。

取組状況

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

我が国の伝統的な建築材料である木材を活用し、温かみと潤いのある学校環境の中で児童生徒を育成することを目的とし、公立学校施設に国産木材を活用した整備を実施する区市町村に対して、その費用の一部を補助している。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

校舎等の新築・改築及び大規模改修工事に際し、校舎等の内装・什器及び外構フェンス等において国産木材を活用

【令和4年度実績】

- ・ 改築工事等における木柵の設置 3校で実施（高等学校2校、特別支援学校1校）
- ・ 什器（生徒用机・椅子等）の購入 63校で実施（高等学校46校・特別支援学校17校）

※上記のほか、新築・改築及び大規模改修工事等に併せて校舎等の内装において活用
（例）教室、廊下、昇降口、多目的ホール等

成 果

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

- ・ 内装木質化・造作工事 3区1町
- ・ 什器等設置 2区

- ・物品購入 5区1市

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

【令和4年度末時点計】

- ・ 改築工事等における木柵の設置 7校
- ・ ブロック塀対策における木塀の設置 10校

課 題

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

引き続き本事業の周知徹底を図り、一層の利用促進を推進する必要がある。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

敷地境界塀等での国産木材利用に際し、隣地所有者の理解が得られない場合や調整に時間を要する場合が想定される。

今後の取組の方向性

(1) 公立学校木の教育環境整備補助事業（地域教育支援部）

国産木材の活用に向けて、区市町村への働きかけを積極的に行う。

(2) 都立学校における国産木材の利用の促進（都立学校教育部）

新築・改築及び大規模改修工事において国産木材の活用を引き続き進めるとともに、外構等の造改修工事を計画する際に、木塀や木柵の設置を検討していく。

4 空調設備の整備の促進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記2事業については、空調が必要な教室・施設に設置を行うに当たって財政支援を希望する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

特別教室のうち、備え付けの機器や火気等を使用して実験・実習を行うなど、普通教室では代替することができない理科系実験室、美術室、工芸室、調理室及び被服室について、計画的に空調設置を進め、夏季における教育環境の改善を図っていく。また、体育館については全て完了しており、今後は、武道場等への空調設備の整備を進めていく。

取組状況

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

平成26年度から公立小・中学校における児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、公立小・中学校の特別教室のうち音楽室、視聴覚室、パソコン教室、図書室について冷房化補助を行っていたとこ

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

ろであるが、平成 27 年度に都立学校において冷房化対象教室が拡大されたため、小・中学校においても従来の冷房化対象の特別教室に加えて理科室、家庭科室、調理室、被服室、図工室、美術室及び技術室又はそれに準じた教室を対象を拡大した。令和元年度からは、給食室を冷房化対象に含め財政支援を行っている。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

平成 30 年度には、災害級の猛暑を受けて、体育活動の熱中症予防と避難所機能の強化のため、体育館等への冷房設置に対する補助を公益財団法人東京都環境公社への委託により平成 31 年 2 月から開始した（令和 3 年度からは公益財団法人東京学校支援機構へ委託）。

令和元年度からは、体育館等への空調整備が早急に推進されるよう、リース契約による整備についても補助を開始した。

対応件数

時 点	R2 年度	R3 年度	R4 年度
特別教室 実施数	118 室	133 室	108 室
体育館等 実施数	493 室	326 室	53 室

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和 4 年度実績】

- ・ 都立高等学校の特別教室の冷房化を実施 工事 18 校
- ・ 都立学校の体育館の冷房化を実施 工事 3 校
- ・ 都立高等学校の武道場等の冷房化を実施 工事 9 校

成 果

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

令和 5 年 3 月末時点見込み 特別教室空調設置率 92.3%（都の支援対象としている教室以外も含む。）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

令和 5 年 3 月末時点見込み 体育館等空調設置率 83.9%

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

【令和 5 年 3 月 31 日現在】

- ・ 都立高等学校における特別教室の冷房化 190 校中 150 校整備済
- ・ 都立学校における体育館の冷房化 令和 4 年度までに全整備済
- ・ 都立高等学校における武道場等の冷房化 190 校中 9 校整備済

課 題

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

特別教室の空調設備設置率については、本事業開始時（平成 26 年 4 月 1 日時点）65.4%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和 4 年度末 92.3%（都独自調査結果による。）となり、全体として上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

体育館等の空調設備設置率については、本事業開始前（平成 30 年 9 月 1 日時点）9.2%（文部科学省空調（冷房）設備設置状況調査結果による。）から令和 4 年度末 83.9%（都独自調査結果による。）となり、全体として大幅に上昇しているが、区市町村ごとに見ると設置状況に偏りがある。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

校舎の改修等、他の工事案件との兼ね合いも考慮しながら、冷房化工事を計画的に実施していく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 公立学校施設冷房化支援特別事業（地域教育支援部）

(2) 公立学校屋内体育施設空調設置補助事業（地域教育支援部）

上記 2 事業については、いずれも令和 3 年度末を終期としていたが、令和 3 年度末までに実施を予定していた工事を、コロナ禍の影響等により見送る事例が発生している状況を踏まえ、事業を延長し、令和 5 年度も区市町村の空調設置の取組を支援していく。

(3) 都立学校における空調設備の整備（都立学校教育部）

都立高等学校における各特別教室について、施設や電気設備の状況等に関する調査結果を踏まえ、計画的に冷房化を実施していく。また、体育館の冷房化は全て完了したことから、今後は武道場等の冷房化を実施していく。

5 トイレ整備の推進（地域教育支援部・都立学校教育部）

目 標

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

児童・生徒にとって安全・安心な環境を確保するとともに、災害発生時に地域住民の避難所としての機能を向上させるため、公立学校のトイレ整備を実施する区市町村に対し、着実に支援を行う。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

都立高校の改築や大規模改修工事を実施する際、洋式トイレを基本として整備を行っていく。また、計画的にトイレ改修工事を実施し、トイレの洋式化を推進していく。

取組状況

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

平成 29 年度から、トイレ整備を実施する区市町村に対し、財政支援を行っている。

令和 4 年度は、33 区市町 177 事業に対し補助を実施した。

・対応件数

時点	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実績	203 事業	186 事業	208 事業	134 事業	171 事業	177 事業

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

小規模な改修工事により、和式大便器を洋式に交換するトイレ洋式化を実施したほか、老朽化が著しいトイレ設備についてはトイレ洋式化とともに配管等の改修を含めた工事を行った。

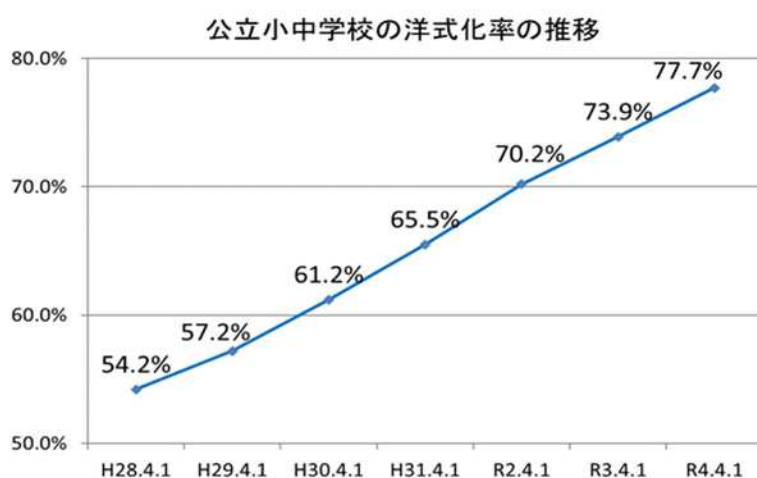
【令和4年度実績】

- ・ 小規模な改修工事（トイレ洋式化） 12校で実施
- ・ 老朽トイレの改修工事 11校で実施

成 果

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

都内区市町村立小中学校のトイレの洋式化は、下記のとおり進んでいる。



※ 東京都調査「公立学校施設トイレ整備に関する調査」による（平成28年度は文部科学省調査）
 ※ 対象施設は区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前後）、特別支援学校
 （平成28年度文部科学省調査の対象施設は公立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校（前））

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

【令和5年3月31日現在】

- ・ 都立高等学校 トイレの洋式化率 83.1%
- ・ 都立特別支援学校 トイレの洋式化率 95.6%

課 題

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

新型コロナウイルス感染症の影響による夏季休業期間の短縮により、予定していたトイレ改修工事を見送る事例や、資材確保が困難となったことから工期延長となる事例が生じた。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

トイレは児童・生徒が日常的に使用する施設であるため、工事実施中の教育活動への影響を考慮し、工事実施時期や対象範囲を工夫する必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 公立小・中学校等におけるトイレ整備の推進（地域教育支援部）

整備の進んでいない区市町村の今後の整備計画や課題を適切に把握し、計画的な整備を働き掛けていく。

令和2年度までであった本事業の事業期間について、新型コロナウイルス感染症の影響もあったことから令和4年度まで延長することとした。また、区市町村の整備状況等を考慮し、事業期間を3年間延長し、令和7年度を終期とすることとした。

(2) 都立学校におけるトイレの洋式化の推進（都立学校教育部）

教育活動への影響を抑えるため、工事対象を絞った小規模な改修工事を複数回実施し、トイレの洋式化を進めていく。また、老朽化が著しいトイレの改修を行う際には、併せてトイレの洋式化を図る。

6 環境に配慮した整備の推進（都立学校教育部）

目 標

(1) 太陽光発電設備の整備

再生可能エネルギーの積極的な活用により環境負荷を軽減し、更には発災時におけるエネルギー供給の確保にも資するため、改築や大規模改修工事を行う際、併せて校舎屋上に太陽光発電設備を整備していく。また、既存校舎についても、施工部署である財務局及び環境局と連携しながら設置を加速化していく。

(2) 照明のLED化の推進

照明によるエネルギー消費量を削減するため、改築や大規模改修工事の際、照明設備を原則としてLED照明とするなど、照明のLED化を順次進めていく。

取組状況

(1) 太陽光発電設備の整備

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、太陽発電設備の整備を進めている。また、既存校舎については、令和5年度の設置に向けて、設計等を進めている。

【令和4年度実績】

高等学校 2校で整備（合計78kW） 特別支援学校 2校で整備（合計135kW）

(2) 照明のLED化の推進

学校の新築・改築、大規模改修工事等を捉えて、学校の照明設備の原則LED化を進めている。

【令和4年度実績】

高等学校 1校 特別支援学校 2校

成 果

(1) 太陽光発電設備の整備

令和2年度末	100校	2614.72kW	（高等学校77校・特別支援学校23校）
令和3年度末	106校	2944.22kW	（高等学校80校・特別支援学校26校）
令和4年度末	109校	3157.22kW	（高等学校82校・特別支援学校27校）

(2) 照明のLED化の推進

令和2年度 7校 令和3年度 5校 令和4年度 3校

課 題

(1) 太陽光発電設備の整備

太陽光発電設備の整備は、校舎屋上にある既存空調機の室外機、ヘリサイン等が設置され、屋上緑化が行われている学校もあることから、設置スペースの確保が困難となる場合がある。また、建物強度の面で構造上設置が可能か現地調査及び構造計算書等により判断が必要となる。

(2) 照明のLED化の推進

学校の照明機器のLED化工事は、新築・改築及び大規模改修時を捉えて原則LED化を図るとともに各種工事の際に併せて整備しているが、今後はゼロエミッション化の推進や既存照明器具の生産終了を踏まえ、既存校舎においてもLED化を計画的に進めていく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 太陽光発電設備の整備

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎への設置も今後進めていく。

(2) 照明のLED化の推進

新築・改築及び大規模改修工事の際等を捉えて整備を行うとともに、既存校舎の照明のLED化の手法を検討していく。

1 「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」の推進（再掲）（総務部）

目 標

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、教育のデジタル化を強力に推進し、教え方改革、学び方改革、働き方改革の3つの改革を同時に進めることで、子供たちの学びを「知識習得型」から「価値創造・課題解決型」へと発展させていく。

取組状況

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGAスクール運営支援センター整備支援事業

教員等の問い合わせに対応するヘルプデスクの設置や校内ネットワークの点検・応急対応等、区市町村立学校のデジタル運用を支えるGIGAスクール運営支援センターの整備経費の一部について、国の補助に上乗せした都独自の補助を実施した。

【補助実績】GIGAスクール運営支援センター整備支援事業 42地区

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

区市町村立学校に導入された一人一台端末をより実践的に利活用していくため、区市町村立学校において、デジタルの専門性に基づく授業支援や校内研修等を担うデジタル利活用支援員の配置経費の一部を都独自で補助した。

【補助実績】デジタル利活用支援員配置支援事業 48地区

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

- (ア) AI教材やデジタル教科書等を活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、学習履歴や校務系データ等の蓄積・分析・指導等への活用における実証研究を行う推進校（TOKYO教育DX推進校）を19校（高等学校及び中等教育学校）指定した。
- (イ) 子供たちの学びへの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、先端技術（センシング、VR、AR）を活用した実践的な研究を行う推進校（先端技術推進校）を3校（高等学校）指定した。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

令和3年度に都立高校全校に導入した定期考査採点・分析システムを活用し、定期考査や小テスト等の採点業務を正確かつ効率的に行うことで、採点誤りの防止と教員の業務縮減を図るとともに、問題ごとの正答率等を集計・分析し、授業改善や生徒の補習等の取組を推進した。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

- (ア) 都立学校への校内無線LAN整備、統合型学習支援サービスの導入等のデジタル環境整備に当たり、トラブルに迅速に対応し、安定した活用を支援するとともに、専門的見地から活用手法の改善や新たな活用法について支援するためのデジタルサポーター（ICT支援員）を引き続き都立学校全校へ常駐配置した。
- (イ) 未来を生きる子供たちに必要な資質・能力を真に理解することにより、教育イノベーションを実現するため「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施した。

【実施実績】教育イノベーション研修 120回実施 延べ約2,200人参加

エ 教育用ダッシュボードの構築

校務系データと学習系データの効果的な連携方法及びデータ分析の有用性について検証を進め、統合型校務支援システムと統合型学習支援サービスのデータを活用した教育ダッシュボードの実現に向けて、その分析基盤を構築した。

オ 教育用ICTネットワークの更改

- (ア) 都立高等学校、高等学校附属中学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるICT環境の充実のため、平成21年度に全校を結んだ教育用ICTネットワークを整備した。
- (イ) 各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進めた。

カ 校内無線LAN環境の整備

- (ア) 令和3年度中に都立学校全校の校内無線LAN環境の整備が完了した。
- (イ) 令和4年度は高校一人1台端末の導入やオンラインを活用した双方向型授業等の実施機会の増加による通信量増を見据え、全都立学校（島しょを除く。）の通信環境の増強を行った。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

教員と児童及び生徒の双方向のオンライン学習等を可能とする統合型学習支援サービスについて、必要な機能改善を行いながら利活用を推進した。

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度に引き続き、令和5年度入学生の生徒所有一人1台端末についても、端末調達に係る検討・契約を行い、円滑な導入を進めた。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、統合型校務支援システムを令和4年4月に運用開始し、安定稼働及び全都立学校への運用定着を図った。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DX支援

統合型校務支援システムなどの導入に向け、各町村教育委員会や学校など関係者と共同調達に係る調整及び検討を行った。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

(7) 在校生の進路希望の実現に向け、大学に進学した卒業生をチューターとして募集し、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗る枠組み（オンラインチューター制度）を構築した。

(4) 教員の学習機会の確保に向け、指導教諭の授業を撮影・映像化し、島しょ地域の教員を対象にオンラインで配信した。

成 果

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア GIGA スクール運営支援センター整備支援事業

国及び都の補助を活用し、GIGA スクール運営支援センターを整備することで、端末等の円滑な運用を支援した。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

都の補助を活用しデジタル利活用支援員を配置することで、端末等の実践的な利活用を支援した。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「TOKYOデジタルリーディングハイスクール」事業

(7) AI教材やデジタル教科書を導入し、AI教材やデジタル教科書を活用するための課題や効果的な活用方法について整理した。また、学習履歴や校務系データを校内で分析し、課題の把握や指導改善につなげる活用事例を蓄積した。

(4) 子供たちの学びの意欲を高め、力を伸ばす教育に向け、教育課程内で先端技術（センシング機器等・VR機器等）を活用し、教科等学習内容の理解を深めるための実践的な研究を行った。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

令和4年4月から全都立高校等で本格運用を開始した。教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施し、働き方改革や授業改善を促進させた。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(7) デジタルサポーターにより、統合型学習支援サービスの年度更新及びID管理支援、学習者用端末、ICT教育用機器などのICT環境保守運用支援、校内無線LAN接続及び活用支援、ICTを利活用した授業の準備、授業での端末操作支援、ICT利活用を推進するための校内研修等が行われ、都立学校におけるデジタルの利活用を推進した。

(4) 「教育イノベーションを実現するための中核教員向け研修」を実施し、デジタル利活用の中核となる教員の育成を図った。

エ 教育用ダッシュボード整備に係る調査研究

教育用ダッシュボード整備のための検証シナリオを作成し、データ分析を有効に行うための事例を収集できた。また、教育ダッシュボードの実現に向けて分析基盤を構築し、データの蓄積開始に向けた基盤の整備を実施した。

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

オ 教育用 I C T ネットワークの更改

運用改善を行うことで、学校における環境管理業務の負荷を低減することができた。

カ 校内無線 L A N 環境の整備

令和 4 年度中に全都立学校（島しょを除く）の通信環境を 2Gbps の帯域保証型にアップデートし、都立学校におけるオンライン学習環境を充実させることができた。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

統合型学習支援サービスについて、令和 2 年度から都立学校の全教員及び児童・生徒等分のアカウントを発行し、教員及び児童・生徒等の双方向のオンライン学習等が可能となった。

令和 4 年度に、一層のオンライン学習の推進を行った。

ク 都立学校等における一人 1 台端末の整備

令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度新入生について、端末の調達方法や保護者負担に対する支援策を定め、令和 5 年 2 月から端末の販売を開始した。

(3) 統合型校務支援システムの整備

令和 4 年 4 月にシステムを稼働させ、業務縮減及び業務の効率化を図った。安定稼働及び全都立学校への運用定着を図るため、ヘルプデスクによる継続した支援やフォローアップ研修などを実施した。

(4) 島しょ地域における教育 D X 推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育 D X の推進

島しょ地域の 7 自治体と東京都が統合型校務支援システムを共同調達し、各自治体の小学校及び中学校に導入することを決定した。

イ 島しょ地域の高校における教育 D X の推進

(ア) オンラインチューターが八丈高校及び大島高校の在校生との面談を両校で延べ 85 人と実施し、在校生の進路実現を支援した。

(イ) 島しょ地域の教員の学習機会の一つとして、指導教諭の授業映像のオンデマンド配信を開始し、3 授業を配信した。

課 題

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア G I G A スクール運営支援センター整備支援事業

端末等の円滑な運用を確保するために必要な支援体制を検討する必要がある。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

一人 1 台端末の授業等の活用が進む中で、支援員の役割や必要な支援体制を検討する必要がある。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「T O K Y O デジタルリーディングハイスクール」事業

(ア) T O K Y O 教育 D X 推進校

A I 教材やデジタル教科書をより効果的に利用できるよう、A I 教材やデジタル教科書の特徴を理解し学びの全体をデザインする必要がある。また、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、学習履歴や校務系データ等の活用を組織的に行う必要がある。

(イ) 先端技術推進校

授業を行う全ての教員が、機器の特性をよく理解し、積極的に使用していくよう研修体制を整える必要がある。また、主体的・日常的に機器を活用するための仕様環境を整備し、教材研究を組織的に行っていく必要がある。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

定期考査採点・分析システムの利用をより一層促進するため、引き続き、教員向けの操作研修や分析機能活用研修を実施する必要がある。

ウ デジタルサポーター（ICT 支援員）の配置・教員向け研修

(ア) デジタルサポーターの配置

都立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、引き続き全校常駐の配置を継続する必要がある。また、教員の負担軽減のため、業務内容に統合型校務支援システムや定期考査採点・分析システムの設定支援や入力支援等を追加する必要がある。

(イ) イノベーション研修

都内公立学校のデジタル利活用の一層の推進のため、各校の情報活用能力育成担当者向け研修を引き続き実施する必要がある。

エ 教育ダッシュボードの構築

教育ダッシュボードの設計、開発に当たり、連携するシステム等と調整を図ると共に、利用の開始に向けて、利活用の方針やマニュアル等の整備を進める必要がある。

オ 教育用 I C T ネットワークの更改

高校段階における一人 1 台端末の整備等に伴い、オンライン学習が進むことで、より性能の高いネットワークを整備する必要がある。

カ 校内無線 L A N の整備

今後の通信規格等の技術革新により、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う必要がある。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

オンライン学習をより推進するため、P D C A サイクルを循環させ、機能の改善や拡張等が必要となる。

ク 都立学校等における一人 1 台端末の整備

導入した一人 1 台端末の活用を促進していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

円滑な運用を目指し、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育 D X 推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育 D X の推進

令和 5 年度途中からの統合型校務支援システムの試行運用開始に向けて、各自治体の小・中学校の校務等の整理を行い、学校運営に支障のないように導入する必要がある。

イ 島しょ地域の高校における教育 D X の推進

(ア) 在校生の進路実現の支援に向け、希望する高校がオンラインチューター制度を実施できるように制度改正の必要がある。

(イ) 配信されている授業の教科、科目などが限定されているため、配信対象の授業を拡充し、教員の学習機会を充実していく必要がある。

今後の取組の方向性

(1) 区市町村立学校のデジタル環境整備・利活用

ア G I G Aスクール運営支援センター整備支援事業

国の「G I G Aスクール運営支援センター整備事業」に上乘せ補助を行うとともに、各区市町村の支援体制における課題等を把握し、端末等の円滑な運用を支えていくために必要な支援を検討していく。

イ デジタル利活用支援員配置支援事業

授業等におけるデジタルの利活用を支援するデジタル利活用支援員の配置経費の一部を補助するとともに、各区市町村の一人1台端末の活用状況等を定期的に把握し、必要な支援を検討していく。

(2) 都立学校のデジタル環境整備・利活用

ア 「T O K Y Oデジタルリーディングハイスクール」事業

(7) T O K Y O教育D X推進校

A I教材やデジタル教科書の特徴や利用する教科の特性を踏まえた学び全体のデザインについて研究する。また、学習履歴や校務系データ等を活用した実践事例を事業連絡会で共有するなど、T O K Y O教育D X推進校の取組を充実させる。

(4) 先端技術推進校

各推進校の教科研究組織を中心とした実践事例を蓄積するとともに、地域や民間企業との連携による、発展的な取組を模索していく。また、蓄積した実践例は成果と課題とともに公開授業等で都立学校に共有し、先端技術を活用した取組を充実させる。

イ 定期考査採点・分析システムの活用

教員向けの操作研修や分析機能活用研修において、採点業務効率化の効果や授業改善事例等を示すなど、定期考査採点・分析システムの活用を推進する。

ウ デジタルサポーター（ICT支援員）の配置・教員向け研修

(7) デジタルサポーターの配置

引き続き、全校常駐配置を継続するとともに、業務内容の範囲を拡大に向けて検討を進める。

(4) イノベーション研修

引き続き、各校の情報活用能力育成担当者向け研修を引き続き実施する。

エ 教育ダッシュボードの構築

統合型学習支援サービスのログデータと統合型校務支援システムのデータを分析・可視化する教育ダッシュボードについて、段階的開発を行うとともに、段階的に対象校を拡大し、教育データの利活用を推進していく。

オ 教育用I C Tネットワークの更改

各学校におけるネットワークの利用状況等を踏まえ、次回の更改に向けネットワークの見直し等の検討を進める。

カ 校内無線L A Nの整備

今後の通信規格等の技術革新に対応するため、ネットワーク機器の更新を数年ごとに行う。

キ 統合型学習支援サービスによる全校オンライン学習環境の整備

P D C Aサイクルを循環させ、オンライン学習をより推進するために必要な機能の改善や拡張等を検討する。

基本的な方針 11 質の高い教育を支える環境の整備

ク 都立学校等における一人1台端末の整備

令和4年度及び令和5年度に引き続き、令和6年度入学生についても生徒所有一人1台端末を導入するため、端末の調達方法などについて、検討していく。

(3) 統合型校務支援システムの整備

都立学校における業務縮減及び業務の効率化に向け、円滑な運用となるよう、継続してヘルプデスクで支援をしていく。

(4) 島しょ地域における教育DX推進事業

ア 島しょ地域の小・中学校における教育DXの推進

令和5年度の統合型校務支援システムの導入及び試行運用の状況を整理し、令和6年度の本格運用につなげていく。

イ 島しょ地域の高校における教育DXの推進

(ア) オンラインチューター制度の実施対象を島しょ地域の高校全体に拡大し、多様な生徒に向けて必要な支援を検討していく。

(イ) 配信する指導教諭の授業の教科、科目などを拡充し、教員の様々な学習機会を確保していく。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
--------	----	--------------------------

○指標

指標	現状値	全国データ	目標
「地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、保護者や地域の人との協働による活動を行った」と回答する学校数 <全国学力・学習状況調査（文部科学省）>	令和4年度 小：71.6%(74.9%) 中：58.6%(70.0%)	令和4年度 小：70.8% 中：55.9%	年々上昇

括弧内は前年度数値

○施策展開の方向性と主な取組

施策展開の方向性 29：学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します		
1	学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）	261
2	「放課後子供教室」における活動の推進	262
3	外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）	264
施策展開の方向性 30：地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します		
1	「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実	267
2	「地域学校協働活動」の推進	268

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	29	学校と家庭、地域・社会が一体となり、子どもを見守り、育てる教育活動を推進します
予算額：3,729,757千円		決算額：3,119,187千円

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（再掲）（指導部）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

目 標

小・中学校において、民生児童委員等の地域の人材が、学校と協働して、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、児童虐待等の課題を抱えた児童・生徒及びその保護者への支援を行う。

取組状況

「家庭と子供の支援員」の配置

ア 配置の目的・配置先について

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

イ 活動内容等について

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

ウ 「学校と家庭の連携推進会議」の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校に、学校管理職及び教職員と「家庭と子供の支援員」を構成員とした「学校と家庭の連携推進会議」を設置し、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応についての協議を行う。

エ スーパーバイザーの配置

対応が困難な事例などに対しては、スーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）が、「家庭と子供の支援員」に対して、定期的に助言を行う。

オ 事業経費運用方法

(ア) 学校指定初年度（委託事業） 国 1/3、都（委託料）2/3

(イ) 学校指定2年目以降（補助事業） 国 1/3、都（負担金補助及び交付金）1/3、区市町村 1/3

カ 実施地区、配置校数、配置人数

(ア) 実施地区 33 区市町村（13 区 19 市 1 町）

(イ) 実施校 411 校（小学校 265 校、中学校 146 校）

(ウ) 家庭と子供の支援員数 848 人

(エ) スーパーバイザー数 124 人

キ 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数

延べ 29,149 日

成 果

令和2年度から令和4年度の推移をみると、「家庭と子供の支援員」の配置を希望する学校が増加傾向にあり、区市町村教育委員会や学校がその効果を認識していることが伺える。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	244校	251校	265校
中学校	140校	146校	145校
計	384校	397校	411校

課 題

区市町村教育委員会及び学校における活用方法等について、実態や課題を把握するとともに、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題への今後の活用の在り方について再度検討する必要がある。

また、対応前後についての成果と課題を検証することが、本事業の活用を推進することにつながると考える。

今後の取組の方向性

学校において、多様な外部人材同士が連携し、児童・生徒に対して、効果的な支援を行うことができる体制を、一層充実させることが必要である。そこでスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「家庭と子供の支援員」等が連携して児童・生徒等に支援を行って成果を上げた事例を収集し、各学校に周知するとともに、生活指導担当指導主事連絡会において、学校が多様な外部人材をコーディネートする機能をもつことができるようにするための方策を提言していく。

2 「放課後子供教室」における活動の推進（地域教育支援部）

(1) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施

目 標

「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施

取組状況

多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体型を推進する区市町村を主な対象に、環境整備や終了時間延長などの取組や、NPO等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施した。

- ・専門人材を活用した活動プログラムの実施

令和4年度実績

実施内容	実施回数	延べ参加者数
スポーツ教室	200回	3,190名
科学実験教室	40回	467名

成 果

専門人材を活用した「科学実験教室」や「スポーツ教室」プログラムの子供向けアンケートでは、両プログラムとも約99%が「とても楽しかった」「楽しかった」と回答し、非常に高い満足度が得られた。

また、「もっとやりたい」「またやりたい」という声もあり、子供たち自身が試行錯誤しながら実験に取り組む様子が見られ、子供たちの好奇心をかきたてるプログラムを提供することができた。

教室スタッフ向けアンケートでは、講師の指導方法や子供たちへの関わり方が参考になったという感想があり、今後の教室実施へ活かすことのできる機会を提供できた。

課 題

活動内容の充実を図るため、活動プログラムの実施教室数を増やしていくとともに、多様なプログラムの展開が必要

今後の取組の方向性

区市町村に対して学童クラブとの連携や地域人材の活用など多様な活動事例の紹介を行うとともに、専門人材を活用した活動プログラムの展開等区市町村における活動内容の一層の充実を支援する。

(2) 「放課後子供教室」の充実

目 標

区市町村における「放課後子供教室」の実施を推進する。

取組状況

ア 「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、子供たちに学習や様々な体験・交流活動の機会を提供する事業を実施した。

実施地区数及び教室数等の推移

年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
地区数（区市町村数）	55 地区	55 地区	55 地区	56 地区	57 地区
教室数	1,260 教室	1,272 教室	1,178 教室	1,258 教室	1,292 教室
小学校区数	1,187 校区	1,196 校区	1,120 校区	1,191 校区	1,209 校区

イ 放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後子供教室に関わる地域コーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施した。

参加者数の多い「スタッフ研修」については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、YouTubeチャンネルによるオンデマンド開催とした。

【実績】 コーディネーター等研修（2回） 受講者数 281 名

スタッフ研修（オンライン開催） 視聴回数 延 2,001 回

ウ 情報提供

東京都教育委員会ホームページを活用して「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供を行った。

成 果

各自治体・放課後子供教室において感染防止対策を講じた上で、放課後等の居場所及び体験活動等の場を提供することができた。

課 題

新型コロナウイルス感染症の影響で、実施日数や活動内容等を制限していた各自治体・放課後子供教室において、十分な感染防止対策を講じた上で、実施日数や活動プログラムの実施回数等を新型コロナウイルス感染症拡大前の状況に戻していくことが課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、コロナ禍において一部制限していた事業を従来の状況に戻していく上で参考となる情報を提供するなど、各地域の実情に応じた取組が一層充実するよう引き続き支援していく。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）（地域教育支援部・指導部）

(1) 「地域未来塾」の促進（地域教育支援部）

目 標

区市町村における「地域未来塾」の実施地区の拡充を図る。

取組状況

区市町村が主体となり、放課後等に地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」を実施した。

実施地区数等の推移

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	29 地区	31 地区	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	640 校	659 校	652 校	658 校	704 校

・新型コロナウイルス感染症の影響

多くの地域未来塾は、放課後等に感染予防対策を講じた上で学校を会場に実施、またはオンラインで実施したが、その一方で実施を見送る地域や学校も見られた。

・取組内容

大学生や教員 OB 等による、個別指導やグループ学習等の形式による学習支援を実施した。

会場は、自治体ごとに様々であり、学校の教室を利用するものや公民館・教育センター等学校外の施設を利用している例もある。

成 果

実施した教育委員会や学校からは、「塾に行っていない生徒にとっては学力向上に大きく役立っている。」「大学生や教員 OB、保護者や地域住民が学習支援員として活動しており、学力の向上に寄与している。」等の報告を受けており、学習習慣の確立や基礎学力の定着等に一定の成果があったといえる。

年度	R 2	R 3	R 4
地区数（区市町村数）	30 地区	30 地区	31 地区
対象校数	652 校	658 校	704 校

課 題

地域人材の学習支援員の協力を得て実施する「地域未来塾」は、コロナ禍により令和2・3年度に続き令和4年度も実施地区及び実施校の拡充にはつながらなかった。

未実施地区への「地域未来塾」活用促進や実施地区における対象校数の拡大促進が課題である。

今後の取組の方向性

区市町村に対して、参考となる取組事例の情報を提供するなど、地域や学校の実態を踏まえた学習支援の取組が一層拡充するよう働き掛けを行う。

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（地域教育支援部）

目 標

平成30年度及び令和元年度のモデル実施を踏まえ、令和2・3年度は実施地区を拡充し実施し、以上のモデル実施の効果や効果的な運営方法等を踏まえ、令和4年度から本格実施とした。

取組状況

モデル地区を指定して中学生を対象とする進学を目的とした放課後等の学習支援を実施した。

- ・ 2地区 計 13 中学校、中学3年生 83 名が参加
- ・ 数学、英語、国語、理科、社会等を中心に、民間教育事業者（講師）により 10 名程度の少人数で習熟度別に指導
- ・ 土曜日又は長期休業日中に 2 時間程度
- ・ 8 月から 2 月にかけて 54 回

成 果

平成30年度、令和元年度の2年間のモデル実施（2地区）を経て、令和2年度からは地域未来塾の一環として実施地区を拡大し4地区、令和3年度は5地区でモデル実施し、令和4年度は2地区で行われた。

生徒対象のアンケートには、「今まで勉強方法や計画の立て方など何をすべきかわからない状態で始まったのに、スタディ・アシストを受講して勉強をする意味や楽しさを学ぶことができた。」「課題にメッセージを添えて頂いたり褒めちぎってくれたりしたので第一志望に余裕をもって合格でき、不安なことがすべて消えた気がします。」等、通塾経験のない生徒から肯定的な声が寄せられた。

	A地区	B地区
【志望校への進学】 第1志望に合格	94.2%	82.7%
【平均点の比較】 業者による事前テスト（初回） と事後テスト（最終回）の結果	英語+18	英語+4.9
	数学+10.5	数学+20.4

課 題

各モデル実施地区における成果と課題を踏まえ、令和4年度から本格実施としたが、実施地区は2地区に留まった。中学3年生を対象とした学習支援を実施している区市町村教育委員会が、より活用しやすい実施方法に関する検討が課題である。

今後の取組の方向性

- ・平成30年度、令和元・2・3年度の事業成果や課題を踏まえ、公立中学校の進学を目的とした学習支援事業として、令和4年度に引き続き令和5年度以降も事業を継続して実施する。
- ・モデル地区における成果や課題を踏まえ、既に中学3年生を対象に実施している取組を充実する観点も組入れ、実施地区の状況に応じた効果的な事業運営を図る。
- ・他の区市町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、事業の理解促進に向けて成果に関する周知を行う。

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）（指導部）

目 標

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援する。また、学習の支援をすることにより、学業不振による中途退学の防止につなげる。

取組状況

義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して放課後等に外部人材を活用した学習支援を行う学力向上研究校（校内寺子屋）を30校、2年間（令和4・5年度）指定した。

- ・国語、数学、英語において高校1年生20名程度の生徒を対象
- ・各教科週2回程度、放課後に2時間程度
- ・元教員や非常勤講師、大学生などの外部人材を活用し個別学習を実施

成 果

令和4年度の対象となる生徒の意欲向上に関するアンケート結果の分析

①校内寺子屋に参加して、学習意欲が向上しましたか。	74.1%
②校内寺子屋に参加して、分からない問題が分かるようになりましたか。	82.5%
③校内寺子屋に参加して、基礎学力が向上したと思いますか。	74.8%

課 題

地域によっては外部講師の確保が難しい学校があり、近隣の中学校や学習塾等との連携が必要である。

今後の取組の方向性

学校訪問を行い、指定校の課題をそれぞれ把握することで、基礎学力の向上や中途退学の防止により一層取り組む。

<東京都教育ビジョン（第4次）>

基本的な方針	12	家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動
施策展開の方向性	30	地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します
予算額：2,411,321千円		決算額：2,282,654千円

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

目 標

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実を図る。

取組状況

企業・大学・NPO等の専門的な教育力を、学校教育をはじめとした子供たちの教育活動に効果的につなげるための仕組みを生かしながら、多様な教育プログラムの提供及びその活用への促進を図った。

1 主な取組内容

- (1) 小・中学校等を対象とした、企業等外部の教育プログラムの効果的な活用について助言を行う「プログラムアドバイザー（教科学習分野、キャリア教育分野）」の配置（協力団体：3団体）
- (2) 「令和4年度地域学校協働活動推進フォーラム」のオンライン開催としての企画及び実施
- (3) 「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」における「教育プログラム」の提供及びその支援
- (4) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」サイト運営

年 度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
会員団体数	576団体	586団体	590団体	596団体	613団体

成 果

- ・会員団体数が、17団体増加した。
- ・「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」では、54団体が都立高校139校の「総合的な学習の時間」等において、「教育プログラム」の導入及びその支援を行った。

課 題

- ・コロナ禍において、積極的に外部の教育プログラム等を活用すること、又活用を促すことも困難な状況が続いた。
- ・新学習指導要領、放課後子供教室などの目的に適った学校内・外の教育活動に対応した「教育プログラム」の充実

今後の取組の方向性

- ・「統括コーディネーター」や「放課後子供教室スタッフ」等を対象とした会議や研修、フォーラム等を

通じて、企業・大学・NPO等の多様な教育プログラムの提示やプログラムアドバイザーの効果的な活用等について、周知等を行っていくとともに、企業・大学・NPO等との連携や多様な主体の「地域学校協働活動」への参画を推進し、子供たちの学びが充実するよう支援していく。

- ・会員団体である企業・大学・NPO等と連携しながら、都立高校における新学習指導要領（総合的な探究の時間）や放課後子供教室の活動等に対応した「教育プログラム」の導入を支援していく。

2 「地域学校協働活動」の推進（地域教育支援部）

(1) 「地域学校協働本部」の設置・促進

目 標

「地域学校協働本部」の設置を促進する。

取組状況

ア 区市町村の取組

区市町村が主体となって、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する事業を実施した。

- ・実施地区数及び学校数の推移

年度	H30 年度	R 1 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度
地区数 (区市町)	31 地区	32 地区	34 地区	36 地区	37 地区
学校数	1,246 校	1,309 校	1,327 校	1,355 校	1,390 校

- ・主な活動内容
学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

イ 東京都の取組

- ・推進委員会の開催 2回
教育庁関係課職員で構成する委員会を設置し、地域学校協働活動をめぐる各課関連事業について共有するとともに、今後の事業推進に向けた方策について協議を行った。

- ・情報提供や研修

「地域学校協働活動推進事業」報告書の印刷配布：2,000部

- ・地域学校協働活動推進フォーラムの実施

区市町村の地域学校協働活動関係者を対象とし、取組事例等動画を題材にオンライン会議によるテーマ別分科会を行った。

成 果

- ・地域学校協働活動推進事業実施校数
実施校数割合（区市町村立全学校数に占める実施校数の割合）

年度	R2年度	R3年度	R4年度
全学校数に占める実施校数の割合	71%	73%	74%
実施校数	1,334	1,360	1,390

課 題

- ・実施地区の拡大や実施地区における地域学校協働本部の設置の促進
- ・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

- ・未実施地区における地域学校協働本部の未設置理由を把握し、地域の実情に沿った設置を支援する。
- ・統括コーディネーターの配置を促進し、実施地区における地域学校協働活動の活性化を支援する。

(2) 統括コーディネーターの配置促進

目 標

「地域学校協働本部」の設置地区における統括コーディネーターの配置を促進する。

取組状況

- ・統括コーディネーター会議 8回（うち5回はフォーラム企画小委員会）
 都が統括コーディネーター（東京都地域学校協働活動推進員）を委嘱し、地域学校協働活動の推進等に関する情報交換や協議を目的として統括コーディネーター会議を開催した。またオンライン会議を併用し開催した。
- ・地域学校協働活動推進フォーラムの企画及び運営
 統括コーディネーターがプログラム内容の企画や運営の担い手となり、地域学校協働活動推進フォーラムにおけるテーマ別オンライン分科会を開催した。

成 果

- ・統括コーディネーターの配置
 令和元年度から地域学校協働活動推進事業実施地区における統括コーディネーターの配置を促進した。

配置地区数

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
地区数	4地区	29地区	31地区	32地区	34地区
統括コーディネーター数	7名	32名	34名	37名	42名

課 題

- ・統括コーディネーターの地域人材からの発掘
- ・実施地区における地域学校協働本部の設置の促進や地域コーディネーターの育成
- ・地域と学校が連携・協働した取組としての「地域学校協働活動」の推進

今後の取組の方向性

- ・統括コーディネーター会議の開催、統括コーディネーター会議を通じたコーディネーター研修情報や多様な地域学校協働活動事例の提供などにより、オンラインも活用しつつ、区市町村における取組充実を目指した支援に努める。

(3) 学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の設置に向けた調査研究の実施

目 標

元気高齢者が運営の担い手となり、多世代のつながりの中、学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等、様々な活動を実施する地域交流拠点を、学校の敷地内又は隣接地に整備する区市町村の取組を支援することで、元気高齢者の社会参加を促進するとともに、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを推進する。

取組状況

学校内地域交流拠点（コミュニティハウス）の活動支援及び調査研究の実施

ア コミュニティハウスにおける活動支援

学校支援活動や子供たちの放課後活動の支援等、地域学校協働活動の推進を図るとともに、様々な活動を通じて元気高齢者の社会参加を促進するため、清瀬市が清瀬中学校の敷地内に設置した地域交流拠点における活動支援を行った。

イ コミュニティハウスの活動における調査研究の実施

コミュニティハウスの活動によるソーシャルキャピタルの蓄積や、学校教育にもたらす効果を測定・検証するための調査を実施した。

成 果

コロナ禍ではあったが、ICTを活用するなど、地域のNPO法人が活動の中心となり、大学や企業と連携し、地域学校協働活動に取り組んだ。

3年間の活動により、他の校区においても、地域学校協働活動の取組が展開した。

これらの活動を通じて、地域における住民間の交流が進み、そのことが子供たちや地域住民等の人間関係作りに寄与した。

課 題

本事業の成果を区市町村における地域学校協働活動の充実支援に生かすための方策の検討

今後の取組の方向性

本事業の成果を踏まえ、区市町村における地域学校協働活動の持続可能な取組を支援する。

第6 点検・評価に関する有識者からの意見

佐々木 幸寿（東京学芸大学 理事・副学長）

1 主要事務事業全般について

「東京都教育ビジョン（第4次）」（教育振興基本計画）は、前提としての社会的背景を適切に把握した上で策定されている。特に、教育政策の遂行にあたって留意すべき事項として、客観的な根拠を重視した教育改革の推進をあげていることは、EBPM に基づいた政策形成が重視されていることのあらわれであること、また、新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造をあげていることは、激しく変化する社会状況や社会構造に適応しようとする姿勢を見ることができる。このような基本的な考え方を踏まえて、主要事業が策定されていることは、東京都教育委員会の実施する主要事業が、社会ニーズを踏まえて適切に構成される基盤となっていると考えられる。

2 個別の事務事業について

主要事業について基本的に客観的なデータ等に基づいて適切に分析がなされている。その上でこれらの成果の適切な解釈に基づいて改善を進めてほしい。ここでは2つの事業について言及する。基本的な方針1、施策展開の方向性1の1「小学校・中学校における基礎学力の定着」は、学校教育の基盤となる重要な事業である。小中学校ともに、授業が理解できると回答した者の割合が明確に改善傾向を示していることは重要な成果である一方で、全国平均を上回っている設問の割合が、小学校で改善傾向を示しているものの、中学校では低下している様子が見られる。これらのデータの内実を確認しながら、基礎学力の本質的な動向を継続的にモニターし、改善を図ってほしい。

また、基本的な方針3、施策展開の方向性6の2「中学校における英語教育の充実」において、英語スピーキングテストを実施し、都立高校入学者選抜においてこの成果を活用した取組は、その実施には相当に困難があったことが推測される。英語教育において「話すこと」の評価は重要であると指摘されながら、長きにわたってその評価を高校入試に活用することは公平性等の観点から実施が困難とされてきた。もとより困難な事業である上に、事業に対する世論も多様であると思われる。このような事業においては、事業のねらいとする目的を達成する上で、社会的合意が必要とされると思われる。保護者等に事業の必要性の理解を得る努力を継続するなどしながら本事業の改善、定着を図ってほしい。

3 点検・評価の在り方について

事業の評価においては、output レベル、outcome レベル、impact レベルの評価があり、各事業について、できるだけ、outcome レベル、impact レベルの指標で評価が行われることが望ましいが、事業の性格、その効果測定の特長、データ化のコスト等に応じて、適宜、指標を設定して実施するのが現実的であり、全体として概ね適切に評価が行われている。

4 その他

時代の変化等に応じて、教育施策に期待される内容も変化している。取組の状況、成果、優先度などに応じて、次期の計画に向けて、新しい取り組みを取り入れると同時に、事業の削減、整理、精選等も行なってほしい。

今年度、初めて、点検・評価の委員を拝命しました。民間企業に勤務しながら、学校現場に関わる観点で、僭越ながらいくつか感じたことを述べます。

全体としては、新型コロナウイルスによる影響が続く中、感染対策などを踏まえながら多くの事業を継続、新規プログラムの導入にご尽力くださっていることがよく分かりました。

多くの事業について、評価指標を設定し、成果を可視化するように進めていることも、評価できると思います。

一方で、教育における測定は非常に困難であることは承知ながら、多くの指標が実施側の「アウトプット」ベースであり、本質的な変化や成果、「アウトカム」に繋がるものになっていないところには課題があり、更なる議論・検討を期待したいところです。また、その際、学校現場においてデジタル化が進むのと同様、評価プロセスにおいてもうまくデータを取得・活用できる仕組みを整えることが望ましいと思います。

個別の事業については、外部連携の観点を中心にからいくつか気になった点を挙げさせていただきます。

■企業、専門学校と連携した IT 人材の育成について

工業高校と専門学校、IT 企業が連携して将来のキャリアを目指す取り組みについては、非常に先進的であり、取り組みとしては評価できると思います。一方で、まだ初期段階ではあるものの、新規実施校が増えたこのタイミングで、事業としての指標をより明確にしていく必要があるのではないかと思います。

■プログラミング教育の指標について

指導要領改訂によるプログラミング教育必修化を受けて、体制の整備やコンテンツの提供などを着実に進めていることについては理解いたしました。一方で、情報ポータルサイトでの「東京モデル」の公開や、外部人材活用によるプログラムのアーカイブの提供については、指標が提供実績についてのみとなっており、その後の活用状況（ダウンロード数や授業での実践数など）を捉えないと、本質的な事業の効果検証にはならないのではないかと考えます。一方で、教員へのアンケートなどの実施は現場への負荷にもつながることから、少なくとも、再生回数やダウンロード回数など、テクノロジーでカバーできるところから進めていただけると良いのではないのでしょうか。

■プログラミング教育、グローバル人材育成の本質的な目的と社会変化の理解について

これからの社会を生きる子供たちにとって、「プログラミング」や「英語」は必須スキルであると共に、あくまでも論理的思考を身につけたり、コミュニケーションを行ったりする「手段」でもあります。現時点で、研究校の指定や教材の提供、教員のサポートなど、これらの能力の育成のための取り組みが多岐にわたって行われていることは評価すべきだと思います。

一方で、テクノロジーの活用により、社会の仕組み、そして未来の職業や働き方が著しく変わることが想定されます。また、自動翻訳機能の活用やオンライン上の仕組みの充実により、海外に行かなくても、海外に向けた発信や、外国籍の人とのやりとりが可能となります。従って、教材の充実、指導力の向上もさる事ながら、今後策定する教育ビジョンの中では、外部有識者や企業などとの連携を通じて、教員の皆さんにも、前提となる社会の変化を本質的に理解したり、児童・生徒が、そのような話を聞ける機会を設けていただいたり、というようなことができると望ましいのではないのでしょうか。

近年の EBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）が大きく広がる中、それぞれの「基本的な方針」に対して評価指標を設定するなど、報告書の中で客観的な指標（データ）を数多く用いることで、分かりやすい点検・評価になっています。

「東京都教育ビジョン（第4次）」に沿って東京都教育委員会が取り組む多岐にわたる施策・取組について点検・評価していますが、予算や人員が確保できる部分で国の施策よりも手厚くなるように工夫されている取組が多く、報告書内で提示された様々な客観的指標の状況を見ても、全般的に教育施策を着実に進められていると評価しております。

以下、特に注目した施策・取組3点を取り上げて意見を述べます。

①基本的な方針1『全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育』について

多くの自治体が全国学力・学習状況調査での各教科平均正答率を取り上げる中で、東京都では各設問の正答率や無回答率を取り上げることで、より深掘りした形で課題を把握して改善につなげようとしている点が評価できます。この指標に関する目標達成は実は相当困難であるため、目標を達成できなかったことをそのまま「失敗」とみなすのではなく、今後の改善につなげるための意思を込めた目標として捉えていただきたいと思います。

②基本的な方針3『グローバルに活躍する人材を育成する教育』について

東京都では英語教育に特に力点を置いており、これから社会で求められる人材を育てるためには非常に重要な取組です。「小学校における英語教育の充実」では小学校英語教員の確保に苦勞されている状況が見えますが、小学校英語に特化した人材を多く育成することは一定の時間を要するため、着実な取組を継続することが求められます。

また、「中学校英語スピーキングテスト（EAST-J）」について、CEFR A1 レベル以上を取得した生徒が全体の9割を超えており、英語「話すこと」について成果が見られていると評価できます。ただ、都立高校入学者選抜での活用については、進路に影響する受験生をはじめとした学校関係者から様々な意見が提起されており、取組の趣旨や内容について丁寧に広報するとともに、令和5年度以降は実施方法を改善することが強く望まれます。

③基本的な方針10『教育の質を向上する「働き方改革」』について

全国的に学校教員の働き方改革が求められる中で、教員の校務負担軽減のために時間講師やスクール・サポート・スタッフを配置し、副校長の負担軽減のために「副校長補佐」等の支援員を任用・配置するなど、東京都として実効性の高い施策を推進しています。また、公益財団法人東京学校支援機構と提携した「TEPRO Supporter Bank 事業」をはじめとした様々な学校サポート体制整備をされており、これらの「働き方改革」に向けた先進的な取組を是非継続していただきたいと思います。

以上で触れられなかった様々な施策も含めて、高く評価できる取組もあれば、課題が残された取組もあると思います。今回の点検・評価の結果は、今後の改善につなげていただくとともに、来年度からの新たな「東京都教育ビジョン」策定に向けても大いに活用していただきたいと思います。今後の取組にも大いに期待しております。

<資料>

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱
20教総政第135号
平成20年6月12日
教 育 長 決 定

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 点検及び評価は、前年度の東京都教育委員会の権限に属する主要な事務事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

- 2 点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。
- 3 施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。
- 4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

(委 任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

- この要綱は、平成20年6月12日から施行する。
この要綱は、平成27年6月26日から施行する。
この要綱は、令和 2年5月12日から施行する。